

# **アメリカ合衆国クラスアクション調査報告書**

2007年12月

－日本弁護士連合会・京都弁護士会－



## 目 次

第1章 はじめに—私たちの問題意識—	1
第2章 調査の概要	
1)調査日程及び訪問調査先一覧	3
2)調査団員一覧表	5
第3章 クラスアクション制度の概要	
1. クラスアクションとは	7
2. クラスアクションの歴史	7
3. クラスアクションの根拠法令	8
4. クラスアクションの要件	9
5. クラスアクションの手続上の諸問題	13
6. クラスアクション公正法	20
第4章 カリフォルニア州におけるクラスアクション運用の実情	
1. クラスアクションの提起まで～原告側弁護士からの視点を中心として～	25
2. クラス認証における諸問題	27
3. ディスカバリー(Discovery)について	34
4. クラスアクションの解決における全体的動向	38
5. 損害の認定方法	39
6. 和解による解決	43
7. 賠償金のクラス構成員への分配	46
8. 弁護士報酬	47
第5章 クラスアクションへの実務家及び消費者団体の関与	
1. 原告側法律事務所の役割	50
2. 裁判官の役割と関与	50
3. 消費者団体の役割と関与	51
第6章 本調査のまとめ及び日本法への示唆	
1. クラスアクションのメリット	53
2. クラスアクションの問題点	54
3. 日本法への示唆	55
第7章 議事録	
1)学者	
デボラ・ヘンスラー、スタンフォードロースクール教授(Ms. Deborah Hensler, Stanford Law school)	58

リチャード・マーカス、カリフォルニア大学・ヘイステイングス校ロースクール教授(Mr. Richard Marcus, Hastings College of the Law, University of California) .....	62
2)消費者側弁護士	
ジラード・ギブス法律事務所(GIRARD GIBBS LLP) .....	68
スチューデバント法律事務所(Sturdevant Law Firm) .....	79
3)企業側弁護士	
Heller Ehrman LLP .....	86
ジュリア・ストリックランド(Ms Julia Strickland)弁護士 .....	92
4)裁判所	
サンフランシスコ上位裁判所複雑訴訟部(Superior Court of the State of California) .....	98
5)消費者団体	
パブリックシチズン(Public Citizen) .....	105
インパクトファンド(The Impact Fund) .....	108

#### 添付資料

- 1 連邦民事訴訟規則 23 条(仮訳・原文)
- 2 クラスアクション公正法(原文)
- 3 カリフォルニア州民事訴訟法(仮訳・原文)
- 4 カリフォルニア州民法 1750 条以下(抄)「消費者の法的救済に関する法律」(仮訳・原文)
- 5 弁護士委任契約書例(仮訳・原文)
- 6 クラスアクション訴訟の訴状例(i-pod 事件、要約訳・原文)
- 7 クラス認証の決定例(仮訳・原文)
- 8 オプトアウト告知書
- 9 和解告知書
- 10 インパクトファンドの支援対象一覧(インパクトファンド作成、英語)
- 11 インパクトファンドの関与訴訟一覧(インパクトファンド作成、英語)
- 12 クラスアクション訴訟の情報を提供するウェブサイト(インパクトファンド作成、英語)
- 13 Girard Gibbs 法律事務所からの追加回答

## 第1章 調査の目的ー私たちの問題意識ー

私たちは2007年6月11日から同月14日にかけて、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市を中心とした地域で、同国のクラスアクション制度の実情調査を実施した。今回の調査は、日弁連消費者問題対策委員会と京都弁護士会消費者保護委員会が共同で行った。調査団のメンバーは主にこれらの委員会に所属する弁護士である。

消費者団体訴訟制度が2006年の消費者契約法の改正によって創設され、2007年6月7日の施行によってスタートした。今回制度化された消費者団体訴訟制度は、消費者契約法に抵触する事業者の勧誘行為や不当条項の使用に対して、消費者団体に差止請求権を認めたものである。消費者団体自身が、消費者個人の訴え提起を前提とせず、自ら直接訴えを起こせるという点で、わが国の従来の権利保護システムとは異なる新しい制度であり、消費者取引の公正化や事前差止による被害の拡大防止・予防に資する画期的な制度である。

しかしながら、消費者団体による、事業者に対する損害賠償及び不当な利得吐き出しのための金銭請求制度の創設は今後の検討課題として見送られてしまった。

私たちは消費者団体による金銭請求制度の実現が必要であると考えている。消費者被害には、大量・広範に被害が発生しているものの個々の被害の金額が僅少であるものが数多くある。このような被害回復を個々の消費者が求めるることは時間的・経済的コスト等により一般に極めて困難である。さらに、事業者には不当な利得が残ることとなるが、これはいわゆるやり得を許容するもので、結果的に同種の消費者被害を根絶することにならない実情がある。現行の制度は、消費者被害の回復、違法行為の抑制に必ずしも有効なものとなっておらず、効率的な消費者の被害回復が図られるとともに、違法行為を行った事業者に不当な利得を吐き出させるなどして、違法行為の抑止が図られなければならない。消費者団体の社会及び消費者全体に対する公益的役割にかんがみて、適格消費者団体に付与する訴訟上の請求権として差止請求権だけでなく損害賠償および利得吐き出しの金銭請求権を付与すべきであると考えている。

日本にどのような消費者団体による金銭請求制度を創設するかについて早急に意見をまとめていく必要があるが、さまざまな制度設計が考えられ、それぞれの制度設計にあたり検討すべき課題も多い。そのためには、日本の実情を検討するとともに、消費者団体が主体となるものではないが、少額多数被害事件の被害救済として活用されているアメリカ合衆国のクラスアクション制度について、その実情を把握することが有用である。

日本弁護士連合会や京都弁護士会の消費者団体訴訟制度に関する海外調査はこれまで、急ピッチで消費者団体訴訟制度の整備を実施してきたEU諸国を中心であったが、クラスアクション制度はEU諸国にはない被害救済制度である。クラスアクション制度については、日本における文献では十分に把握できない点が多くあり、とりわけ最近の実務がどのように行われているかは、ほとんど我が国に紹介されていない。少額大量被害の被害者救済にあたり、被害者をどう特定するのか、損害額をどう立証し認定しているのか、損害額の分配はどのように行われているのか、和解はどのような内容となっているか、制度の問題点は何か、などクラスアクション制度について知りたい諸問題は、日本に集団的な金銭請求制度を創設するにあたっても検討し解決しなくてはならない問題である。そこで、私たちは、実際にクラスアクションに携わっている弁護士、裁判官、学者、消費者団体を対象に、新たな調査を実施することとした。

この調査によって、私たちはクラスアクション制度の柔軟な運用の実際と、その有用性と問題点を知ることができた。そして、ディスカバリー制度の充実と少額多数被害に適した損害賠償の認定など、必要な制度設計が工夫され、それが不可欠であることを知った。

この調査によって、私たちは消費者団体による金銭請求制度の実現が必要であることに確信を持つとともに、我が国の実情に合わせた少額多数被害の救済と不当な利得吐き出しをはかるための新しい制度設計を行っていく必要性を強く感じている。

この調査を踏まえ、日弁連消費者問題対策委員会、京都弁護士会消費者保護委員会では消費者団体による金銭請求制度の日本における実現、そしてその内容が消費者の権利実現のために世界に誇れるものとなるよう、研究し、提案していきたいと考えている。この報告書を読まれた皆さんも、ぜひ考えていただきたい。

短期間の調査を急いでとりまとめたものであり、不十分なところも多いと思われる。皆さんのお恵みのないご意見をお願いする次第である。

最後に、今回の調査においては、訪問先の選定と訪問日時・場所の設定について、カリフォルニア大学ヘイスティングス校ロースクールのリチャード・マーカス教授と慶應義塾大学大学院法務研究科・法学部教授の三木浩一教授に多大なご協力をいただいた。また、両先生には事前に私たちの関心に沿ってアメリカ法の概要説明や質問にお答えいただいた。今回の調査が充実したものとなったのは特に両先生のご協力によるところが大きく、この場をお借りして深く感謝を申し上げたい。さらに、カリフォルニア州弁護士である鈴木淳司弁護士には、わざわざ出張先の日本から一時帰国していただき、専門的内容について的確な通訳をしていただいた。複雑なクラスアクション制度の内容を私たちが理解できたのは、鈴木弁護士の通訳のたまものであり、深く感謝申し上げる。同様に日本とアメリカで通訳の労をとつていただいた富増四季弁護士にも感謝申し上げたい。また、各訪問先の皆さんにも私たちの調査を快く引き受けいただいたことをこの場を借りて御礼申し上げる次第である。

## 第2章 調査の概要

### 1) 調査日程及び訪問調査先一覧

#### I 日本における調査

##### 1 消費者団体

聴取日時 2007年5月26日 午後4時30分から6時30分

調査場所 京都市・御池総合法律事務所

調査先 消費者団体 パブリック シチズン Public Citizen

聴取先対応者 アラン モリソン Alan B Morrison

(訴訟担当部門責任者・弁護士)

#### II 米国における調査(調査順による)

##### 1 企業側(被告側)法律事務所

聴取日時 2007年6月11日 午前10時から13時

調査先 法律事務所名 Heller Ehrman LLP

住所 333 Bush Street

San Francisco, CA 94104-2878

tel:415-772-6080(direct)

聴取先対応者 ピーター・ヘッカー Peter Hecker 弁護士

アンナ・マクリーン Anna Mclean 弁護士

ダニエル・スローター Daniel Slaughter 弁護士

ニール・ポポヴィッチ Neil Povich 弁護士

##### 2 消費者団体

聴取日時 2007年6月12日 午前10時から12時

調査先 消費者団体 インパクト フンド The impact fund

住所 University Avenue, Suite 102, Berkeley CA 94710

tel: 510-845-3473

fax: 510-845-3654

聴取先対応者 ブラッド・セリグマン Brad Seligman (常任理事)

##### 3 学者

聴取日時 2007年6月12日 午後3時から5時

聴取先対応者 デボラ・ヘンスラー Deborah Hensler 教授

(スタンフォード・ロースクール Stanford Law School)

##### 4 学者

聴取日時 2007年6月13日 午前9時30分から12時

調査先 カリフォルニア大学・ヘイスティングス校ロースクール Hastings College of Law

200 McAllister St., San Francisco, Calif. 94102

聽取先対応者 リチャード・マーカス Richard Marcus 教授  
(カリフォルニア大学・ヘイスティングス校ロースクール Hastings College of Law)

5 消費者側(原告側)法律事務所

聽取日時 2007年6月13日 午後3時から5時50分

調査先 法律事務所名 GIRARD GIBBS LLP

住所 601 California Street, Suite 1400, San Francisco, CA 94108

tel:415-981-4800

fax:415-981-4846

聽取先対応者 エイ・ジェイ・バートロモ A. J. De Bartolomeo パートナー弁護士  
ダニエル・ジラール Daniel C. Girard シニアパートナー弁護士  
ティナ・コノリー Dene Connolly アソシエイト弁護士  
アイリーン・エプスタイン Eileen J. Epstein マーケティング担当

6 消費者側(原告側)弁護士

聽取日時 2007年6月14日 午前9時30分から12時

調査先 法律事務所名 The Sturdevant Law Firm

住所 475 Sansome Street, Suite 1750, San Francisco, CA 94111

tel:415 477 2410

fax:415 477 2420

聽取先対応者 マーク・ジョンソン Mark T. Johnson 弁護士  
マニック・オリヴァー Monique Olivier 弁護士

7 企業側弁護士

聽取日時 2007年6月14日 午後1時30分から3時

聽取先対応者 ジュリア・ストリックランド Julia Strickland 弁護士

(the Los Angeles office of Stroock & Stroock & Lavan.)

8 サンフランシスコ上位裁判所

聽取日時 2007年6月14日 午後4時30分から6時30分

(午後3時45分から4時30分 クラスアクション審理の法廷傍聴)

調査先 サンフランシスコ上位裁判所複雑訴訟部法廷 Superior Court of the State of California

住所 Superior Court of the State of California, county of San Francisco

tel:415-551-4063

fax:415-551-4068

聽取先応対者 リチャード・クレイマー Richard Kramer サンフランシスコ上位裁判所複雑訴訟部裁判官(裁判長)

## 2) 調査団員一覧表

### 団長

野々山 宏 弁護士  
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員  
京都産業大学法科大学院教授  
御池総合法律事務所  
京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階

### 事務局長

大高 友一 弁護士  
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事  
弁護士法人みやこ法律事務所  
京都市中京区堺町通御池下る吉岡御池ビル8階

### 団員

井田 雅貴 弁護士  
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事  
弁護士法人リブラン法律事務所  
大分県大分市中島中央2-2-2

荻原 典子 弁護士  
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員  
名古屋第一法律事務所  
愛知県名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル5階

尾崎 敬則 弁護士  
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事  
尾崎総合法律事務所  
大阪市北区西天満2-6-8 堂島ビルヂング8階821

河原田 幸子 弁護士  
大阪弁護士会消費者保護委員会委員  
尾崎総合法律事務所  
大阪市北区西天満2-6-8 堂島ビルヂング8階821

酒井 俊皓 弁護士  
日本弁護士連合会業務改革推進委員会委員  
酒井法律事務所  
愛知県名古屋市中区丸の内3-17-4 第11KTビル10階

佐々木 幸孝 弁護士  
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員  
亀戸法律事務所  
東京都江東区亀戸6-57-19 丸宇本社ビル6階

長野 浩三 弁護士  
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長  
御池総合法律事務所  
京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階

平尾 嘉晃 弁護士  
京都弁護士会消費者保護委員会委員  
中村利雄法律事務所  
京都市中京区河原町二条西入 二条スカイビル5階

本間 紀子 弁護士  
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事  
四谷の森法律事務所  
東京都新宿区四谷2-4 久保ビル9階

富増 四季 弁護士 (通訳)  
鴨川法律事務所  
京都市中京区魅屋町通丸太町下ル舟屋町407 長栄ビル2階

学者(アドバイザー)  
三木 浩一 慶應義塾大学大学院法務研究科・法学部教授  
東京都港区三田2-15-45

通訳  
鈴木 淳司 カリフォルニア弁護士会所属弁護士  
マーシャル・鈴木総合法律事務所パートナー弁護士  
150 Spear Street, Suite725, San Francisco, CA 94105

## 第3章 クラスアクション制度の概要

### 1. クラスアクションとは

クラスアクションとは、「共通点をもつ一定範囲の人びと一これを *class* といふを代表して、一人または数名の者が、全員のために原告として訴えまたは被告として訴えられるとする訴訟形態」<sup>1</sup> であり、アメリカ合衆国において独自の発展を遂げたものである。

クラスを代表する「一人または数名の者」がそのクラス構成員でさえあれば、他のクラス構成員から特段の授権や委任を受けずに訴訟を追行することができるだけでなく、その代表者の訴訟追行の結果に全構成員が基本的に拘束されるという点に大きな特徴がある訴訟形態である。クラスアクションではクラス構成員からの個別の授権等を要しないことから、比較的容易に集団訴訟を形成することが可能とされており、現代アメリカでは、一定の集団に対する差別的取扱が問題となることの多い公民権訴訟の他、少額多数被害であることが多い消費者事件においても広く活用されている。

なお、日本の現行の選定当事者制度が日本版クラスアクションなどと表現されることもあるが、アメリカ合衆国のクラスアクションにおいては、クラス代表者でないクラス構成員はオプトアウトの手続を取らない限り訴訟の結果に拘束され、この点で、個別の選定行為（オプトイン）を原則とする選定当事者制度とは根本的に制度が異なることに注意する必要がある。

### 2. クラスアクションの歴史<sup>2</sup>

#### （1）クラスアクションの起源及び発展

クラスアクションは、元来、エクイティ<sup>3</sup> 上で発達してきたものとされ、17世紀のイギリスにおける濫訴防止訴状（bill of peace）制度<sup>4</sup> にその端緒を有する。このイギリスの制度がアメリカ合衆国にも継承され、発展したのが現在のクラスアクション制度である。

合衆国では、19世紀からエクイティ上の集団訴訟としてクラスアクションの実例が見られ、エ

\*1 田中英夫編集代表「英米法辞典」（東京大学出版会、1991年）

\*2 参考：John J.Cound and others, Civil Procedure cases and materials 7th edition, 1999, 683p、上原敏夫「団体訴訟・クラスアクションの研究」（商事法務研究会、2001年）133頁以下、杉野文俊「米国の巨額PL訴訟を解剖する クラスアクションの脅威とその対策」（商事法務、2004年）140頁、大村雅彦=三木浩一編「アメリカ民事訴訟法の理論」（商事法務、2006年）228頁以下、メリ・K・ケイン、石田裕敏訳「アメリカ民事訴訟手続（第4版）」（木鐸社、2003）213頁以下、内閣府国民生活局「諸外国における消費者団体訴訟に関する調査」（平成16年9月）138頁以下

\*3 英米法は判例法を第一次的法源とするが、この判例法には、大きく分けてコモンロー分野とエクイティ分野があり、歴史的には、それぞれ別々の判例法体系として発達してきた。おおまかに言えば、コモンローを原則とし、エクイティはコモンローを補うものとして発達してきた。それぞれの分野で認められる救済方法は全く異っていて、コモンロー上の救済方法は金銭賠償に限定されるが、エクイティ上の救済では差止命令等が認められる。また、歴史的には、取扱う司法機関も異なっていた。もっとも、現在のアメリカでは同一の裁判所が両方の分野を取扱う（参考：丸山英二「入門アメリカ法」（弘文堂、1990年））。

\*4 類似の訴訟が多数提起されることを防止するために、多数当事者の共通問題を一括して処理するためにエクイティ裁判所により認められた制度

クイティ規則にもクラスアクションの規定が明文化されるようになったが<sup>5</sup>、さらにコモンローとエクイティの融合に伴って、コモンロー分野でもクラスアクションが用いられるようになり、1938年には連邦民事訴訟規則<sup>6</sup>23条(旧23条)にクラスアクションの規定が明文化されるに至った。そして、この旧23条の規定を参考にして、多くの州の民事訴訟法でも同様の規定が導入された。

## (2) 現行連邦民事訴訟規則23条の制定

この旧23条は、クラスアクションの要件を「真正(true)」「混合(hybrid)」「疑似(spurious)」の三類型に分けて規定し、類型毎に判決効の及ぶ主観的範囲に差異を設けていた<sup>7</sup>。しかし、この旧23条の規定は要件が抽象的で、手続面でも裁判官の裁量に多くを委ねていたため、実務上、混乱が生じていたことから、連邦民事訴訟規則旧23条は1966年に全面改正され、現行の23条が制定された。

その後、多くの州では、連邦民事訴訟規則23条を基本として州の民事訴訟法を制定しているが、旧23条の規定を維持している州もいくつかあり、また、後記のカリフォルニア州のように19世紀に遡る古いタイプの規定を維持している州もある。さらに、クラスアクション自体を認めていない州もある<sup>8</sup>。

## (3) 2003年連邦民事訴訟規則23条改正とクラスアクション公正法の制定

1990年代に入ってから、大量不法行為(Mass Tort)をはじめとする消費者クラスアクションが激増し、これに伴う弊害も指摘されるようになってきたため、2003年に連邦民事訴訟規則23条が改正された。改正のポイントは、「クラス認証の時期」「弁護士の指定」「弁護士報酬」「和解」などである。具体的には各項目で触れる。

また、さらにクラスアクションの「公正化」を目的とするクラスアクション公正法が2005年に制定されているが、これは項を改めて述べる。

## 3. クラスアクションの根拠法令

アメリカ合衆国は連邦制国家であるため、連邦レベルと州レベルでは異なる法体系を構成しており、かつ州毎にも全く異なる法体系が存在する。法体系だけでなく、裁判所システムも異なる体

---

\*5 1833年の連邦エクイティ規則48条

\*6 連邦議会の定めた包括的授權法によって連邦最高裁に付与された規則制定権に基づき、連邦最高裁が定めた規則

\*7 「真正クラスアクション」は、クラス構成員の全ての権利が結合されたものであるか共通であるクラスアクションであり、判決は不在当事者も含めて全てのクラス構成員を拘束する。「混合クラスアクション」は、クラス構成員がそれに関する権利を有する財団や財産がある場合に(ただし、その権利は共通するものである必要はない)認められるクラスアクションであり、当該財団や財産に関わる全てのクラス構成員に判決効が及ぶ。「疑似クラスアクション」は、クラス構成員に共通の事実ないし法的な争点があるだけのクラスアクションであり、手続に参加した者にのみ判決効が及ぶ(Richard Marcus/Thomas Rowe,Jr.,Civil Procedure 15th edition, gilbert law summaries, para 1061)。

\*8 ウェストバージニア州やミシシッピ州などがそうである(齋藤康弘=上田淳史「クラスアクション公正法の評価と日本企業への影響」商事法務1769号40頁(2006年))。

\*9 後記6. 参照。なお、クラスアクション公正法は、主に消費者クラスアクション(consumer class action)を念頭に置いて、連邦民事訴訟規則の特則を定めるものであり、連邦民事訴訟規則23条自体を改正するものではない。

系で存在しているため、クラスアクションがどのような要件で認められるかについては、当該事件が提起された裁判所に適用される民事訴訟のルールを検討する必要がある<sup>10</sup>。なお、連邦裁判所と州裁判所の管轄区分の問題については、後記5. (1) 参照。

#### (1) 連邦裁判所におけるクラスアクションの根拠法令

連邦裁判所において行われるクラスアクション訴訟には前記連邦民事訴訟規則23条が適用される。これは、当該事件の実体法として州法が適用されるか連邦法が適用されるかを問わない<sup>11</sup>。

#### (2) 州裁判所におけるクラスアクションの根拠法令

州裁判所において行われるクラスアクション訴訟については、当該州のクラスアクションに関する規定が適用される。

例えば、カリフォルニア州においてクラスアクションの根拠規定となっているのはカリフォルニア州民事訴訟法 382 条以下である(参考資料3)。これは、他の一般的な州と異なり、ニューヨーク州フィールズ法典<sup>12</sup>に基づき古く古いタイプのもので極めてシンプルな規定となっており、クラスアクション手続に関する詳細な事項を定めてはいない。このため、カリフォルニア州裁判所は、連邦民事訴訟規則 23 条を参考にして、法令の規定を補っている<sup>13</sup>。

なお、カリフォルニア州では、このクラスアクションに関する一般的なルールに加えて、一定の消費者事件に関するクラスアクションを規律する特別なルール(消費者の法的救済に関する法律 Consumer Legal Remedies Act、以下「消費者救済法」という。)がある<sup>14</sup>。この消費者救済法は、連邦民事訴訟規則 23 条に近い手続規定を定めている<sup>15</sup>。

### 4. クラスアクションの要件<sup>16</sup>

前記のとおり、多くの州では連邦民事訴訟規則を基本として州の民事訴訟法を制定しており、またカリフォルニア州でも連邦民事訴訟規則の規定がクラスアクションの運用に大きな影響を及ぼしていることから、まず、連邦民事訴訟規則上のクラスアクション要件を検討する。

#### (1) 4つの基本要件

\*10 モリソン・フォスター外国法事務弁護士事務所「アメリカの民事訴訟(第2版)」(有斐閣、2006年) 17 頁以下

\*11 丸山・前掲\*3・60 頁以下

\*12 1849 年にニューヨーク州で制定された成文民事訴訟法典

\*13 City of San Jose v. Sup.Ct.(Lands Unlimited)(1974) 12 C3d 447, 453, 115 CR 797, 801

\*14 このカリフォルニア州消費者救済法は、一定の消費者取引における事業者による不公正な取引方法を規定すると共に、不公正な取引方法により被害を被った消費者は、事業者に対して、現実損害の補償(最低 1000 ドル)や差止命令、懲罰的賠償などの請求ができると規定する(1770 条、1780 条)。その上で、消費者は、事業者に対して、クラスアクションにより、これらの請求ができると定めている(1781 条以下)。条文につき参考資料4参照

\*15 連邦民事訴訟規則と異なる点としては、訴訟提起前に相手方に対して告知を行い不公正な行為の是正を求める必要があり、適切な措置が取られた場合または適切な措置が取られるであろう場合には、クラスアクションの提起ができないといった点などがあげられる。

\*16 本項に関する参考文献として、Marcus/Rowe, *supra* note 7, Robert H. Klonoff, *Class Actions And Other Multi-Party Litigation in a Nutshell* 3rd Edition, 杉野・前掲\*2・147 頁以下

連邦民事訴訟規則 23 条(a)は、ある事件をクラスアクションとして遂行させるための基本となる 4 つの要件を定めている。クラス認証を受けるためには、この4つの要件を全て満たす必要がある。大きく分ければ、①②は「クラス」自体の客観的要件であり、③④は代表性に関する要件である。

### ①併合訴訟が現実的でないほどクラス構成員の数が大きいこと (Numerosity)

理念的には最も重要な要件であるという<sup>17</sup>。併合訴訟が現実的ではないからこそ、クラスアクションとしてクラス代表者にクラス構成員全員を代表させる必要性が生じるからである。

併合訴訟が不可能であることまでは必要ではないが、現実的ではないことは要する。ただし、具体的な人数が規定されているわけではないので、25 人のクラスが認められたケースもある一方<sup>18</sup>、規模の大きなクラスでは 600 万人という例もある<sup>19</sup>。かならずしも人数は決定的な要素ではなく、併合訴訟が現実的かどうかという判断要素の一つとして考慮される。人数以外の考慮要素としては、請求額や個別訴訟提起の可能性、各原告の所在などがある<sup>20</sup>。

一般に、消費者事件であれば、この要件が問題になるようなことは少ないという<sup>21</sup>。もっとも、規模が大きくなりすぎると、他の要件(クラスアクションを適正に運営できるか、クラス構成員に告知が可能か)との関係で問題が生じうることに留意する必要はある<sup>22</sup>。

### ②法的又は事実のレベルで共通の争点があること (commonality)

クラス構成員の各請求に共通性が認められるからこそ、単一の手続で訴訟を行う実益があるとされる<sup>23</sup>。条文上は、「questions」となっていて複数以上の共通争点が必要にも見えるが、実務上は共通争点は一つ以上あれば足りるとされる<sup>24</sup>。

例えば、人に生じた損害の賠償をクラスアクションで請求する場合、個別の争点も問題とはなりうるが、共通する法的責任原因があるのであれば、共通の争点があるといえる<sup>25</sup>。

なお、近時、この commonality の要件と、後記の typicality(典型性)の要件及び(b)(3)タイプのクラスアクションで問題となる predominance (優越性)の要件は融合する傾向にあり、いずれの要件も、当該クラスアクションが効率的であり、かつ代表原告とクラスの請求が関連し合っていて、クラス構成員の利益が適切に保護されるかどうかという判断の中で問題となるものとされている<sup>26</sup>。

\*17Klonof, *supra* note 16, page 33

\*18Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1065

\*19Eisen v. Carlisle & Jacquelin, 417 U.S. 156(1974)

\*20Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1065

\*21 マーカス教授議事録

\*22Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1067

\*23Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1070

\*24Klonof, *supra* note 16, page 39

\*25Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1074、ただし、このようなケースは後記(b)(3)タイプのクラスアクションとして提起されることが通常であるが、そうすると(b)(3)タイプの要件の一つである共通争点の「優越性」があるかどうかが別途問題となりうる。後記4. (2)③。

\*26Amchem Prods., Inc. v. Windsor, 521 U.S. 591(1997)、Klonof, *supra* note 16, page 45

### ③クラス代表者の請求がクラス構成員の請求の典型であること (Typicality)

クラス代表者の請求がクラス構成員の請求の典型であることによって、代表者の請求を審理することによってクラス構成員全体の審理をしたと評価できるし、また、代表者がクラスの利益を適切に代表しうると判断する基礎ともなりうる。

なお、訴訟進行中、代表原告の請求権の存否に疑義が生じた場合、新たな代表原告を選出することもありうる<sup>27</sup>。

### ④代表者が公正かつ適正に他のクラス構成員の利益を保護しうること (Adequacy)

憲法上の要請でもある適正手続 (due process) の観点から求められる要件である。請求典型性の要件と類似するものがあるが、適正代表の要件は、主としてクラス代表者と他のクラス構成員との間に利害相反が生じないかどうかをチェックするものである<sup>28</sup>。

訴訟進行中にこの要件を欠くことが明らかになった場合には、裁判所はクラス認証を取り消すことができる<sup>29</sup>。また、クラス構成員の間で利害相反が生じることが明らかになった場合には、クラスをいくつかのサブクラスに分割させて訴訟を進行させることもできる<sup>30</sup>。

仮に、この要件を欠いたまま(被告からも特に異議が出されず)判決に至った場合には、事後、クラス構成員は判決に拘束されないことを主張することができる<sup>31</sup>。

## (2) 3つのクラスアクション類型

さらに連邦民事訴訟規則 23 条(b)項は、23 条(a)項の条件を満たすことを前提として、さらに以下の三つの類型のどれかに合致することをクラスアクション追行の要件とする。

①個々の訴訟追行がなされた場合において、(A) 判決の不一致により被告に異なった行為が求められる事態が生じる危険や (B) 他の当事者の利益を害する危険が認められる場合 ((b)(1)タイプ)

(A)の具体的なケースとしては、ある工場が様々な環境被害を生じさせているところ、工場の周辺住民が個々別々に様々な要求を裁判で求めてきているような場合が考えられる。このようなケースで全ての請求が個々に認容されると、工場側は互いに矛盾するような内容の義務を負ってしまう危険があるからである<sup>32</sup><sup>33</sup>。

(B)の具体的なケースとしては、被告側の支払能力に限度があり、個別訴訟の追行に任せた場合、早い者勝ちになてしまうようなケースがあげられる<sup>34</sup>。しかしながら、大規模人身損害

\*27 Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1078

\*28 Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1079-1080

\*29 Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1082

\*30 連邦民事訴訟規則 23 条(c)項(4)、Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1083

\*31 Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1080、*Hansberry v. Lee*, 311 U.S. 32(1940)

\*32 Klonof, *supra* note 16, page 68

\*33 一方、不法行為による人身損害のようなケースで、証拠関係の相違により被害者毎に異なる判断が出される可能性があるとしても、それは(b)(1)タイプのクラスアクションとして認可するに十分ではないとされる( *McDonnell Douglas Corp. v. District Court*, 523 F.2d 1083(9th Cir. 1975) )、Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1086 )

\*34 Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1087

(Mass Tort)のように請求額合計が被告企業の資力を超えるようなケースにおいて、(b)(1)タイプのクラスアクションとしてクラス認証することについては、裁判所は否定的である<sup>35</sup>。

②相手方がクラス構成員全員に対して一定の行為（不作為を含む）をしているため、差止命令や勧告による救済が適しているような場合 ((b)(2)タイプ)

差止請求を求めるクラスアクションである。

なお、差止請求と併せて金銭的請求もなされているケースにおいては、個々のクラス構成員の損害額が一定の基準で統一的に算定しうるようなケースのように、金銭的請求に伴って生じる争点がほとんど無いような場合には、裁判所は「混合(b)(2)クラス」としてクラス認証をすることがある<sup>36</sup>。しかし、一般的には、金銭的請求もあわせて行うようなケースでは、(b)(2)タイプのクラスアクションとしてクラス認証を受けることは困難である<sup>37</sup>。

③クラスにおける共通の争点が他の争点に優越するものであって (predominance of common questions)、かつ他の可能な手段と比べて、クラスアクションによることが適切であると認められる (Superiority) 場合 ((b)(3)タイプ)

現在、最も利用されている<sup>38</sup> クラスアクションの類型である。

連邦民事訴訟規則 23 条(b)項(3)は、(b)(3)タイプのクラスアクションとしてクラス認証するための考慮要素として、「個別訴訟で追行させることの利益」「問題となっている紛争に関してすでに提起されている個別訴訟の数と内容」「訴訟を一つにまとめるの望ましさ」「個々の構成員の利益の内容」「クラスアクションとしての運営可能性」を規定しているが、いずれも抽象的なものにとどまり、実際にはケースバイケースで判断されることになる<sup>39</sup>。

(a) クラスにおける共通争点が他の争点に優越するものであること

共通争点とその他の争点との相対的重要性を比較して判断することになるが、単に争点の数だけを比較するものではなく、共通争点が事案の解決にとってどれほど重要かどうかを判断することになる<sup>40</sup>。判断のアプローチには様々なものがあるが、例えば、共通争点の審理に当該事案の審理時間の大半を費やすものと見込まれるよう場合であれば、共通争点が他の争点に優越すると評価され易いであろう<sup>41</sup>。もっとも、共通争点の真否につき当事者間で争いがないものとしても、それだけで「優越性」にかけるものではないとした例もある<sup>42</sup>。

(b) 他の可能な手段と比べて、クラスアクションによることが適切であると認められ

\*35Orlitz v. Fibreboard Corp., 527 U.S.815(1999)、(b)(1)タイプのクラスアクションとして認可された場合、クラス構成員への告知やオプトアウトを認める義務がないため(後記5. (3)②参照)、原告としては負担が軽減され、被告側としても(オプトアウトがないため)責任の上限を確実に確定できるという利点があることから、(b)(1)タイプのクラスアクションを利用するメリットがあるという(Klonof, *supra* note 16, page 75)。

\*36Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1090

\*37Klonof, *supra* note 16, page 68

\*38Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1091

\*39Klonof, *supra* note 16, page 104

\*40Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1093

\*41 マーカス教授議事録

\*42In re Nassau County Strip Search Cases, 461 F.3d 19 (2d Cir. 2006)

ること

(b)(3)タイプのクラスアクションとして認証すべきかは、連邦民事訴訟規則 23 条(b)項(3)に掲げられている 4 つの考慮要素を総合考慮してケース毎に判断することになるが、この中最も重視されるのは「クラスアクションとしての運営可能性」といわれる<sup>43</sup>。もっとも、運営に困難が予想されるケースであっても、それだけで紛争解決手段として他の手段よりも優れていないうことにはならないことに注意する必要がある<sup>44</sup>。

この考慮要素との関係で問題となることが多いのは、クラスが大規模であるなどの理由でクラス構成員の特定が困難であり告知手続に難があると思われるケースである。裁判例の中には、1250 万人という不特定多数の航空券購入者をクラス原告とした事案でクラスアクションが唯一の公正な訴訟手続であるとしてクラス認証したケースがある一方<sup>45</sup>、4000 万人というホテル利用者をクラス原告とした事案で裁判所は効果的にクラスアクションを運営することができないとしてクラス認証を否定したケースもある<sup>46</sup>。

## 5. クラスアクション手続上の諸問題

クラスアクション手続にだけ特に求められる手続及び規律を除けば、基本的には通常の民事訴訟手続と同様の手続によってなされる。以下、クラスアクションに関する手続上の諸問題を取り上げる。

### (1) 連邦裁判所と州裁判所の管轄区分<sup>47</sup>

合衆国の連邦裁判所は、合衆国憲法で認められた範囲だけにおいて司法権を行使しうる。民事関係で主なものとしては、連邦問題事件(連邦レベルの憲法、法律、条約のもとで発生する事件)、海事事件、州籍相違事件(相異なる州の市民間の民事訴訟)で訴額が 7 万 5000 ドルを超えるものなどである。しかし、このことは前記範囲の事件につき、連邦裁判所の専属管轄を認めるとする趣旨ではなく、一部の連邦裁判所に裁判権が専属すると規定されている事件(海事事件、破産事件、完全州籍相違事件、特許権・著作権に関する訴訟等)を除き、州裁判所との競合管轄となる。

一方、州裁判所は、連邦裁判所に専属するとされている事件を除き、全ての種類の事件に裁判権を行使できる。ただ、連邦裁判所とは異なり、土地管轄の観点からの制約があり、基本的には、当該州の領域に存在する人および物に対して裁判管轄権を有する。

問題は、連邦問題事件や州籍相違事件のように連邦地方裁判所の裁判管轄権と州の第 1 審裁判所の裁判管轄権とが競合する場合に、原告はどちらの裁判所に訴えを提起すべきかということであるが、基本的には、原告はいずれの裁判所も選択できる。

\*43Klonof, *supra* note 16, page 108

\*44Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1097

\*45In re Domestic Air Transportation Antitrust Litigation, 137 F.R.D. 677(N.D.Ga. 1991)

\*46In re Hotel Telephone Charges, 500 F.2d. 86, 91(9th Cir. 1974)、このほか、運営可能性を理由としてクラス認証を否定した事例を紹介するものとして、上原・前掲<sup>42</sup>・146 頁以下

\*47 この項に関する参考文献として、特記したほか、丸山・前掲<sup>43</sup>・50 頁以下、大村=三木・前掲<sup>42</sup>・5 頁以下、モリソン・前掲<sup>40</sup>・6 頁以下・28 頁以下

ただし、後記6.で述べる「クラスアクション公正法 (Class Action Fairness Act of 2005)」により、州籍相違の要件が緩和され、①原告のいずれかと被告のいずれかとが別々の州の市民であること、②訴額が全原告合計で500万ドルを超えてること、③原告クラスが100人以上であることの要件を満たした場合にも連邦裁判所の管轄権が認められるとともに<sup>48</sup>、州裁判所から連邦裁判所への移送の規定が整備されている<sup>49</sup>。

## (2) クラス認証

裁判所は、ヒアリングを経た上で、クラス認証 (Class Certification) をするかどうか決定する (連邦民事訴訟規則 23条(c)項(1)(A))。クラス認証がなされた場合は、以後の手続をクラスアクションとして続行する。従って、クラスアクション手続において、クラスを認証するか否かの決定は最も重要な意味を持つ。また、クラス認証は、当該訴訟における救済を受けうる者、判決に拘束される者を特定する意味も持つから、この点からも極めて重要である<sup>50</sup>。

### ① クラス認証の時期

2003年の連邦民事訴訟規則23条改正までは、クラス認証の決定は「訴えが提起されてから実務的に可能な限り早く (as soon as practicable after commencement of an action)」なされなければならないと規定されていたが (23条(c)項(1))<sup>51</sup>、同改正により、「実務上可能な早期の段階で (at an early practicable time)」と修正された。この2003年改正前より、裁判官は、無意味なクラスアクションを排除するため、クラス認証の判断前に略式判決の申立に対する判断をする傾向にあったとされており、この改正はこのような実務的傾向を後押しするものといわれる<sup>52</sup>。

### ② クラス認証の手続

クラス代表者は裁判所に対してクラス認証の申立を行う。クラス認証の要件を満たしていることの立証責任は、クラス認証を求める側にある<sup>53</sup>。一方、クラスアクション訴訟の相手方も、クラス認証却下の申立をすることができる<sup>54</sup>。

クラス認証の判断にあたっては、明文の規定はないものの、一般的に当事者に対する聴聞手続 (Certification hearing) がなされる<sup>55</sup>。

### ③ クラス認証における本案請求の考慮

連邦最高裁は、クラス認証にあたって本案請求が認められ得るかどうかを考慮することはできないとしている<sup>56</sup>。トライアルも経ていない段階で、本案請求の是非を考慮することは、当事者の権利を害するからである。

\*48 ただし、排他的管轄ではないので、州裁判所にも従前どおり管轄権が認められる。

\*49 28.U.S.C. Sec.1332 (d)(2).

\*50 Barbar J. Rothstein & Thomas E. Willging "Managing Class Action Litigation: A Pocket Guide For Judges" Federal Judicial Center 2005, page 7

\*51 州の中には、訴訟提起後90日以内などとするするものもあった (Rothstein & Willging, supra note 50, page 6)。

\*52 Rothstein & Willging, supra note 50, page 6

\*53 Klonof, supra note 16, page 144

\*54 Marcus/Rowe, supra note 7, para 1113

\*55 Klonof, supra note 16, page 143

\*56 Eisen v. Carlisle & Jacqueline, 417 U.S. 156 (1974)

もっとも、クラス認証の要件の中には、代表者の適格性に関する要件など本案請求の内容を一定考慮せざるを得ないものがあり、一切の考慮が許されないわけではない<sup>57</sup>。

#### ④条件付クラス認証

条件付クラス認証とは、認証後の審理の結果によりクラス認証を再考することがあるとの条件を付けて行うクラス認証である。2003年の連邦民事訴訟規則23条改正までは、条件付クラス認証が明文で認められていた(23条(c)項(1))。同改正により、条件付クラス認証を認める文言が削除されたため、クラス認証の要件を満たさない場合にはクラス認証却下をしなければならないこととなった。もっとも、同改正後の裁判例の中には、23条(a)項ないし(b)項の要件を満たしている限り、条件付クラス認証も認められ得るとするものも出てきており<sup>58</sup>、なお流動的である。

#### ⑤サブクラス認証

連邦民事訴訟規則23条(c)項(4)は、クラス認証の要件を満たさせるために、一つのクラスをサブクラスに分割することを認める。この場合、分割されたそれぞれのサブクラスは、各々クラス認証の要件を満たすことが必要である。

このようなサブクラス認証は、クラス代表者とクラス構成員との間で利害相反が生じているような場合などに用いられる<sup>59</sup>。

#### ⑥クラスの一部認証<sup>60</sup>

連邦民事訴訟規則23条(c)項(4)(A)は、特定の争点に限りクラス認証を与えることを認める。申立による場合だけでなく、裁判所の職権で行うことも可能である。また、一部の請求や争点についてのみ(b)(3)タイプのクラスアクションとして認証し、その他の請求等については(b)(2)タイプ等のクラスアクションとして認証することも可能である。従って、例えば、ある事件における責任論と損害論を分離し、責任論のみクラスアクションとして認証し、責任論についての結論が出たあとに、個々のクラス構成員に個別訴訟で損害を請求させるというようなことも可能とされる。

#### ⑦和解目的のためだけのクラス認証<sup>61</sup>

1980年代以降、和解目的のためだけにクラス認証を求めるということがなされるようになった<sup>62</sup>。このような和解目的のクラス認証に対しては、許容する明文がないから否定すべきだという考え方方が主張される一方、肯定する立場からもクラス認証の要件が通常より緩和されるべきとの考え方方が主張されていた。例えば、トライアルが予定されないため、運営可能性などの要件を考慮する必要がないのではないかといったことが考えられるのである。

この点、連邦最高裁は、和解目的のクラス認証であっても否定はされないとしつつ、要件については通常のクラス認証と同様の基準で判断すべきであるとした<sup>63</sup>。

\*57Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1111

\*58Denny v. Deutsche Bank Sec., Inc., 443 F.3d 253(2d Cir. 2006)

\*59Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1083

\*60Klonof, *supra* note 16, page 149

\*61この項に関する参考文献として、杉野・前掲\*2・158頁以下、Klonof, *supra* note 16, page 253-

\*62この場合、Amchem Prods., Inc. v. Windsor, 521 U.S. 591(1997)のように、クラス認証の申立と和解承認の申立が同時になされることもある(杉野・前掲\*2・191頁、Klonof, *supra* note 16, page 259)。

\*63Amchem Prods., Inc. v. Windsor, 521 U.S. 591(1997)、Ortiz v. Fibreboard Corp., 527 U.S. 815(1999)

## ⑦クラス認証の取消し (Decertification)、クラスの修正

クラス認証後であっても、事後、クラス認証に問題があったことが判明した場合には、裁判所は、当該訴訟に関する最終的な判断を下す前であれば、クラスの範囲を修正したり(23条(c)項(1)(C))、クラス認証自体を取消すことが可能である。

例えば、クラス代表者の適格性に問題があることが判明したようなケースなどが想定される<sup>64</sup>。

## ⑧クラス認証に対する不服申立

従前、クラス認証に関する決定は最終判決ではないので、クラス認証に対する独立の不服申立はできないとされていたが<sup>65</sup>、原告からすれば個別訴訟であれば訴訟継続が不可能になるようなケース(少額事件等)などにおいてはクラス認証を認めない決定は最終判断そのものであるし、被告からしても一旦クラス認証が認められてしまえば強力な和解への圧力を受けてしまうという問題があった<sup>66</sup>。

そこで、1998年改正により、クラス認証そのものに対する不服申立手続が明文化された(連邦民事訴訟規則23条(f)項)。控訴裁判所は、その裁量により、不服申立を受理することが可能になった。

### (3) クラス構成員への告知 (連邦民事訴訟規則23条(c)項(2))

#### ①(b) (3) タイプのクラスアクションにおける告知

(b)(3)タイプのクラスアクションに関しては、合理的な範囲でできる限りのクラス構成員への告知を行う必要がある(連邦民事訴訟規則23条(c)項(2)(b))。

また、告知の内容については、クラス構成員に対して、請求の内容、争点、認証されたクラスの定義、法廷出廷権、オプトアウトの権利、オプトアウトしない限り判決に拘束される旨を記載することが連邦民事訴訟規則上求められており、また、代表原告や弁護士の情報なども記載すべきだとされている<sup>67</sup>。

#### ②(b) (1) (2) タイプのクラスアクションにおける告知

一方、(b)(1)及び(b)(2)タイプのクラスアクションに関しては、告知は義務的ではなく、その要否、方法も裁判所の裁量に委ねられている(連邦民事訴訟規則23条(c)項(3))。もつとも、これらのタイプのクラスアクションであっても、和解がなされるような場合には別途告知が必要である(連邦民事訴訟規則23条(e)項(1)(b))。また、(b)(1)及び(b)(2)タイプのクラスアクションであっても金銭的請求を伴うようなケースについては、適正手続の観点から、クラス構成員に告知を行いオプトアウトの権利を付与すべきとする裁判例もある<sup>68</sup>。

#### ③告知に要する費用の負担

(b)(3)タイプのクラスアクションにおいては、原則的には、代表原告側において告知手続を

<sup>64</sup>44Marcus/Rowe, *supra* note 7, para 1082

<sup>65</sup>Coopers & Lybrand v. Livesay, 437 U.S. 463(1978)

<sup>66</sup>Klonof, *supra* note 16, page 287

<sup>67</sup>Klonof, *supra* note 16, page 166

<sup>68</sup>Phillips Petroleum Co. v. Shtts, 472 U.S. 797 (1985)、Brown v. Ticor Title Ins. Co., 982 F.2d 386 (9th Cir. 1991)

行い、費用も負担する<sup>69</sup>。もっとも、アメリカ合衆国では原告側の弁護士費用については完全成功報酬制<sup>70</sup>を取ることが多く、この場合には原告側の代理人弁護士が費用を実質的に負担することになる。

もっとも、被告側がより容易に告知手続やクラス構成員の特定を行いうるような場合には、連邦民事訴訟規則 23 条(d)項に定める裁判所の訴訟行為に関する命令により、裁判所は被告側に告知手続やクラス構成員の特定を行わせることもできる。しかし、要する費用については原告側の負担とされることが通常である<sup>71</sup>。

#### ④ 告知の手法

(b)(3)タイプのクラスアクションにおいては、合理的な努力をもってクラス構成員を特定し、個別告知を含む告知を行うことが求められている。具体的に特定されたクラス構成員については、適正手続の観点から、いかに大人数であろうとも個別告知が必要であるというのが連邦最高裁の立場である<sup>72</sup><sup>73</sup>。個別告知の手法については郵便によることが基本であるが、告知のためだけに特に郵送する手法の他に、被告のクラス構成員に対して定期的に送付するもの(会員月報など)に同封させることも可能である<sup>74</sup>。

一方、合理的な努力をもってしても特定し得なかったクラス構成員に対する告知については、新聞等のマスコミを利用した告知によることが可能とされている。また、個別告知がなされる場合においても、マスコミによる告知が併用される場合もある<sup>75</sup>。

なお、これら原告側が負担した告知の費用については、原告が勝訴した場合には、訴訟費用として被告に負担させることができる<sup>76</sup>。

#### (4) オプトアウト

(b)(3)タイプの類型のクラスアクションにおいては、代表者以外のクラス構成員は、何らの理由を示すことなく、オプトアウトにより訴訟から脱退できる(連邦民事訴訟規則 23 条(c)項(2)(b))。告知の際にオプトアウトの期間(通常は 30 日から 60 日程度)が示されているので、その期間内

\*69Klonof, *supra* note 16, page 167

\*70 着手金を一切受取らず、敗訴に終った場合であっても経費請求すらしないという条件の成功報酬制(参考資料5参照、杉野・前掲\*2・45頁以下)。

\*71Klonof, *supra* note 16, page 167。なお、Oppenheimer Fund, Inc. v. Sanders, 437 U.S. 340 (1978)は、原告側のクラスの縮小申立に反対した被告に告知費用の負担を命じた下級審判決を覆した。ただし、この判決以降も、下級審では、被告が通常の事業の一環として原告であるクラス構成員に連絡を取っており、被告に告知費用の負担を命じてもさほど負担とならないようなケースでは、被告の費用負担を命じるケースもあるという(Klonof, *supra* note 16, page 169)

\*72Eisen v. Carlisle & Jaquelin, 417 U.S. 156(1974)

\*73 一方、カリフォルニア州裁判所では、少額多数被害を被るようなクラスアクションにおいては、個別通知は必要なく公告のみで足りるとした裁判例もある(Cooper v. American Savings & Loan Association, 55 Cal. App. 3d 274(1976))。また、ニューヨーク州では州民事訴訟規則において、告知の方法は裁判所の裁量に委ねられると規定されている(同規則 903条(b)項、上原・前掲\*2・161頁)

\*74Klonof, *supra* note 16, page 164

\*75Klonof, *supra* note 16, page 164。もっとも、特定し得ないクラス構成員の割合が高いような場合には、クラスの特定性に問題が生じる点にも注意が必要である。

\*76Klonof, *supra* note 16, page 169

にオプトアウトの権利を行使する<sup>77</sup>。期間を経過したオプトアウトの申出に対しては、裁判所はその裁量により許可をすることができる<sup>78</sup>。

(b)(1)及び(b)(2)タイプの類型のクラスアクションにおいては、クラス構成員にオプトアウトの権利を付与することは義務的ではない(連邦民事訴訟規則 23 条(c)項(2)(A))。

もっとも、金銭請求が伴うような場合においても、オプトアウトの権利を認める必要がないかについて、適正手続の観点から問題があることは、告知のところで指摘したとおりである。

## (5) 和解

クラスアクション訴訟手続においても、通常の民事訴訟と同様、和解により解決することが可能であり、実際、和解で解決される事案が圧倒的多数である<sup>79</sup>。

ただ、和解は当事者間の互譲によりなされるものであるため、クラスアクションのように少数のクラス代表者しか訴訟に参加していない手続においては、クラス代表者が自らの利益のみを考慮し、代表者以外のクラス構成員の権利が適切に守られない可能性が否定できない<sup>80</sup>。このため、クラスアクションにおける和解については、裁判所の承認が必要とされている(連邦民事訴訟規則 23 条(e)項(1)(A))。さらに、2003 年の連邦民事訴訟規則 23 条改正により、より詳細な和解に関する規制が導入され、2005 年クラスアクション公正法によっても和解に対する規制(クーポン和解に対するもの)が導入された。

### ①裁判所による和解の承認要件

裁判所は、ヒアリングを行い和解内容が公平で合理的で適切であると判断した場合にのみ、和解を承認することができる(連邦民事訴訟規則 23 条(e)項(1)(c))。

### ②フェアネスヒアリング (Fairness Hearing)

裁判所が和解の承認をするためには、必ずヒアリング手続を経なければならない(連邦民事訴訟規則 23 条(e)項(1)(c))。これは、クラス構成員から和解に対する異議が出されなかつた場合でも同様である<sup>81</sup>。

### ③裁判所による和解条項変更権

裁判所は和解を承認するかしないかの権限しか無く、和解条項を職権で変更させる権限まではない。しかしながら、承認拒否を示唆しながら、和解条項の変更を要求することにより、事実上変更させることが可能といわれている<sup>82</sup>。

### ④クラス構成員に対する告知

連邦民事訴訟規則 23 条(e)項(1)(B)は、和解内容に拘束されることになる全てのクラス構成員に、合理的な方法で告知することを要求している。前記のとおり、この告知はクラスアクションのタイプを問わず求められる。

クラス認証後の告知(連邦民事訴訟規則 23 条(c)項(2))とは異なり、告知の方法、方式に

\*77Klonof, *supra* note 16, page 169

\*78Klonof, *supra* note 16, page 169

\*79Rothstein & Willging, *supra* 50, page 6 によれば、連邦裁判所で認証されたクラスアクションの 9 割は和解により解決されるという(後記第4章4. 参照)。

\*80Klonof, *supra* note 16, page 250、Rothstein & Willging, *supra* note 50, page 8、大村=三木・前掲\*2・251 頁以下

\*81Klonof, *supra* note 16, page 260

\*82 マーカス教授議事録

については特に定められていないので、裁判所の裁量に委ねられることになる<sup>83</sup>。

#### ⑤オプトアウトの権利の付与

(b)(3)タイプのクラスアクションにおいては、クラス認証後の告知の際に付与されたオプトアウトの機会に加えて、和解の際の告知においてもオプトアウトの権利が付与されなければならない(連邦民事訴訟規則 23 条(e)項(3))。クラス構成員は、クラス認証後のオプトアウトの機会において、必ずしも和解のことを考慮して判断しているわけではないからである<sup>84</sup>。

#### ⑥和解に対するクラス構成員による異議申立

クラス構成員は、提案された和解案に異議のあるときは、その旨の申立ができる(連邦民事訴訟規則 23 条(e)項(4))。もつとも、裁判所はその異議に拘束されることはなく、異議が出された事実と内容を考慮して、和解を承認するかどうかの判断を行う<sup>85</sup>。

このようなクラス構成員による異議は、不適切な和解を防止するために一定の効果を有するものであるが、一方で不当な目的での異議もあることが指摘されている。すなわち、異議を出すことによって、早期和解を願う当事者から個別の利益を得ようとする者がいるということである。2003 年の連邦民事訴訟規則 23 条改正では、このような異議を防止するため、異議の取下げには裁判所の許可が必要なこととされた<sup>86<sup>87</sup></sup>。

### (6) 時効 (訴訟提起期限)

クラスアクションによる訴えが提起された場合、代表者以外のクラス構成員についても時効の進行が停止する(構成員のクラスアクション訴訟提起の知、不知を問わず)。手続から脱退した場合は、その時点から、時効が再度進行する<sup>88</sup>。

### (7) 判決効

現在の連邦民事訴訟法 23 条に基づくクラスアクションについては、判決の内容にかかわらず、判決に記載されたクラスの構成員全員(オプトアウトした者を除く)に対して、判決の効果が及ぶ(連邦民事訴訟規則 23 条(c)項(3))。

ただし、本来なされるべき告知がなされなかつたクラス構成員については、判決効が及ばないとされている。また、クラス代表者が公平で適切な代表行為をしなかつたような場合にも、事後、クラス構成員は判決に拘束されないことを主張することができる(4. (1)④参照)

\*83Klonof, *supra* note 16, page 261

\*84Klonof, *supra* note 16, page 263。もつとも Rothstein & Willging, *supra* note 50, page 20 によると、提案された和解に対してオプトアウトする人の割合は、平均して 01.1%という。個々の賠償額が比較的高額になる大量不法行為や労働事件などは比較的オプトアウトの比率が高いが、賠償額の少ない消費者事件では低いといふ。

\*85 マーカス教授議事録

\*86 マーカス教授議事録

\*87もつとも、Rothstein & Willging, *supra* note 50, page 20 によれば、連邦裁判所で行われたクラスアクション事件の約半数では1件の異議も出されておらず、クラス構成員が実際に意見を述べることはあまり想定されていないことである。

\*88Marcus/Rowe, *supra* note note 7, para 1116-1118

### (8) 同時複数提訴<sup>89</sup>

複数の連邦裁判所や州裁判所に同一の事件を対象とするクラスアクションが提起されることは決して珍しいことではないようである<sup>90</sup>。同時複数提訴がなされた場合、逆オークション現象<sup>91</sup>により被告に有利に働くとされる。

このような場合、連邦裁判所間同士であれば、複数地区訴訟司法委員会 (the Judicial Panel on Multidistrict Litigation, MDL Panel) に判断を委ね、特定の裁判官の下に手続を集中させるというような方法がとられることが多い。また、異なる州の州裁判所に複数の訴訟が継続しているような場合には、先行する訴訟のクラスを除外するようなクラス認証を行ったりすることもある。

なお、複数の訴訟のうち、先行する訴訟でなされた和解や判決の効力は、他の訴訟にも及ぶものとされている(連邦と州の差異があっても)。

### (9) 弁護士の指定、報酬

クラスアクションにおける代理人弁護士は訴訟の適切な運営や「代表の適切性」にも大きな影響を与える存在であることから、2003 年の連邦民事訴訟規則 23 条改正により裁判所にクラス代表を代理する弁護士を指定する権限が付与された<sup>92</sup> (連邦民事訴訟規則 23 条(g)項(1))。

他に競合するクラスアクション訴訟がない場合においては、通常は、その能力に問題がない限り、訴えを起こした原告の代理人弁護士がそのまま指定されるという。また、競合するクラスアクション訴訟がある場合には、裁判所が複数の弁護士の中から最も適任と判断される者を指定することになるが、競合する弁護士同士で話し合いがなされ、役割分担をして共同受任するような場合もあるという<sup>93</sup>。

さらに、クラスアクションが代理人弁護士の莫大な報酬のためになされているという批判を受けて、同改正ではクラス代表の代理人弁護士の報酬についても裁判所が裁定する旨の規定も設けられている<sup>94</sup>。

## 6. クラスアクション公正法<sup>95</sup>

### (1) 制定の背景

ア 1990年代に入ってから、大量不法行為 (Mass Tort) をはじめとする消費者クラスアクションが激増し、これに伴い以下のような弊害が生じていると指摘されるようになってきた。2003 年には、連邦民事訴訟規則 23 条が改正され、弁護士報酬や和解などについて改善が図ら

\*89 この項につき、特記の他、Klonof, *supra* note 16, page 151-

\*90 マーカス教授議事録、ジラール法律事務所議事録

\*91 同じ被告に対して同じ問題と扱う複数の訴訟が係属している場合において、被告側が最も弱気な原告との間で不当な解決をしてしまう問題をいう (Rothstein & Willging, *supra* note 50, page 14)。

\*92 大村=三木・前掲\*2・250 頁

\*93 Rothstein & Willging, *supra* note 50, page 4

\*94 連邦民事訴訟規則 23 条(h)項、大村=三木・前掲\*2・251 頁以下

\*95 Pub.L.No.109-2,119 Stat.4(2005)。Short Title (略称)が、Class Action Fairness Act of 2005 (2005 年 2 月 18 日発効)。「クラスアクション改革法」とか「集団訴訟改革法」と訳されることもある。この法律は連邦民事訴訟法を修正するものである。また、この法律は発効日以後に提起された事件に適用され、それ以前の事件に遡及的に適用されることはない。

れたが、それでもなお不十分との声があり、2005年にクラスアクション公正法が制定された。ここで念頭におかれていた弊害というのは、主として以下のようなものであるといわれる。

① **法廷地あさり (forum shopping)** ……一般に、州裁判所の裁判官は選挙で選ばれるため、州裁判所が連邦裁判所より原告側に好意的であるといわれているほか、特定の州裁判所においては特に原告に有利な判決がなされるとされ、その裁判所に訴訟が集中している状況も見受けられた。例として、イリノイ州マジン郡の州裁判所などが挙げられている<sup>96</sup>。

② **クーポン和解 (coupon settlements)** ……クーポン和解とは、被害者であるクラス構成員に対して現金で損害賠償を支払う代わりに、被告企業の商品の利用券や割引券を配布することによって賠償に代えるという和解のことをいう。しかしながら、このクーポン和解には、実際に使用されるクーポンの割合が低いという問題の他、被告企業の利用が前提となり、被告企業にとっても利益があるとされる。

一方、代表原告の代理人である弁護士にとっても、このクーポンの額面に基づく弁護士報酬は、クラス全員が全クーポンを使用することを前提一換言すればクラス全員が実際に使用し、現実に取得できる金額より高額の利益を前提一とすると、代表原告の代理人である弁護士には(不適当に)高額の報酬が入ることになる。このため、代表原告の代理人である弁護士と被告企業にとってクーポン和解の成立は魅力的であるが、原告クラス構成員にとっては実質的な益が少ない結果となる。

このようなクーポン和解は、連邦裁判官は懐疑的であるとされ、州裁判所においてより利用されているようである<sup>97</sup>。

イ そこで、①、②の弊害を除去するため、州裁判所ではなく、連邦裁判所での審理ができるようになり、かつ、和解に関する裁判所の関与を強化し、クーポン和解における弁護士報酬の規制をする方向での改正することとなった<sup>98</sup>。

## (2) 概要

### ア 連邦裁判所のクラスアクションに対する権限の拡大

前記5.(1)で述べたとおり、連邦裁判所が民事訴訟につき管轄権を有する場合は、限定されており、また、いざれかの被告が法廷地の州民であった場合には、州籍相違を理由に連邦裁判所に移管できないとされているため、連邦裁判所への提訴、州裁判所から連邦裁判所への移管は困難であった。

そこで、クラスアクション公正法(以下 CAFA と略称する。)は、

- 1 原告のいざれかと被告のいざれかとが違う州の州民であること (minimum diversity)
- 2 訴額が原告クラス全員の合計で 500 万ドルを超えてること
- 3 原告クラスが 100 人以上であること

\*96Heller Ehrman LLP 議事録、齋藤=上田・前掲\*8、杉野・前掲\*2・154 頁以下

\*97 齋藤=上田・前掲\*8・38 頁、ヘンスラー教授議事録

\*98 ヘンスラー教授は、CAFA の目的はクラスアクション訴訟(特に消費者クラスアクション)の減少を狙ったものであり、不当な和解の排除は民主党議員の支持を得るための化粧に過ぎないとする(ヘンスラー教授議事録)。

を満たせば連邦裁判所に管轄権があり、州裁判所から連邦裁判所への移管も可能とした<sup>\*99</sup>。

但し、地方特有の問題はその地方(州)の裁判所によって裁判をさせるという考え方(Home State Exception)により、次の1又は2のいずれかの場合は連邦裁判所の管轄権は否定される<sup>\*100</sup>。

1. 原告クラス構成員の3分の2以上が法廷地の州の州民であり、主たる被告が同じ州の州民である場合
2. 原告クラス構成員の3分の2以上が法廷地の州民であって、被告側については、少なくとも1人の被告が、重大な損害回復の請求をなされており、またその被告が重大な請求の基礎となるべき行為を行っており、かつ法廷地の州民であるとともに主たる損害が法廷地で発生しているとするクラスアクションであって、同一もしくは類似のクラスアクションがいかなる被告に対しても過去3年間に提訴されていない場合

イ 弁護士報酬と和解に対する規制強化<sup>\*101</sup>

- a. クーポン和解の弁護士報酬はクーポン額面でなく行使ないし換金された額を基準とするものとし、弁護士の過大な報酬請求を規制した。
- b. クーポン和解の認可には、裁判所の和解内容の適正・合理的かつ十分である旨の書面による意見を必要とした。
- c. 和解案について、適当な連邦機関及び原告クラス構成員が居住する州の機関に対する通知が必要となった。
- d. 以上の外、和解が禁止される場合、和解の時間的制限などを規定した。

ウ その他<sup>\*102</sup>

- a. 連邦裁判所への移管の要件及び手続の緩和
- b. 「マスアクション」(原告100人以上の法的・事実的根拠を同じくする金銭賠償請求訴訟)について、一定の要件を満たすものは同法上クラスアクションと同様に取り扱うものとした。

(3) CAFAに期待された効果<sup>\*103</sup>

CAFAに期待された効果は、

- ① 法廷地あさりの終焉
- ② クラスアクションの減少、とりわけ消費者クラスアクションの減少<sup>\*104</sup>
- ③ 不当な和解の排除<sup>\*105</sup>
- ④ 連邦クラスアクションと共に提起される州法によるクラスアクションの連邦訴訟への一本化(例 独禁法訴訟)<sup>\*106</sup>

\*99 斎藤=上田・前掲\*8・39頁、28.U.S.C. Sec.1332 (d)(2).

\*100 斎藤=上田・前掲\*8・39頁、28.U.S.C. Sec.1332 (d)(3).

\*101 斎藤=上田・前掲\*8・40頁

\*102 斎藤=上田・前掲\*8・40頁

\*103 特記したほか、斎藤=上田・前掲\*8・42頁

\*104 ヘンスラー教授議事録

\*105 ヘンスラー教授議事録

\*106 大江橋の独禁法執務室 <http://home.att.ne.jp/omega/nagasawa/clipping021805-2.htm>

であるといわれている。

#### (4) CAFAによる影響

##### ア 連邦裁判所へのクラスアクションの増加と法廷地あさりの終焉

① 法廷地あさりの問題については、「例えば、イリノイ州マディソン郡裁判所へのクラスアクションの提訴は、2004年は84件であったが、2005年のCAFA発効後の約10か月間の提訴は10件に過ぎない。また、2006年の提訴は3月下旬の時点でゼロである。」と報告されており<sup>107</sup>、同じくマディソン郡裁判所と管轄が重なるイリノイ州南部地方裁判所が審理した州籍相違事件は2004年では9件であったが、CAFA発効後での2005年7月1日から2006年6月30日までの間においては18件と倍増している<sup>108</sup>。

② また、連邦裁判所に州籍相違により係属するクラスアクションの係属件数(移管によるものも含む)は、CAFA発効前に比べてほぼ倍増している(CAFA発効前の1か月あたり27.0件から発効後の1か月あたり53.4件への増加)<sup>109</sup>。

しかも、最近においては、州籍相違により連邦地方裁判所に管轄権のある事件については、移管により連邦地方裁判所が受理するのではなく、最初から連邦地方裁判所に提訴される傾向がでてきている<sup>110</sup>。

また、これまでであれば州裁判所で審理されていたような事件が連邦地方裁判所に移管されているほか<sup>111</sup>、カリフォルニアの消費者側弁護士及び事業者側弁護士双方とも連邦裁判所案件が州裁判所案件より多くなっていると実感している<sup>112</sup>。

一方、法廷地あさりの対象ではなかったカリフォルニア州裁判所では連邦裁判所への移管が多く発生するとの懸念は生ぜず、影響は全くなかった<sup>113</sup>。

以上のことから、CAFAが、クラスアクションの提訴にあたり、法廷地をあさり、州裁判所へ提訴するという状況の改善をはかるため、連邦裁判所でも審理ができるように管轄権を拡大し、法廷地あさりを終焉させようとしたことは、結果として大いにその成果はあがつていると評価しうるのではないか。

##### イ CAFAによりクラスアクション（特に消費者クラスアクション）は減少したか。

CAFA発効後は、これまでであれば州裁判所で審理されていたものが、連邦裁判所で審理されるようになった((1)(2)参照)とはいえ、クラスアクションそのものは減少していないようである。「司法地獄(judicial hell hole)」と呼ばれた極端に原告とされる特定の州裁判所は別として、そうではないカリフォルニア州の州裁判所ではCAFAの影響は全くないようである<sup>114</sup>。

しかも、原告側では、特別に州裁判所での審理を求めるためには、当該州の州民だけにク

\*107 斎藤=上田・前掲\*8・43頁

\*108 Thomas E.Willging/Emery G.Lee III "The Impact of the Class Action Fairness Act of 2005 on the Federal Courts", Federal Judicial Center April 2007, page 21

\*109 Willging/Lee III supra note 108, page 2

\*110 Willging/Lee III supra note 108, page 2

\*111 ヘンスラー教授議事録

\*112 ジラール法律事務所議事録

\*113 クレイマー裁判官議事録

\*114 クレイマー裁判官議事録

ラスを絞ったり、ある被告を含めると連邦裁判所へ移管される可能性がある場合には、その原告を含めないで提訴するなどの工夫や<sup>115</sup>、州籍相違事件については、当初から連邦裁判所に提訴するといった工夫をするなどして、実務が運用されているようであり、CAFA の真の目的であると言われているクラスアクションの減少については、現在のところ目立った効果はみられないようである<sup>116</sup>。

#### ウ 和解への影響

和解に関しては、CAFA により和解するのが若干難しくなってきたとの指摘もあるが<sup>117</sup>、全体としてはそれほど問題視されていないようである。一方、行政機関等に対する通知については、その影響は取り扱う事件(依頼者)によって異なるように思われる。

聴き取り調査によると、事業者側弁護士(主な依頼者はマイクロソフト社やマクドナルド社など)からは、行政機関への通知については事業者側としてはその影響を心配していたが全くの杞憂であった、行政機関としても対応する余裕がないのではないか、とする説明があったが<sup>118</sup>、また別の事業者側弁護士(扱う事件の依頼者は主としてアメックス、シティバンク、ワシントンミューチュアル銀行等の金融機関)からは事業者側としてはこの通知にはこれまで行政機関や司法長官が気づかなかった問題を気づかせる効果もあり、和解をする場合には行政機関等に適切に対応しなければならない、もし事件に関するコメントがあれば、それは裁判所に大きな影響を与えるため、和解の内容に影響を与えるとする説明もあった<sup>119</sup>。

なお、この通知に関し米国では、通知すべき行政機関等が明確でないという問題すらあるとのことである<sup>120</sup>。また、現在のところ、和解に関し行政機関が干渉した事例は聴き取り調査の結果ではなかった。

#### エ その他の影響

米国では、提訴の段階では請求額を特定せずとも提訴できる場合があるが、そのような場合であっても、提訴されたクラスアクションが総額500万ドルを超えるのかどうかにより連邦裁判所の管轄権の有無が左右されることとなる。そのため、早期にこれについての審査を裁判所がして判断をしなければならなくなつた<sup>121</sup>。

---

\*115 ジラール法律事務所議事録、ストリックランド弁護士議事録

\*116 齋藤=上田・前掲<sup>8</sup>は消費者クラスアクションの勢いが弱まる様子はないとの観測がされているなどと紹介する。

また、連邦地方裁判所でのクラスアクションの全体的状況(94 の連邦地方裁判所のうち 88 か所についての調査結果)は、Willging/Lee III supra note 108, page 2によれば次のとおりである。

- ① 連邦地方裁判所が扱うクラスアクションそのものは以前(2001 年 7 月から 12 月までの 6 か月間)に比べて、最近(2006 年 1 月から 6 月までの 6 か月間)は 46 %増加(1372 件から 1998 件)しているが、その多くは労働訴訟である。
- ② 州籍相違による連邦地方裁判所でのクラスアクションが増加した事件の内容としては、州法による契約と詐欺を主張する事件が多い。
- ③ 他方、不法行為、とりわけ、人身損害賠償事件は、財産上の損害賠償事件と異なり変化が見られない(財産上の損害賠償事件は 2 倍となった)。

\*117 ストリックランド弁護士議事録

\*118 Heller Ehrman LLP 議事録

\*119 ジラール法律事務所議事録

\*120 ストリックランド弁護士議事録

\*121 マーカス教授議事録、ジラール法律事務所議事録

## 第4章 カリフォルニア州におけるクラスアクション運用の実情

### 1. クラスアクションの提起まで～原告側弁護士からの視点を中心として～

#### (1) クラスアクションの事件数、案件の類型

カリフォルニア州において、クラスアクション訴訟は活発に行われている。クラスアクション訴訟を取り扱っている同州裁判所サンフランシスコ上位裁判所複雑訴訟部(事案が複雑で立証に長期間を要する事件の専門部)によると、正確な統計はないものの、月に10～30件のクラスアクションが提訴されている<sup>122</sup>。サンフランシスコが経済の中心地であることから他に比べて多くのクラスアクションの提訴がなされている実情があるとはいえ、かなりの数字と評価できよう。もちろん、クラスアクション訴訟は州裁判所に提訴されるだけでなく、連邦裁判所へ提訴されるものもあるので、実際のクラスアクション訴訟の事件数はこれよりも多いものと考えられる<sup>123</sup>。

クラスアクションを提訴する原告側法律事務所はある程度限定されており、その中にはクラスアクションを専門におこなっている法律事務所もある。ジラール( Girard )法律事務所は、その1つである。同事務所はパートナー弁護士9名、アソシエイト弁護士5名の規模の法律事務所である。同事務所が2003年1月から今年6月までの3年半の間に提訴したクラスアクション訴訟案件は81件に上っている。この事務所の取り扱う事件は、消費者事件、市民権に関する事件、証券事件、雇用に関する事件、独禁法に関する事件、環境に関する事件、大規模不法行為事件( Mass tort case )など広範に及んでいる。事務所の方針としては必ずしも大きい事件とかこれまで先例のない創造的な案件ではなく、保守的な裁判所でも認められるであろう案件を選択している、という。

同じくクラスアクションを専門に行っているスチューデバント( Sturdevant )法律事務所は所属弁護士が時期にもよるが3～5名の小規模事務所である。同事務所の2003年以降の提訴件数は6件(州裁判所へ2件、連邦裁判所へ4件)であった。同法律事務所の提訴案件が少ないのは、クラスアクションの中でも大企業を相手とする大規模事件を中心に扱っていることによるという。同法律事務所では常時12～15件の係属事件があり、解決までに8～9年を要するものが多いとのことである。

#### (2) クラスアクションの端緒

原告側法律事務所が、クラスアクションの対象案件を見つけ出す端緒は、各法律事務所により若干特色が見られる。

ジラール法律事務所では消費者が直接苦情を申し出てくることが端緒になることが多い。同事務所は商品や役務ごとの苦情をメールで同事務所に申し出ることができるようなフォーマットをホームページ上に掲示していて、消費者が容易に情報を寄せることができるような工夫がなされている。またホームページ上に調査中の事案を掲載しているので、ネット検索によりそれを見

\*122 園尾隆司「アメリカの州裁判所における民事訴訟の実情」判タ985号14頁によると、1998年当時カリフォルニア州裁判所ロサンゼルス郡上級裁判所では、毎月8件前後のクラスアクションの申立があったとされる。

\*123 ジラール法律事務所によると、州裁判所に提起する案件と連邦裁判所に提起する案件はほぼ同程度とのことであった(ジラール法律事務所議事録)。

て同事務所に接触してくる消費者も多いとのことである。その他の端緒としては他の弁護士からの紹介や、政府機関による調査結果、マスコミによる報道などがある。例えば、2005年2月に政府が人工心臓弁に関する調査を行い、入っている電池が欠陥である可能性が高いという調査結果を公表したことがクラスアクションの端緒となった例がある。

これに対して、スチューデバント法律事務所は、所長が弁護士団体の役員を歴任するなど著名であることもあり、他の弁護士からの紹介による案件が殆どとなっているとのことである。

### (3) 提訴案件の選別

ジラール法律事務所では、2003年1月からの3年半の期間に提訴案件となりうるか検討した案件が3200件あるが、そのうち提訴に至った案件は81件である。およそ40件検討して1件提訴につながるという割合である。スチューデバント法律事務所でも、同じ3年半の期間で他の弁護士から紹介された200件の案件のうち、クラスアクション訴訟を提起することが考えられるものが45～50件であり、実際に提起まで至ったのは、その中からさらに絞って6件である。

このように原告側法律事務所では、事務所に持ち込まれた案件を闇雲にクラスアクション訴訟につなげているのではなく、相当程度、案件を選別して訴えを提起していることが窺える。

このような提訴案件の選別においては、クラスアクションの法律要件に当てはまるかが最も重要なことはいうまでもないが、その他にも以下ののような要素が勘案されている<sup>124</sup>。

まず重視されるのは、事件の持つ価値である。消費者問題では一つ一つはきわめて小さな被害であることが多いが、その場合には相手方企業の行為がどの程度広範囲に及んでいるかが非常に重要になってくるという。例えば、ある通信会社が個々の消費者から約50ドル料金を過剰徴収をしていたという事案でも、2000万人に対して過剰徴収していたとなれば、積算すると非常に大規模なクラスアクション案件となりうる。また、相手方事業者の行っていた行為の悪性に関する調査結果も判断要素となりうる。

また、どのような専門知識が必要かということも判断要素となりうる。もし、非常に専門的な分野であれば、場合によってはその分野で活躍している他の弁護士と共同受任することも検討されるという。

さらに、事務所の財政的規模との兼ね合いも重要である。クラスアクションでは原告側がクラス構成員に対して告知を行う義務を負っているところ(第3章5. (3) 参照)、完全成功報酬制のもとでは、場合によっては莫大な額にのぼる告知費用を原告側法律事務所が負担しなければならない。そのため大規模なクラスアクションは、ある程度財政が豊かな法律事務所でないと提訴が困難であるという問題がある<sup>125</sup>。この関係で、被告の財務状況の把握も重要となってくる。具体的には、破産のおそれがないかなどである。原告側は告知費用など多額の訴訟費用を負担して訴訟を遂行しなければならないため、とりわけエンロンの破綻などが起きてから、この点について注意が払われるようになっている。

### (4) 提訴する裁判所の選択

\*124 以下、ジラール法律事務所議事録

\*125 このような問題意識は、藤本利一「アメリカ法における大量被害不法行為訴訟へのクラスアクションの拡大－損害賠償クラス・アクションを中心として」(阪大法学 55巻3・4号、825頁)にも述べられている。

クラスアクション公正法によって、連邦裁判所のクラスアクション訴訟に関する管轄権は以前と比べ拡大した。原告側法律事務所では、これまでの判決傾向やある程度の結果予測をもとに、例えば州裁判所での審理を求めるようとする場合には、カリフォルニア州民だけにクラスを絞ったり、ある被告を含めてしまうと連邦裁判所に移送されてしまう可能性がある場合に、その被告を含めないで提訴するなどが考慮されている(第3章6. (4)イ、参照)。

## 2. クラス認証における諸問題

クラス認証に関する要件及び手続上の諸問題については第3章4. 及び5. (2)で述べたところであり、本項では、実務的な観点から見たクラス認証における諸問題について取り上げる。

### (1) クラス認証で争点になる事項・実例

一般に、クラス認証で争点になる事項としては、共通性(commonality)、優越性(predominance)、適切代表性(Adequacy)の要件が挙げられ、クラス認証が認められない事例では、これらの要件を満たさないとされることが多いという<sup>126</sup>。以下、これらの問題を具体的に取り上げる。

#### ① 共通性と優越性の差異について

マーカス教授によると、共通性と優越性の違いについては、例えば、現在、アメリカで問題になっている貸金業者が顧客に不当な取扱いをしていたというケースを例にとると、貸金業者が原告となる顧客全員に同じような取扱いをしていたか否かは共通性の問題であるが、裁判所が個々の案件に対して判断しなくとも一律に損害賠償の判断ができるか否かは優越性の問題であるという<sup>127</sup>。

また、口頭の説明が問題になる場合、共通性の要件を満たさないとしてクラス認証が認められにくい。即ち、商品の販売や融資等に際してなされたセールストークが被害者毎に違う場合、詐欺という共通の出来事があっても、個別事情(セールストークの内容)の違いが大きいため、クラス認証は拒否されやすくなる<sup>128</sup>。

#### ② 優越性の判断方法について

共通性を有する争点が優越性を有しているか否かを判断する方法の一例として、マーカス教授によると、例えば、会社の責任の有無の審理に要する時間と個別損害の審理に要する時間を比較して、2週間の審理期間のうち、ほとんどが会社の責任の有無の審理のために費やされ、個人の損害の審理は最後の日だけになるだろうというようなケースでは、個人の損害の問題は会社の責任の問題に比べて、そう重要ではないということができるという(逆に、個々に具体的な争点があったとしたら、(個別損害の審理を)何度も何度もやらなければいけないことになり、結果、共通争点に優越性がないことになる)。

具体的な事件については、被告の有している記録から原告の損害額を機械的に算定できる

\*126Heller Ehrman LLP 議事録、ストリックランド弁護士議事録、インパクトファンド議事録

\*127 マーカス教授議事録

\*128 クレーマー裁判官議事録

かが一つのポイントになる<sup>129</sup>。例えば、牛乳の販売業者が腐った牛乳を販売したという事案について、被告の有する書類を見ただけでは、誰が、何時、どのような牛乳を購入し、どのような病気になったか、どの程度病院に行ったか、どのような治療を受けたかなどを判断することができない。とすると、被告側は、多くの人に共通の出来事(病気)が発生しても、被害は個々の消費者で異なるから、優越性の要件を欠くという主張をすることになる。他方、前述の貸金業者のケースでは、被告側の記録から、誰にいくら支払うべきかが機械的に判明する。

また、消費者事件に関連して「優越性」の要件が問題となりうるのは、例えば、不当な表示がなされていたようなケースである。このようなケースでは、個々の原告がいつ表示を見たか、表示を見たときに具体的にどのような表示であったか、個々の原告がその誤った表示を実際に信頼したのかといった、原告毎に個別の争点が争われる可能性がある。そのような場合には、必ずしも「不当な表示があったこと」という共通争点が個別争点に優越しているとは必ずしも言えなくなる<sup>130</sup>。原告側は、このような問題が生じることを避けるため、立証に統計的手法を活用することを主張したり<sup>131</sup>、消費者関連法(例えばカリフォルニア州の消費者救済法)にあるような最低賠償を根拠としてクラスアクションを提起したりすることもある<sup>132</sup>。また、連邦裁判所を避けて、州裁判所にクラスアクション訴訟を提起するような動きにもつながった。

なお、裁判所は、共通争点が優越性を有していたとしても、クラスアクションによる解決が他の手段よりも優れているかという観点からも、さらに検討することができる<sup>133</sup>。例えば、人身損害のようなケースでは、個々の被害者が訴訟をコントロールしうるかどうかが重要になってくる。個々の被害額が大きいケースでは、個々の被害者が個別の訴訟を提起することで十分であり、クラスアクション訴訟による必要はないのではないかと考えられるためである。

### ③ クラス認証が否定された事例

実際にクラス認証が認められなかつた例として、企業側弁護士から、ワシントンミューチュアル銀行の事件を紹介された<sup>134</sup>。ワシントンミューチュアル銀行は、他の多数の金融機関を吸収合併したため、各金融機関毎にローンの内容や取扱いが異なっている。金融機関毎にローンの内容等が違うことから、どのように支払いを受けるか、いくら残額が残っているかという計算に齟齬が生じてしまう。原告側は、主張の1つとして、ワシントンミューチュアルが全体的にシステムを統合し切れていないという主張をした。これに対して、被告側は、1つ1つの出来事が違つており、1つ1つの齟齬に別の理由があるという主張をしたところ、被告側の主張が採用されたという。

他方、銀行が秘密裏に本来の手数料以上の課金をしていたという場合、課金の方法にお

\*129 マーカス教授議事録

\*130 このような理由に基づいてクラス認証を否定した例として、Castano v. American Tobacco Co., 84 F.3d 734(5th Cir. 1996)

\*131 インパクトファンド議事録、Klonof, *supra* note 16, page 307。もっとも、このような立証手法を認めることについては異論も強い。例えば、*In re Fibreboard Corp.*, 893 F.2d 706(5th Cir. 1990)は、サンプル立証の手法を適正手続の原則に反するとして認めなかつた。一方、*Hilao v. Estate of Marcos*, 103 F.3d 767(9th Cir. 1996)は、サンプル立証の手法を事案の特殊な性質に鑑み正当化されうるとした。なお、損害の立証手法については、5. (4)以下を参照。

\*132 マーカス教授議事録

\*133 マーカス教授議事録。第3章4. (2)③(b)も参照のこと。

\*134 ストリックランド弁護士議事録

いて均一の取扱いがなされていれば、クラス認証されやすいと言える。

その他にも、原告と原告代理人との間に親子、配偶者と言った一定の親族関係がある場合、適切代表性(Adequacy)の要件を欠くため、クラス認証が認められなくなるケースがある<sup>\*135</sup>。適切代表性の要件は、クラス代表と相手方やクラス構成員との間で、利益相反の問題が生じないようにすることを目的としている。仮に、原告と原告代理人との間で一定の親族関係がある場合、クラス代表が、クラス構成員の受けるべき利益を最大化することよりも、原告代理人の報酬を最大化することにより多くの関心を持つことが懸念されるからである。

#### ⑤ クラス認証が認められた事例

以上のとおり、クラス認証に関する様々な争点をクリアーして、実際にクラス認証が認められた事例の1つとして、ウォルマート女性従業員雇用差別のクラスアクションが挙げられる。

この事件では、ウォルマートとサムズクラブ(ウォルマートが経営する会員制のディスカウントストア)の女性従業員がサンフランシスコの連邦裁判所に訴訟を提起した後、トライアルを経て、2004年6月、カリフォルニア連邦裁判所において、1998年12月26日以降、全米のウォルマート(サムズクラブを含む。)店舗で雇用されていた全女性従業員を構成員とする全米規模のクラス認証がなされた<sup>\*136</sup> (なお、このクラス認証によると、雇用訴訟に関するクラスアクションとしては過去最大規模の160万人以上がクラス構成員となる。)。

前記クラス認証に際しては、共通性の要件が大きな争点の1つとなっており、原告側は、統計学的手法も用いて「偏見があり深刻な問題が共通して存在する」ことを立証した<sup>\*137</sup>。

なお、ウォルマートは、前記クラス認証に対して不服申立を行ったが、第9巡回区連邦控訴裁判所は、2007年2月、前記クラス認証を支持する決定を出したため、ウォルマートは、現在、前記控訴裁判所の決定について、同裁判所の裁判官全員による再審理を求めている。なお、この再弁論を行うには、同裁判所27名の裁判官の過半数の賛成が必要である<sup>\*138</sup>。

#### (2) クラス認証に関する裁判所の傾向

サンフランシスコ上位裁判所複雑訴訟部に提起された事件について言えば、ほとんどの事件がクラス認証されているという。また、クラス認証前に和解することになると、和解する際にクラス認証もされるため、結果として大部分の事件がクラス認証されることになる<sup>\*139</sup>。

この点については、被告側代理人においては、裁判官はクラスを認証する方向に傾いているという意識が強い<sup>\*140</sup>。

また、近年、色々な連邦控訴裁判所で、特定の種類のクラスアクションが制限されてきているため、州裁判所は、原告にとって、より魅力のあるところとなっている。多くの訴訟当事者は、一般的に、州裁判所は、連邦裁判所に比べて、クラスアクションについてより寛容であると考えて

\*135 Klonoff, supra note 16, page56-58

Amchem Prods.,Inc.v.Windsor,521 U.S.591(1997),Ortiz v.Fibreboard,527 U.S.815(1999)

\*136 インパクトファンド(The Impact Fund)のウェブサイトには、ウォルマート事件専用のウェブサイト(Wal-mart Class Website, <http://www.walmartclass.com>)が開設されている。

\*137 インパクトファンド議事録

\*138 Wal-Mart Class Website,FAQs,[http://www.walmartclass.com/all\\_faqs\\_index.html](http://www.walmartclass.com/all_faqs_index.html)

\*139 クレイマー裁判官議事録

\*140 ストリックランド弁護士議事録、Heller Ehrman LLP 議事録

いる<sup>141</sup>。

### (3) クラス構成員の確定

① クラス構成員の確定は、当該クラスアクションにおいて、救済の資格を与えられ、終局判決に拘束され、(b)(3)タイプのクラスアクションにおける告知の資格が与えられる者を確定することとなるため、非常に重要である。クラス構成員は、正確に、客観的に、確実に確定されることが必要である<sup>142</sup>。

製造物責任や証券被害などの事案であれば、例えば、特定の日付や期間内に、被告から特定の製品や証券を買ったこと、或いは、雇用に関する事案であれば、一定の期間内に、被告での仕事を求めていた若しくは被告に雇用されていた全ての人などの客観的な要件により、クラス構成員の範囲を確定することになる<sup>143</sup>。

② クラス認証の決定によって確定されたクラス構成員を現実に特定するには、被告や公的機関の有する記録を利用するが最も簡単な方法であり、かかる記録を入手するため、多くの場合、ディスカバリー手続が用いられる<sup>144</sup>。

例えば、製造物責任を追及するクラスアクション訴訟において、消費者が当該製造物を製造業者や卸売業者から直接購入するタイプの製造物が問題となっている場合であれば(具体的には、自動車、ペースメーカーなどの医療装置など)、被告が有する記録によってクラス構成員を具体的に特定することができる<sup>145</sup>。

もつとも、被告側企業は、顧客に関する情報を提供したがらないし、また、消費者自身においても、自らの資産、住所など一定の範囲における情報についてプライバシー権を有していることから、この点に対する十分な配慮も必要である。

このため、原告側としては、ディスカバリーによりクラス構成員に関する情報の開示を求める際、必要に応じて、情報の使用目的を限定する保護命令の下でディスカバリーを求めたり、情報の開示先を裁判所やクレームアドミニストレーターといった中立な第三者としたりすることもある<sup>146</sup>。

### (4) クラス構成員への告知

① 告知は、クラス構成員が混乱することなく正確にその内容を理解して、自らの権利行使を可能にさせることを目的とするものである。

しかし、大量のジャンクメールやスパムメールなどが氾濫する今日の社会では、重要な

\*141 Klonoff, *supra* note 16, page 194

\*142 Rothstein & Williging, *supra* note 50, page 7

\*143 ジラール法律事務所議事録

\*144 この項については、ジラール法律事務所からの回答文書による(参考資料13)。

\*145 一方、当該製造物が小売店等で広く販売されるような性質のものについては、このような方法は採れない。具体的に特定し得ないクラス構成員に対する告知方法については、次項参照。

\*146 次項で取り上げる告知文書で問題となった *Anderson v. General Motors* のケースでは、原告代理人は、クラス構成員への告知を行うにあたり、行政機関である The Department of Motor Vehicles に対して情報を開示させるよう裁判所に求めた。裁判所は、The Department of Motor Vehicles にクレームアドミニストレーターに対して情報を提供するよう命じ、クレームアドミニストレーターは、この情報を用いて、クラス構成員に対する告知を行ったという(参考資料13)。

告知でさえも容易に見過ごされてしまいかねない。

そのため、クラス構成員に告知を発信する際しては、正式で法的な要件を備えた形式であること、内容において、読む者の注意を引き、容易に理解できる書式により、その要点をきちんと把握できるものであることが必要である<sup>147</sup>。

法律的な専門用語を多用することは許されておらず、簡潔で平明な言葉で、容易に理解できるよう記載しなければならない。(但し、前記のような告知の目的を達成することができれば良いのであるから、具体的な告知の内容は、認証されたクラス毎に異なってくる。)

告知に記載すべき事項としては、

- a その訴訟の内容。
- b 認証されたクラスの定義(誰がクラス構成員となるのか。)
- c クラスの請求、争点、抗弁
- d クラス構成員が希望するならば、代理人を通じて出廷できること
- e 裁判所は、脱退を希望する構成員をクラスから除外すること。この際、クラス構成員が何時までにかつどのように脱退の申出をなし得るかについても記載すること。
- f 連邦民事訴訟規則 23 条(c)項(3)のもと、クラス認証がクラス構成員に与える効果
- d オプトアウトに関する情報

が挙げられる<sup>148</sup>。

また、告知には、当事者の立場、定義、クラス代表原告、代理人弁護士、クラス構成員がクラスに残る場合のメリットとリスクを示す必要もあるが、この告知は、クラスにとどまるなどを奨励したり、逆に、脱退を奨励するようなものであってはならない。

告知文書は、クラス構成員に送付される前に、裁判所の検討、承認を受けるため、裁判所に提出される。なお、裁判所自身が告知文書を起案することは滅多にない<sup>149</sup>。

② 連邦最高裁判所は、具体的に特定されたクラス構成員に対する告知につき個別に行うことを要求している<sup>150</sup>。その告知方法としては郵送が基本となるが、常に可能な方法とは言えない。そのため、多くの州裁判所や連邦裁判所では、告知に要するコストを削減し各クラス構成員の利益を守るため、その裁量により、Eメールなどによって直接告知する方法も認めているという<sup>151</sup>。

また、具体的に特定されていないクラス構成員に対する告知方法としては、クラス構成員を当該告知に導けるような適切なリンクをはったり、検索エンジンを使ってインターネットのウェブサイトで告知する方法、新聞に掲載する方法、小売店やアウトレットの店舗における定期的刊行物に掲載する方法などがとられるという<sup>152</sup>。

③ 今回の調査で訪問した原告側弁護士事務所(ジラール法律事務所)から提供を受けた告知文書(実際にゼネラル・モータースに対するクラスアクション訴訟で使用されたもの)を参

\*147 Klonoff, *supra* note 16, page 166

\*148 連邦民事訴訟規則 23 条(c)項(2)(B)、Klonoff, *supra* note 16, page 166

\*149 Klonoff, *supra* note 16, page 167

\*150 Eisen v. Carlisle & Jacqueline, 417 U.S. 156(1974)、なお第3章5. (3)④参照。

\*151 参考資料13

\*152 参考資料13

照しつつ、告知文書の内容について概観する(参考資料8)。

まず、告知文書の表題は、潜在的クラス構成員が、一見しただけで、この告知が読む必要のあるものか否かを判別できるようなものでなければならない。

前記ゼネラル・モータース事件の表題は、「カリフォルニアにおける、4.8リッター、5.3リッター、6.0リッター、8.1リッターエンジンを搭載した1999年製から2003年製シボレー・シルベラードの所有者及びリース賃借人へ」とされている。ちなみに、この表題は、本件クラスアクション訴訟において認証されたクラスの要件の一部を示すものである。

## I 本件クラスアクション訴訟の概要

本項では、原告の請求と被告の反論の要点が示されている。

原告の請求は、以下のようなものである。すなわち、GMでは、本件で問題となっているシルベラードの所有者等がエンジンの異音に関する苦情の申出があると、延長保証、GM保護プラン(GMPP)、その他の無償特典を所有者等に提供することを内容とする「エンジンノックノイズ調整プログラム」がある。にもかかわらず、GMは、問題となっている車種の全ての所有者等に対して、彼らが前記調整プログラムに参加することができる事を告知しなかった。このようなGMの行為は、カリフォルニア民法典、カリフォルニア不正競争法等に違反する。

他方、GMは原告の請求を拒否している。すなわち、GMは、エンジンの異音は、冷えたエンジン始動時に発生した後、数秒以内になくなる種類のものであり、苦情を申し出た所有者等は少数であり、彼らに対しては法的に対応してきたと反論するとともに、原告の主張する類の異音は、エンジンの耐久性、信頼性、性能には何ら影響がないこと、GMは、顧客の満足を促進するために、無償のGMPP、その他善意の措置をとるという形で助力を与えてきたものである。

なお、この項目の末尾には、「裁判所は、原告の請求とGMの請求のいずれが正しいという決定をしたものではない。この告知は、裁判所のいかなる意見や評価を表すものでもない。」という文が添えられている。

## II クラス認証

本項では、本クラスアクション訴訟において、クラス認証がなされたこと、及び認証されたクラスの内容を示すとともに、認証されたクラスの定義とは別に、より平易な文章で、この告知を受け取った人はクラス構成員に該当するという趣旨の説明がなされている。

実際の告知文書では、概要、以下のような内容が記載されている。

本件は、ロサンゼルス郡上位裁判所(the Los Angeles County Superior Court)によって、以下のクラスのために、クラスアクションとして認証された。認証されたクラスの内容は、

カリフォルニアにおける、4.8リッター、5.3リッター、6.0リッター、8.1リッターエンジンを搭載した1999年製から2003年製シボレーシルベラードの全ての所有者等にして、  
(1) 所有する自動車のエンジンに異音があること

及び

(2) 異音が起こり得るという状態に関する告知を受けていなかったこと、または、GMの「エンジンノックノイズ調整プログラム」に関する告知を受けていなかったこと。  
である。

仮に、あなたがカリフォルニアに住んでいて、1台もしくは複数台の自動車を所有またはリースで借りて使用しており、その自動車のエンジンに異音があり、前述の「エンジンノックノイズ調整プログラム」に関する告知を受けなかったならば、あなたは、この訴訟から脱退しない限り、本件訴訟のクラス構成員の一部である。

### III 本告知の目的(原文では、「あなたの法的権利は影響を受けることがある」と記載されている。)

本項では、「あなたの法的権利は、あなたが行動するか、行動しないかによって、影響を受けることがある。」と説明した上で、この告知の目的が「本件の潜在的なクラス構成員として、この訴訟におけるあなたの権利とあなたが取りうるオプションに関する情報を提供することにある。」と説明されている。

### IV 本件における権利とオプション

本項では、本件において潜在的クラス構成員の選択し得る方法が、以下のように説明されている。

#### i 何もしない。

あなたは、本件訴訟の一部であり、クラスとGMのいずれに有利かを問わず、この訴訟の帰結を受け入れなければならない。あなたは、このクラスアクションの代理人弁護士の費用を支払う必要はない。

#### ii クラスには残るが、自分自身で代理人をつける。

この訴訟の一部として残るが、仮にあなたが希望するなら、あなた自身の費用で、あなた自身の弁護士を雇うことができる。

#### iii 脱退する。

仮にあなたがこの訴訟にとどまるを望まなかったり、あなた自身の費用で、GMに對してあなた自身の訴訟を提起したいと考えるならば、これが唯一のオプションである。あなたは、クラスから脱退するために、2007年8月15日付までの消印で手紙を出さなければならない。

クラスから脱退するということは、GMにとって好ましいか、原告にとって好ましいかを問わず、本訴訟の帰結があなたを拘束しないということを意味する。このことは、クラスが獲得するかもしれない如何なる名目の金員や他の解決方法を受け取る権利もあなたは持ち得ないということを意味する。

あなたがこのクラスから脱退するためには、住所、氏名、あなたの自動車のID番号またはVIN、署名を明記した上で、この訴訟即ち In Re General Motor Cases (Anderson)、事件番号 JCPP4396、から脱退したいという内容の手紙を書かなければならない。また、手紙には、以下の事項も明示しておく必要がある。

### V よくある質問とそれに対する回答

本項では、①本告知を受け取ったものの、自分が認証されたクラスに該当するかどうか分からぬといいう質問を想定し、それに対する回答と、②本件に関する情報へのアクセス方法が説明されている。

#### ①の質問事項は、

- ・自分の自動車エンジンに異音が生じるのかどうか、どうすれば分かるのか。
- ・自分の所有する自動車のエンジンに異音が起り得るという状態に関する告知を受け

たかどうか、或いは、GM の「エンジンノックノイズ調整プログラム」に関する告知を受けたかどうか、どうすれば分かるのか。

・自分は、延長保証、GM 保護プラン( GMPP )の適用対象となるかどうか、どうすれば分かるのか。

というものであり、いずれの質疑応答も、極めて平易かつ簡潔に記載されている。

②については、原告側代理人事務所の住所、電話番号、E メールアドレス、ウェブサイトのアドレスが記載されており、これに加えて、裁判所で一件記録が閲覧できるよう、裁判所の住所も記載されている。

### 3. ディスカバリー ( Discovery ) について

#### (1) 総論<sup>\*153</sup>

アメリカの民事訴訟において、争点形成及び事実摘示の機能を担うのは、ディスカバリー手続である。連邦民事訴訟では当事者主義が採用されており、トライアルに至る前のディスカバリー手続は、原則として両当事者、あるいは弁護士の主導で行われる。各当事者あるいは弁護士が主体的に手続を進めた方が、実体的真実の探求あるいは手続保障の面から妥当である、との理念に基づくものといえる。そこでは、裁判所は必要な場合についてのみ介入するという建前が採用されている。

具体的に裁判所が関与する場面は、特定の証拠につき開示義務の有無が問題となった場合に、開示命令(義務ありとする場合)を発したり、保護命令(義務なしもしくは制限の必要があるとする場合)を発する、というものである。開示義務に従わない当事者や第三者に対しては、裁判所が、裁判所侮辱として制裁(身体拘束や罰金)を科すことができるし、当事者に対しては、特定の争点、特定の主張、又は特定の請求について不利な認定をするなどの制裁を科すこともできるし、義務不履行のために生じた費用の支払いを命じることもできる。いわば、場合によつては裁判所による職権発動が控えていることにより、当事者主導により実施されるディスカバリー手続の実効性を担保している訳である。

ディスカバリーは、トライアル前において、相手方又は第三者から情報を収集する重要な手段である。と同時に、①トライアル前に事実を知る、②訴訟の争点を明確にする、③トライアルでは得られない可能性がある証言を得る、という目的がある。また、様々なディスカバリー手続を経ることで、当事者及び裁判所が事実を把握し、結果的に和解を促進する、という側面があることも事実である<sup>\*154</sup>。

当事者は「いざれかの当事者の請求・抗弁に関連するものであつて、非開示特権<sup>\*155</sup> のない全ての事項」(証拠の存在も含む)をディスカバーできる(連邦民事訴訟規則26条(b)項(1))。ディスカバリー手続には制約があるものの、広範かつ柔軟であり、連邦最高裁判所は、民事訴訟が暗闇の中で行われないよう保障し、実務上可能な範囲で開示された基本的な争点や事実に

\*153 参考文献として、特記したほか、浅香吉幹「アメリカ民事手続法」(弘文堂、2000年)

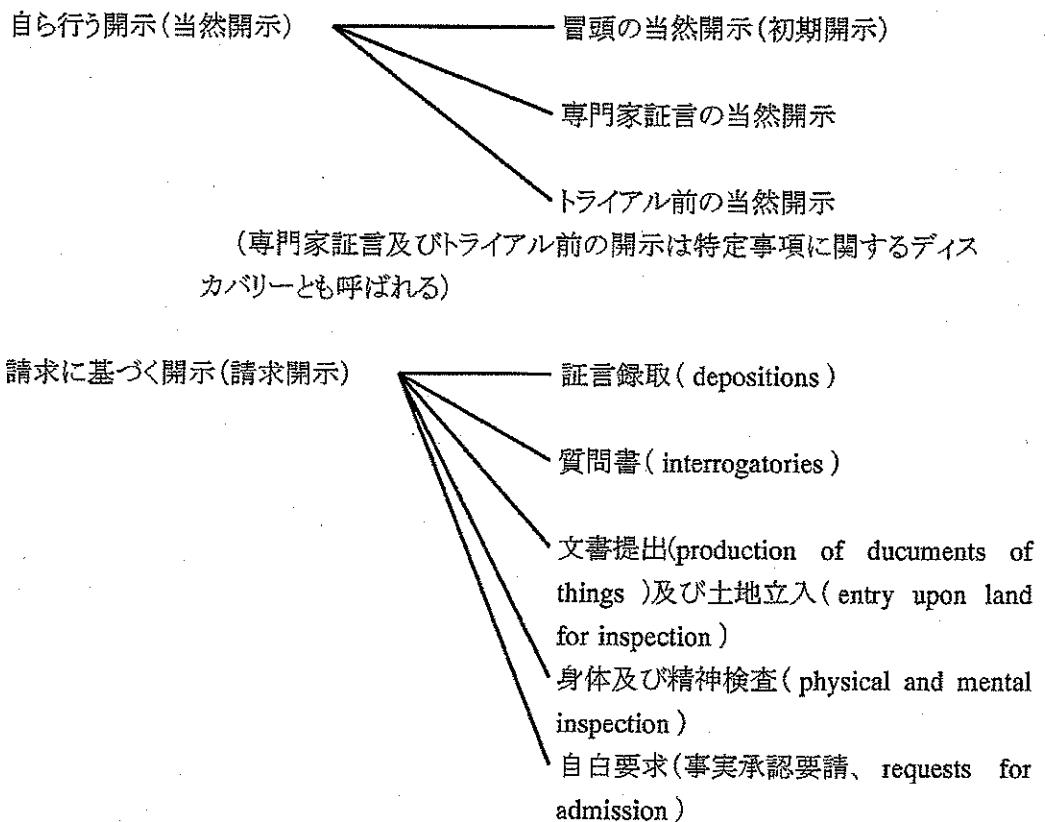
\*154 モリソン・前掲\*10・66頁

\*155 Privileges 、弁護士と依頼者との間の連絡文書、訴訟準備のために作成された文書などが非開示特権の対象となる(モリソン・前掲\*10、73頁以下)

に基づいた論争にすることがディスカバリーの目的であるとしている<sup>\*156</sup>。実務上は、しばしば、どの範囲までディスカバーすべきかが争われることとなる。

## (2) 各論

開示の方法は、概ね下記のとおりである。



### ①冒頭の当然開示

自己に有利な主張を裏付けるため、自己が有するの書証、物証、人証の開示である。

### ②専門家証言の当然開示

トライアルで証言してもらう予定の専門家の情報を開示するものである。開示すべき事項は、当該専門家の専門性に関する情報と業績、専門家証人として関与した他の事件に関する情報等である。

### ③トライアル前の当然開示

トライアルで提出する予定の証人や証拠に関する情報である。

### ④証言録取

一般的には、訴訟開始後、一方当事者が裁判所の命令を得ないで、当事者や第三者を弁護士事務所等に証人として召喚し、宣誓させた上で、交互尋問を行い、その結果を書面やテープで録取する、というものである。証人の出頭を確保するため、裁判所の召喚状を発してもらうこともある。証言録取手続に裁判所が同席するわけではないが、不適切な尋問がなさ

\*156 モリソン・前掲\*10・68頁

れる場合に備え、一定の場合には、証人に証言しないように指示する権限が弁護士に認められている。

証拠保全のために裁判所の命令で行うものや、書面での質問に対して証言する形式のものもある。

#### ⑤質問書

他方当事者に対し、書面で質問をなし、回答を要求するものである。日本の民事訴訟法における当事者照会に類似した制度である。

#### ⑥文書提出・土地立入

当事者や第三者に対して、その保管している文書等の閲覧・複写を求め、又はその管理する土地・建物に立入り検証することを求めるものである。第三者に対しては、文書提出命令状を発することもある。日本の民事訴訟法における文書提出命令に対応する。

#### ⑦身体・精神検査

裁判の争点が特定の者の身体・精神状態であり、かつ、検査に正当な理由があると判断された場合にのみ、裁判所の命令に基づいて実施されるものである。

#### ⑧自白要求

他の当事者に対し、当該訴訟に関し、事実あるいは法への事実の適用に関して自白することを書面で要求するものである。

現在では、①初期開示(連邦民事訴訟規則26条(f)項、自らの請求・抗弁の裏付けのために利用しようとする証拠を特定する手続のこと)、②トライアル前協議(同規則16条、連邦裁判所が、訴訟関係者と協議の上、ディスカバリーの順序、終了期限等を定める手続のこと)、③特定事項に関するディスカバリー(当事者が、開示情報を知る者の身元・所在地の表示や、書籍、文書、データ等の物件の存在と所在地等を開示すること、専門家証人については、専門家の意見とその根拠を示した報告書も含まれる)等の手続を経た上で、証言録取等が行われる<sup>157</sup>。

請求に基づくディスカバリー手続のうち、最も利用されるのは、証言録取である。但し裁判官が関与して行うものではないため、冗長にわたり、必ずしも関連性の乏しい者を質問する等の弊害が生じるため、連邦民事訴訟規則においては、証言録取の時間は最長7時間、即日終了が原則とされた(但し、裁判所の命令か両当事者の合意により、変更は可能)。

### (3) ディスカバリー手続に対する評価

上記のとおり、ディスカバリー手続は、基本的に当事者主導で行うものである。しかも、各手続における費用は当事者がまず負担することとなるため、文書開示請求においては被告側の負担が過大となる(コピーの費用、文書検索等に要する手間)傾向にあり、証言録取においては、原告側の負担が過大であるとする指摘がある(被告側証人を召喚する際の費用等)。このため、一般論として、ディスカバリー手続は当事者の負担が大きいという問題点が指摘されている。

この他にも、そもそもディスカバリーを悪用(目的は相手方が有する秘密の確保それ自体にあり、訴訟内容は重要でないこと)したり、原告側が大量の開示請求をする、あるいは、被告側が大量の資料を送付する、等といった弊害が生じるおそれがあると指摘されている。

\*157 モリソン・前掲\*10・71頁

上記弊害を懸念し、アメリカでも、ディスカバリー手続の運用について改善を求める意見が過去から出されており、その都度、連邦民事訴訟規則の改正について議論がなされてきたのは事実である。しかし今なお、アメリカは、他国の典型的な民事訴訟手続に見られる制限的な資料収集手段を採用しているわけではない。アメリカでは、民事訴訟が、政府による政策の遂行に、また政策の形成に非常に重要な役割を演じており、いわば私人による制定法の実現の過程で、ディスカバリーは中心的な役割を有している<sup>158</sup>。

ディスカバリー手続に基づいて明らかとなった証拠、資料等の訴訟資料に基づき、より真実発見、司法的正義の維持に資する、というディスカバリー手続のプラスの側面は無視し得ない。いわば、アメリカの訴訟手続の根幹、と言っても過言ではない。

#### (4) クラスアクションとディスカバリー<sup>159</sup>

ところで、ディスカバリーは本案における当事者の主張に関するものだけではなく、クラスを認証するか否かを判断するにあたっても利用される。というより、特段の事情がない限り、裁判所が、ディスカバリーなしにクラス認証の可否を判断することはない。クラス認証の要件(普遍性、典型性、代表者としての適切性等)該当性を書面でのみなしすることは極めて稀であり、当事者間の主張の外にある間接事実からこれらの可否を判断することもよくあるからである。

但し、裁判所がクラス認証をなす前に、いわゆる本案の争点についてもディスカバリー手続を利用するか否かについては、裁判所によても態度が異なる。理論上、クラス認証の可否にあたり開示されるべき情報と、本案の争点の判断にあたり開示されるべき情報は異なるためである。

通常、裁判所としては、クラス認証の可否にあたり必要な限度でディスカバリー手続を許可することとなる。しかし事案によっては、特に代表としての適切性や事案の典型性を判断する際、勢い、本案における争点についての資料を得ることも少なくない。その場合、形式的にクラス認証のディスカバリーと本案のディスカバリーを分けて手続をなすことは、時に訴訟経済上の無駄となりうる。また、本案の争点に関する資料を得ることで、事案の真相をより適格に把握し、結果的に、適切な和解に至ることもありうることから、結局、訴訟のどの段階でどの範囲でディスカバリーを認めるかどうかは、ある意味、事案の内容と裁判所の訴訟運営に委ねられている、ともいえる。

#### (5) 実務的な運用<sup>160</sup>

カリフォルニア州で、企業側にて訴訟活動を行う法律事務所にて、現実のディスカバリー手続について聽取した内容は、概略、以下のとおりである<sup>161</sup>。

ディスカバリーでは、原告側代理人から文書提出命令申立等の証拠開示請求がなされ、当該手続が終わった時点で、必要な事実が抽出されるので、その段階で事件を解決するチャンスがある。次の段階として、もしその事実が出てきた段階で解決できない場合には、サマリージャ

\*158 大村=三木・前掲\*2・32-47頁

\*159 Klonoff, *supra* note 16, page 119-137

\*160 クラス認証におけるディスカバリーの活用については、前記2. (3)も参照。

\*161 Heller Ehrman LLP 議事録

ッジメント<sup>162</sup>をしてもらうか、クラスの認証をさせないという形で争う。サマリージャッジメントがなされず、クラス認証された場合には、トライアルにいく。

ディスカバリー手続が開始されてから終了するまでの期間は、どのような請求かによって違うが、経験的には、平均2年である。例えば1つの製品の1つの問題点であれば、それに対するディスカバリーは少なくすむが、A社の売っている商品全部となると、時間もかかるし、何年もかかることもある。一般論であるが、証拠開示段階では、原告側代理人が被告側に対し、早く、どんどん証拠を出せと主張する。

原告側から申し立てられた証拠開示について、被告側代理人としては、関連性の問題で争うことがある。申し立てられた証拠開示の範囲が広ければ、当然、それを狭めるよう訴訟活動する。例えば、クラス認証される前の証拠開示手続においては、被告側の主張として、クラス認証されていないから、その原告本人に関しては出すけど、それ以外の一般的な情報は出せない、というものである。この場合、結局は、裁判所がだいたいその間で妥協点を探していく、サンプルを抽出して出すということになる。

この関連性について、理論的には、クラス認証におけるものと事件自体におけるものとがある。クラス認証における関連性が問題となる場合、被告側はできるだけクラスの範囲を絞る方向で主張を行う。

通常、被告側から証拠開示請求をなすことはないが、例えば、クラス認証の前に原告一人一人に対して証人尋問をするとか、質問をすることが考えられる。

証拠開示の際には、通常、被告側からドキュメントを何百枚も出したり、証人を出したりという対応になるが、上記のとおり、被告側に過大なコストがかかることがある。

ディスカバリー手続の過程で、被告側にとって有利な証拠も、不利な証拠も出てくる場合がある。被告側代理人としては、当然、不利なものは出したくないけれども、出さないといけない。もし、後で被告側にとって不利な証拠が出てきた場合は、上記のとおり、被告側に不利な認定をされたり、トライアルにおいて、陪審員がそれだけで被告側に不利な認定（賠償額等）をなすことも考えられる。

#### 4. クラスアクションの解決における全体的動向

##### （1）解決内容（判決か和解か）

クラスアクションとして提起された訴訟のうちクラス認証がなされた事件のほとんどは、和解により解決されるのが実情である<sup>163</sup>。連邦裁判所における1996年から2005年までのデータによると、クラス認証がなされた案件の9割が和解により解決されている<sup>164</sup> 実際、原告側、被告側問わず、今回調査した弁護士事務所のいづれもが、ほとんどのクラスアクション案件を和解により

\*162Summary Judgement、正式事実審理を経ないでなされる判決、重要な事実について「真正な争点（genuine issue）」がなく、法律問題だけで判決できる場合に、申立によりなされる判決（田中・前掲\*1）。

\*163 もつとも、アメリカ合衆国において、訴訟が和解により解決されるのはクラスアクションに限ったことではなく、連邦裁判所に提起される民事訴訟のおよそ70%は、トライアル前に和解により終結するという（大村=三木・前掲\*2・92頁）。また、モリソン・前掲\*10・178頁は、約90%の案件が和解により解決されるとしている。

\*164Rothstein & Willging, *supra* note 50, page 6

解決させていることが明らかとなった。

まず原告側事務所からみると、スチューデバント法律事務所では、2000年以降担当した消費者事件のクラスアクションのうち、判決に至ったのは2件のみで、残りは和解により解決しているというし<sup>165</sup>、ジラール法律事務所でも、2003年以降提訴した81件のうち、判決に達したものではなく、ほとんどが和解により解決しているとのことであった<sup>166</sup>。

一方、被告側事務所についてみても、Heller Ehrman 法律事務所では、2000年以降担当した消費者事件のクラスアクション89件のうち、トライアルに至ったのは2件のみで、のこりは和解により解決しており<sup>167</sup>、ストリックランド弁護士は、これまで200件くらい和解により解決しているが、判決まで達したものはひとつも経験していないとのことであった<sup>168</sup>。

以上のとおり、クラスアクション訴訟においては、そのほとんどが和解によって解決されているといえる。このように和解によって解決がなされる理由は、企業側弁護士によると、①トライアルに至ると被告側にリスクが大きいこと②和解では被告としても自分たちがやりやすい、あるいは自分たちの利益にもなる条項を追求できるが、判決に至るとそういうコントロールができないことなどによるという<sup>169</sup>。

## (2) 解決に要する期間

クラスアクション訴訟の解決に要する期間は、決して短期間ではない。

例えば、コンタクトレンズ会社が中身は同じなのに商品名と包装だけを変えて異なる値段で発売していたことが問題となったクラスアクションでは、提訴から和解まで約2年、和解による請求期間が終了するまで約3年を要している<sup>170</sup>。今回の調査でも、各調査先からほぼ同様の回答が得られており<sup>171</sup>、クラス認証がなされたケースでは、和解にせよ判決にせよ最終的な解決まで年単位の期間を要しているものといえよう。

## 5. 損害の認定方法

### (1) 判決において認定をする者は誰か<sup>172</sup>

アメリカには、陪審制度があり、クラスアクションにおいても、陪審による審理を選択することができる。

陪審によらないで審理が行われる場合には、裁判所が事実認定を行って、法的結論を示すが、事実認定と法的結論は区別して示される(連邦民事訴訟規則52条)。この場合、流れとしては、裁判所が被告の違法行為を認定し、その後、法的結論において示される救済内容の形成

\*165 スチューデバント法律事務所議事録

\*166 ジラール法律事務所議事録

\*167 Heller Ehrman LLP 議事録

\*168 ストリックランド弁護士議事録

\*169 Heller Ehrman LLP 議事録

\*170 内閣府国民生活局・前掲\*2・156頁

\*171 Heller Ehrman LLP によれば、平均約2年ということであり、クレーマー裁判官も3~5年程度と説明していた。スチューデバント法律事務所は比較的長い審理を要する事件を扱っており、8~9年程度要する事件もあるようである。

\*172 大村=三木・前掲\*2・246頁

については、当事者間で合意による解決の余地があれば、まずはそれを試み、合意が成立しなければ、裁判所が救済内容を決定する。

一方、陪審による審理が行われる場合には、陪審が事実認定を行い、裁判官が、証拠の採否に関する決定等、法律問題についての判断を隨時行う。

## (2) 要求される証明の程度

前提として、アメリカにおける立証の証明度(証明の程度)について、理解をしておく必要がある。

大陸法の考え方を受け継いだ日本においては、刑事訴訟と同程度の高度な蓋然性による証明が要求されているのに対し<sup>173</sup>、英米法の考え方に基づくアメリカにおいては、「証拠の優越 (preponderance of evidence)」、すなわち、要証事実の不存在よりは存在の可能性が高いことだけが証明されればよいとされている<sup>174</sup>。陪審への説示の中では、「優越する証拠」とは、「反対証拠より説得力のある証拠」、あるいは、「反対証拠より真実である可能性の高い証拠」と定義される。そのため、証明責任を負う当事者としては、刑事案件で基準とされるところの「合理的な確実性( reasonable certainty )」や、「合理的な疑いの余地のない( beyond a reasonable doubt )」証明まで行う必要はない<sup>175</sup>。

クラスアクション訴訟においても、通常の訴訟と異なることはない。クラスアクションは、いわば小さな訴訟の集まりであって、これらを効率的に裁いていく1つの道具にすぎないからである<sup>176</sup>。従って、クラスアクション訴訟における損害立証においても、要求される証明の程度は、通常の訴訟同様、「証拠の優越性」で足りる。

## (3) 訴訟提起段階における損害の特定

アメリカでは、訴え提起時に原告が損害額を厳密に特定する必要はないといわれている。実際、カリフォルニア州などいくつかの州では、請求額を書かないようにというルールがあるといわれる<sup>177</sup>。特にクラスアクションでは、クラスの規模など様々な争点があるので、訴額を特定することは極めて困難である。したがって、賃貸借など訴額の特定が法律上求められている場合はともかく、通常は訴額を特定する必要はない<sup>178</sup>。訴額が容易に特定可能な事件では、請求額を書くことが通常であるが、要件ではない<sup>179</sup>。

クラスアクション公正法が制定されたことにより、訴額が 500 万ドル以上否かで連邦管轄が決まることとなり、その点において請求額の特定が問題となるが、クラスの請求額が概算で 500 万ドル以上になることが疎明されていれば足り、一般的に、詳細な説明は不要である<sup>180</sup>。

\*173 最高裁は、「通常人の確信を基準として高度の蓋然性が認められなければならない」と判示している。最判昭和50年10月24日(民集29巻9号1417頁)、最判平成12年7月18日(判時1724号29頁)等

\*174 大村=三木・前掲\*2・140頁

\*175 モリソン・前掲\*10・136頁

\*176 クレーマー・裁判官議事録

\*177 インパクトファンド議事録

\*178 インパクトファンド議事録

\*179 マーカス教授議事録

\*180 ジラール法律事務所議事録

#### (4) 損害額の認定

##### ①証明責任の所在

厳密には、「証明責任(burden of proof)」と「証拠提出責任(burden of production)」の2種類があるが、その考え方は、基本的に日本と同様である。

「証明責任」は、特定の争点につき、認定を行う者(裁判官あるいは陪審)に対し、自己に有利に決定されるよう説得すること(請求・抗弁を証明する責任)を意味し、原則として、原告が証明責任を負う。

「証拠提出責任」は、ある争点に関し、不利な決定を避けるために十分な証拠を提出する義務をいう。原告は、請求を裏付ける「一応有利な事実」の確立に十分な証拠を提出する責任を負い、その後、不利な決定を避けるために十分な証拠を提出して反駁する責任が被告に移るが、証明責任は、常に、最初に責任を負う者に残るとされるため(連邦証拠規則301条)、ほとんどの場合、原告に残る<sup>181</sup>。

証明責任の問題は、後記のとおり緩和されている面があるとしても、原告側の弁護士からすれば、まだまだとても大きな問題であるという。<sup>182</sup>

##### ②損害額の認定方法

クラスアクションにおける損害額の認定における特徴としては、クラス全体の損害額だけでなく法廷に出廷していないクラス構成員個々の損害額についても検討をする必要があるということである。

また、日本においては、訴訟提起の段階から、各原告の請求額、すなわち個々人の損害額を特定して提起するが、前述したごとく、アメリカでは、クラスアクションに限らず、個々人の損害額を特定して提起しているわけではなく、具体的な損害額は、立証の過程を経て、初めて明らかになるものであることを理解しておく必要がある。この点で、日本の場合(請求額が訴訟提起の段階から一応特定されており、それを立証するスタイル)とは大きく異なる点には留意しておく必要がある。

###### 1) クラス構成員個々の損害額が容易に認定できる場合

クラス構成員個々の損害額が容易に認定しうるような場合には、損害額の認定にそれほど大きな問題はない。クラス構成員個々の損害額が確定すれば、クラス全体の損害額も当然に確定するからである。例えば、被告が、クラス構成員の損害額に関わる情報を持っている場合には、その情報を元に、クラス構成員を把握するとともに、個々人の損害額を立証することが可能である<sup>183</sup>。判決に至った場合においては、全てのクラス構成員の損害額が記載されることになる<sup>184</sup>。

具体例としては、証券詐欺の事案で証券会社が誰がいくら購入したかを把握している場合、カード会社が不当に利益を得ていたという事案でカード会社のコンピュータに記録が残っている場合、電話会社が請求すべきでない料金を請求していたという事案で

\*181 モリソン・前掲\*10・136頁

\*182 マーカス教授議事録

\*183 パブリックシチズン議事録

\*184 クレーマー裁判官議事録

電話会社に誰にいつまでどのくらい請求していたかの記録が残っている場合などが、その具体例としてあげられる<sup>185</sup>。

## 2) クラス構成員個々の損害額が容易に認定できない場合

一方、クラス構成員個々の損害額を被告の資料を利用して容易に認定できないような場合、原告側は、専門家の証言や、サンプル立証などの統計的手法を用いて、クラス全体の損害を証明しようとすることがある<sup>186</sup>。しかしながら、かかる立証アプローチを採用するか否かは、裁判所によってまちまちであり、かかるアプローチを棄却した裁判所もあれば、かかるアプローチを支持した裁判所もある<sup>187</sup>。

裁判所がかかるアプローチを支持する場合、原告は、専門家証人に依頼して(ビジネスとして、専門家証人を探す会社がある。)、ディスカバリー等で被告から提出された資料などを元にして、クラス全体に対する損害額を算定してもらい、その内容を法廷で証言してもらう。そして、裁判官が、それらの資料を元に損害額を算定するという。

本調査で紹介を受けた事例を紹介すると、たとえば、銀行が年金が入ってくる顧客の口座からチャージをとっていたという事案において、まず、コンピュータの専門家証人がコンピュータの記録から45日間の間にどのくらいの人数のどのくらいのお金が取られたかを算定し、もう1人の専門家証人が45日間の金額をもとに、全体として、どの程度の損害額になるかを算定した。そして、これらの証言に基づいて、裁判官が、全体の損害額を判決に記載したという<sup>188</sup>。

また、現在審理が係属中である女性従業員雇用差別のクラスアクションであるウォルマート事件においては、原告側は、専門家証人たる統計学者に依頼し、どのような仕事を持っていたか、どの店で働いていたか、仕事に対する熱意、働いていた期間などをみて、仮に雇用差別がなければ受けられていたであろう賃金を算定してもらう方法によって、損害の立証を行おうとしているという<sup>189</sup>。

もっとも、判決とは異なり、和解の場面では、このようなアプローチを利用して柔軟な解決が図られている<sup>190</sup>。

さらに、ジーンズ販売の事案や、腐った牛乳を販売したといった事案など、多くの大規模不法行為事件では、クラス全体の損害額自体は被告の売上などから認定し得ても、誰が購入したのか、いくらで購入したのか、いくらの損害を被っているのか、クラス構成員個々の損害額についての具体的情報は被告側も有していない場合も多い。また、かろじてカスタマーリストがあり、クラス構成員自体は特定し得ても、個々の損害額が不明な場合も少なくない。

こういった場合には、判決や和解においてクラス構成員個々の損害額を具体的には認定せず、まずクラス全体の損害額だけを確定させ、個々の損害額については、クレー

---

\*185 この場合、被告が保有している情報は、ディスカバリー等で入手することになる。

\*186 Klonoff, *supra note 16, page 307*、インパクトファンド議事録

\*187 前掲\*131を参照

\*188 スチューデバント法律事務所議事録

\*189 インパクトファンド議事録

\*190 マーカス教授議事録、インパクトファンド議事録

ム手続を利用して確定させる方法が用いられることがある<sup>191</sup>。クレーム手続とは、個々のクラス構成員に、被害の届出をしてもらい、それに応じて賠償金を支払うという手続である。和解の場合には和解条項としてクレーム手続が決められるが、判決に至った場合にも判決の中でクレーム手続の内容が記載されるという<sup>192</sup>。いわば、損害の立証、認定、執行をミックスしたような手続を執行段階で行うわけである。さらに、判決によりクレーム手続を行う場合には、クレーム手続を行う者に手続終了後に報告書を提出させ、実際に賠償を受取った者のリストを作成するという<sup>193</sup>。

賠償金の支払手続の一環としてクレーム手続が設けられる場合には、管財人(アドミニストレーター)がクレーム手続を行う<sup>194</sup>。一方、クレーム判断を行う者が特に選任されることもある<sup>195</sup>。

なお、責任部分の立証が尽くされた段階における手続であるため、クレームを主張した人の証明責任は、実務上、軽減されることが多いという。その具体的な事例として、以下のような事例の紹介を受けた<sup>196</sup>。

「実際にカリフォルニア州でクラスアクションが提訴された事例として、Levi's のジーンズの値段が不当に高すぎるという訴訟があった。結果として、購入代金の一部が返金されることになったが、ジーンズを買ったという証拠をどの程度提出しなければいけないかが問題となった。基本的には、原告本人が宣誓をしたうえで、一定期間内に Levi's のジーンズを買ったと証言するのであれば、被告としてはそれを反証しない限り、支払わなければならない。そして、被告が反証するのは実際には困難である。もっとも、100 着購入したというような証言をしたとしても、裁判官は書面の証拠がない限り信用しない。最終的に、裁判官は、その裁量的判断により、1年間のうちに10着以上購入したと主張する人は、そのことを示す書面の証拠を提出しなければならない旨の決定を出した。」

## 6. 和解による解決

和解に関する要件及び手続上の諸問題については第3章5. (5)で述べたところであり、本項では、実務的な観点から見た和解における諸問題について取り上げる。

### (1) 和解のなされる時期

クラスアクションとして和解するためには、その前提としてクラス認証を受ける必要があることから、本来、和解がなされるのはクラス認証がなされてからとなるはずであるが、実際には、かなりの事例において、クラス認証がなされる前から当事者間で和解に関する協議がなされているよう

\*191 マーカス教授議事録、スチューデバント法律事務所議事録、クレーマー裁判官議事録

\*192 クレーマー裁判官議事録、インパクトファンド議事録。もっとも、判決に伴ってなされるというクレーム手続の訴訟法上の位置づけについては、今回の調査では必ずしも明らかとならなかった。今後の調査課題と位置づけたい。

\*193 クレーマー裁判官議事録

\*194 ジラール法律事務所議事録、スチューデバント法律事務所議事録、ストリックランド弁護士議事録

\*195 Heller Ehrman LLP 議事録、クレーマー裁判官議事録

\*196 マーカス教授議事録

である<sup>197</sup>。第3章5.(2)⑦で指摘した和解のためのクラス認証は、このような実務上の流れをうけたものといえる。このようにクラス認証前に和解がなされる理由としては、

- ①クラスアクションでは、多数の被害者が存在するため、企業側のリスクが大きいこと
- ②事業者側が新聞等に名前が出るのをいやがる
- ③原告側も実際にクラス認証されるかどうか不明であることから和解に応じるインセンティブがある

などによるという<sup>198</sup>。

## (2) 和解内容について

和解内容については、金銭の支払が基本となるが、これ以外にも様々な内容の和解がなされている。

例えば、金銭の支払に代えて、クーポンや商品を提供するといった方法がある。また、差止請求的な解決、具体的にはビジネスのやり方(約款や表示方法など)を変えるなどといった和解もあり得る<sup>199</sup>。これらの方法を複数組合せて和解をすることもある。

さらに、クラス構成員の把握が極めて困難な場合、もしくはクラス構成員の把握は可能であるものの、実際に分配を行うことが費用対効果の面で非効率的であると考えられる場合には、後記7.で述べる *cy-pres* (サイプレ、近似賠償)法理もしくは *Fluid Recovery* (流動的賠償)と呼ばれる考え方を活用して、和解がなされることもある。ひとりあたりの被害が少額で、被害者の損害を回復するのが現実的でない場合にも、企業に不当な利得を吐き出させなければ、抑止効果が期待できないところから、公益目的のため、企業に金銭の支払いをなさせることは意味があるという<sup>200</sup>。

## (3) 和解の承認に関する実情～和解における問題点～

### ①裁判所が和解を承認する際における考慮要素

クラスアクション訴訟における和解では、クラス構成員の利益が適切に保護されない危険があるため、裁判官には、通常の訴訟とは異なり、裁判所に出頭しないクラス構成員の利益の守護者であることも期待される<sup>201</sup>。

和解を承認する際の具体的な考慮要素としては、①訴えの内容及び予想される反論、②和解案は公平かつ誠実に交渉されたものか、③訴訟の最終的な結論に疑問を抱かせるような法律上ないし事実上の争点はないか、④和解により現時点で得られる救済の価値が、長期化した訴訟のあとで得られる可能性のある救済を超えるものか、⑤当事者が和解内容を公平で合理的なものと考えているか、⑥被告の支払能力、⑦クラス構成員から出された異議の数及びその内容、⑧損害を立証する際のリスク、⑨訴訟を継続した場合の複雑さ、期間及び

\*197 ストリックランド弁護士議事録

\*198 ストリックランド弁護士議事録、なお、藤本・前掲\*125・836頁以下にも同趣旨の指摘がある。

\*199 ストリックランド弁護士から紹介された事例によると、エプソンのプリンターでインクが余っているのに取り替えを求めるサインが出る問題点が指摘されたクラスアクションで、ディスクアントが用意されたほか、カートリッジの外箱の表示を変える内容の和解がなされたという(ストリックランド弁護士議事録)。

\*200 パブリックシチズン議事録

\*201 Rothstein & Williging, *supra* note 50, page 6

費用、⑩現在の手続の進行状況、などがあげられる<sup>202</sup>。

## ②承認をするにあたって注意を要する和解条項もしくは状況の例

以下のような和解条項もしくは和解がなされようとしている状況については、クラス構成員の利益を侵害し不公正となりうる危険があり、慎重な考慮が必要とされる<sup>203</sup>。例えば、クーポン和解や cy-pres 法理、差止による救済を図る条項については、前記のとおり柔軟な解決をなし得る側面もあるが、クラス構成員の実質的な損害回復につながらない危険性があるため、本当にクラス構成員にとって一番適切な解決であるかを慎重に判断する必要があるといわれる。

- 1) クーポン和解
- 2) cy-pres 法理もしくは Fluid Recovery を利用した和解
- 3) 賠償額の上限を設定する条項もしくは未請求賠償金を被告に返還する条項
- 4) 逆オークション<sup>204</sup> の状況
- 5) 差止による救済を図る条項
- 6) 補償の対価無くして事業者の責任を免責する条項
- 7) 和解を目的としたクラス認証が求められている状況

## ③和解の承認が得られなかった例<sup>205</sup>

- 1) GM の小型トラック事件<sup>206</sup>

GMの小型トラックについて、荷台下部のガソリンタンクが車体フレームの外側に配置してあるのが欠陥であるというクラスアクションで(飲酒運転の車の追突を受けてトラックが炎上し、少年が死亡した事故で別に訴訟も起こされていた)、「GMの新車トラックを購入する際に利用できる1000ドルの値引きクーポンを原告側に供与する」という和解内容を成立させた。1995年4月17日第3巡回区連邦控訴裁判所は、連邦地裁によるクラスアクション承認の判決を覆して差し戻しを命じた。裁判所が公正・合理的・適切でないとした理由は以下の4点である。

- ①金銭賠償でないので共謀の疑いがある。
- ②販売促進以外のなにものでもない。
- ③資力のない構成員にとって恩恵はあまりない。
- ④安全上の問題は解決されない

ただし、GMはこの和解をレイジアナにもちこみ、値引きクーポンの対象車種を広げることによって問題点を残したまま、和解の承認を得ることに成功している。この和解によってGMは10億ドルかかるだろうといわれたリコールを回避し、現在及び将来にわたる全てのクリームを1000ドルのクーポンによって解決することが出来たという。

- 2) トラストユニオン社のケース<sup>207</sup>

\*202 Klonof, *supra* note 16, page 257

\*203 Rothstein & Williging, *supra* note 50, page 12

\*204 前掲\*91 参照

\*205 本文で紹介した事例のほか、和解の承認が得られなかった事例紹介として、志谷匡史「証券詐欺クラス・アクションと和解の認否」(商事法務 1582 号 40 頁)。

\*206 杉野・前掲\*2・220 頁以下

\*207 ストリックランド弁護士議事録

トランスユニオン社というクレジット履歴など信用情報をレポートする信用情報機関の破産に関する情報の掲載に関するケース。和解内容は、金銭の支払とクレジットレポートを綺麗にすること、将来のビジネスのやり方を変えるという内容だったが、裁判所はその和解の承認を拒否した。拒否の理由はいくつもあるが、被害者に対して用意された金額が十分ではないというのが拒否の理由の1つだったという。

## 7. 賠償金のクラス構成員への分配

### (1) クラス構成員に賠償金を分配・交付する場合

判決もしくは和解により、クラス構成員への賠償金の分配・交付を行う場合、通常、当事者が管財人(アドミストレーター)を選定し、裁判所の承認を得て、この管財人が賠償金の分配を行う<sup>\*208</sup>。アメリカ合衆国には、このような業務を行う専門の会社が存在するという。

具体的な分配方法は、以下のとおりである<sup>\*209</sup>。

①個々の損害額が確定している場合

直接個々人へ小切手を切る等の方法がとられる

②個々の損害額が確定していない場合

クレーム手続を行う(前記5. (4) 2)参照)。

③賠償金が余った場合、不足した場合の対応

全体の損害額が計算されているため、足りないことは生じないという。一方、クラス構成員全員がクレームを行わないので、賠償金が余ることはしばしばあるという。このような場合、カリフォルニア州では、裁判所の命令により、裁判が行われた目的に合致する非営利団体に剩余が支払われることになっている(カリフォルニア州民事訴訟法384条(c)項、参考資料3)。また、連邦裁判所でも同様の処理を認めた例がある<sup>\*210</sup>。

### (2) クラス構成員に賠償金を分配・交付しない場合

クラス構成員の把握が極めて困難な場合、もしくはクラス構成員の把握は可能であるものの、実際に分配を行うことが費用対効果の面で非効率的であると考えられる場合がある。例えば、タクシー会社がタクシーメーターを違法に改造し不当に料金を徴収していたような事例では、実際に当該タクシーを利用した人を特定するのはほとんど不可能である。また、クラス構成員を特定することはできるが個々の賠償金は数ドル程度という事例では、賠償金の分配費用の方が賠償金よりも高くなり現実問題として分配は不可能である。

このような場合、cy-pres 法理もしくは Fluid Recovery と呼ばれる考え方によって、解決が図られることがある。

cy-pres 法理とは、当事者の意思に表示されたとおりの法的効果を与えることが不可能、違法となった場合に、その意思に可能な限り近い効果を与えるとするエクイティ上の解釈原則のこと

\*208 ジラール法律事務所議事録、スチューデバント法律事務所議事録、ストリックランド弁護士議事録

\*209 スチューデバント法律事務所議事録

\*210 Six Mexican Workers v. Ariz Citrus Growers, 904 F.2d 1301 (9th Cir. 1990)

とである<sup>\*211</sup>。もともとは信託法の分野で用いられていた考え方である。Fluid Recovery は、この cy-pres 法理に基づくもので、クラス全体に生じた損害額を、クラス全体の利益になるような形で分配することをいう。

cy-pres 法理のクラスアクション訴訟への適用については、カリフォルニア州では民事訴訟法自体が認めており(384条)、Fluid Recovery についても州裁判所レベルでは一般的に利用されている<sup>\*212</sup>。一方、連邦裁判所レベルでは、Fluid Recovery を個別賠償の困難さを補う手法として利用することについては否定的であるという<sup>\*213</sup>。

Fluid Recovery による賠償方法としては、主に二つの方法がある<sup>\*214</sup>。

一つは、被告に対して、一定期間、商品やサービスの価格を値下げさせることを求める方法である。前記タクシー会社の事例はこのような方法で解決された<sup>\*215</sup>。また、賃貸借契約について家主が長年に渡り不当にお金を取りすぎていたというケースでは、過去の借り主が探せないので、基金をつくって、同じ賃貸人から今後借りる人にお金を出し、家賃をディスカウントすることにしたというような例もある<sup>\*216</sup>。

もう一つは、クラス全体の利益になるような非営利団体やプロジェクトに賠償金を寄付させる方法である。例えば、ハンバーガーショップのポテトに牛肉の味が付いていたという事件においては、誰がポテトを買って食べたか分からないので非営利団体へ寄付することで解決されたものがある<sup>\*217</sup>。

## 8. 弁護士報酬

### (1) クラス代表原告と弁護士との間の委任契約の内容

クラスアクションでは、一人または数名がクラス構成員全員のために原告となって訴訟を提起する。原告は訴訟遂行を弁護士に依頼することになるが、その場合の委任契約の1例が参考資料5である。内容としては、i) 弁護士はクラス認証が得られるよう最善の努力をすること、ii) 原告は、和解提案や弁護士報酬等の裁定に関する申立について賛否や意見を述べる権利を有すること、iii) 弁護士報酬や訴訟実費については完全成功報酬制であること、iv) 原告はクラスの代表者として行動すること、が簡潔に記載されている。

### (2) 従前の弁護士報酬の算定方法

原告弁護士の報酬は、被告が原告に支払う賠償金から支払われるが<sup>\*218</sup>、従来、その額は賠償金額に弁護士が代表原告との間に締結した成功報酬契約に定められた割合を掛けて計算さ

\*211 田中・前掲\*1 による

\*212 ケイン・前掲\*2・224 頁

\*213 上原・前掲\*2・148 頁、メリ・前掲\*2・225 頁、Klonoff, *supra* note 16, page 273

\*214 Klonoff, *supra* note 16, page 272

\*215 *Daar v. Yellow Cab Co.*, 67 Cal. 2d 695(1967)

\*216 Heller Ehrman LLP 諮事録

\*217 Heller Ehrman LLP 諮事録

\*218 アメリカ合衆国では、弁護士報酬は敗訴者負担とはなっておらず、各自の分を各自が負担するのが原則である  
(Klonoff, *supra* note 16, page 275、大村=三木・前掲\*2・260 頁以下、杉野・前掲\*2・43 頁)

れるものとされていた。この場合、三倍賠償が認められたようなときには弁護士報酬が高額になることもあるが、「三倍賠償の規定によりクラス構成員に与えられる賠償金は「棚からぼたものようなもの」であるから、そこから成功報酬契約を基準とした多額の弁護士報酬が控除されても実害はない」などとされていたのである<sup>219</sup>。

しかし、クラスアクションに対する批判として、「これによって利益を得るのは弁護士だけである」という意見がしばしば主張され、これらをうけて、現在、原告代理人の報酬は成功報酬契約によりそのまま決定されるのではなく、後記のとおり、裁判所が裁定するものとされている。

### (3) 現在の弁護士報酬の算定方法

現在では、クラス原告代理人の弁護士報酬は2003年に改正された連邦民事訴訟規則23条(h)項により裁判所が関与して裁定されることになっており、カリフォルニア州裁判所でも同様の運用がなされている<sup>220</sup>。

連邦民事訴訟規則23条(h)項によると裁判所は、クラス代理人の指定にあたって、代理人予定者に対し指定に必要なあらゆる情報の提供を求めることが出来るが、弁護士費用に関する条件についても提案するよう指示することが出来る(連邦民事訴訟規則 23 条(g)項(1)(c)(iii))。これにより、弁護士間の競争が促進されることになった。また、クラス代理人を指定するにあたっては弁護士費用に関する条件も指定命令の中に規定できることになった(同(g)項(2)(c))。

さらに、クラスアクションとして認証された訴訟において、裁判所は以下の方法で弁護士費用を裁定することができる。

まず代理人は弁護士報酬に関する規定(連邦民事訴訟規則 54 条(d)項(2))に従い、定められた期限までに弁護士報酬の裁定要求の申立を行う。申立の告知は全ての当事者に行い、併せてクラス構成員に対しても合理的な方法によって行わなければならない(同条(h)項(1))。

これに対して被告側及びクラス構成員は、申立に対し異議を出すことができる(同条(h)項(2))。被告側代理人の中には、ほとんど全てのケースに異議を出すというところもあった<sup>221</sup>。

裁判所は、ヒアリングを開催することもでき、これらをふまえて申立に対する裁定を行う。

このように、弁護士報酬高額化に対する批判を踏まえて、弁護士報酬に対する裁判所の関与が認められているが、実際には、あらかじめ双方の代理人間で弁護士報酬の協議がなされることが多いようである<sup>222</sup>。

### (4) 具体的な報酬算定方法

裁判所が原告代理人の報酬を決める際の方法として以下のものがあるとされる<sup>223</sup>。

#### ① Percentage of recovery method (回復額に対する割合による方法)

和解や判決による回復額を算定して、原告代理人に回復額の中から一定の割合を支払うというもの。回復額、割合がどの程度になるかは事案により異なる。割合は訴訟の複雑

\*219 上原・前掲\*2・154頁以下

\*220 Garabedian v. Los Angeles Cellular Tel. Co. (2004) 118 CA4th 123, 129, 12 CR3d 737, 741

\*221 スチューデバント法律事務所議事録

\*222 ヘンスラー教授議事録、スチューデバント法律事務所議事録

\*223 スチューデバント法律事務所議事録、Klonoff, *supra* note 16, page 276-279

さ、訴訟の進行程度などによって決まる。

基準となる回復額に関して、よく問題とされるクーポン和解においては、クラスアクション公正法により、弁護士の報酬は、単に付与されたクーポンの価値ではなく実際に使用あるいは換金されたクーポンの価値に基づいて計算することになった。

② *Lodestar multiplier method* (時間給を基準に係数をかける方法)

基準となる弁護士の時間給を設定し、これに稼動した時間数を算出して乗じ、得られた時間制の報酬(例えば1時間当たり100ドル、100時間働けば1万ドル)に一定の係数をかけて弁護士費用を算出する方法。訴訟の効率が悪かったり和解の内容が悪かった場合などにはこれに1以下の係数を乗じ、逆に、訴訟が複雑などの場合には、数倍になる場合もある。

今回ヒアリングした弁護士によると、裁判所で実際に認められている報酬額は、

1)回復額の中から一定の割合を取得する方式で15~30%程度、

2)時間給を基準に係数を乗する方式で基準額の1.25~3倍くらい、

のことであった<sup>224</sup>。

なお、法律で弁護士費用が請求できると定められているものに関しては被告は損害額とは別に弁護士費用を支払う。

---

\*224 ストリックランド弁護士議事録

## 第5章 クラスアクションへの実務家及び消費者団体の関与

### 1. 原告側法律事務所の役割

消費者問題のクラスアクションにおいては、原告側法律事務所が大きな役割を果たしている。クラスアクションでは個々の消費者がクラスを代表する原告になれるわけであるが、実際には弁護士費用のみならず訴訟遂行するため多額の費用を要するため、個々の消費者がそのような重い負担を引き受けてクラスアクションを提起することは著しく困難である。これらの点から、原告側法律事務所は、弁護士費用や訴訟に要する費用に関して原告に得られた利益がある場合にのみ請求する完全成功報酬制により、原告となる消費者のリスクを肩代わりしているといえる。

このような役割を原告側法律事務所が果していることが、消費者問題のクラスアクションの提起を促進しているといえる。しかし反面リスクを負う原告側法律事務所がクラス構成員にとって必ずしも利益にならない和解をしたり、巨額の報酬を得ることが、常にクラスアクションの弊害として批判されることにもなっているともいえる<sup>225</sup>。

### 2. 裁判官の役割と関与

実際のクラスアクション訴訟における裁判官の役割は極めて大きなものがある<sup>226</sup>。

和解や弁護士報酬の項で指摘したように、クラスアクションのような少數のクラス代表者しか訴訟に参加していない手続においては、クラス代表者が自らの利益のみを考慮し、代表者以外のクラス構成員の権利が適切に守られない可能性が否定できない。このため、クラスアクション訴訟における裁判官には、クラス構成員の実質的利益を守るための役割も期待されている。

連邦民事訴訟規則において、裁判官に広範な裁量権の行使を認め(23条(d)項)、和解や訴えの取下げに裁判官の承認を要求し(23条(e)項)、裁判官にクラス代理人の指定権を認め(23条(g)項)、弁護士報酬の裁定権まで認めているのは(23条(h)項)、その期待の表れということもできよう。

特に和解手続においては、裁判官は通常の訴訟とは異なり、裁判所に出頭しないクラス構成員の利益の守護者であることも期待されるという。このため、和解内容や弁護士報酬の内容を十分に確認することが、クラスアクション訴訟において裁判官に課せられる最も重要な役割といわれる<sup>227</sup>。

このほか裁判官の役割として重要なものとしては、クラスを定義することがあげられる。クラス定義如何によって、訴訟の結果に拘束され、かつ告知の対象となる者が特定されることになるからである。クラスの定義は、当該訴訟で対象となるべき者を過不足無く含むものである必要があり、裁判官には、必要があればクラスを分割するなどの対応も求められる<sup>228</sup>。

\*225 藤本・前掲\*125・830頁以下も同趣旨の指摘がある。

\*226 クラスアクションにおける裁判官の役割に触れたものとして、杉野・前掲\*2・146頁

\*227 Rothstein & Williging, *supra* note 50, page 8

\*228 Rothstein & Williging, *supra* note 50, page 6

### 3. 消費者団体の役割と関与

#### (1) 消費者団体の関与の在り方

消費者団体の関与の仕方については、大きくわけて以下の4つがある。

- ① 提訴そのものへの関与
- ② 資金援助(ファンド)
- ③ アドバイス、人材育成(研修プログラムの実施)
- ④ 個別のクラスアクション訴訟が適正に行われているか監視チェック

クラスアクション訴訟の実務は、個別弁護士やローファームが積極的に行っており、消費者団体の関わり方としては、資金援助や研修プログラムの実施など、側面的な援助が主と思われる。また、和解内容の公正についても個別訴訟においては裁判所が関与している。

ただし、クラスアクションに対する外部的監督の必要性も認識されている。その点でパブリック・シチズン等消費者団体が和解内容の公正のため、和解手続に関与したりしたりしており、消費者団体が反対した結果、和解が承認されなかつたケースもある。

また、差別問題、環境問題等公益性の強い分野でかつ個別弁護士、ローファーム等が必ずしもクラスアクション訴訟を提起していない場合においては、消費者団体が積極的にクラスアクション訴訟に関与しているという実態が見て取れた。

#### (2) インパクトファンドのケース

##### ① 主な活動

###### a クラスアクション訴訟の費用援助

人権や市民権に関する裁判、環境に関する裁判、貧困等の分野で社会正義を追求するため活動する個人の弁護士や小規模のローファームを援助するため、補助金を交付している。特にクラスアクションのような、規模が大きくかつ複雑な訴訟に対して補助金を交付する。こうした補助金は、訴訟上の費用、例えば専門家証人等への費用、記録賃写料のために使われる(訴訟費用のためであつて、弁護士費用ではない。)。

同ファンドは設立以来、410万ドル以上の補助、援助を行っており、補助金の支給は年に4回実施、1件当たりの支給額平均は1万~1万5000ドルである。なお、年間の補助金支出額は平均25万ドルであり、2005年7月1日~2006年6月30日の補助金支給額は26万9165ドルであった。

###### b 訴訟への関与

近時は、主に、労働差別に関する集団訴訟を数多く行っている。

例 ウォルマート女性従業員雇用差別のクラスアクション

コストコ 女性従業員雇用差別のクラスアクション

フードシティ ラテンアメリカ従業員雇用差別のクラスアクション

タコベルレストラン 身体障害者差別クラスアクション

また、裁判所に対して声明文(AMICUS BRIEF)を提出するなどの活動も行っている。

###### c 研修プログラムの実施

学生や研修者に、訴訟についての実用的な研修を低料金で実施。

大学でクラスアクションに関する研修を実施。

専門家、弁護士を対象としても、クラスアクション、雇用訴訟等の研修プログラムを実施している。

## ② 財政基盤

主に献金、寄付で運営されている。また、cy-pres 法理によって受領する資金も大きな財源となっている。今後は、単に他からの献金、寄付に頼るだけでなく、同ファンドが補助金を出した訴訟で勝訴的解決をおさめた場合、その被補助者から積極的に援助を受け、さらなる援助活動の資金としていく方向を模索している。

## (3) パブリックシチズンのケース

1971年に創設。

独自の訴訟グループをもっており、現在8名ほどの弁護士が勤務(ディレクター ブライアン・ウォルフマン)している(訴訟グループの創設は1972年)。

パブリックシチズンの特徴的な活動としては、クラスアクションが適正に行われているかどうかの監視、チェックというものがある。 すなわち、クラスアクション訴訟では、和解になる場合、クラス全体に和解内容を告知する必要があるが、その際、①被告とクラスアクション代表原告とで馴れ合い的な和解内容としていないか、②同じクラスの中でも弁護士に依頼できているグループとそうでないグループとがあるが、弁護士に依頼できていないグループに不利な和解内容となっていないか等、クラスアクション訴訟に対するチェックをし、不平等な内容となっていれば、その内容の是正を求める活動をしている。

## 第6章 本調査のまとめ及び日本法への示唆

### 1. クラスアクションのメリット

消費者事件という視点からクラスアクションという訴訟制度を見た場合、以下のようなメリットが指摘できるであろう。

#### (1) 少額多数被害の救済が可能となること

まず、最初に指摘すべきことは、クラスアクションという訴訟形態を取ることによって、個人ではなく訴えが起されることないか、その可能性が極めて低いと思われる、少額多数被害の事例であっても、訴訟提起が可能となりうるということである。

例えば、最近、最高裁判決がなされた英会話学校の解約金返還訴訟を例に取ると、一人あたりの請求額はせいぜい數十万円程度までである。この英会話学校解約金返還問題では数名の弁護士による精力的な取組みの結果、最高裁の判決にいたって消費者の勝訴となつたが、その後の他の被害者の返還は遅延され、この英会話学校の倒産により結果的に被害救済が図られない危険が生じるに至っている。救済され得た被害者の数は、この英会話学校の受講者や過去に解約をした受講生の総数からすれば、極めて微々たる割合に過ぎない。

クラスアクションのような訴訟制度があれば、このようなケースであっても、早期に全体的な解決・救済を図ることが可能であったであろう。

もつとも、アメリカ合衆国においても、1966年に現行の連邦民事訴訟法規則23条が制定された際には、必ずしも消費者の集団的救済が意識されていたわけではなく<sup>229</sup>、1970年代から1980年代にかけてクラスアクション制度の利用自体が減少していた時代もあったようである<sup>230</sup>。しかしながら、1990年代以降、いわゆる大量不法行為事件(Mass Tort)にクラスアクションが活用されるようになり、ヘンスラー教授によれば、現在、消費者事件は、クラスアクションに適している事件類型の一つとなるに至っている<sup>231</sup>。

#### (2) 事業者の不当な利得の吐出しを実現することも可能であること

クラスアクションにより少額多数被害の救済を図ることが可能ということは、裏返していえば、事業者の不当な利得をはき出させることも可能であるということである。

少額多数被害が生じたような事件で、個々の消費者により事業者に請求されなかつた被害額は、事業者の手元に利得として残ることになる。わが国の現行の法制度では、このような事業者の不当な利得をはき出させ得るような方法はほとんど無いが、クラスアクションが存在することによって、事業者が違法行為によって得られた利得を保持することは困難となる。

このようなクラスアクションの不当利得吐出し機能は、事業者の違法行為に対する極めて大きなサנקションとなりうる側面もある。政府による規制が最小限に留められているというアメリカ合衆国においては、クラスアクションが事業者に対する違法行為抑制機能の一端を担っていると

\*229 上原・前掲\*2・136頁以下

\*230 大村=三木・前掲\*2・235頁以下

\*231 ヘンスラー教授議事録

評価することもできよう<sup>232</sup>。

### (3) 和解等の活用により全ての被害者のために柔軟な解決が図ることが可能であること

わが国に紹介されるクラスアクションによる事件の情報は判決に至ったものが多く、またその認容された巨額の賠償額に目を奪われてしまうが、今回の調査によって、アメリカ合衆国におけるクラスアクション訴訟のほとんどは和解により解決され、その内容も被害者を実質的に救済すべく、金銭賠償だけでなくクーポン配布やディスカウントなど *cy-pres* 法理を背景とした極めて柔軟なものとなっている。

このような全ての被害者を対象とした柔軟な解決を図ることができるのは、クラスアクション訴訟が、クラスに属する者全員を当然に当事者として訴訟に取り込めるからであって、まさしくクラスアクションのメリットと評価すべき点である。個別訴訟であれば、被告側にそのような全ての被害者を対象とした和解に応じるインセンティブが全くないため、このような解決を図ることはほとんど期待できないであろう。

もっとも、後記のようにクラスアクションにおける和解には、クラスの利益を不当に侵害する危険性もあることには留意する必要がある。

### (4) 多数の訴えを統一的かつ一回的に解決することが可能であること

このように、クラスアクションは多数の被害者の被害回復を一挙に図ることが可能な制度である。このことは、裏返して言えば、被告となる事業者も特定の問題によって生じた多数の被害者との間の補償問題を統一的かつ一回的に解決することができるということであって、事業者側から見てもクラスアクションは一定のメリットを有する側面がある。

このため、被告となる事業者の中には、積極的に和解を成立させ、賠償額の上限を確定して、将来にわたるリスクを軽減しようとするものもあり<sup>233</sup>、その内容如何においては、クラスの利益を不当の侵害する危険性があることには留意する必要がある。。

## 2. クラスアクションの問題点

一方、アメリカ合衆国におけるクラスアクション制度には、以下のような問題点もあると考えられる。

### (1) クラス構成員にとって不適切な解決がなされる危険があること

クラスアクションという制度は、少数の代表者が多数のクラス構成員全体を代表するという制度であるから、クラス代表者の行動如何によって、クラス構成員の利益が十二分に確保されるともあれば、クラス構成員が本来得られるべき利益を得られないということも十二分にあり得る。もちろん、クラス代表者の要件として、クラス全体の利益を適切に代表しうることが求められているが、2005年クラスアクション公正法がその目的において掲げるよう、クラス弁護士が巨額の報酬を得たり、不適切なクーポン和解などによりクラス構成員の真の利益につながらないような和

---

\*232 ヘンスラー教授議事録

\*233 杉野・前掲\*2・219頁以下

解がなされてしまうというような問題点が指摘されている。

このように、クラス代表者もしくは代理人となる弁護士の行動如何によって、クラス構成員が本来得られるべき利益を得られない危険があるというのは、ある意味でクラスアクションという制度に内在するものともいえる。

## (2) 告知公告手続に莫大な費用がかかることがあること

連邦裁判所においては、Eisen 判決が明らかにしたように、どんなに大規模なクラスアクションであっても特定しうる限りクラス構成員への個別告知が必要という立場を取っている。一方、カリフォルニア州などのように州レベルや個別の裁判所では、電子メールなどによる告知を認めたり、個別告知を緩和して新聞等での公告による告知手法を認めているケースもあるが、基本的に告知費用については原告側が負担する必要があり(勝訴した場合は被告より回収可能であるが)、原告側にとって告知公告の負担は決して小さなものではない。特に、完全成功報酬制を取ることが多いアメリカの原告側弁護士事務所の場合、仮に敗訴した場合には、経費も含めて依頼者に負担させないため、告知公告費用に莫大な費用を要するクラスアクション訴訟を追行することは、原告側弁護士から見てもギャンブル的要素を伴うことは否定できない。

このようなクラスアクションが告知公告手続に莫大な費用を要するシステムであることが、ある意味で、弁護士が投じた多額の経費(投資)に見合うよう、弁護士報酬が高額化とともに、早期に和解を成立させようとするインセンティブとして働いている側面があるのではないかという印象をぬぐえないところである。

## 3. 日本法への示唆

### (1) 日本法への導入の可能性

以上のように、消費者事件、特に少額多数被害を伴う消費者事件を効果的に救済するために、クラスアクション制度には様々なメリットがあることが理解された。

もちろん、現在のアメリカ合衆国におけるクラスアクション訴訟のシステムには問題点も少なからず認められることは否定できないが、今回の調査における訪問先でも、制度を改善する必要があるという意見はあっても、クラスアクション制度自体を無くすべきだという意見は一切見られなかつたことが印象的であった。

実際、2005 年のクラスアクション公正法のような立法がなされつつも、クラスアクション自体が廃止されるような動きは見られないようである。このことは、クラスアクションというシステムには、問題点があるとしても、それを上回るメリットがあるということを示しているのではないだろうか。

わが国では、これまでクラスアクション制度導入の必要性が日弁連をはじめ様々な立場から主張してきたものの<sup>234</sup>、導入に向けた大きな動きとなるまでには至らず、平成8年の新民事

\*234 これまでになされた立法提案としては、公明党による「集団代表訴訟に関する法律案」(1975 年)、学者グループのクラス・アクション研究会(代表者竹内昭夫)による「代表当事者訴訟試案」ジュリスト 672 号 16 頁(1978 年)、第一東京弁護士会による「集団代表訴訟法案と概説」ジュリスト 759 号(1978 年)がある。なお第一東京弁護士会案については、その後改訂され、「集団代表訴訟(クラス・アクション)の研究」第一東京弁護士会司法研究叢書5(1996 年)に収められている。

訴訟法制定時の議論においても、結果的に、ほとんど検討されることがなかったようである<sup>235</sup>。

しかしながら、クラスアクション制度自体が、わが国の法制度に本質的になじまないとまではとても言えないと思われる。なぜなら、クラスアクションというシステム自体は多数の者の請求権を同時に審理しようとするだけのものであり、その意味では併合訴訟の発展型に過ぎないと見えるからである。

そうすると、クラスアクション制度の弊害といわれている点もしくは問題点を解決できれば、同制度のメリットを日本でも活かすことができるはずである。以下、クラスアクション制度の問題点を解決する方向性に関して、いくつかの提案をしたい。

## (2) クラスアクション制度における問題点解決の可能性

前記のとおり、アメリカ合衆国におけるクラスアクション制度については、いくつかの問題点が指摘されており、かの地でもそれは認識されているところである。しかしながら、これらの問題点は、いざれも全く解決不可能とまでは思われない。

例えば、最も大きな問題と思われるクラス構成員にとって不適切な解決がなされる危険があることについては、結局のところ、クラス代表者自身はクラス全体の利益にはそれほど強い関心がないことが多く、訴訟自体はクラス代表者の代理人弁護士主導で進んで行かざるを得ないというクラスアクション訴訟自体の仕組みに根本的な問題があるのではないかろうか。

そうすると、アメリカ合衆国でも連邦民事訴訟規則の改正やクラスアクション公正法の制定などにより、クーポン和解の規制やクラス弁護士に対する監督を強化しているが、このような対処方法には、一定の限界があることは否めない。

しかしながら、そもそもクラス構成員の中からしかクラス代表者が選ばれないというアメリカのクラスアクション制度の原則をもう少し柔軟に考えることにより、この問題をクリアできるものと考える。例えば、クラス代表者の資格をクラス構成員とするのではなく、はじめから適切な訴訟追行を期待できる一定の適格性を有する団体等に限定すれば、上記の問題はある程度解消するものと思われる。また、弁護士報酬の高額化も防止ができるであろう。

幸か不幸か、わが国の消費者団体訴訟制度における適格消費者団体の要件は、訴訟追行能力や財政面の観点から世界的に見ても類を見ない厳しい要件が課されている。いわゆる消費者事件に限ってクラスアクションを導入するのであれば、適格消費者団体としての認定を受けた団体は、現状のままでも十分にクラスアクション訴訟のクラス代表者たり得るものと考えられる。

また、クラスアクション訴訟の追行におけるクラス構成員への告知負担が重いという問題については、カリフォルニア法のように新聞等での公告による告知を認めることによって負担を軽減させることができられる。もつとも、個別告知を不要とすることに対しては、適正手続や裁判を受ける権利との兼合いで問題があり得るが、アメリカ合衆国でも州レベルでは個別告知を義務化していない例も見られるところであるし、少額多数被害の事件に限ってクラスアクションを導入するのであれば、そのままであれば放置され眠ってしまう権利を蘇らせるものとして、正当化しうる余地があるのではないだろうか。

以上からすれば、クラスアクション制度の問題点を解決しつつ、日本法へ導入する可能性は

<sup>235</sup> 新民事訴訟法においては、訴訟係属後の第三者による選定を認めるなど選定当事者制度の改正が行われ、日本版クラスアクションとも言われたが、現在のところ、ほとんど活用されていない現状にある。

十分にあるものと考える。現在のわが国において、少額多数被害を実効的に救済する手法が実質的には存在せず、これらを救済するための新たな手法が求められていることは明らかである。わが国においても、クラスアクション制度のような実効性のある救済手段の導入を検討すべき時期に来ていると言えよう。

### (3) クラスアクションを円滑に機能させるために必要な制度

もっとも、わが国の現行の訴訟制度の上に、単純にクラスアクションのようなオプトアウト方式の集団訴訟を持ち込んでも、十分に機能しないおそれがある。

なぜならば、アメリカ合衆国においてクラスアクションが多数の被害者の救済手段として活発に利用されているのは、単にクラスアクションという訴訟制度があったからだけではなく、ディスカバリーという強力な証拠収集手段が存在し、被害者側の主張立証を援護する仕組みがあったことがその一因と考えられるからである。例えば、クラス構成員の特定などは、被告である事業者側からの情報提供がなければ、原告側にはまず不可能である。責任原因の主張立証や損害額の立証についても同様である。また、最低賠償額の法定や *cy-pres* 法理による賠償の考え方、損害の主張立証における原告側の大きな助けとなっている。

わが国においてクラスアクションを導入する場合、さしあたり文書提出命令の強化、統計的な損害額の算定を含む損害額の推定規定(知的財産関係法における規定が参考になる)などが求められることになるだろう。

さらに、クラスアクション訴訟においては、裁判官に対しても通常の訴訟とは異なった役割を果すことが求められる。このため、法的倒産処理手続における裁判所のような権限を認めるなどの裁判所の訴訟指揮権限の強化も必要であろう。

## 第7章 議事録

### 1) 学者

デボラ・ヘンスラー、スタンフォードロースクール教授 (Ms. Deborah Hensler, Stanford Law School)・聴取報告書

第1 聽取日時 2007年6月12日 15時～17時

第2 調査場所 ルネッサンス・パークファイティファイブ ( Renaissance Park Fifty Five San Francisco )

第3 聽取先応対者 デボラ・ヘンスラー 教授  
Ms. Deborah Hensler, Professor of Law

第4 通訳者 鈴木淳司弁護士、富増四季弁護士

第5 報告書作成者 大高友一

第6 聽取内容の要旨 以下のとおり

#### 1. クラスアクションに適している事件の類型

クラスアクションという訴訟手続は、事業者や人々に対して、通常であれば訴訟を起し得ないような事件であっても、訴えを起せるようにする側面がある。これは、どのような種類の法的紛争を司法の場で争うのが適切かという、政策的な問題だと思う。

これまでにクラスアクションがよく利用され、また私の考えではクラスアクションが利用されることに十分な理由があると思う類型としては、4つある。

##### (1) 消費者保護分野

クラスアクションを利用することが最も正当化される類型である。なぜなら、大きな企業が問題を起しても、個々の消費者に与える被害は比較的小さいため、裁判所観点からしても、個人の観点からしても、個別の事件を裁判所に持込むのは効率が悪いからである。

個々の消費者が裁判によって救済が得られないとなると、行政機関による規制に頼るしかないが、アメリカでは行政機関は大企業の政治力に弱い側面がある。従って、行政機関による規制に加えて、消費者が裁判を提起できるというシステムを持つことに重要な意味があると考えられる。

##### (2) 証券分野

株式の売買において詐欺的な行為があった場合、より大きな集団的利益に反することがある。このようなときに、クラスアクションを利用することが適当である。

##### (3) 人身傷害に関する大規模不法行為 ( Mass Tort )

上記二つの類型については、同じクラスのメンバーが同じような損害を被り、同じような請求

権を有していると考えられるので、クラスアクションを利用することは特に適当であるが、この3つめの類型には議論がある。

なぜなら、クラスアクションの認証を受けるためには、請求の共通性が必要だが、このような類型の事件においては、個々人によって、どのような傷害を負い、どのような損害を受けたのかが全く違うからだ。

例えば、ある薬を飲むと心臓発作が起きやすいというような薬害のケースでは、その薬を摂取して被害が起きたということについては共通するが、薬を飲んで心臓発作が起きたとしても、その要因については個々人毎に他の事情が考えられるわけで、そうすると、クラスアクションにはなじまなくなる。

#### (4) 公民権関係訴訟

政府や行政に対する訴訟。今のアメリカでは、この問題に関するクラスアクションについて否定的な議論はもはや存在しない。

### 2. クラスアクションの評価

#### (1) 一般市民にとってのクラスアクション

一般市民がクラスアクションをどのように捉えているかは、判断が難しい問題だろう。仮に、世論調査を行って、クラスアクションに賛成ですかと聞けば、多くの市民は賛成しないだろう。なぜなら、市民は、実際にはクラスアクションがどのようなものかを正確には理解していないのに、弁護士が莫大な利益を得ているという話は聞いているからだ。逆に、消費者が一緒になって違法行為を行った企業を訴えることができる制度があった方がいいか、とけば、多くの市民はイエスと答えるだろう。このように質問の仕方で変ってくる部分はある。

#### (2) 企業にとってのクラスアクション

一般に企業側は、消費者保護分野と証券分野のクラスアクションについては反対する。なぜなら、クラスアクションが訴えを促進するからだ。しかし、一方で、アメリカの大企業は、大規模な人身損害責任を効率的に解決するために、しばしばクラスアクションを使ってきた。クラスアクションをうまく使えば、弁護士費用を節約する形で、責任を一挙に解決することができるの、企業にとってもメリットがあるのだ。

10年ほど前に、心臓に付ける弁に問題があったケースでは、この心臓弁の製造元は自ら資金を提供してまでしてクラスアクションによる訴訟にした。最終的には和解となつたが、企業は、これによって、全ての事件を一挙に解決させたのだ。

### 3. クラスアクションにおける和解

アメリカの民事訴訟は、クラスアクションも含めて、ほとんどが和解によって解決される。陪審によるトライアルまで行くようなケースはほとんど無い。確か、フロリダで提起されたタバコ会社に対するクラスアクションは、トライアルまで行ったのではないかと思う。

なお、アメリカでは通常和解の内容に裁判官が関与することはないが、クラスアクションでは、裁判官の承認が必要である。また、クラス構成員にも和解の内容が事前に告知され、異議を述べる機会が与えられる。Fairness hearingと呼ばれる手続である。クラス構成員は、オプトアウトしない限り、訴訟の結果に拘束されるからである。

#### (1) 和解における問題点

和解により原告代理人は報酬を得ることができ、また、和解により拘束力が生じるため被告にとってもメリットがあることから、原告被告双方の代理人の利害が一致してしまうという問題がある。このため、弁護士報酬のせいで、和解によりクラス構成員に支払われる金額が少なくなってしまうことがある。

例えば、銀行が住宅ローンを販売するときに不当に高額な保険を押売りしたということが問題になったクラスアクションで、原告被告双方の代理人が協議して、被告が支払う金額の75%を原告代理人が得るという和解案が裁判官に提示されたということがある。このケースでは、ラルフネーダーのグループのように公益的な活動をしている法律事務所が和解案に反対したため、裁判所は和解案を承認しなかった。

消費者問題に関するクラスアクションで議論されているのは、そのほとんどがこのような和解におけるプロセスの問題である。

クラスアクション公正法の第1条は、このような問題を防止するような規定を設けたとしている。

## (2) 解決策

これが唯一の解決策というものはない。おそらく、政治分野の議論と同じで、より公的にし、より透明性を確保することで、不適切な和解は減らすことができるだろう。例えば、弁護士が賠償額の9割を取ってしまうような和解が承認されたということが広く報道されれば、裁判官も次からはもっときちんと審査しようということになるだろうと思う。そのためには、クラス構成員や一般大衆が、クラスアクション訴訟がどのように進行しているのかを容易に知りうるようなシステムにすることが考えられるだろう。そうすれば、代理人が不適切な行動を取った場合に、クラス構成員としても、マスコミに情報を提供したりするなどいろいろな対応が可能になる。

## 4. 訴訟手続上の問題

### (1) クラスアクションにおける弁護士報酬

クラスアクション手続においては、原告の弁護士報酬は裁判官が決定する。誤解されることもあるが、通常の民事訴訟とは異なり、成功報酬制ではない。原告代理人弁護士は、弁護士報酬に関するヒアリングを裁判官に要求できる。

実際には、クラスアクション訴訟が提起された直後から、被告代理人より原告に代理人に対して、和解するために必要な弁護士費用について交渉がなされることがあり、(この金額であれば反対をしないという)具体的な金額の提案がされることもある。

### (2) 略式判決 (summary judgement) の活用

最近のアメリカの民事訴訟では、略式判決がなされる割合が増えている。アメリカでも裁判官が、訴訟の進行をマネージして、進行に応じて必要な判断をすることが多くなってきた。略式判決では、トライアル前に、当事者の法的主張がトライアルをするに値するものかどうかを見極めるものだ。

大量不法行為に関するクラスアクションでも、クラス認証がなされた後に略式判決により原告の請求が棄却されたケースがある。

### (3) 父権訴訟とクラスアクションの関係

FTCやSECなどによる父権訴訟と私的な手段は重複しており不要だという意見もあるが、FTCやSECなどの訴訟担当弁護士は、私的な手段も必要だと言っている。なぜなら、公的

機関であっても予算の関係で全ての事件に対して法的措置をとれるわけではないし、政治的な影響を受けて訴訟を断念することもあるからだ。また、父権訴訟の中には、差止は求められるが賠償については求めることができないというものもある。一方、公益団体にも資金的な問題があり、父権訴訟が起された案件につき公益団体も訴訟を起すとは限らない。この二つのシステムは、重複ではなく、協働しあうものとみるべきだ。

## 5. クラスアクション公正法の評価

クラスアクション公正法の効果について、まだ十分な調査がなされたとは言えない現状である。私自身も、公正法の効果については大変興味があるが、今の段階ではよく分らない。

私の知る限りでは、これまでであれば州裁判所で審理されていたような事案が、連邦裁判所に移送されたというケースがあり、この意味では公正法の効果があつたと言うことだろう。

クラスアクション公正法の目的については、公式には不当な和解などから消費者の利益を擁護するとされているが、眞の目的は、増加し続けているクラスアクション訴訟(特に消費者クラスアクション)を州裁判所から連邦裁判所に移すことによって、クラス認証がなされにくくなるようにすることをねらったものと考えている。企業側は、連邦裁判所の裁判官が州裁判所の裁判に比べて和解やクラス認証に慎重だと考えているからだ(もっとも、統計的には、クラス認証をした割合について、連邦と州で違いは見られない。)。

この意味で、公正法の第1条の規定は化粧みたいなものといえる。消費者側と標榜している民主党議員の支持を受けられるようにしたのだ。

個人的には、問題は、クラスアクション訴訟が多いと言うことではなく、不適切な和解がなされているクラスアクション訴訟が多いということにあると考えている。

## 6. クラスアクションの制度構築にあって

クラスアクション制度を構築するにあたって考慮すべきことは、事業者と、消費者、社会、市民との間のバランスである。これが最も基本的なことである。これは、企業に対して、きちんと法に従えと要求するのか、ある程度緩やかな部分を残すのかという問題にも関わる。小さな金額の違反であれば、たいしたことはない問題だと考える人もいるだろう。はじめにも言ったが、どのような種類の法的紛争を司法の場で争うのが適切なのかという、極めて政策的な問題だと思う。

具体的な制度設計にあたっては、弁護士が賠償額の大半を得てしまうようなことを防止し、いかに消費者の権利を実現させるかということが課題になる。弁護士が不当な利益を得られるようにすると、制度をダメにしてしまう。

もし、完璧な行政による規制システムを作ることができるのであれば、その方が良いであろう。私的な手段は、腐敗につながる可能性のあるからだ。実際、公的な規制が充実すれば、私的な訴訟の必要性は減少する。アメリカの歴史を見ても、クラスアクション訴訟が増えた時代は、規制緩和がなされた時代と一致している。

しかし、完璧な行政による規制システムなんてあり得ない。行政機関は、政治的もしくは財政的な影響を受けやすいという面もあるし、自分たちの職務をきっちりと果すとは限らない。従って、行政規制があるから、私的な手段が不要という意見にも賛成はできない。現実的には、行政による規制と私的な手段を両立させることが最も適切だろうと思う。

リチャード・マーカス、カリフォルニア大学・ヘイスティングス校ロースクール教授 (Mr. Richard Marcus, Hastings College of the Law, University of California)・聴取報告書

第1 聴取日時 2007年6月13日 9時30分～12時

第2 調査場所 カリフォルニア大学・ヘイスティングス校ロースクール  
( Hastings College of the Law, University of California )  
200 McAllister, San Francisco, California 94102

第3 聴取先応対者 リチャード・マーカス 教授  
Mr. Richard Marcus, Professor of Law

第4 通訳者 鈴木淳司弁護士、富増四季弁護士

第5 報告書作成者 大高友一

第6 聴取内容の要旨 以下のとおり

### 1. 総論

#### (1) クラスアクションで取扱われる事件の最近の傾向

そのような質問は裁判官にきいた方がよいでしょう。私にはちょっと分らないが、クラスアクションに関する事件をまとめた雑誌を見る限りでは、雇用に関する事件が一番多い。特に賃金の支払に関する件です。ほとんどが雇用と消費者事件でしめられています。

#### (2) クラスアクションにおける差止請求 (Injunction) の位置づけ

差止請求は、クラスアクションになじむ訴訟類型の一つです。なぜなら、同じような被害を受けている多くの人がいるとき、人身損害については一人一人の損害が異なりうるという問題がありますが、差止請求にはそれがないからです。

誰も正確な統計を取っていないので個人的な印象論になりますが、クラスアクションにおける差止請求はそれほど珍しいことではありません。ただし、差止請求は損害賠償請求を得るための手段としての位置づけになっていると思います。

#### (3) クラスアクションにおける弁護士の役割

アメリカでは、クラスアクションの原告代理人は、依頼者の利益を図ろうとする一方で、自分たち自身の金銭的利益を図ろうとするということが大きな問題になっています。

脅迫的な訴えの問題も弁護士がお金をどれだけ得られるかということですし、逆オークションの問題も、弁護士がより良い解決ではないと知りながら訴訟外でどれだけ利益が得られるかというところから生じうるものです。

先に紹介した折角 500 万ドルの和解をしたのにほとんどのお金が被告に戻ってしまうような内容の和解の事案でも、代理人としては 100 万ドルは得られるからということであり得ることなのです。また、クーポン和解も同じことです。

日本では、弁護士が自身の金銭的利益を図ろうとはしないので、あまり重要な問題ではないかも知れないが、クラスアクションが弁護士に大きな金銭的利益を与えるようなものになれば、同じような問題が生じるでしょう。制度を作る際には、考えておく必要のある問題です。

## 2. クラス認証の要件について

### (1) 「 numerosity 」

通常、消費者が問題となる事件で「 numerosity 」の要件は問題になりません。なぜなら、消費者はたくさん存在するから。(ただ、「消費者」をどのように定義するかについては、問題となりうるでしょう。)

### (2) 「 commonality 」

ある企業によって消費者が騙されたという事案であれば、簡単に「 commonality 」要件を満たすでしょう。ただ、「 commonality 」については、さらに「 predominance 」があるかどうかが問題となります。この「 predominance 」の要件は、(b)(3)タイプのクラスアクションで問題となるものですが、このタイプのクラスアクションでは最も重要な要件になります。

例えば、今アメリカで問題になっているケースですが、貸金業者が顧客に対して不当な取扱をしていたというようなケースで、貸金業者が原告となる顧客全員に同じような取扱をしていたかどうかは「 commonality 」の問題ですが、個々の案件に対して判断をしなくとも一律的な損害賠償の判断を裁判所ができるかが「 predominance 」の問題です。

### (3) 「 predominance 」

((b)(3)タイプのクラスアクションでは)「 commonality 」を有する争点が個別の争点よりも優越性、支配性を有していることが必要になります。

例えば、会社の責任の有無の審理に要する時間と個別損害の審理に要する時間を比較して、2週間の審理期間のうち、ほとんどが会社の責任の有無の審理のために費やされ、個人の損害の審理は最後の日だけになるだろうというようなケースでは、個人の損害の問題は会社の責任の問題に比べて、そう重要ではないということができます。逆に、個々に具体的な争点があったとしたら、(個別損害の審理を)何度も何度もやる必要があることになりますね。

別の例としては、会社の責任は明確であるのに、一つ一つの損害額が小さいようなケースが考えられます。

具体的な事件においては、被告の有している記録から機械的に原告の損害額が算定できるかがポイントになるでしょう。

貸金業者のケースでは、被告側の記録から誰にいくら支払うべきか機械的に分ります。しかし、ミルク業者が腐ったミルクを販売したというような事件では、被告の有する書類を見ただけでは、誰が何時ミルクを購入し、どのような病気になってどの程度病院に行ったかを判断することはできません。

ミルク業者のケースでは、被告側の弁護士は、このような個々人の問題がある(だからクラス

アクションの要件を満たさないと主張するでしょう。

原告側弁護士は、「predominance」の要件がなければ、よりクラス認証が容易になると考えています。

#### (4)「superiority」

(b)(3)タイプのクラスアクションでは、「commonality」を有する争点が「predominance」を有していたとしても、裁判所は、なおクラスアクションによる解決が他の手段よりも優れているかという観点から検討することができます。

例えば、人身損害のようなケースでは、個々の被害者が訴訟をコントロールしうるかどうかが重要になってきます。被害額が大きいようなケースでは、個別の訴訟を提起することで十分じゃないかということになるとおもいます。実際、このようなケースでは、オプトアウトが行使されてしまうことがよく起ります。

#### (5)その他

裁判官は、もし被告会社が負ければ即倒産につながるような事件においては、クラス認証に慎重になる傾向があります。

### 3. 損害の認定について

#### (1)立証責任

法律的には、原告が損害を負ったことを立証しなければならない。しかし、クレーム手続まで行ったような場合には、被告側がその人たちが本当は損害を負っていないことを示さないといけないかのような状況になります。もつとも、これはクレーム手続をどのように構築するのかによりますが。

一例として、カリフォルニア州でジーンズの値段が不当に高すぎるという訴訟がありました。その結果として購入代金の一部が返金されることになりましたが、問題はジーンズを買ったという証拠をどの程度提出しなければいけないかということです。

基本的には、原告本人が宣誓した上で買ったと証言するのであれば、被告としてはそれを反証しない限り、支払わなければならぬでしょう。そして、被告が反証するのは実際には困難でしょう。もつとも、1000着買ったなどというような証言をしても、裁判官は書面の証拠がない限り信用しません。最終的には、裁判官は、その裁量的判断により、1年間のうちに10着以上購入したと主張する人は、そのことを示す書面の証拠を提出しなければならないと決定しました。

このような立証責任の転換は、理論的に認められる場面もいくつかあるのですが、理論的というよりも実務的なものです。もつとも、緩和されている面があるとしても、原告が損害の額を立証しなければならないという考え方は、アメリカのシステムにも当てはまります。原告側の弁護士からすれば、(立証責任の問題は)まだまだ大きな問題だというでしょう。

個々の原告が立証するに必要な証拠が足りなくてクレーム手続をしなかったとしたら、被告側が利益を得ることになります。例えば、被告側が500万ドルをプールし、損害の請求をしてきた人に支払うという和解をしたとして、実際に損害の請求をした人が8人だけで請求額が80

00ドルしかなかったとしたら、残りの額は被告が得ることになります。立証責任によって、被告が利益を得る例です。

## (2) 統計的手法の活用

事実審理(トライアル)に至るような事件で統計的手法を活用しうるかについては、肯定的な学者もいるが、私は必ずしもそれで裁判官を説得しうるとは思わない。

一方、和解においては、統計的手法を活用することにより柔軟な和解条項案を作ることが可能でしょう。最終的には、全く違う問題で最高裁には支持されなかつた事件ですが、10年くらい前のアスペストに関する事件が一つの指針になります。

この訴訟が提起される前に、1000以上にのぼる事件が和解により解決されていました。この事件の和解においては、各人の健康状態により損害が支払われるということになり、各原告はその健康状態を詳細に示す書類を提出することとされました。そして、委員会が設立されて、どの程度の健康状態であればどの程度の金額ということが決められたのです。その際にには、何千という他の訴訟で実際にどの程度の金額が支払っていたのかについての資料が集められて分析されました。死亡事件などのサンプルも出てきたので、それを基準として最大額が決められました。

## (3) *cye pres* 法理の活用

カリフォルニア州には、民事訴訟法384条という規定があり、裁判所が被告より集められた資金をどのように分配するか決めることができます。

一つの例としては、余りが出てしまったような事案です。例えば、1200万ドルが被告より拠出されたけれども、全ての原告からの請求が終わったのに670万ドルが残ってしまったような事案です。この事案では、原告代理人は自分が卒業したロースクールに寄付されるように提案しましたが、裁判官はカリフォルニア州法は訴訟の目的に類似する活動を行っている団体に寄付するように定めているとしました。銀行がプライバシー情報を漏らしたようなケースでは、プライバシー権の保護に取り組んでいる団体への寄付が考えられるでしょう。

もう一つの例としては、タクシー会社がタクシーメーターを高く設定していたという事案で、6ヶ月間高く料金を取っていたのだから、6ヶ月間料金を下げるという解決がなされました。これは、一般的に見て、被害を受けた人への補償となりうる創造的な方法です。

カリフォルニア州には制定法がありますが、裁判官には、元来、コモンローにより、類似の問題の解決の助けになるような方法で賠償金が使われるようとする権限があります。州によっては、認めていない州もあるかも知れませんが。

仮に、あるクラスに500万ドルの被害が生じていることが明らかなのに、誰が被害を受けているのか特定できないとか、誰もあえて請求しないというような事案においては、裁判官としても賠償金が被告に戻されないようにする責任があるのです。

もちろん、裁判官がおかしな判断をすれば、控訴審で問題となるでしょう。

裁判官の立場からすると、原告代理人が不適切な提案をしたり、被告側からクレーム請求が無かつたのであればそもそも損害がなかったのではないかという主張をされたりするという問題もありますが、最終的には裁判官が最も適切な解決を定めなければいけないということです。

#### (4) 立法論

立法論としては、定額の損害額を立法で決めてしまうという方法があります。例えば、連邦法では、Truth Lending Act に最低額の補償を定めた規定があります。

カリフォルニア州では、障害者のための法律( Unruh Act )にも同じような規定があります。この法律は、違反1件につき最低4000ドルという金額を定めています。カリフォルニア州には35万人の目の不自由な人々がいますが、この人たちに影響を及す企業の違反行為があれば、最低14億ドルになる。企業は、これでも違反行為をしたいと思うでしょうか。もっとも、実際に違反行為を受けたということを立証しなければいけないから、本当に企業がこのような金額を支払わなければならないと考えることは現実的ではありませんが。

### 4. 和解について

#### (1) 裁判官の関与

裁判官には、理論上、和解案に対する修正権限があるわけではありません。しかしながら、事実上、修正をしなければ承認しませんということはできます。この違いというのは、効果としては、それほど大きなものではありません。

#### (2) 不適切な和解

ある企業が合併するということが公表された場合、弁護士がその企業の株主をクラス構成員とする差止訴訟を提起することがあります。その訴訟は和解されることになるのですが、和解内容を見るとそんなに合併条件が変っているわけではない。しかし、弁護士にはかなりのお金が支払われている。そして、あとで和解の対象となった部分に深刻な問題があること分ったとします。このような和解をクラスにとって勝利と見るべきなのでしょうか。和解の内容を勝利と見るべきか敗北と見るべきかは極めて難しい。差止であれば金銭に関わりませんが、損害賠償まで制度に含めていくのであれば、クラスにとって勝利だと思っていた和解が実は不利なものだったということがありうるということを心に留めておくことが、より重要になってきます。

#### (3) 和解に対する異議の効果、問題点

和解に対するクラスメンバーの異議の効果としては、基本的には裁判官がそのような異議が出たことを考慮しなければならないということです。しかし、クラス構成員の過半数から異議が出たとしても、裁判官は、提案された和解内容を客観的に公平であると判断することができます。もし、裁判官の判断に不満があれば、異議を述べた人は、その決定に対する不服申立てができます。

異議の問題点としては、金銭目当てで異議を述べる人がいるということです。だから、異議を申し立てたからと言って、全てを止めると言うことにはなりません。一つの解決策としては、4年前の連邦民事訴訟規則の改正により、異議を申し立てた原告に対してオプトアウトができると裁判官が言えるようになったことがあります。もっとも、被告側はオプトアウトされてしまうと拘束力が及ばなくなってしまうので、このような規定は余り歓迎していませんが。

また、一度、異議を出したら、異議を撤回するためには裁判官の同意が必要になりました。これも一つの解決策です。

#### (4) 異議を申し立てた者のディスカバリー権

異議を申し立てたと言うだけのことでは、連邦法レベルでは、ディスカバリーの権利は与えられない。ただ、裁判官の裁量で認めることは可能ですが、それが認められることは滅多にありません。脅迫的に利用されることがあるからです。

### 5. その他訴訟手続について

#### (1) 同時複数提訴について

アメリカには連邦と各州で異なった裁判体系が存在するので、同時複数提訴の取扱いには、独特の難しい問題があります。連邦レベルで言えば、まず一人の裁判官の下に事件を移送して集めた上で、その裁判官がどのように訴訟全体を取り扱うか考えることになります。一つの方法としては、一つの訴訟だけを取り出して審理を行い、その結論が出るまでは他の訴訟はそのままにしておくというやり方があります。

ただ、連邦と州で同じようなケースが係属しているときには、問題です。一つのケースを連邦と州で異なる裁判官が審理を進めることになってしまいます。

また、複数の州で同じようなケースが係属しているときにも、同じような問題が生じます。これは、アメリカで大きな議論の対象となっている問題とも関連しています。つまり、複数の訴訟が係属したような場合、いわゆる逆オークションとよばれる状況が生じます。すなわち、被告は、より有利な和解に応じてくれる原告を選ぶことができるようになってしまいます。また、ある訴訟が有利に進んでいると見られるときに、別の原告が違う州で訴訟を起こして先に判決を得てしまい、最初の訴訟原告の成果だけを得てしまうという問題も起こります。一つの訴訟が判決に至った場合、その判決の効力は別の訴訟にも及ぶからです。

(日本では)このような弊害が起こらないよう、同時複数提訴を裁判所が監督できるようなシステムを作ることが考えられるでしょう。

#### (2) 訴え提起時における訴額の特定

アメリカでは、訴え提起時に原告が損害額を厳密に特定する必要はありません。訴額によって管轄が決る場合もありますが、一般にそんなに説明する必要はありません。実際、カリフォルニア州などいくつかの州では、請求額を書かないようにというルールがあります。特にクラスアクションでは、クラスの規模など様々な争点があるので、訴額の特定することにはより困難な問題があります。従って、賃貸借など訴額の特定が法律上求められる場合もありますが、通常は要求されません。もともと訴額が容易に特定可能な事件では、請求額を書くことが通常だと思いますが、要件ではありません。

ただ、クラスアクション公正法の関係で、500万ドル以上否かで連邦管轄が決るので、請求額の特定が問題となります。

## 2) 消費者側弁護士

### ジラール・ギブス法律事務所 (GIRARD GIBBS LLP)・聴取報告書

第1 聴取日時 2007年6月13日 15時～17時50分

第2 調査場所 ジラール・ギブス LLP  
(GIRARD GIBBS LLP)  
601 California Street, Suite 1400, San Francisco, CA 94108  
Phone (415)981-4800

第3 聴取先応対者 ダニエル・ジラール 弁護士 (シニアパートナー)  
Daniel C. Girard Attorney at Law  
エイ・ジェイ・バートロモ 弁護士 (パートナー)  
A. J. De Bartolomeo Attorney at Law  
ティナ 弁護士 (アソシエイト)  
アイリーン マーケティング担当

第4 通訳者 鈴木淳司 弁護士 富増四季 弁護士

第5 報告書作成者 本間紀子

第6 聴取内容の要旨 以下のとおり

#### 1 クラスアクションの根拠と目的

クラスアクションの目的は、グループによる訴訟を効率的に行うことである。一人一人の消費者のクレームは小さいが、大きいグループになったときにどう対処するかという規定があることは重要である。クラスアクションでは、全ての人が裁判所に行くわけではない。裁判所に行かない人が100人以上いる可能性が十分ある。したがって、クラスアクションの場合は、裁判に直接参加しない人が多いため、裁判所が通常の訴訟よりも強力に監視を行う一面がある。一人の裁判官がその事件を監督する形になっている。

#### 2 Girard Gibbs LLPにおける過去3年半のクラスアクション案件の概要

2003年1月1日から2007年6月1日までの過去3年半の間に、Girard Gibbs LLPにおいて受任するかどうか検討した案件は3200件、実際に提訴した案件は81件であり、40件検討する中で1件が訴訟になるという割合である。

州と連邦の差はほとんど同じである。近年、CAFA (Class Action Fairness Act、クラスアクション公正法)が制定されたので、最近は連邦の方が少々多くなっている。

クラスとして認証されたケースは非常に少なく、和解の段階でクラスとして認証される場合が多い。というのも、原告側が、クラス認証をせよとの強い申立てをすると、被告側が裁判所に

よってクラス認証されることを非常にそれるため、様々な和解交渉が行われることになるからである。一度クラス認証されてしまうと、被告側はクラス全員への告知等、様々な手続を要求されることになる。これは、ビジネスの観点からは望ましくない事態である。

トライアルまで至ったものは1件もない。クラスアクションで、トライアルまでいくことは滅多にない。もしトライアルで争うとすれば、とても高額なお金がかかるし、トライアルにいってしまうと、会社の存続について賭になってしまふということが、その要因として考えられる。

### 3 クラスアクションの段階的分類

クラスアクションの訴訟は大きく分けて7つの段階に分けられる。

- ① Investigation 調査
- ② Complaint Filed 訴訟提起
- ③ Challenges to the Pleading 弁論
- ④ Discovery Period ディスカバリー(証拠開示)
- ⑤ Class Certification クラス認証
- ⑥ Dispositive Pleadings 方向性の決定
- ⑦ Trial / Settlement トライアルもしくは和解

配布した資料は、各々の段階で使われる書類の例をまとめたものであり、実際に Girard Gibbs LLP が扱い、勝訴した事件の内容である。

### 4 事件の端緒と調査について

最初の段階は、調査である。

消費者が事務所に連絡をしてくることが事件の端緒となる。2、3年前、iPod の電池の寿命が言わされている期間ほど持たないというケースがあった。我々がウェブサイトに iPod の電池の調査をしていると載せたところ、消費者がインターネットで検索して、コンタクトしてきた。我々が受任するほとんどの事件は、消費者が直接、事務所にコンタクトしてくることから始まる。

他の端緒としては、知り合いの弁護士からの紹介や、政府機関の調査などがあげられる。たとえば、アメリカ政府が2005年2月に、心臓のバルブに関する調査を行い、FDA がバルブに入っている電池が欠陥である可能性が高いという調査報告をした。88万7000個がアメリカ人に売られ、その半分に欠陥電池が入っていたと考えられる。連邦裁判所の裁判官はその事実を聞いたことに非常に不快感を示した。

その他の端緒としては、ニュースやプレスリリースがある。この場合には、調査を遂行しないと全容がわかつてこない。

相手方である被告の調査も重視している。被告が消費者に実際何をしているのかを調査し、消費者の利益と、どのように悪いことをしているのかということを、バランスして考えて、実際に裁判を起こすべきかどうかを考えている。

さらに、重視しているのが事件の価値である。クラスアクションは、1つ1つはとても小さなクレームであるが、1つ1つの事件が小さいから、被告側のやっている行為がどの程度広範囲にわたっているのかが非常に大事である。何年か前に、ワールドコムという電話会社が各人に約50ドルのオーバーチャージをしていた。一人一人に関してはあまり高額ではないが、2000万人に対してオーバーチャージしていた。かけ算をすると、極めて巨額になる。

もう1つ、実際の事件を受任する際に考えるのは、どのような法理論によって相手方の責任を証明するかという点である。先ほど述べたように、40件に1件という受任率だが、この理論の部分が一番時間をかけて調査するところである。

加えて、被告がどのような状況にあるか、たとえば破産をしないかといった調査が大事である。昔はあまり問題にならなかつたが、エンロンやワールドコムの問題がおきてから、注意を払うようになった。

さらに、クラスアクションをやるかやらないかを決める段階のポイントとしては、そのケースを見て、どのような専門的知識が必要かということがあげられる。もし非常に専門的な分野であれば、その分野で活躍している弁護士と一緒に受任することも検討する。

それ以上に、被告の財政状況の把握は重要である。被告の財政状況によっては、原告側弁護士の人数を増やしてリスクを分散し、仕事も分散できるようにするべきかを検討する。

現在、Girard Gibbs LLP では、5年強にわたって、ゼネラルモーターズに対する訴訟をしている。これは連邦の事件で、複数の州が関わっている事件である。当事務所がリードカウンセルとして率先して行っている。他にも、10の法律事務所と一緒に仕事をしている。

我々の事務所の哲学、精神として、どのように我々がケースを選択しているかということだが、大きい事件であるとか、創造的でこれまでに先例のない事案ではなくて、保守的な裁判所でもきちんと認められるであろうクラスアクション、そういう係争を選んでいる。ホームランを狙うではなく、ヒットや二塁打を狙う。結果として、裁判所からの評判がよくなつて、慎重にクラスアクションを選択する事件だけを持ってくる事務所であると、裁判所からみてもらつてゐる。

## 5 Girard Gibbs LLPにおいて取り扱っているクラスアクションの種類

Consumer cases (消費者事件)、Civil rights cases (市民権に関する事件)、Securities cases (証券事件)、Employment cases (雇用に関する事件)、Antitrust cases (反トラストに関する事件)、Environmental cases (環境に関する事件)、Mass tort cases (大規模不法行為事件)などを取り扱つてゐる。

Mass Tort は大規模な不法行為の問題であるが、心臓のバルブの事件は、バルブの電池が欠陥であったという製造物責任の話である。一人一人の人身傷害ということになると、一人一人によつて違つてくるので、一人一人の人身損害についてはクラスアクションに適さない。

各々の損害はそれぞれであるが、責任については、グループとして、グループ全体の責任を立証できる。

## 6 弁護士の成功報酬について

アメリカでは、特にカリフォルニアでは、完全成功報酬制の場合には必ず書面によって弁護士の報酬契約を締結しなければならない。完全成功報酬制というのは、クライアントが支払を受けなければ、弁護士も支払を受けられないというものである。完全成功報酬契約には、一定のリスクが存在する。法律がそのことを前提にしている。弁護士にとつてもリスクがあるため、もらえる成功報酬のパーセンテージが、普通にタイムチャージで支払われる弁護士よりも多くなつてゐる。配付資料の中にあるように、どのような契約をしたかは全て開示しなければならない。

## 7 訴訟提起の段階～管轄について

CAFA が適用されるのは、民事訴訟で2005年2月18日以降に提起された事件である。CAFA ができる前は、個人であろうと、クラスアクションであろうと関係なく、同じような裁判管轄が適用されていた。すなわち、連邦の裁判所では CAFA の前はどんな事件でも訴額がある程度に達していて、複数の州にまたがる場合に訴訟ができた。原告と被告が一人でも同じ州で重なってはならず(完全なディバーシティ)、そのクラスの中の一人が少なくとも7万5000ドルの訴額をもつていいことが必要であった。

CAFA が制定されて、その要件が変わった。連邦裁判所の裁判管轄の要件は3つである。少なくとも100人の金銭賠償の訴えがあること、そして、原告・被告とも、その中で少なくとも一人ずつが違う州であればよい( *minimum diversity* )ということになった。訴額に関しては非常に高額になった。全体の訴額に基づいて計算するが、その全体の訴額が500万ドルを超えないといけない。

CAFA に対する例外があり、地方の問題をその地方の裁判所によって裁判させるというものである( *home state exception* 、自国自州の例外)。その地方特有の問題と考えられる場合には、連邦裁判所は管轄を持てない。その地方固有の問題とみなされるためには3つの要件を満たす必要がある。1つめの要件は、クラスの3分の2が裁判がおこされた州の州民であることであり、2つめの要件はさらに分かれて3つ要件がある。1つは、少なくとも一つの被告が、訴えが起こされた州の会社か人であること、2つめには重要な被告であること、すなわち、その被告から回復したい請求額が非常に大きいことで、被告の行為自体も大事である。3つめの要件は、その損害の発生地が州内にあることである。

裁判地は、裁判管轄の問題とは違う。裁判地の問題はその当事者を、そして、利便性がいいかどうかを見る。

複数の州に当事者がまたがっている事件について、裁判地の特別なルールがある。もし全ての被告が同じ州に住んでいると、その裁判地は州内のどこの場所でもよい。訴えの対象となっている行為の重要な部分、実質的な部分が起きた場所というのも裁判地として適切とされている。訴えの対象となっている物が所在している場所も、裁判地として適切とされている。もし他に利便性の良い裁判地がないということになると、裁判所は裁判管轄の問題に立ち返って、そこで判断をすることができる。

連邦法が対象となっている事件に関して、裁判地の法則がある。州法だけでなく、連邦法上、問題になる。これは、クラスアクションに限定しての話である。

このような状況を踏まえて、連邦裁判所と州裁判所の選択については、カリフォルニア州民だけにクラスを絞ることもあるし、被告が複数ある場合で、ある被告を含めてしまうと連邦に移送されてしまう可能性がある場合に、その被告を含めないこともある。原告側としては、片方に肩入れするのではなくて、予想ができる、なおかつ公正な裁判官を求めてクラスを設定する。

## 8 訴訟提起時における損害額の計算について

調査の段階で、相手方がどのくらい悪い行為をしていたのかも調査の対象になる。その調査の段階で、個人が一人 X ドル、人数が Y とすれば、だいたいの感覚として、金額を把握することができる。だいたいのクラスアクションは500万ドルを超える。iPod の電池の話で言えば、もし電池を交換すると1個につき一人150ドルかかる。少なくとも、50万個の iPod を売っている。そうすれば500万ドルを超えることは容易に把握しうる。

これは、見積もりである。裁判所が訴額が500万ドル以上かどうかを審査して決める事になる。その判断の中で、誰が悪い行為をして、それがどのくらいの影響があって、どのくらい広範囲に及んでいるかを計算することになる。

### 9 クラスアクションの同時複数提訴 (Multiple Class Actions)

一人の被告に対して複数のクラスアクションがおこることもある。経済性や効率性から審理が1つに併合されることが考えられる。この複数のクラスアクション訴訟に関しては、審理を行う特別なパネルメンバーがおり、そのパネルが、内容が同じかどうか、当該ケースを併合するか等を決めていく。

このパネルは、7人の連邦裁判所の判事であり、その任期は限られている。パネルの7人がアメリカ中を回り、四半期に1回、ケースを検討する。

最初に審理を併合したいとか、他に移管したいといった事情がある場合には、まず申立てをする。申立てに対して、7人の裁判官のスペシャルパネルから、いつどこで申立てに対する審理をするという告知がくる。その申立てを通したければ、そこに行って、弁論をする。

パネルは、特にどこの場所で審理をするかを検討する。心臓のバルブの事件では、カリフォルニア州、ニューヨーク州、イリノイ州等々、アメリカ全土で提起されていた。そのため、当事務所も、パネルの審理に参加した。審理の結果、ミネアポリスにある連邦裁判所でやることに決定した。バルブを作っている会社がミネアポリスに存在しており、書証と人証がミネアポリスにあつたため、ミネアポリスで行われることになった。

アメリカ中にちらばってクラスアクションが起こった場合、パネルが見て決めるとは、効率性と、書証と人証がどこにあるかである。さらに、パネルは、現在、どこの裁判所が忙しいかということも考える。いくつもの裁判管轄、いくつもの地域に関わる問題であるため、裁判官が受け入れ可能かということも考慮要素の1つとなる。パネルの人たちは、裁判官としての任務を遂行できると考える裁判官に回すようにしている。

同じ事件をいくつもの州で防御したくないため、多くの場合、被告側が併合申立てをする。

アメリカでは、既判力のような配慮はない。非常に良いシステムである。申立てをして訴えを併合するという1つの目的は、アメリカ中で違う判決が出ては困るというところにある。アメリカでは、裁判所の職権ではなく、当事者がやらなければならない前提になっている。

そのため、別々の裁判所で別々の判断が出ることも起こりうる。ニューヨークのあるローファームが、アメリカ全国の人に既判力が及ぶクラスアクションを提起した。カリフォルニアで、誰か別の人人がクラスアクションを提起して、アメリカ全国の人に既判力が及ぶ裁判を起こした場合には、そこが重なってしまう。訴えを起こすことはできるが、ゼネラルモーターズが二度手間になるし、結果がわからないわけだから、ゼネラルモーターズ側が申立てをして、パネルに判断してもらう。裁判所が職権で判断することはない。一方、2つとも両立させておいて、パネルに対して、ニューヨークの裁判官が嫌だから、ニューヨークをとめておいてくれ、カリフォルニアで結果を出してくださいという申立てをすることも可能である。

こういった状況では、いくつもの事務所が競ってやっていて、誰が先にクラス認証にたどりつくかがポイントになっている。一番起きやすい状況は、いろんなところで競い合っている状態、クラス認証を受けようと競い合っている状態で、どこかで和解の話が出てきて、例えば、ニューヨークの人たちが全体のクラスのために和解をしようしたら、そこに他のみんなが加わるかどうか

かという問題である。

たとえば、同じくらいの状況で、同じくらいのタイミングであがついて、片方が先にクラス認証するとなれば、そこに訴訟参加する。何年か前に、馬力に関する誇大表示で、ヒュンダイ自動車に裁判をしていた。当事務所の事件はカリフォルニア州裁判所に係属していたが、他にも、12の州の裁判所に係属していた。テキサスにいる弁護士は、その事件をなんとか解決しようと、悪い内容で和解しようとしていた。その和解の申し出の内容は、全体のクラスが一人2枚のオイルチェンジの無料券をもらい、弁護士は300万ドルをもらうというもので、非常に悪い内容の和解提示であった。もしそれが受け入れらてしまうと、全ての事件がテキサスの事件に巻き込まれてしまうことになり、我々は不満であった。そこで、他の州の弁護士と一緒にになって、リーダーシップをどうとるか弁護士内で決めて、我々がリードをとってテキサスに行き、裁判官に和解内容が非常に悪いと主張した。裁判官が、被告が提示してきた和解内容を拒否して、カリフォルニア州で統一して行うということで、我々がリードした。最終的に、一人一人のクラスが75ドルから350ドルのお金もらうという、金銭的な賠償でクラスアクションを終了した。10万人以上のクラスであった。

なお、クラスアクションの同時複数提訴において、既に訴訟遂行している弁護士の中で誰がリードするか、ボスになるかを決めることとなるが、ボスになるのは容易ではない。

## 10 出訴期間について

ほとんどの事件に出訴期間が定められている。訴えの元となる行為が発生したときから時間軸としていつまで訴訟が起せるかが決められる。出訴期間に関して、アメリカには独特的のシステムがある。一度、クラスアクションの裁判が提起されると、事件が終わるまで、クラスの全員の出訴期間の経過が中断する。訴えの元となる行為が発生するのはバラバラであり、事件によっていつ行為が発生したかわからないため、本当は1つ1つによって出訴期間が切れてしまうことになるが、事件が係属している間は出訴期間が進行しないとされている。

## 11 訴えに対しての申立て

基本的に、訴えに対して、2つの方法で申立てができる。1つは訴状記載の主張の内容、またはその事実関係に関しての申立てであり、もう1つは裁判管轄や裁判地の問題である。

## 12 クラスアクションとディスカバリー

クラスアクション特有の証拠開示の方法がある。原告側としては、まず、クラス認証に必要な証拠を収集する。この際、通常2つの争点を重視する。一つは「多數性」。通常何人くらいいるかを決めるのは難しいことではないが、ときに難しくなることもある。もう1つは「共通性」で、ディスカバリーの中で難しいところである。全てのクラス構成員に同じ問題があつて、同じ因果関係、同じ事実によって支えられていないといけない。

典型的な状況で、一番最初に原告が行うディスカバリーで、連邦民事訴訟法30条(b)項6号といいういわゆる証人喚問の相手方に対する通知がある。訴状に書いてある事実関係があつて、その事実関係に一番詳しい人を証人喚問したいということの通知である。連邦民事訴訟法30条(b)項6号の証人喚問は、相手方が一番内容を知っているであろうという人を出してくるので、非常に有用である。この証人喚問の通知とともに、書類の提出命令を出す。この書類提出命

令の通知は、Deposition Topics に沿ったもので、証人喚問の前に、提出してもらう。提出された書面を使うと、非常に質問をしやすくなる。

ディスカバリーによって提出された書類や会社から出された証人は、その被告がどのようなビジネスをしていたのかを明らかにしてくれるため、クラス認証に非常に有意義である。例を示すと、先ほどのヒュンダイの事件では、証人喚問がされて、提出された文書を見ることができた。そして、その証拠開示の中から、ヒュンダイの経営陣の上層部が馬力の数字がインチキであることを知っていたという情報が出ていた。

クラス認証されるかどうかの一番大事な要素は、事件の一番最初から始まっていることを知っておいていただきたい。事件の中には、問題が起こっていることがわかっているけれども認証されないことも経験上分かっているものもある。その例としては、たとえば保険会社がある種のクレームに対して支払を拒否するという事例である。このような事例でも、会社のポリシーで、ある一定のクレームは拒否することになっている場合には違ってくる。

その一方で、連邦証券法違反の事件や反トラスト法の事件に関しては、常に、クラス認証をもらうことができる。

裁判所は、一定期間内に証拠開示(ディスカバリー)を許可するが、証人尋問をたくさんやつてしまうと、いろいろな情報が出てきてしまつて、裁判官の腰が引けてしまうので、そういうところに注意してやっている。

### 13 クラス認証の時期

クラス認証のタイミングについては、裁判所はできるだけ早い時点で申立てをするように言つてくる。うちでは、認証されるかどうかグレーゾーンにあるケースを専門的に扱っている。そういう事件が面白い。これらのケースでは、多くの案件が消費者保護法に違反するものである。その他のケースでは、変な陰謀計画が裏に隠れている。ヨーロッパや日本に比べて、アメリカではビジネスに対する行政的な規制がされていない。アメリカではそれらの行政機関にお金が十分に回っていない。アメリカでは、日本やヨーロッパでは懲役刑や禁固刑になつてしまつビジネスのやり方についても、うまくやれば逃げられてしまう状況がある。

このことをクラス認証にひき直して言うと、事件の一番最初から、裁判所がどういう資料を見るのか、記録の収集に気を払うことになる。原告に何が起つたかというのを示す。そういう記録を使うことによって、一人一人の原告という意味ではなく、クラスに共通して発生しているという事実を慎重に作っていく。我々は、戦略として、被告側がどのような悪い行為をしたかという点を重視している。原告側に重きをおいてしまうと、一人一人違つてしまう。

### 14 連邦民事訴訟規則23条の要件の審理について

ディスカバリー終了時に、連邦民事訴訟規則23条で要求されている要件を満たしたかどうかの主張書面を裁判所に提出しなければならない。1つ目は、多数性の問題、法律または事実の共通性である。一人一人が何らかのと同じ種類の主張をしていれば、その中に同じ要素が含まれているため、通常、共通性を主張するのは難しくない。さらに、代表原告が実際にクラスと同じ共通性を持っているということは示さなくてはならない。

次の要件が一番難しく、言葉を返すと、一番重要な部分であるが、その事件の原告側の弁護士と原告の間に利益相反があつてはならない。たとえば、姉妹や兄弟であつてはならないと

いう要件である。

弁護士にこういったクラスアクションができるだけの経験、能力があるということが大事である。政治的な影響もあるのだろうが、弁護士が誰の目的のために訴訟をおこしているのか、裁判所はじっくり見ている。我々の事務所は12年間やっていて、その経験がないとか、怪しい、動機がインチキっぽいのではないかと拒否されたことは一度もない。

4つの要件についてであるが、多数性、共通性、典型性、代表適切性は第1段階で、これらの要件を満たしていれば、次の段階にうつる

一つは、クラスアクションの一類型として、配分できるスキームが限定されていて、クラスアクションを認めないと配当が公平にできないような事案が例としてあげられる。

もう一つは、多数のクラス構成員の権利を宣言するような裁判を求める場合である。たとえば人種差別的な施策をとっていた場合である。この条項を書いた立法者は、アメリカにおいて人種差別の歴史があったことを重視しており、裁判所に解決する手段を与えることが非常に重要であったため、この条項が置かれたものである。この項は、ある行為が違法か適法かの判断を定める場合にも用いられている。

これらの請求に関しては、通常は、金銭賠償にはならない。クラスアクションで金銭賠償を求める場合は別の要件を満たす必要がある。もともと、1966年にクラスアクションに関する法改正がされた際、多数の金銭賠償をクラスアクションで行うことは趣旨の範囲外であった。コモンローのこれまでの典型的なやり方に反していたからである。

裁判所に金銭賠償のクラス認証を説得するためには、支配性の要件を満たすことが必要である。実務的にどのように支配性の要件を裁判所が判断するかというと、代表原告の主張が認められることで、クラス構成員の請求の大半が認められることになるかどうかである。但し、これでも損害を個別的に立証する余地は残る。裁判所は、損害というものは個別的であるということを、どのようなケースにおいても、理解している。

一つこれだけは持ち帰っていただきたい。クラスアクション制度は、裁判官に裁量を与えており。本案で請求が認容されるだろうと裁判官が思った場合は、クラス認証がされる傾向にあり、本案が認められないだろうという場合、裁判官はクラス認証を否定する傾向がある。

弁護士は裁判所によって多様性があると感じている。連邦に比べて、カリフォルニア州裁判所はクラス認証をしやすいと考えられている。カリフォルニアの連邦の裁判所は他の州の裁判所よりもクラス認証をする傾向にあると考えられている。どこの裁判所に訴え提起するかによって、ある程度、クラス認証されるかされないかが決まってしまうため、我々は、どの裁判所に訴え提起するか、慎重に検討する。どの程度クラス認証される見込みがあるかという被告側の認識によって、和解の内容に影響を及ぼす。よりクラス認証をしてもらいやすい裁判所をえらべば、より有利な和解を導くことができる。

#### 14 クラスの構成はどうやって決めるのか

まずは、クラスが客観的であること、すなわち、たとえば、クラスを「請求をなしうる人」と定義づけてしまうと循環論法になってしまう。だからそうではなくて、日付であるとか、ある製品を買ったとか、客観的なところで範囲を決める。これが第1原則である。数年前に法改正がなされて、被告側がクラス認証に対して控訴できるようになった。控訴審においては、ヒアリングを開く必要がない。以前に比べると、クラス認証がひっくり返される可能性が出てきた。エンロンやた

ばこ訴訟の例を見ると、控訴審においてクラス認証がくつがえされた事例が出てきている。傾向としては、連邦の控訴審段階でクラスアクションの利用を制限するという傾向が見られる。普通の事件では和解しないけれども、クラスアクションにさせられたら和解しないといけないという事案では、控訴されると結論がひっくりかえる可能性がある。

それから、クラスの設定において、市民権、公民権が問題となっている事案であるとか、損害額を客観的に立証できる証券の事案であるとか、個別の損害立証が必要であったとしても共通の争点を持っている事案であって、個別の争点より共通の争点が大事だと考えられるようなクラスであることが連邦民事訴訟規則23条で求められている。

### 15 Class Certification Hearingについて

クラス認証の決定を裁判所が出す場合、裁判所は、クラスの構成員を定義し、クラスの請求が何か、争点が何か、誰が代理人弁護士になるべきか、オプトアウトをどのようにするか、全て決定に記載する。

近年、どの弁護士を選ぶかという点について、裁判所により強大な力を与える非常に重要な法改正がなされた(連邦民事訴訟規則の2003年改正、23条の改正)。一つの事案について、複数の弁護士が訴訟を提起したり、複数の裁判所に訴訟提起される場合があるが、このようなたくさんの弁護士が提訴している場合、クラス認証されるまでの間においても、誰がクラスを適切に代表する弁護士かについて、裁判所が決定する裁量がある程度与えられている。我々にとって、その裁判官の力は非常に大事である。自分たちが裁判所によって選ばれるか否かによって、最終的にどれだけ弁護士費用として自分たちが獲得することができるかに結びつくからである。この力が裁判官に与えられたために、弁護士がクラスアクションをどのように遂行していくかについて変化がもたらされている。小さな弁護士事務所ではできない。あまり力がない弁護士事務所や、いい評判を得られていない弁護士事務所は生き残れない。弁護士事務所が合併したり、地方にいったり、市場を独占しようとしている。原告側弁護士もどんどん被告側弁護士のような存在になってきている。会計事務所のように、合併が数多く行われるようになってきている。

### 16 告知について

原告側代理人が告知を出す義務を負っているため、告知を送る際のコストは常に関心事である。その事案を信じることができなければ、クラスアクションを起こすことはできない。告知に要する経費は莫大である。大きな事務所でないと、クラスアクションの告知の負担に耐えられない。政策的な観点から、これが良いことか悪いことか分からぬが、告知の負担についてはきちんと考慮すべきである。

和解をする場合には、和解ファンドからこれらのコストを回収することができる。そのため、告知のコストを回収することが、弁護士の財政的なリスクを軽減することになるため、原告側弁護士のインセンティブになっている。この告知は、法律的な専門用語を多用することは許されておらず、簡単な言葉で記載しなければならない。実際に使用した告知を、配付資料として配っている。ゼネラルモーターズのトラックが、きちんと製造されていなかつたために、騒音がうるさかつたという事案である。

この要件は、クラス構成員が混乱せずにきちんと理解して権利行使できるようにするためのものである。郵便によって告知ができる場合には、郵便によらなければならないのが通常である。

他の事案、たとえば PayPal のケースでは、ユーザーとの当初の契約条項の中に、Eメールでやつてくださいというのが入っていたために、Eメールを使うことができた。

カリフォルニア州法においては、裁判官が告知のコストがどのくらいになるのかを考慮するというように変化してきている。連邦においては、古い裁判例に拘束されてしまっているので、たいてい、書留郵便や内容証明郵便でなくてもよいが通常郵便による告知が要求される。私個人は間違っていると思うが、そういう決定が出てしまったから、拘束されている。

日本において制度設計をするにあたっては、実務的でありかつ常識的な告知制度を考えた方がいいだろう。非常に小さな請求額の場合は郵便などでコストをかけすぎることは非合理的である。但し、事案によるともいえ、ゼネラルモーターズのトラックの事案では、一人一人のクラス構成員の請求額が大きいから、通常郵便によることが合理的である。

500万ドルから1000万ドルのお金を告知に使っていることになる。和解によって得られた額から、費用は回収されている。

## 17 実際の配当方法について

裁判所が和解を承認した後、条項によっては、クレームの手続が必要であるとか、通常の場合であれば第三者的機関として和解進行者、管財人のような存在が設置される。この会社は、通常、原告側弁護士によって雇われるが、独立はしている。和解によって得られた資金で運営している。彼らの責任は、和解条項に忠実に配当を行うことである。告知を出すこと、新聞や雑誌に出版すること、クラス構成員から返ってくるクレームの届出を見てそれを処理して、具体的に実際に配分するという仕事を請け負っている。

iPod と PayPal の事案における和解の告知、届出書の書式が配付資料の中にある。我々は、消費者クラスアクションにおいて、消費者が届出を出すことを負担に思わずきちんとクレームできるように、この告知をなるべく単純にするように努力している。

## 18 資金が余った場合の対処方法

和解内容による。固定された金額による和解(総額固定制)がまず一つあるし、証券の事案においては、ファンドがまず設定されて、それに対して、クラス構成員がクレーム届出をする。固定なので、リスクマネージメントがされる。

予想以上に多数のクレーム届出があった場合には、個々のクラス構成員の配当は、その分、低くなる。消費者事案においては、クレームスマイドという方式が用いられることがある。そこにおいては被告は和解条項の公式に基づいて、クレームを出してきた人に支払をするので、総額が変わりうる。個々の人々の金額に関しては定額であったり公式があつたりで変わらないが、どれだけクレームが戻ってくるかによって、総額が変わりうる取り決め方である。

和解交渉においては、原告代理人として交渉する際に、事案に応じて、クレームスマイドにするか、総額固定制にするか決める。被告側弁護士の立場から見ると、あまり原告構成員に実際に請求するであろう人がいない、原告側弁護士が事件を組み立てているという場合には総額固定制の方が得である。

総額固定制で余った場合の対処方法としては、2通り考えられる。1つは、もう一度再配分の手続をとることで、原告側代理人が裁判所に提案をする。慈善団体とか、その他、クラスアクションの元来の目的に合致するようなところにお金がいくように、提案する。一般的に言えば、法律

扶助を運営しているような団体にお金がいくことを求めることが多い。または医療的な観点からとか、その他の慈善団体へお金がわたるように求める。裁判官が次回の訴訟のときに自分たちを覚えてくれるように工夫して、裁判所が好みそうな提案を時折する。この再配分には、裁判所の命令が必要である。

#### 19 クラスアクションについての評価

我々はこのシステムが完璧だとは思っていない。自分がやるならもつといい制度を作るけれども、ないよりました。わたしとしては、クラスアクション制度がないというのは考えられない。このように複雑化した社会で大企業が規模の大きな複雑な行為をしているときに、それに対応するようなシステムを持たないということは、私個人としては理解できない。

スチューデバント法律事務所 (Sturdevant Law Firm)・聴取報告書

第1 聴取日時 2007年6月14日 午前9時30分～12時

第2 調査場所 スチューデバント法律事務所

第3 聴取先対応者 マーク・ジョンソン (Mark T.Johnson) 弁護士  
マニック・オリヴィエ (Monique Olivier) 弁護士

第4 通訳者 鈴木淳司 弁護士 富増四季 弁護士

第5 報告書作成者 萩原典子

第6 聴取内容の要旨 以下のとおり

(発言者)

Mark T.Johnson =J

Monique Olivier =O

1. 消費者側の受任件数

J わたしたちの事務所は消費者関係のクラスアクション、その他のクラスアクションに限っている。わたしたちは他に比較すると非常に少ない件数の事件を扱っている。12件から15件くらいの事件を通常持っている。それらの事件はすごく長い間継続する。8年から9年くらい継続している。理由の1つは訴える相手方が大きな会社であること。それらの大きな会社というのは、大きな法律事務所を雇って、格式が高いような法律事務所を選んでいる。それらの大きな会社や、そういうところを弁護する事務所は、とても攻撃的な感じで訴訟を遂行する。手続き上のいろいろな申立てをしてきたり、実質的な内容の審理に入る前の段階、実質的な審理に入ることを遅らせようとするような方策をとってくる。その申立てが拒否された場合には、上級審に対してさらに決定の控訴、もう1回するなどしている。

2. 年間何件くらい提訴しているか

J 12～15件。相談に来る人の中の30～40%の事件を受任する。

消費者がいきなり入ってきて、相談を持ちかけるような事務所ではない。

O クラスアクションとして成り立ちそうなものの中の30～40%を実際に受任する。

J 私たちの事務所には、他の弁護士から紹介があって、クライアントが来る。ジム弁護士はカリフォルニア州の消費者に関する弁護士の団体のプレジデントをやっている、サンフランシスコの法廷弁護士協会の会長。弁護士の中でも知られている。2003年からたぶん200件くらい相談があった。その中でクラスアクションとして考えられるのは45件から50件くらいだろう。その中の45から50くらいの中の30%くらいをとる。事件数が少ないようと思われるかもしれないが、1件1件の大きさが非常に大きいし、非常に時間も使う。この事務所では5人弁護士がいる。過去には

3人のときもあった。

○ 2003年以降は6件を提訴した。2つが州で、4つが連邦。

1つのケースはクラスとして認証された。1つは代表訴訟ということで、representative action という形で遂行された。1つの事件は、クラスとしての主張を取り下げた。その他のケースは認証の申立はまだされていない。

J 2003年に受任した事件の中の2つは既にクラス認証がされていた事件。2003年以降提訴した事件、わたしたちが加わった事件、その中の1つは和解によって解決している。その representative action と言っている代表訴訟はわたしたちが敗訴して控訴している。representative action とは、2005年以前にカリフォルニア州法で認められていたクラス認証なしで人々を一般的に代表しうるという訴訟のこと。

○ そのケースは消費者団体から提訴された。

J カリフォルニア州の新法が2004年11月にできて、そのような代表訴訟はクラス認証なしには持つてくることはできなくなった。クラス代表者としては、団体はもう原告となることはできなくなった。

### 3. 解決の状況は？

J 2003年以降、わたしたちの事件で、1つが和解した。1997年とか8年に提訴されたものがあるが、それらについて和解したものがある。

○ 判決に至ったものは、この事務所では、2000年からで2つ。

J そのケースの内容は

1つの事件は、Ting 対 AT&T という会社。アメリカの大きな電話会社に対するクラスアクション。規制緩和が電話業界になされた後の事件。AT&T は強制的な仲裁条項を契約書の中に盛り込んでいた。その条項によると、AT&T をクラスアクションで訴えることができなかつた。その条項が有効ではない、無効であるということで、訴訟を提起した。州の裁判所で提訴。被告の申立によって、ケースは連邦の方に移管された。サンフランシスコの裁判官の前で事実審理が行われた。原告側勝訴。仲裁条項というのが違法であるということが宣言された。

もう1つの事件は、Miror 対 Bank of America。銀行が、顧客の口座からお金をとっていた。社会保険局から支払われていた障害者のためのお金、障害年金と老齢年金に関して、銀行が、年金(ペネフィット)をもらう口座からチャージをとっていた。しかし、年金の支給に関しては、債権者がチャージをすることから守られている。事件は銀行がチャージに関する法律的な効力について虚偽表示をしており、ちゃんと説明をしていなかつたというもの。陪審までいった。陪審も裁判官もわたしたちの主張を認めて、対銀行で判決となつた。チャージした金を元に戻すということと、一人一人のクラスの人たちに1000ドルの感謝料、ペナルティを支払わせるという内容の判決だった。そこのクラスには100万人がいるので、総額では10億ドルを超える判決。銀行が控訴し、判決が破棄された。こちらから州の裁判所にそれを上告した。上告は受理された。現在、上告審に継続していて、その書面を提出している状況。わたしたちが一審のときに主張して、判決の根拠となつた州法がある、連邦法の方が州法に勝つかどうかが論点になっている。9年8月に彼がこの事務所に入ったときからこの事件は継続している。

相手方の弁護士は一審はモリソンフォスターで、二審はオマイルバディマイヤー。

4. 1審判決のときに、ひとりひとり返ってくるお金は違うと思うが、それはどう判断されたのか？

J 専門証人が証拠開示の中で出た書類をもとに金額を算定して、クラス全体に対する損害額を証言し、それをもとに裁判官が算定。

二人専門証人がいて、一人はコンピュータの専門家でコンピュータの記録から45日間の間にどのくらいの人数のどのくらいのお金が取られたかを算定。もう一人の専門家は45日間の金額をもとに全体として、どの程度の損害額になるかを算定。それらの証言に基づいて、全体でいくらということが判決に記載された。

もし最高裁で私たちが勝てば、一審に差し戻されて、全体額の中から各原告がいくらもらえるかというのを裁判所が算定する。銀行の記録からどのくらいお金をとられているのかを算定して決めていかなければならない。実はそこにたくさんの論点が存在している。一人一人の算定を、いまやるのは時期的に尚早、そもそも勝つかどうかはわからない。

重要なポイントは銀行が命令によって過去の記録を保管しておくということを義務づけられていること。ひとりひとりがいくらとられたという内容は銀行の記録にある。最後に勝てば、個々の損害を算定するための情報は用意されている。

O その事件では、2つめの損害額の構成要素がある。

わたしたちが主張のベースにした法律では、法律によって損害額が定められている。

個人で障害を持っている人は、一人一人に対し、最高で5000ドルまで、普通の損害とは別にもらえると法律で定められている。経済的または精神的な損害を負い、立証した場合はそれも別にもらうことができる。結局、障害年金の話だったので、陪審の評決でその人たち各個人に1000ドルずつ払うことになった。

5. AT&T の事例は差止なのか、金銭賠償なのか？

J 差止。実際に仲裁条項が発効する前だったので差止をした。金銭賠償は含まれていない。

6. Bank of America のケースはどうして判決までいったのか？

J 1つは金銭賠償を請求するだけで、銀行にそういうことをするのをやめろということを請求したかったから。銀行はすごく費用をかけなければシステムを変えられない。これをやめるということになると、ビジネス上、すごいお金がかかるという要素があった。差止だけでなく、過去にさかのぼって請求しているので、損害額が非常に高額になる。その相手方は我々が提起した訴訟をはじめて考えていないかったのではないか。とるにたらないような事件だと考えていたのではないか。ちょっとなめてかかっていたから、最後こうなってしまった。

7. Bank of America の事件について、最初の判決は総額で賠償額を示した、差し戻されて最終判決になった場合も、総額を示した判決になるのか？

J もちろん、同じ。ただし、利息付きで。

8. そうすると、実際に分配して、足りない、あるいは余る、そのときはどうするのか？

J お金が足りなくなることはない。それは全体をベースにして計算されているから。

J 余ることはある。理由としては、時間が経っているからクラス構成員の個々人を見つけだすことができないことがあるため。裁判所の命令で個々人の情報は保管されているが、もう銀行の顧

客でなくなっている場合には情報がアップデートされていない。申立てによって、そのお金はこの裁判をやっていたと似たような目的を持った非営利団体に寄付されることになると思う。

9. その申立ては誰が起こすのか、申立てを誰も起こさなかつたらどうなるのか？

J わたしが思うには、裁判所の命令で Bank of America に戻されてしまう。

10. 大部分のものは和解で終わることだが、どの段階で終わるのが多いのか？

J 通常ほとんどの場合はクラス認証されたとき。

O サマリージャッジメントが被告側から起こされて、それが却下された後ということが多い。

11. 和解を提案するときの判断要素

J 通常、両方とも和解に興味があることは示さない。最初に言い出しちゃになるのは両方ともイヤ。消費者関係のクラスアクションで大規模なものは通常調停入を雇うことで話し合いは始まる。調停によってどうやったら解決できるかという策をさぐっていく。

12. 調停員には誰がなるのか？

J カリフォルニアの大都市やアメリカでの大都市では、大きな mediation をする事務所。

仲裁協会みたいな、調停する機関がある。AAA。そういうところで雇われている仲裁人や調停人というのはだいたい退官した裁判官。給料、得るお金も裁判官のときよりも高い。実際に、問題になっていて、いい裁判官がどんどんそういう方に入っていってしまう。過去の経験から、弁護士は、この調停人がいいということになると、その人を指名したがる。それは両者が自発的にやらないといけないから、当事者同士で誰にするかを決めなければならない。裁判所の命令によって、mediation しないという場合もある。そういう場合には、命令によって、どこの和解をつかさどる裁判官や mediator に行きなさいという命令が出ることもある。わたしの経験では、こういうクラスアクションの訴訟において mediator を巻き込まないような場合はあまりない。

13. 裁判所のオーダーではなく、当事者が自発的に mediation をする場合、その間、手続をストップしてほしいという申立はするのか？

J 通常自発的に行う場合には、トライアルに近くなつて、期間的に裁判の前、十分時間をあけて行う。mediation をやつている期間に、裁判所に対してその間は手続を止めてくれと申し立てるることは少なくはない。裁判官は mediator が元裁判官だったから通常よく知っている。当事者の許可をもらって、mediator と裁判官が事件の進行について協議することもある。mediation で行われる協議は機密事項だから、内容は mediator と裁判官の間で協議することになる。

14. 金銭分配のバリエーション、いろいろあるということだが、どういうものがあるか？

J 通常はクレームを管理する、管財人みたいな人を通して行う。事件によって違う。もし個々人に支払われる額が一定であれば、個々人の名前、その人が誰であるかということが被告のデータベースから明らかであれば、そういう判決や和解があれば、被告が直接個々人に対して小切手を切る。

それよりももっと起こりうるシチュエーションは、個々人がいくら得るかわからない場合。誰がい

くら受け取れるかがわからない場合。そういう場合にはクラスの各人が告知を受け取る。その告知に対して応答するという形をとる。被告の行為によっての被害者であることを確認するか、金額をいくらかというのを確定する作業がある。それを行うに際して、クレームアドミニストレーター(破産管財人のようなもの)を選任する。その全体を監視するために。その人が裁判所や当事者に報告をする。

#### 15. 管財人というのは、どういったところが選ばれるのか?

J 和解の内容として誰が管財人になるか、当事者同士で決める。その管財人というのを専門にやっている人たちがいる。弁護士ではない。会社みたいなどころでそれをやっている。そういう会社が電話の対応をする。もしクラスの個々人が質問があれば、そこに電話をして聞ける。返ってきたクレームフォームの内容がはつきりしなかつたらその内容を確認する。

#### 16. 損害の立証について

J 一般的には、損害鑑定証人を使う。ダメージエクスパート。

どの程度のそいつた損害鑑定証人が必要かというのは事案による。どの程度その人たちに立証してもらうかという観点からしても事案によりけり。

例えば、ミラーケースにおいて、わたしたちがどのように立証したかは先ほど述べたとおり。

別のクレジットカードの案件について。個々のクラス構成員によって、損害が異なっている事案。損害というのは、カード会社によって不当に集められた、収集された利益が損害。ほとんどのケースにおいては、カード会社の方でコンピュータに記録を残している。だから、どこにそれらの人がいて、損害はいくらというのを決めて、調べて、小切手を送ればそれで終わり。

別の事案、AT&Tに対するのとは別の電話会社の事案、月極の料金について、請求されるべきではなかったものが請求されていたという事案。最初にこういう月額料金があるよということを通知していなかった、開示されていなかったからそれは不法だという主張。その月額料金は、全てのクラスの顧客に対して同じ。但し、時期によって額は変動していた。これも、電話会社の記録を見て、いつまでどのくらい請求していたかを見て、個々のクラス構成員について計算すれば終わる話。

O 別の事案について。貸金の回収の事案。いまペンドイング、まだ結論は出ていないが、おそらく被告側の記録に頼ってやることになる。個別の損害の額はまちまちであっても、被告の記録を見れば、全部損害額がわかるはず。

まず、行為の不当性が特定できれば、あとは原告側の代理人としては裁判所にプレッシャーを与えて、被告から情報を開示させるようにさせて、それに基づいてやればできる。

#### 17. 買った人がわからない場合はどうするのか?

J クラス認証の時点で、被害者というのが確定できないといけない。クラスが誰かというのを表現するときに、表現の方法をきちんと工夫をこらしたものにして、それで広告なり、クレームの段階にいったときに示す、そのときにわかる。

#### 18. その証拠がほしいときは

J 事件によって、それは違ってくる。通常、こういうクラスアクションでは審理をステージによって分

離する。

1つめが責任があるかどうかを決める。

2つめが損害であって、個々人がいくらかというのも含まれる。

個々人がいくらもらえるかというのは、判決の段階ではわからない場合も多くてその後のクレームプロセスという段階で明らかになる。それが和解でも、判決でも、その中にどういうものを示さないとクレームができないということが書かれている。ある事件、判例では、紙に自分が宣誓したという内容を書いて出せばいいというのがあった。ちょっと例をあげると、それはカリフォルニアの州の司法長官が提起したリーバイスの事件。それは和解した。そのクレームできる人はリーバイスのジーンズを買った人、その期間は決まっている。何着リーバイスのジーンズを買ったかを書いて、それを宣誓書とする。それによって、お金をもらえる。

○ コンピュータとかが巻き込まれている事件では、通常、レシートを見せろという場合も多い。

#### 19.少額で分配できないかどうかの分岐点

J わたしの弁護士から提起したクラスアクションに関しては、全体の損害額がいくらかを見ていて、一人がいくらというのを見ていません。私の弁護士がそのケースを見て、一つのケースが少なければ、全体額を見てもものすごい数が必要となる。ミラーケースというのはだいたい10ドルくらいが最低の回復金額で、一期間で最低の回復額がもし1回そういう小切手の不渡りがおきて10ドルおきていたら、損害額は10ドル。金額はわからない。

#### 20.ダメージエクスパートはある程度規模をもった業者なのか？ 統計学者なのか？

J 個人で証言をする人。だけど、会社の一人ということもある。会計とか統計学にたけている人。個人で会計とか統計のエリアでそれを業としている人はいる。会社で働く人もいるけれども、証人だけをしているわけではなくて、他の仕事もしている。会計会社とか。

#### 21.総額を決めるには、個々の賠償金額と総人數のデータが必要。個々の賠償金額の算定資料は相手の資料からとれるが、総人數も同じ発想でやるのか？

J そう。それと、被告から提出された資料に基づいての専門証人の証言。あと会社で専門証人を探してくれる会社もある。

#### 22.クラスアクション訴訟で同時複数提訴もありうるのか？

○ わたしのやっている事件で1個そういう状況になっているのがある。

わたしたちが提訴したのは2003年。複数の銀行が被告だった。あとから、税務申告書を作ってくれる会社に対してだけ、同じ論点に基づいて、司法長官が訴えをした。その申請書の作成会社について司法長官がおこした訴訟においてなされた和解によって、わたしたちが請求できる内容が限られてしまった。ただ、その司法長官が到達した和解内容というのは、すごいいい内容だと思う。

J そういう場合には、代表原告の間で競争がおこって、ボス猿決定。

裁判官が最終的にはそれを決定するが、一番先に手をつけたやつがボス猿になるケースがカリフォルニアでは多い。最初のケースをみて、他の事件がどうなるかを見る。審理が併合されるケースが多い。併合されると、事件の担当している裁判官が誰がボス猿かを決める。併合され

ることもあるし、別々に行われている場合はそちらが審理が中断することもある。例としては、わたしがサンフランシスコで提訴したウェルズファーゴ銀行が相手方の事件がある。数日前にサンディエゴで似たようなクラスアクションが提訴されたということを知った。ウェルズファーゴ銀行が、こちらの裁判官にサンディエゴのケースが解決するまでこちらをとめておいてくれと言ってきている。ウェルズファーゴとサンディエゴと一緒に同じ裁判官のところで審理するという合意をしている段階。傍観しているのではなく、そこで一緒にやれば早く進められる。向こうが先に手をつけたので、こっちでやろうということはない。もしそれを主張しても、成功はしないでしょう。

### 3) 企業側弁護士

#### Heller Ehrman LLP・聴取報告書

第1 聽取日時 2007年6月11日 10時～13時

第2 聽取場所 Heller Ehrman LLP 内会議室

第3 聽取先応対者 ピーター・ヘッカー(Peter Hecker)弁護士  
アンナ・マクリーン(Anna Mclean)弁護士  
ダニエル・スローター(Daniel Slaughter)弁護士  
ニール・ポボヴィッチ(Neil Povovich)弁護士

第4 通訳者 鈴木淳司弁護士

第5 報告書作成者 井田雅貴

第6 聽取内容の要旨 以下のとおり

#### 1 2000年以降に担当したクラスアクション(被告側)の動向

2000年以降、当事務所で、クラスアクション事件の被告側を担当したのは89件(消費者事件のみ抽出、州裁判所も連邦裁判所も含む)。このうち、トライアル段階に至ったのは2件のみ。マイクロソフト社が訴えられたケースである。残りはトライアル前に和解している。しかも、殆どの事件はクラス認証がされる前に和解をしている。

ちなみに、トライアルまで進行した訴訟についても、トライアルの最中に裁判所において和解をした。判決は出でていない。

クラスアクションにおいてほとんど和解がなされる理由は、①トライアルに至ると、被告側にリスクが大きい、②一旦クラス認証がされると、原告側代理人に勢いを与える、③被告側として、自分たちがやりやすい、あるいは自分たちの利益にもなる和解条項を追及できるが、判決に至ると、そういうコントロールができない、ということである。

#### 2 クラス認証時における争点

クラス認証で問題になるのは、個人的な問題(individual issue)が一般的な問題(common issue)を上回るかどうかである。被告側代理人としては、その問題が一つ一つ独立していて、小さな裁判をいくつもやるような形でやるべき固有の問題が存在するという主張をする。原告側は問題が全部一緒だから、統一的に判断した方が裁判所としてもいいだろうという主張をする。他の主張としては、そこにいる原告がクラスの良い代表ではないという論争もできるし、原告が被った損害がクラスとしては通常の損害ではない、特別なものであるとの主張も可能である。

代表原告がクラスにとって良い代表ではない、という判断がなされそうな場合、原告側代理人が他の者を原告として連れてくる可能性がある、また、被った損害が一般的な損害ではないと判

断されそうな場合、一般的な損害に当たはまる原告を連れてくることもある。しかし、個人的な問題か一般的な問題か、という争い方において、個人的な問題であると裁判所が判断してクラス認証を認めなかつた場合には、以後、原告側代理人が再度別の手段をとることはできない。

もし被告側がクラス認証を防ぐと、以後、原告側が事件を維持することが困難となる。というのも、クラスが認証されないと、原告側代理人は1人1人の個別訴訟を処理しなければならなくなるが、これは事実上不可能だからである。

一般論として、実務では、消費者保護の観点から、クラス認証がなされるケースが多い。特に州裁判所では、連邦裁判所に比し、消費者保護の傾向が強い。

和解の内容については、できるだけ対象原告の範囲(人的、時的)を拡大して行うのが被告側の利益に適う。このように対象原告の範囲を拡大するのは、原告側にとっても利益がある。

### 3 クラス認証に関する実例

クラス認証を防いだ事件について述べる。いずれも州裁判所である。

パームという電子機器に瑕疵があるとして、原告側代理人がクラス認証を求めた事案において、被告側代理人として、①代表している原告が本当の代表例、代表者ではない、②瑕疵の内容が1つ1つのパームにおいて違っており、全体を代表している内容ではない、③原告が被つた損害額は個別に算定されなければならないという主張をしたところ、裁判では全部通った。全部の論点で勝っているので、1つでも勝っている状態が続ければ、クラスは認証されない。

同一の不動産業者が多数の住宅を販売し、それら住宅に設置されている窓に瑕疵があり、原告側代理人がクラス認証を求めたケースで、被告側代理人として、窓の瑕疵は個別住宅により異なる、と主張したところ、裁判所は、①原告側において、共通した被告側の過失を証明できない、②当該ケースにおいては、僅かな窓についてしか検査をしていないので、クラス認証に際して十分な立証を尽くしたとは言えない、③当該事案において、個別訴訟で解決するよりもクラスアクションにより解決することがすぐれているとはいえない、と判断した。通常、クラス認証の段階では、事件の具体的な争点について判断しないが、この窓の事件では、クラス認証の際、欠陥の有無についても加味していた。但し、原告側代理人が、窓以外の瑕疵を主張し、当該瑕疵の共通性を示そしたら、クラス認証がされていたかもしれない。クラスの立証方法としては、統計的なサンプルをとるという方法も考えられる。

この窓の事件においては、窓の瑕疵と損害との因果関係も問題になった。被告側代理人としては、当該因果関係がはっきりしないから、個別訴訟にて1つ1つ原因を特定しないといけない、と主張した。結果的には、共通性がないという根拠の1つとなつた。

もつとも、クラスアクションにおいては、基礎となっている問題点は共通するが、個々の損害については別に計算するということがよくある。ここで共通性というのは、回復できる権利があるかどうかを示すことである。裁判所としては、原告群において、損害を回復する権利があるという共通性が見いだせれば、クラスを認証する。

このような窓の事件と比較して、銀行が秘密裏に現金をチャージしていた場合には、そのチャージの方法において均一的であるので、クラス認証がされ易い。

窓の事件を含め、2000年以降、被告側代理人として扱ったクラスアクションにおいて、クラス認証がなされなかつたのは3件か4件である。しかし、クラスが認証された事件も認証されていない事件も、全て和解で解決をしている。判決に至つた事件はない。クラス認証が否定された理

由としては、原告が代表として適切ではない、原告が主張するクレームの内容が全体を代表していない、主張する損害が個別にて決せられるべき、という内容である。

あと、被告側代理人が複数いる事案がある場合、守る利益が共通ならば、共通する機密を守るという利益もあるが、利益が違えば、利益が相反するときもあるから、気をつけてやっていく。

#### 4 クラスが認証された後の個別損害の確定方法

クラスが認証される場合、判決文の内容は、特定のクラスに属する原告群に対し、あなたたちには回復する権利があります、とされ、その後、各原告において損害額を確定していく。

各原告の損害を確定する方法は色々あるが、これについては、裁判所の裁量権が非常に大きいし、訴訟当事者が損害の確定に関わることもある。

判決の中には、判決で全て決めてパーセンテージ分を原告の数だけ払えという判決もあるし、どういうふうに告知を出して何々をしなさいということを決める判決もある。この場合、各原告がその金額を争ったり、主張したりするアービトレーション、調停、小さい裁判みたいなシステムを作ることもある。

一方、和解事案における損害額の確定方法としては、被告側が各原告に告知を出し、その際、各原告に支払額等を記載させてこれを被告側に返送させ、これに基づき支払いを行う、あるいは争う、という方法をとることが多い。この場合、被告側がその額を争うことは可能である。クラス認証の際には、個別損害を争う方法についても判決により示されるので、例えば、裁判所がスペシャルマスターを任命してその者が損害額を確定したり、セトルメントアドミニストレーターが損害額を確定することもある。このようなやり方は、連邦裁判所、州裁判所において変わることはない。

損害額を確定するにあたっては、クラス構成員に対して告知を出す必要がある。例えば銀行であれば、銀行を持っている人のリストがある。補償であれば、登録している人のリストがあるのでそれによる。リストがない場合には新聞の広告を使い、呼びかけをすることもある。

もっとも、誰がクラス構成員かを確定するのが困難な場合がある。1つの例として、マクドナルドを弁護したときに、ポテトに牛肉の味がついていたというクレームがあったが、そもそも誰がポテトを買って食べたかわからないので、損害を確定しようがない、という事案もあった。

このように、誰がどれだけの損害を被ったか確定できないが、クラスとしては認証された場合の解決方法が問題となる。勿論、理論的には、損害を被った人に賠償をしないといけないが、それが無理な場合には、それに近づけるような方法で解決する。

既に述べたマイクロソフト社の事案では、学校にソフトウェアを配るという内容で和解したことがある。またソフトウェアの瑕疵が問題となっている事件で、損害額が1ドル程度の稀少な場合には、まとめて寄付をする、という方法も考慮に入れている。さきほどのマクドナルドの事案は、この寄付という方法で解決した。

また私たちの経験ではないが、不動産賃貸借契約の内容が問題となり、家主側が長年に亘り不当にお金を取りすぎていた、という事案において、本来ならば既に明け渡した賃借人からお金をとっていたのだから、当該賃借人に返還すべきであるが、当該賃借人を探すのは大変だから、基金を作り、今後当該賃貸人から借りる人にお金を出し、結果的に損害を回復した、という方法がとられたこともあると聞いている。

マイクロソフト社やマクドナルドについては和解の話であるが、仮に当該事案が判決となつた

場合でも、その内容が、私たちが述べた方法と同じといふことも当然ありうる。理論的な骨組みは変わらない。理論的根拠としては、cy-pres 法理(カリフォルニア州民事訴訟法348条)である。cy-pres とは、完全に損害を被った人に金を戻すことが難しい場合、できるだけ近いところにお金を戻していくという考え方からできてきた理論で、元々は判例法からでたものである。

このような代替的解決に対する評価については、ケースバイケースというほかない。代替的解決が結果的に当該企業の今後のビジネスに繋がる、という場合もある。

## 5 クラスアクション公正法( Class Action Fairness Act 、略称はCAFA)の実務における影響について

CAFA制定前には、特定の州裁判所で、原告側に加担していると評価しうる傾向が見られ、州全体の事件が特定の州裁判所に集中する、という事案がよく見られた。一般論として、被告側代理人は連邦裁判所を好む。というのも、州裁判所裁判官(選挙により選出される)よりも、連邦裁判所裁判官(キャリアが一生涯保障される)の方がふれが少ないから。

制定後、このような傾向がどうなったのかははつきり分からぬ。

またCAFAには、和解をする前に州の行政機関等に通知するような規定があるが、今までのところ、行政機関等から被告側代理人等への具体的なアクションはない。立法前は、被告側代理人として当該規定による影響を心配していたが、杞憂であった。

立法者の意図としては、例えば、和解の内容が、各州に住んでいる人によって違う場合がありうるので、その監視機能として役立つ、というものもあったかも知れないが、現実には、そのようなアクションは全くない。行政機関としても対応する余裕がないのであろう。

## 6 クラスアクションとディスカバリー

まず、クラスアクションにおける手続の流れについて説明する。

裁判が提起されると、クライアントはオフィスに来て、それに対する防御をするということで相談に来る。事務所としてはまず事実調査をするが、通常、事実の調査段階で解決することは難しいので、答弁をなす等の訴訟活動を行い、通常はディスカバリーに入る。

ディスカバリーでは、原告側代理人から文書提出命令申立等の証拠開示請求がなされ、当該手続が終わった時点で、必要な事実が抽出されるので、その段階で事件を解決するチャンスがある。次の段階として、もしその事実が出てきた段階で解決できない場合には、サマリージャッジメント(事実に争いがなく法律解釈のみが問題となる場合、簡易的に判決をなす手続)をしてもらうか、クラスの認証をさせないという形で争う。サマリージャッジメントがダメで、クラス認証された場合には、トライアルにいく。

通常、トライアル前に和解をすることが多いのは既に述べたとおりである。

ディスカバリー手続が開始されてから終了するまでの期間は、どのような請求かによって違うが、経験的には、平均2年である。例えば1つの製品の1つの問題点であれば、それに対するディスカバリーは少なくてすむが、A社の売っている商品全部となると、時間もかかるし、何年もかかることもある。一般論であるが、証拠開示段階では、原告側代理人が被告側に対し、早く、どんどん証拠を出せと主張する。

原告側から申し立てられた証拠開示について、被告側代理人としては、関連性の問題で争うことがある。申し立てられた証拠開示の範囲が広ければ、当然、それを狭めるよう訴訟活動す

る。例えば、クラスが認証される前の証拠開示手続においては、被告側の主張として、クラス認証されていないから、その原告本人に関しては出すけど、それ以外の一般的な情報は出せない、というものである。この場合、結局は、裁判所がだいたいその間で妥協点を探していくって、サンプルを抽出して出すということになる。

この関連性について、理論的には、クラス認証におけるものと事件自体におけるものがある。クラス認証において関連性が問題となる場合、被告側はできるだけそれを絞るような形をやる。

通常、被告側から証拠開示請求をなすことはないが、例えば、クラス認証の前に原告一人一人に対して証人尋問をするとか、質問をすることが考えられる。既に述べた窓の話に戻ると、専門証人に被告側の補償条項とか内容を見てもらったことがある。その結果、補償の内容をふまえたうえで、原告側においてあまりクレームしてこなかったという事実が明らかとなり、共通性がない、という主張の立証に役立てた。

証拠開示の際には、通常、被告側からドキュメントを何百枚も出したり、証人を出したりという対応になるが、ディスカバリーの際、被告側はとてもコストがかかる、無駄が出る、という意見を持っている。

勿論、ディスカバリー手続の過程で、被告側にとって有利な証拠も、不利な証拠も出てくる場合がある。被告側代理人としては、当然、不利なものは出したくないけれども、出さないといけない。一種の紳士協定的なものである。もし、後で被告側にとって不利な証拠が出てきた場合は、被告側代理人にとって深刻な問題になるから、それはみんな前提にしてやっている。

但し、そのことと証拠の関連性の問題は別である。関連性あるものだけを開示するというやり方は一般的になされている。

## 7 クラスアクション制度に関する評価

被告側代理人からいえば、クラスアクション制度は、被告側企業等が、ビジネスや、それまでのやり方を変えるのに良い方法であるといえる。但し、クラスアクションに対する批判として挙げられるのは、和解などにより得られるお金の多くが原告側の弁護士に対する報酬になっているのではないか等、被害者たちにとって救済手段となっているのか否かが疑問であるという点である。原告側代理人弁護士によれば、我々はリスクをとっている、勝てばもらえるけど、勝てなければ何ももらえない。私的な警察権を行使しているようなものなので、そういうことをしている弁護士に高い報酬を支払って何が悪い、という話につながる。

そういう意味で、日本の法律では、消費者団体が差し止め請求をなすこととなっている、と聞いてとてもびっくりしている。非常に興味深いし、公益的団体が差し止め請求を行う、という制度は、被害者の救済にとってより良い制度かもしれない。但し、アメリカにおけるクラスアクションはお金がとてもかかる。1つの訴訟あたりいくら、という数字を出すことはできないが、年間予算20万ドル程度の団体なのであれば、クラスアクションを提起し、遂行していくことは絶対に無理である。

## 8 裁判を受ける権利との関係

クラスアクション制度が、個人の裁判を受ける権利を侵害するという批判はないか、という質問がなされたが、クラスアクションにはオプトインとオプトアウトの制度があって、自分で裁判をした

ければ、裁判を起こせる方法がある。だから、クラスアクション制度が個々人の裁判を受ける権利を侵害する、という議論は、アメリカではない。

ただ実際のところ、消費者関係の事件では、オプトアウトして自ら訴訟を遂行する個人は非常に少ない。というのも、1件1件の訴額が非常に小さいからである。

#### 9 その他

クラスアクションを申し立てる際には、通常、差止請求と一緒にを行うことが多い。裁判所の命令で、これからなされる行為を差し止めることもできるし、特定の行為を義務付ける、という判決をすることもある。

例えば、銀行の場合を例にすると、まず。差し止める行為の対象として、銀行が、顧客に秘密裏に5セントなり5ドルなり、チャージしていたというやり方があったとしたら、それを将来するなどいうことも可能だし、今後、毎月のステートメントを出しなさい、という方法もある。

なお、法律上、原告側の弁護士は少なくとも30%の弁護士費用をとれるようなシステムになっている。差止訴訟とクラスアクションとを同時に申し立てた場合、たとえ損害賠償金を獲得できず、差し止めだけが成功した事例でも、どのくらい仕事をしたかによって、いくら弁護士が費用をもらえるというシステムになっている。但し、和解の場合でも判決まで行く場合でも、弁護士報酬については、裁判所が決めるというシステムになっている。

## ジュリア・ストリックランド(Ms Julia Strickland)弁護士・聴取報告書

第1 聴取日時 2007年6月13日 13時30分～15時

第2 聴取場所 ルネッサンス・パークファイブアイブ(Renaissance Parc Fifty Five Sanfrancisco)

第3 聴取先応対者 ジュリア・ストリックランド(Ms. Julia Strickland)弁護士

第4 通訳者 鈴木淳司弁護士

第5 報告書作成者 河原田幸子

第6 聴取内容の要旨 以下のとおり

### 1 ジュリア・ストリックランド弁護士のバックグラウンドについて

ロースクールを出てから約30年間、ほとんどの間、被告側でクラスアクションをやってきた。最初は、証券関係の被告側を代理した。

10～15年くらい前、証券関係ではなく消費者関連のクラスアクションが活発になってきたが、その前には、クラスアクションだけではなく、銀行等の商業関係の訴訟も担当したことがある。消費者が通常の訴訟で銀行を訴え始めた際には銀行側の代理人をしており、クラスアクションの経験と銀行側代理人としての経験がうまくあわさってきた。

現在は、金融機関を代理してクラスアクションの被告側を代理している。クライアントの代表例は、アメックス、シティバンク、ワシントンミューチュアル銀行、チーズ銀行、ディスカバーカード、トヨタファイナンシャルサービス、香港上海銀行( HSBC )等の金融機関(貸主側)や与信業者。

また、ほかのタイプの会社も代理している。例えば、ローズ(ホームセンターのようなスーパー)、食品会社の製造業(リテールの店やスポーツセンターも経営している)、エプソン等。

### 2 2003年以降について、クラスアクション事件の受任件数等について

(1) 実際に事件数を数えたわけではないが、クラス認証されなかったケースは稀である。

クラス認証されるかどうかは、防衛側としては非常に大事な要素であり、クラス認証に関する攻防が始まる前の段階で和解するのが大半である。クラス認証されたら、ほとんどのケースは和解をする。

クラス認証に関して、いくつかすばらしい主張があり、その中には、クラス認証を認めるべきではないという法的主張もある。

ただ、クラスを認証しないという強い理由があったとしても、基本的には、裁判官はクラスを認証する方向に傾いている。

わたしの経験上、過去2～3年の間に、20件の中で5件についてクラス認証されなかった。その20件はクラス認証について争っていた事例である。判決まで達したものは、1つもない。

過去5年間に200件くらい和解した。非常にクラスアクションが多い。その中には、クラスアクションとしてではなく、個人の訴訟として解決するものもある。

(2) クラスアクション公正法(CAFA)に関して、現在のところ統計はないが、和解をするのがより難しくなってきたという点で変化が生じてきている。

CAFA に和解の要件が定められているが、それは簡単に充たす。連邦裁判所を避けるため、単一の州での訴訟が多くなってきた。一般的に、防御側は連邦裁判所を好む。

### 3 クラス認証される前に和解する積極的な理由はあるのか？

わたしのクライアントを防御するようなケースのほとんどは、1個人の損害額は少額だが、非常に多数の被害者(原告)がいるため、クライアントに対するリスクが非常に高い。また、クライアントは名前が知られた会社が多く、新聞等に名前が出るのを嫌がる。

和解する理由について、戦略的な観点から見ると、クラス認証されるということが事件の中では非常に大きな出来事である。クラス認証の前段階では、原告側にとどめクラス認証されるかどうか不明であるため、原告側にも和解するかどうかのインセンティブがある。

### 4 クラス認証されなかつた例について、及びその理由

(1) 理由はいろいろあるが、共通性の項目が認められなかつた例が多いと思う。

例えば、ワシントンミューチュアルに対する事件の場合、ワシントンミューチュアル銀行が他の多数の金融機関を吸収合併しており、各々の金融機関でローンの内容、取扱いが異なっている。金融機関ごとにローンの内容等が違うから、どのように支払を受けるか、いくら残額が残っているかという計算に齟齬が生じてしまう。原告側の主張は、ワシントンミューチュアルが全体的にシステムを統合し切れていないというものであった。これに対して、被告側は、1つ1つの出来事が違っていて、1つ1つの齟齬に別の理由があるという主張をした。

もし金融機関側の行為が均一になってしまふと、共通性が認められる方向に傾く。例えば、クレジットカード会社のアメックスが消費者に対する契約書の中で一定の事実を明らかにしていないようなケースで、裁判所が「消費者はアメックスに対する一定の費用を払わなくてもよいのに支払った」と認めれば、それは被害者に共通のことだから、裁判所はそれに関する回復を認めることになる。例えば、アメックスが5ドルの費用を余分にとっていたとしたら、5ドル×1000万人分が損害となる(だから企業側は和解をする)。

(2) 他によく出てくるクラス認証が認められない理由として、口頭での意思表示が絡む場合。

口頭での意思表示に関する例として、例えば、香港上海銀行( HSBC )で、ある人が支店に行ってローンの申請をしたとき、支店の人が一定の内容をローン申請者(借主)に口頭で説明する。その際、口頭で何を言ったかは、人によって違いが出てくる。そういうケースでは、しばしばクラス認証が認められない。

### 5 損害に関して、人身損害の場合、人によって損害が異なることがあるが、クラス認証の手続において損害に関して争うことはあるか？

クラス認証するときには、損害の違いについて、各自の損害が考慮されてはならないというル

ールがある。それは判例。連邦と州の両方である。

それに対する論争は残っているけれども通説である。

クラスアクションに関するルールは、ほとんどが判例によっている。クラスアクションでは、連邦最高裁の判例は少ない。

## 6 和解の内容について

過去に手がけた事件の中で、金銭支払や商品の引渡し以外の方法で和解した例はある。

クラスアクションでは、考え得るいろいろな種類の和解が可能である。その方法論は単独でも使えるし、複数をミックスして使えることもある。

まずは、金銭を支払う方法について。総額の支払か、1つ1つの支払か、クーポンや、それらの組み合わせ、クーポンではなくディスカウントもある。公益団体が当該クラスアクションに共通した目的を持っている場合、まとまった金額を公益団体に寄付することもある。

他にも、ビジネスのやり方を変える方法がある。差止めによって裁判所からの命令による場合もあるし、合意による場合もある。合意の場合は、裁判所から命令されていない場合もある。

ビジネスのやり方を変える方法の中には、表示方法を変えるというものもある。例えば、エプソンのプリンターでインクが余っているのに取替を求めるサインが出たのがインチキだというケースでは、エプソンの製品のディスカウントを用意したり、カートリッジの外箱に書いてある表示を変えた。

## 7 裁判所が和解を承認しなかった例について

裁判所の承認を得て和解するのが段々難しくなってきている。2つの例が挙げられる。

① 最近の例で、あまりないケースだが、原告が弁護士の妻である場合、カリフォルニアでは、原告とその代理人弁護士とがつながっていてはいけないというルールがある。和解の内容自体は良いものだったが、そのルール(判例)ができた後、裁判所が和解を拒否したというケース。

② もう1つの例として、最近私のやった事件で、トランスユニオン社(その人のクレジット履歴など信用情報をレポートする信用情報機関)のケース。その事件はまだ継続しているが、破産に関する情報の掲載に関して、和解内容は、金銭の支払とクレジットレポートを綺麗にすること、将来のビジネスのやり方を変えるという内容だったが、裁判所はその和解の承認を拒否した。拒否の理由はいくつもあるが、被害者に対して用意された金額が十分ではないというのが拒否の理由の1つだった。

裁判官がその和解の一部を認めないというのは、とてもよく起こることである。当事者は、裁判官の認めない部分を変えて、裁判官を納得させるようにする。

わたしたちは多くの事件をやっているので、大体の感覚で、どのような内容であれば裁判官が納得するかがわかっているので、和解内容を大幅に変更することはない。

## 8 CAFA が要件として定める行政機関への通知に関する実情について

(1) その点に関して話すのは時期尚早だと思うが、CAFA ができるから、行政機関への通知というものが、被告側の視点では一番難しいポイントかもしれない。その理由は、その要件によって、行政機関や司法長官に考えたこともない問題点を気づかせてしまうという効果があるから

である。

実際に和解内容に問題がないと信じていたとしても、行政機関が目をつけて問い合わせてくるということもある。アメリカでは、誰が行政取り締まりをしているのかが明確ではない場合があり、どこにその通知をしたらいいのか分からぬ。実際の事件では複雑な問題が出てくる可能性もある。

- (2) 行政機関への通知に関して、わたしが手がけた事件の中で、行政機関から和解に関して干渉を受けたことはない。但し、CAFAは新しいので、CAFAが適用される事件での和解はまだそれほど多くはない。

CAFAのもとではないけれども、他にやった事件で、行政機関が事件に興味を持ったということは何度もある。行政機関が事件を見ている時には、原告側の弁護士に応答するよりも、行政機関に対応することの方が大事なときもある。行政機関と喧嘩をしないために、優先度を変化させた。行政機関とは喧嘩したくない。

9 CAFA以前に行政機関と対応した結果、和解内容が変わったことがあるか？

行政機関が実際に直接的に干渉してくることはないけれども、行政機関が事件に関するコメントを出すような場合、和解の内容に影響する場合がある。

和解の内容に関して、クラス構成員は異議を申し立てができるが、行政機関が入ってきて和解についてコメントをしたら、裁判所はそれを非常に重く受け止める。行政機関が和解内容に目をつけて何らかの行為をすれば、それは事件に影響する。

10 責任が判定された後、損害額を算定するにあたって、被告側で損害額を減らすためにどのような反証をするか？

お金に関する情報をできるだけ開示しないように努力したり、その当事者間で秘密条項を結んで開示しないという形をとったりする。和解をして、内容を全然外部へ出さないようにする。好き好んで金銭に関する情報を出すようなクライアントはいない。

11 本来、保存されているべきものが保存されていないとか、保管期間を過ぎてなくなっているような場合など、出すべき資料が出せない場合、被告側に不利益になる影響はあるのか？

- (1) わたしのクライアントについては、あまりそういうことは起こっていない。もしそうなことが起これば、非常に重大なマイナスになる。どのように情報がなくなったかということに関して、その状況に応じて問題が発生する。

コンピュータシステムを変えたり、システムを変えてその前の情報を消してしまうことはある。そのような場合には、現存している情報を元にして、過去を概算で見積もっていく。損害額の数字がない場合もあるが、カスタマーリストのようなものがあり、クレームの手続をして損害額を確定する。

- (2) 不利益な面があるかについては分からぬ。それほどよく起こることではないけれども、コンピュータの情報がなくなっている場合、人間がファイルの中を探していくことはあるが、費用も時間も多くかかるため、そのような命令は滅多に出されない。

(3) ペナルティが科されるか否かについて、故意に情報を隠すという場合があれば別だが、そうでなければペナルティを科されることはないだろう。但し、ペナルティという名前はついていなくても、人間が1ページずつ資料をめくっていくのには非常に手間がかかるから、それは一種のペナルティである。そのコストを誰が払うのかも問題となる。わたしは、「あなたたち(原告側)が情報をほしいのだったら、あなたたちが払いなさい。」と言う。そう言って、ときどき成功することもある。

## 12 Fluid Recovery の概念について

(1) あなたの経験に基づいた意見は?

和解を成立させるための1つの非常に良い方法だと思う。

(2) あまり例はないと思うが、判決による Fluid Recovery についてはどうか?

特に意見はない。法律に規定があるわけだから。

## 13 原告代理人の報酬の決め方、基準について

クラスアクションでは、原告代理人の報酬は必ず裁判所が決める。決め方については、2つの選択的なルールがある。

① パーセンテージ・オブ・リカバリーメソッド (Percentage of recovery method : 回復額のパーセンテージによる方法)。和解や判決の金額を算定して、原告代理人が回復額の中から一定のパーセンテージを支払えという主張をする。金額、パーセンテージがどのくらいになるかはケースバイケース。訴訟の複雑さ、訴訟の進行程度などによって決める。

② ロードスター・マルチプライヤーメソッド (Lodestar multiplier method :かけ算をする方法)。1つの要素として弁護士の時間給を基準とし、これに一定の倍率をかけて弁護士費用を算出する方法。例えば、わたしが原告の弁護士として、通常わたしの時給を100ドル、100時間働いたとする。基準を1万ドルとして、そのままを回復させる(1倍)ことになれば、基準どおりの額(1万ドル)になる。効率が悪かったり和解の内容が悪かった場合など基準より低くなる場合もあるし、逆に、訴訟が複雑などの場合には、3倍くらいになる場合もある。その場合には、時給計算で1万ドルもらえたとすると、3万ドルもらえることになる。それに関しては複雑な議論がある。

原告代理人の報酬は、被告側が異議を差し挟まない程度の金額を出しておいて、裁判所に決めてもらう。被告側も原告代理人の報酬について異議を出せるので、わたしは、ほとんどの場合に異議を申し立てる。

## 14 被告側が支払うのは、損害額と弁護士費用ということか?

(1) どんな方法でも、被告側が支払う。損害賠償の事件だったら、弁護士費用は損害の中から出る。回復額のパーセンテージによる計算方法であれば、損害額の中から弁護士費用に相当するパーセンテージ分が支払われる。

アメリカのいくつかの法律の中には、別に弁護士の費用を回復できるとするものも存在する。そのような法律の下では、被告が、損害プラス弁護士費用を払うことになる。

(2) 具体的な数値については、13①の方法の場合、わたしの経験した限りでは、15～30%くらい。13②の方法の場合、基準額の1.25～3倍くらい。もちろん差異はある。

15 和解金の支払について、きちんと支払がなされたかに関する最終的なチェックは、誰がどのように行うのか？

(1) 管財人(クレームアドミニストレーター)というのは、ほとんどの場合、独立した第三者。

原告側の弁護士が被告の方に、きちんと支払をしたという宣誓、確認を求めてくる。

過去の経験上、クレームが支払われたか否かで問題となったことはない。クレームが間違いで支払われないということはあるかもしれないが、故意に支払がなかつたということがあれば、裁判所は非常に怒るだろう。

(2) 管財人が不正なことをする危険性はない。当事者が管財人の選定をして、裁判所が承認する。5個か6個くらい評判のいいところがある。

管財人から、原告側弁護士や裁判所に対して、どのような段階にあるか、いくつのクレームが拒否されたかなどについて報告する。

16 実際に被害を受けた者と和解で利益を得る者とでズレが生じるケース(例えば、故障したメーカーを登載したタクシーに乗車したため、不当に高額なタクシーチャージを支払わされたというタクシーのケース)について、他に同様の事例はあるか、それについてどのような意見を持っているか？

わたしが関わったケースで、確かに、方法論としてそのような方法が出てきたことはあるが、実際にそのような解決策をとったということは思い出せない。

クーポン和解に似ている。クラスメンバーに必ずしも利益を与えるわけではないため、解決策にならないからである。その主張は、誰がタクシーに乗るか分からないという主張になる。

理論的なことは分かるが、別に意見はない。もし訴訟になった場合、裁判所がそのような解決策をとる場合があるということは理解できるが、わたしのクライアントは、そのような解決策にあまり興味を示していない。

以上

#### 4) 裁判所

サンフランシスコ上位裁判所複雑訴訟部 (Superior Court of the State of California)  
・聴取報告書

第1 聴取日時 2007年6月14日 16時30分～18時30分  
(15時45分～16時30分 クラスアクション審理の法廷傍聴)

第2 調査場所 サンフランシスコ上位裁判所複雑訴訟部法廷  
( Superior Court of the State of California )

第3 聴取先応対者 リチャード・クレイマー ( Mr. Richard Kramer ) サンフランシスコ上位裁判所複雑訴訟部裁判官(裁判長)

第4 通訳者 富増四季 弁護士

第5 報告書作成者 野々山宏

第6 聴取内容の要旨 以下のとおり

1. サンフランシスコ上位裁判所複雑訴訟部について

(1) 事実審理をするコートであり、連邦ではなく州裁判所。

(2) 複雑訴訟部という特別訴訟部。この部署の目的はクラスアクションを含めた大規模訴訟を取り扱うことである。クラスアクションを含む複雑訴訟は大規模で時間がかかるため、特別な手段がいることから特別訴訟部を設置している。

新しい争点や当事者の数が多いなど、裁判所の適切な関与が必要な訴訟が対象。政府による海洋汚染差止の環境訴訟、大きな合併がうまくいかなくて壊れたという事案、租税法が合憲か否かについての訴訟、社会政策なゲイの結婚を認める法律などについて審査する。

クラスアクションも多く、等訴訟部では変動はあるが25%～30%くらいを占める。

(3) 複雑訴訟部は他の裁判所と異なり、大規模訴訟に対処するため設備のために資金的に特別な援助を受けている。クラスアクションのその他の複雑訴訟の審理には、電子的証言台、テレコミュニケーション(電話会議)、パワーポイントなどの特別な設備が必要。裁判所の中で一番ハイテクな設備を整えている。クラスアクションをするにあたっては、多くの設備・資源が必要。この部署に訴訟を持ち込むためには、印紙代が余分にかかる。

(4) 日本の制度設計でもこのような設備が必要であることを認識しておくべき。

(5) 「傍聴した手続はクラス認証手続であったが、クラス認証の手続はトライアルではないので、必

ずしも公開法廷でやる必要はなく、裁判官室で手続が行われることもあるのか？」との質問に対して。

→当事者の合意によって、さらに裁判官に許可を求めて、それが認められたら公開法廷でないところでもできる。ただし、記録上は、公開法廷でなされたと記録される。クラス認証前の段階では告知も行っていないわけだから、自分がクラス構成員かどうかもわからない。そのためクラス認証の段階ではクラス構成員は法廷にはいない。裁判所としては、独立のクラス全体の利益の擁護者として監督する責務がある。そこで、実際には公開法廷で行われなくても記録上は全部公開法廷ということになる。

## 2. クラスアクションを利用した訴訟手続の件数

(1) 正確な数は判らない。

(2) 毎月10～30のクラスアクション訴訟がこの裁判所に申し立てられる。サンフランシスコ全てについて担当しているが、サンフランシスコは経済の中心地なので他よりも多い。

(3) 消費者訴訟においてはクラスアクションはよく用いられている。クラスアクションは、少額多数訴訟のための審理の道具に過ぎない。少額多数訴訟を個別的に持ってこられたら、処理できないので、これを1つの請求にするのがクラスアクションである。

(4) クラス認証の要件の吟味の手続が重要になってくる。同じグループに対して、一部集合体として処理して、一部個別に処理することもできる。

例えば、冬にホテルで電気が止まって凍えてしまった事故が起き、これについてクラスアクションを提起したとすると、電気が切れたという点は共通だから、くりかえして判断する必要もないし、バラバラの判断にならないようにしなければならない。しかし、損害に関しては個別であるから、それを個別に立証させることができる。

## 3 申立事件の中でクラスが認証された件数と認証されなかった件数はどのような割合か。

ある点についてはクラス認証をしたり、ある点についてはクラス認証しないということもあるので、答えることが難しい。ただし、当訴訟部にきた訴訟のほとんどはクラス認証される。何故なら、当訴訟部に持ち込まれる事案は規模が大きく、そのため弁護士も良く、きちんと準備してくるから、事案としては認証がしやすくなる。また、認証前に和解をすることになったら、和解する際にクラス認証されるから、大部分がクラス認証されるという答えになる。

## 4 2005年施行のクラスアクション公正法の影響

当訴訟部の訴訟に関しては、全く影響がない。多くのケースが連邦に移送されるとの懸念は起こらなかった。クラスアクション公正法は「司法地獄(judicial hell hole)」と呼ばれる極端に原告よりの特定の裁判所に審理が集中してしまうことを潰すことが主眼だった。カリフォルニアはそうではないので全然影響がない。

## 5 クラスアクション手続にふさわしくない消費者事件の類型

(1) 共通のことがたくさんの人々に起こった場合でも、違いが個別のクラス構成員についてある事案はクラスアクション、特にクラス認証になじまない。

例えば、詐欺の事案などは難しい。自動車の販売員がどれだけ車が優れているか、嘘を言っている事案では、同じような被害があつても、少しずつ違う説明を受けていたので、クラスアクションにはなじまない。各被害者において、詐欺の態様が多様であった、そういう事案で、訴訟が提起されてきた経験はたくさんあります。

(2) 質問「損害賠償請求のクラスアクションだったらふさわしくないが、差し止めのクラスアクションだったら可能との類型もあるのではないか？」

→ そういう可能性もあるが、結局のところはどれだけ共通性があるかということになってくる。たとえば、「詐欺をするな」という命令をすることは難しい。しかし、「この車は燃費が100マイル以上出ますよ」ということを言うな、という命令は出しやすい。

6 事業者の属性、被害類型や態様、被害者の属性、被害者数、被害金額(個別損害額、被害総額)、被害態様や損害の立証の難易などで手続になじむか否かの差異はあるか。

(1) 被告側(企業側)は答弁で必ず「損害の性質や、損害の額が個別に違うので、クラスの認証を認める根拠がない」と主張する。しかし、責任を共通に、損害を個別にして取り扱うこともできる。

(2) 被害者数であるクラスの構成員の数については、何百万人というクラスを認証したこともある。数が多ければクラスアクションとしての取扱が適している。100人以下、50人以下になると、クラスアクションとして取り扱うことがより困難になる。

(3) 被害総額はあまり関係ない。二人50万ドルずつ被害があつたとしても、総額が大きいとしても、また、5000万ドルずつ被害があつたとしても、数が少なければクラスアクションに適さない。

7 クラスアクション手続を遂行するにあたっての裁判所の役割及び実務上の留意点

(1) クラス認証について

まず、クラス認証の要件が全部あるということを確かめる。常識的なところで判断をしないといけない。全ての要件を満たしていても、それがクラスに適するか、常識を持って判断しないといけない。

(2) 告知について

告知方法が、合理的に全員に届くように定められているかを確認する。基準は「合理的に」であつて「最適に」「最大多数に」ではない。「合理的に」を基準としているので、必ずしも全員に着くという保証はない。

裁判官がよく用いる判断手法としては、他に何ができるのか?ということ。他の方法でより多くの費用をかけて告知をしたとして、どれだけ新たに告知を受ける人が増えるのだろうかと検討することである。たとえば、クラス全員のドアまで行かせて、ドアを叩いて告知をしたとすれば、当然、全員に確実に着くことになるが、それは過剰な費用がかかるのでないと言うこと。

普通の郵便による告知システムはとてもうまく機能している。郵便にすればみんな届くだろうということは、確信を持てる。クラスの構成員の住所がわかれれば一番良い。たとえば、クレジットカードの明細のように、被告から定期的に郵便による通信を受け取っている場合は、住所が判り合理的。普通郵便は比較的安く済む。

しかし、住所がわからない事案もある。たとえば、毒の魚が売られている事案。そういう場合は新聞に載せる方法をとる。

次に告知について考えることは、告知にどのような内容が書かれているかということ。私は、この告知の内容を、「合理的に全ての受領者が理解できるか」という観点から審査する。その告知は公平に以下のことを伝えなければいけない。

- ①訴訟がなされているということ。
- ②クラス認証を与えたということがどういう意味を持つのか。
- ③誰がクラス構成員なのか。
- ④自分の権利を守るためにどういう手段があるのか。
- ⑤オプトアウトの方法。

告知の内容は、クラスによって変わる。例えば、日本の弁護士がクラスの場合には、弁護士だから言葉が専門的であることに気をつけなくていいが、英語で送ったらわからないだろう。これが私が告知についての検討を行う例である。

#### (3) 損害立証と分配について。

陪審裁判であれば損害の決定は陪審が決める。裁判官による事実認定であれば私(裁判官)が損害額を決定する。分配についても私(裁判官)が決定する。

損害の配当にあたっては、①一人当たりいくらなのか、②配当にいくら費用がかかるか、③戻ってくるリスクがどれだけあるか、を考慮して判断する。常識的に50セントの分配ために100ドルを費やすことはない。損害を回復するために得られた基金から配当する費用も捻出される。常識の見地からで配当方法を決めている。

#### (4) 和解・判決について

和解は裁判官が承認しないといけない。和解内容は、公平、適切、合理的である必要がある。裁判官はクラス構成員に対して独立の責務を負っているから、この点は、特に注意して見ないといけない。

判決については、わたしが判決を書いて、それをきちんと記録に残す責任がある。

#### (5) ディスカバリーについて。

ディスカバリーはクラスアクション以外の通常の手続と変わらない。個別の多数の請求を一緒にやっているというだけで、その他の手続は変わらない。重要なのは、きちんと焦点を絞って、整然とそれを行うことであり、費用面でも合理的であること。

#### (6) 実際の運用において、裁判所はその役割が充分に果たせていると考えているか?

裁判所はその役割をきちんと果たしている。当訴訟部が役割を果たせなかつたら、2つの上級審があつて問題を是正してくれる。

クラスアクションの審理では、クラス認証の是非が一番の議論の対象になる。本日法廷傍聴してもらった事案でもクラス認証のために、どの程度のディスカバリーを許すかが議論となっていた。本日の事案は、被告が大規模なアパートを所有し、原告は、約4年さかのぼってそこに住んでいた人たち(のクラス)。サンフランシスコは賃料値上げに対して規制があり、パーセンテージで年間いくらまで賃上げしていいという規定がある。賃貸借契約で月額賃料を決めたら、次の年は5%の範囲まで賃料を上げていくことができるとなっている。賃貸借契約を勧誘する際に、賃料の一部をクーポンとして与えるという条件を提示した。クーポンによって賃料の一部を支払うという方法をとて、実質的に賃料を低くして有利に勧誘しようとした。実際には契約した月額賃料を払っているわけではなく、そこからクーポンの減額分を引いた額を支払っている。翌年の賃料の上げ幅を計算するときに、形式的な契約書の賃料だけを基準にパーセントかけて、クーポンを引いた実際の額を考慮しなかった。そこで、クラスアクション訴訟が提起された。

政府機関として、賃料規制委員会があつて、本日の審理で、別に政府に対する差止命令を求める訴訟があることがわかつた。原告は、政府に対して差止命令を出せとの訴訟をし、当訴訟部には差し止めと損害賠償請求をクラスアクションで求めている。3つの訴訟は内容が重なっているので、3人の裁判官で審理するよりは当訴訟部でまとめて、と述べた。

いくつかの訴訟をまとめることは職権ができるが、申立てがあつた方が当事者の意見を聞けるからうれしい。

#### (7) 審理のやり方と原告、被告のそれぞれの手続に対する対応に対する評価は？

原告は早く手続を進めたがり、被告はスローダウンさせたがる。バランスさせるのが私の役割。

定期的に当事者は1か月に1回、2か月に1回、手続の進行状況とを検討するために、本日傍聴したような公開法廷が開かれる。

当事者の意見を聞きながら、当事者が何をやりたがっているのかを見極めて、もしくは、裁判所が彼らに何をさせたいかを判断し、次回の協議でその間何が起こっているのか報告を受ける。これを繰り返す。

きちんと助言を与えることで、無駄な申立てを防ぐことができる。それは当事者にとってお金の節約になり、裁判所にとっても時間とお金の節約になる。この部署においては助言を与えることが必須になっている。弁護士は何をいつの時期にやるのかというのを決めるとはできない。こういう時期にやりたいということを当事者が言ってくることはあるが、裁判所が決める。これは通常の民事訴訟のやり方ではあまり見られないことである。

審理期間は通常で、3年以上5年以下。

#### 8 損害の立証はどの程度行えばよいのか

損害立証は裁判官に確信を持たせるくらいが必要。例えば、コンピュータのプリンターを何百万人もの人に100ドルで売ったとして、1分20枚プリントできますと説明していたところ、実際には毎分15枚しか印刷できなかつた場合について考え見る。実際にはそのプリンターは4分の3の機能しか無く、75ドルの価値しかない。計算上25ドルの実損がある。個別にそれぞれのクラス構成員が25ドルの損害を立証する必要はないが、まずプリンターを買ったという事実を証明しなければならないが、損害の立証に関しては、その程度の立証で足りる。

立証は専門家証人による証人尋問になる。他のモデルのプリントの能力を事実として立証したら専門家証人にまでよろなくて良い場合があるかもしれない。

立証の程度も他の訴訟のそれとは基本的には異なる。

#### 9 和解目的の提訴があるか、それに対してどう対処するか

私自身は和解目的の提訴は経験無いが、そのような主張が数多くあることも、耳に入っている。不当性の判断基準は、和解の内容ややり方が公平かどうかを見る。請求がいくらか、和解についていくら得られるか、訴訟を終わらせるためにいくら必要としたか、原告が負けることによるリスク、その他諸々のことを総合的に判断して、和解がフェアかどうかを判断する。

判断根拠に、和解に至るまでどれだけ時間をかけてきたか。和解に適した訴訟、適さない訴訟の類型なども考慮するのは、他の訴訟類型と同じであり変わりはない。

#### 10 クラスアクション制度に対する評価

手続に改善をすべきであるとは考えていない。システムについては、全く変更の必要はなく、今まで良い。このようなビジネスに関する訴訟においても、予測可能性が重要である。裁判所が全部フリーハンドでものを決めていいってはいけない。?

全米の中で、いくつか裁判所の組織でクラスアクションについて評価する機構がある。私もその機構のメンバーになっている。裁判所の中でこれらの問題について考えるシステムがある。

消費者や企業サイドなどはそれぞれ好き勝手に評価している。本を書いたり、ロビー活動をしたり、新聞で文句を言ったり、テレビの番組があつたり、なんでもできます。これがアメリカだ。

#### 11 責任から賠償に入るという話だが、和解によらないという前提で、責任と損害の2回判断がいるということか？

そのとおり。2つ判断は出している。ただし、判決としては1つ。中間的な判決をすることもあるが、あまり多くはない。上級審にあがっていくという役割があるので、判決を出すのはそこで終ったことを明確にする意味がある。

#### 12 一人一人によって損害額が違う場合、どういうジャッジメント（判決）の書き方になるのか、一人一人の損害をどう特定するのか？

当事者の合意に基づいて、レフェリーにおいて、その人にクレームの処理を全て任せる方法をとることがある。レフェリーによって、最後にリストが出てくる。

当事者の合意によって、請求を全部確定させることをする。判決の中で、別紙1のとおりとして損害額を全部書く。そんな難しいことではない。告知を出して返ってくれば人物は特定できる。

もっと簡単な事案ではクラスの皆が5ドルもらう判決もある。その場合は、クレーム管理者を置いて、クレームを出させて、5ドルを配分するということをさせる。その手続が終わった後、報告書を出させて、だれが5ドルを実際に受け取ったかのリストを作る。

#### 13 誰が買ったか特定できない場合は、クラスアクションの判決を出すことは難しいのか？

もちろん判決はできる。一つのやり方としては、買いましたという人には宣誓供述書を出させて処理する。

また、微々たる損害回復のために小切手を出すとした場合2ドルかかる、全く無駄になるような事案では慈善団体に寄付しなさいと判決する。不当な販売行為によって、商品が販売されて誰が買ったかわからない場合、1年間値段を下げる命令を出して処理することもある。固定されたルールはない。弁護士はしばしばルールは何ですかと私に聞くが、わたしはそれに常識でやればいいんだよ、公平であればそれでいいと言う。

14 宣誓供述をする場合は、こういう宣誓供述書を出せとの方法を定める判決もあるのか？

当事者の同意によって、裁判所が配分方法を決めてくださいと言われたら、決めることがある。2年前にあるクラスを認証した際に、オプトアウトによって、誰がクラスとして残っているか把握されていた。トライアルを経て被害総額としては1000万ドルであることがわかった。裁判所は、「全ての残存しているメンバーに告知を出せ」との命令を出すことができた。配分額が欲しければ、用紙を返送させて、たとえばそれが7人しか返ってこなければ、7人でわけて良いとして、クレームの用紙を返した人みんなで配分してという命令を出して、アドミニストレーターを任命して、配分させて、最後にアドミニストレーターに報告を出させて、終わりとした。

金融機関のプライバシー流出に関する判決を出したことがある。顧客情報を不当に売ったという事案。クレジットカード保有者の住所、名前全部の事項を電話勧誘の業者に売ってしまった。それはプライバシーの侵害である。しかし、損害はいくらか全然わからない。もし流出情報によって勧誘され電話勧誘で商品を買ったとしたら、それは損害なのか。10個くらい同じ訴訟があって、複数の銀行に顧客情報を提供していた人がいた場合、当該電話勧誘会社へはどこから情報が漏れたかわからない。そのうちのいくつかはまだ継続中だが、その他は和解を成立させた。500万ドルの資金をプールさせて、近似賠償としてどこかにあげるとの内容だったが、和解案に対する異議が出されて、控訴審を行った。控訴審も当裁判所の判断を支持した。こういった事案では他にやりようがない。

## 5) 消費者団体

### パブリックシチズン(Public Citizen)・聴取報告書

第1 聴取日時 2007年5月26日(土) 午後4時～午後6時

第2 聴取場所 京都・御池総合法律事務所

第3 聴取先応対者 アラン・モリソン(Alan Morrison)氏  
訴訟部門担当責任者・弁護士

第4 通訳者 富増四季弁護士

第5 報告書作成者 平尾嘉晃

第6 聴取内容の要旨 以下のとおり

#### 1 パブリックシチズンの組織、活動内容について

訴訟部門は、弁護士8人が勤務している。

パブリックシチズンは、クラスアクションが適正に行われているか監視する団体。

クラスアクションでは、和解になる場合クラス全体に和解内容を告知しなければならない。

和解において、①被告と代表原告とでなれ合いが生じていないか、②同じクラスであっても弁護士に出来ていないグループがあるが、こうしたグループに不利な内容となっていないか、等を監視、チェックするのがパブリックシチズンの使命。

#### 2 損害賠償のクラスアクションについて

クラスアクションには目的、役割がある。一つは消費者のための被害回復で、もう一つは不当な利益の吐き出しである。

アメリカのクラスアクションは、理論的には被害回復を念頭に置いている。しかし、被害回復にこだわりすぎると制度は機能しない。やり方を柔軟にすることによってクラスアクションは発展していく。以下具体例を挙げる。

##### ①証券詐欺のケース

企業は被害者全員の住所、購入金額が分かるので損害は単純計算で判明する。

告知を被害者全員に送って被害回復できる。

##### ②銀行の違法な手数料徴収のケース

銀行が2ドルの違法な手数料を徴収していたとする。もちろん銀行の記録を見れば、誰が被害者かはすぐ判る。損害も一人2ドルであり明らか。しかし、告知を送って個々の被害者に損害回復をするのに1ドル以上の費用がかかるとすると、果たして意味があるのか。被害回復の観点からすれば、たった50セントのために訴訟を行うのは疑問である。

##### ③ジーンズの販売のケース

上記①②と異なり、誰が買ったのか記録が残っていないので被害者の特定が困難。

②③のケースは被害回復の観点からすれば、実効性に疑問がある。しかし、企業が不当な利益を得ている点は変わらない。不当な利得の吐き出しが出来なければ、抑止効果が期待できないことから、被害者に被害回復が出来ない場合であっても被告から、公益目的のためにお金を奪い去るようことができるよう工夫している。

例えば、サンフランシスコで過剰な料金を徴収するタクシー会社があった。この場合、タクシー会社が料金を下げることで和解が成立した。また、航空会社の価格固定の事案では、クーポンを配ることによって将来の航空価格が安くなつた。この2つのケースは、利益を得た人々は被害を受けた人々を完全に重なつてはいるわけではない。しかし、一体誰が損害を受けたのかを厳密に確定させようとするのは不可能。不可能なことを求めていくよりは代替手段で解決した方がよい。こうした近似賠償の考え方方がアメリカにはある。上記②③のケースではこの近似賠償によるべき。

これから日本で制度を作っていくのであれば、被害回復が現実的でない場合を前提にした上での制度設計がよい。アメリカでは、法律(規則)を厳密に解釈すれば②③のケースでも告知を送るという非効率なやり方となるが、和解において柔軟なやり方が採用されているため、近似賠償が可能となっている(ただし、あくまで和解における手法なので、その点において被告側に交渉の余地を与えることとなる。)。

### 3 個別損害の認定について

損害の賠償については、個別の訴訟とクラスアクションで異なるところはない。クラスアクションは、損害がかけ算的になるだけ。統計的根拠があるので一人一人よりも、むしろ損害の立証が簡単になるかもしれない。(通常訴訟においても)誰かが不法行為を行つたが、どれだけの損失が生じたかについて裁判官や陪審員が損害額を認定することができる。不当利得の吐き出しの観点から認定してよいというのが、アメリカの最高裁の判断。

例えばカルテルの場合、当該カルテルがなかつたらいくらとなるのかという立証は厳密には出来ない。自動車のディーラーで地域協定をした場合、結局、仮に協定がなく、価格競争があつた場合にどれだけ価格が下がつたかは、経済的損失はあるはずだが、厳密な立証は出来ない。この場合、いくら被告が「立証が足りない」と主張したとしても裁判官や陪審員は最善の評価をする。

なお、非常にたくさんの被害が出たが、被害者の損害が個別で異なる場合、損害賠償のクラスアクションに適する事案と適しない事案がある。

#### ①証券詐欺の事案

これは、個別の被害者の被害額は異なるが、計算が可能。

#### ②アスベストの人的被害の事案

これは損害賠償のクラスアクションには適さない。

個別の因果関係となる。統計的根拠はあるにしても一人一人についてはどうなんだという問題になる。共通性の要件を欠く。ただし、損害額が多額になるような場合には、それぞれが自分の依頼した弁護士に任せるので、個別の単独訴訟の方が好まれる。そもそもクラスアクションをする必要性がない。あくまでクラスアクションに適するのは、立証が大変で得

られる利益も少ないとから一人一人が訴訟することが事実上できない事案である。

#### 4 雪印食中毒事件のような場合

やはり、個別の因果関係が問題となり、損害賠償のクラスアクションではやりにくい。なお、アメリカでは損害賠償のクラスアクションと最低賠償をセットで使うことはできない。

抑止効果を狙ったクラスアクションか？企業に近似賠償のような賠償をさせることを狙うことになるのでしょうか、和解でしかそれはできない。被告側が本気になって共通性の認定を争つてくれれば、クラス認証されない可能性がある。

#### 5 ディスカバリーとクラス認証について

(1) クラス認証をするにあたって、どのような資料を出し合うのかは、現在、最もホットな争点となっている。長年、裁判所は原告提出の資料のみでクラス認証の判断をするとしてきた。また、クラス認証と本案での損害賠償の認定とは別問題なので、本案で損害賠償の立証が出来るかどうかに関わらずクラスの認証をしており、クラス認証の段階ではディスカバリーは使えなかった。

これに対して、被告側は、クラス認証が安易になされすぎると批判してきた。いったんクラス認証がされてしまえば、本案でトライアルに行くのはかなりのリスクがある。もし敗訴すれば損害賠償額が多額なものとなるからである。そのため、クラス認証がされてしまえば、リスクを回避して和解をするというのがほとんどである。

クラス認証に際しての立証と本案の立証は別物であることに間違いはない。ただし、立証の手段としてディスカバリーを使用可能にするというのが現在の実務の流れ。

#### (2) ウォルマート事件について

女性の雇用差別の事件であるが、ウォルマートは約4000店舗あり、100万人以上の従業員がいる。会社が女性の雇用差別を招きやすい労働環境にしていたかという点が争点となつた。クラス認証に際して、この点は、どの程度立証しなければならないか？被告は完全な立証をしろと主張し、原告は不要と主張し、結局、裁判所はクラス認証をした。これらの点で、原告が立証をしなければならぬとしたら、ディスカバリーが必須であろう。

#### 6 クラスアクションにおける消費者団体の役割

アメリカでは、消費者団体の弁護士が損害賠償クラスアクションを行うことは少ない。

税法上の制約があるし、通常ディスカバリーには多額の費用がかかる。また、普通に弁護士がクラスアクションを行うのであれば、消費者団体の弁護士がそれを行う必要はない。ただし、法律上の問題点が重要で、意義のある訴訟は、パブリックシチズン等消費者団体で行う。先例を作ることで大きな影響力があるからだ。

## インパクトファンド(The Impact Fund)・聴取報告書

第1 聽取日時 2007年6月12日(火) 午前10時～午後12時

第2 聽取場所 インパクトファンド事務所  
125 University Avenue Berkeley, CA 94710-1616  
Tel 510-845-3473  
Fax 510-845-3654

第3 聽取先応対者 ブラッド セリグマン(Brad Seligman)氏  
(常任理事)

第4 通訳者 鈴木淳司弁護士

第5 報告書作成者 平尾嘉晃

第6 聽取内容の要旨 以下のとおり

### 1 インパクトファンドの組織、活動内容について

同団体は非営利の団体であり、財政基盤は寄付によっている。法律事務所からの寄付も多い。また、一定の訴訟においては、勝訴した場合の弁護士費用を相手方に払わせることができ、かかる勝訴判決で得たお金も財源となっている。

活動内容としては、他の法律事務所と提携するなどして具体的訴訟活動を行っているが、それ以外にも、小さな団体がクラスアクション訴訟をするに際してかかるコスト(裁判調書の賃写、専門証人を雇う費用など)に関して資金援助をしたりしている。また、教育プログラムを持っており、弁護士や法律事務所などに、さまざまなタイプのクラスアクション訴訟のやり方を教えたり、アドバイスしたりしている。このようなクラスアクションの支援ということをやっているのは、全米でもインパクトファンドだけである。

現在は、ウォルマートの女性従業員雇用差別の問題を、クラスアクションで行っている。

### 2 クラスアクション訴訟について

クラスアクションは、損害を被った人であれば一人でも複数でも訴訟提起が可能である。クラスアクションの要件は、①多数の人に問題が生じていること、②問題が共通していることである。また、原告側の弁護士が原告となるクラスを代理することに問題が無いこと(利害関係の無いこと)も必要である。そして、クラス認証をするのはあくまで裁判所であるから、裁判所がクラス認証をした場合にのみクラスアクションとなる。

クラス認証がされると、裁判所からクラスの構成員全體に対して、クラス認証されたとの告知がなされる。なお、この告知については書面による場合もあれば、新聞等による広告でなされることもある。クラス構成員はオプトアウトする事ができるが、オプトアウトの意思表示をしない限り、クラス構成員として裁判が進行し、判決の内容に拘束されることとなる、その場合、判決

に既判力があるので、一度クラスとして敗訴してしまうと同一事実で再訴することはもちろんできなくなる。このオプトアウトの機会は1回しかなく、勝訴敗訴の判明する前に行わなければならない。

### 3 和解の場合について

クラスアクションにおいて和解をする場合は、裁判所の同意が必要である。裁判所が弁護士費用も決める。裁判所がクラス全体の保護者というような位置づけ。

和解に達する場合には、裁判所からクラス構成員全体に対して再び告知が送られ、和解内容が伝えられる。和解に対して異議のある者には異議の意思表示を出す機会が与えられる。異議に対しては裁判所が中身を検討することができ、和解が公平かどうかを検討する資料にできる。

### 4 少額多数被害が生じているような消費者事件では、実効的な被害救済をどうするかという問題と、違法不当な利益の剥奪をどうするかという問題と、2つの問題があると思われるが、これらの問題解決にあたって、アメリカでは実務上どのような方策が考えられるのか。また、クラスアクションがどういう位置づけか？

行政機関、例えば州の司法長官やFTCが、損害の回復を行うことはできる。

しかし、民間ではクラスアクションが唯一の被害救済手段となる。

70年代にあった事件として、銀行が利息を計算するのに1年を365日ではなく360日で計算を行っていたというものがある。一人一人の被害は2～3ドルと極めて軽微。しかし、銀行の全顧客で考えると何億円にもなる話である。このような事件では、裁判所が公益的な見地から被害者を守らなければならない。

次に、実際の分配をどうするかが問題となる。もちろん、クラスが認証され、その構成員の一人一人が判明すれば、その一人一人に分配するのが原則である。しかし、クラス構成員の一人一人が判明しない、あるいは、分配するコストが実際の損害額を上回る場合にも一人一人への分配を要求することは合理的ではない。その場合には、公益のため消費者団体に寄付をするという手法がある。インパクトファンドもかかる寄付の受け入れ先となっており、これも財源の一つとなっている。

このような被害回復の方法を支える理論が *cy-pres* 法理である。

*cy-pres* 法理は、通常、クラスアクションにしか適用されない。*cy-pres* 法理のコンセプトは歴史が古く信託法がその起源。カリフォルニア州には特定の条文がある（カリフォルニア州民事訴訟法384条）。クラスアクションで *cy-pres* 法理のような代替的賠償手段が支持されているのは、おそらく既判力と関連するものと思われる。すなわち、被告としても代替的賠償を行えば今後同じ件で訴訟を提起されることがなくなるというメリットがあるからである。

### 5 クラス認証について

#### (1) クラスアクションの要件の中で最も問題となるのが共通性の要件。

クラス認証をする際には、本案についての審理はしない。したがって、例えばウォルマート女性従業員雇用差別のクラスアクションでは、クラスの認証の段階では差別の有無までは審理して認証する必要がない。共通の問題があるということが示せれば良いはず。

しかし、この点は、今、クラスアクションの分野で一番議論がなされているところである。裁判所によつては、本来なら本案に関する内容を、共通性の認定の段階で主張立証を求めるところもある。ウォルマート側の代理人も、クラス認証の段階で、自分たちで専門証人を連れてきて差別がなかつたことを主張立証しようとしていた。原審はクラス認証の段階では、差別の有無についての認証を不要としてこちらを勝たせてくれた。それに対してウォルマート側が上告をしているが、上告理由の中で、ウォルマート側代理人は、共通した差別の争点があると推測するだけではなく、実際に差別があつたことまで判断しなければ、裁判所はクラス認証をすべきでないと主張している。

## (2) 共通性要件の立証方法について

立証には統計を用いる。

ウォルマート女性従業員雇用差別のクラスアクションでは、統計によって「偏見があり深刻な問題が共通して存在する」ことを立証した。

裁判所は、クラス認証においては事実認定をする必要がない。深刻な問題があつたであろうという状態までもつていければ足りる(ただし、先ほども述べたとおり、この点は最も議論となっているところであり、裁判所によつては疑問問題の存在をある程度提示するだけでは足らず、それ以上の立証を求めるところもある。)。

統計での立証というのは、具体的には専門証人を用いる。専門証人には、例えば統計学者、経済学者、社会学者などがある。ウォルマート女性従業員雇用差別のクラスアクションでは、統計学的手法によって、男性と女性の賃金の上昇率を比較して違いを確定した。また、経済学的手法によって、ウォルマートの昇進や賃金の問題を、他の会社と比較した(例えば他の会社と比較して、経営陣に女性がどれだけいるかなど)。また、社会学的手法によりウォルマート内の就業規則が、昇進や賃金に関して差別が起つりやすい構造になつてゐるかどうかを調べた(例えばその就業規則には昇進等に関して客観的な判断基準がほとんど無かつた。そのため、性差等のステレオタイプ的な要素によって昇進を決めさせやすい環境にあつたことなど。)。

このような専門証人の鑑定が、裁判所の共通性認定の決定的な要素となつてゐる。

## (3) 共通性が認められないケースについて

性的、人種的なハラスメント問題では、クラスアクションは認められない。なぜなら、昇進や賃金の問題であれば統計で共通性を示せるが、ハラスメントは1件1件の事件で内容が異なるので、共通の問題があるとは言えないからである。

判断が微妙なケースとしては、残業代の問題がある。

残業代は仕事上のポジションによって(例えば管理職か否か)発生したりしなかつたりする。共通性の要件認定において、裁判所で判断が別れている分野である。

## 6 個別損害の認定について

(1) アメリカでは、訴状の段階で損害額を確定させる必要はなく、「～によつて生じた損害を賠償せよ。」で足りる。ウォルマート事件の提起にあたつても、いくら損害があるのかについては全然判らなかつた。我々は、ディスカバリー手続の中で、相手方に賃金の支払い明細を提出

させ、それを統計的にみて初めて実損がいくらかなのかを確定できた。

なお、アメリカの法律では、クラスアクション訴訟において、損害額確定には以下の2つの手法がある。これらの手法は最高裁の判例で作られていった。

① 責任部分については審理の結果、有ると認定した後、クラス構成員が被害の届け出をし（クレーム手続）、この届出によって個別損害の確定を行う方法

責任部分の立証が尽くされた段階での手続なので、クレームを主張した人は、損害があったものと推定される。なお、クラスアクションにおいては、責任部分の審理と個別損害の審理を分離して行なうことがよく行われる。

② 個別の損害額が不明な場合において、何らかのフォーミュラを使ったり統計を使って損害を確定する方法

ウォルマート事件では、統計学者を使って統計から、仮に差別が無ければ受けられていたであろう賃金を算定してもらう。要素としてはどのような仕事を持っていたか、どの店で働いていたか、仕事に対する熱意、働いていた期間などをみて、その人が男性であったらどのくらい稼いでいたであろうかを評価する。かかる格差を金額に評価して判決を出す。

消費者事件においても、このような手法は十分に考えられる。

## (2) 立証責任の転換について

責任部分の立証が尽くされた場合、損害の存在が推定され、举証責任が被告側に移ると理解である。判例法で認められている。

## (3) 判決の記載方法

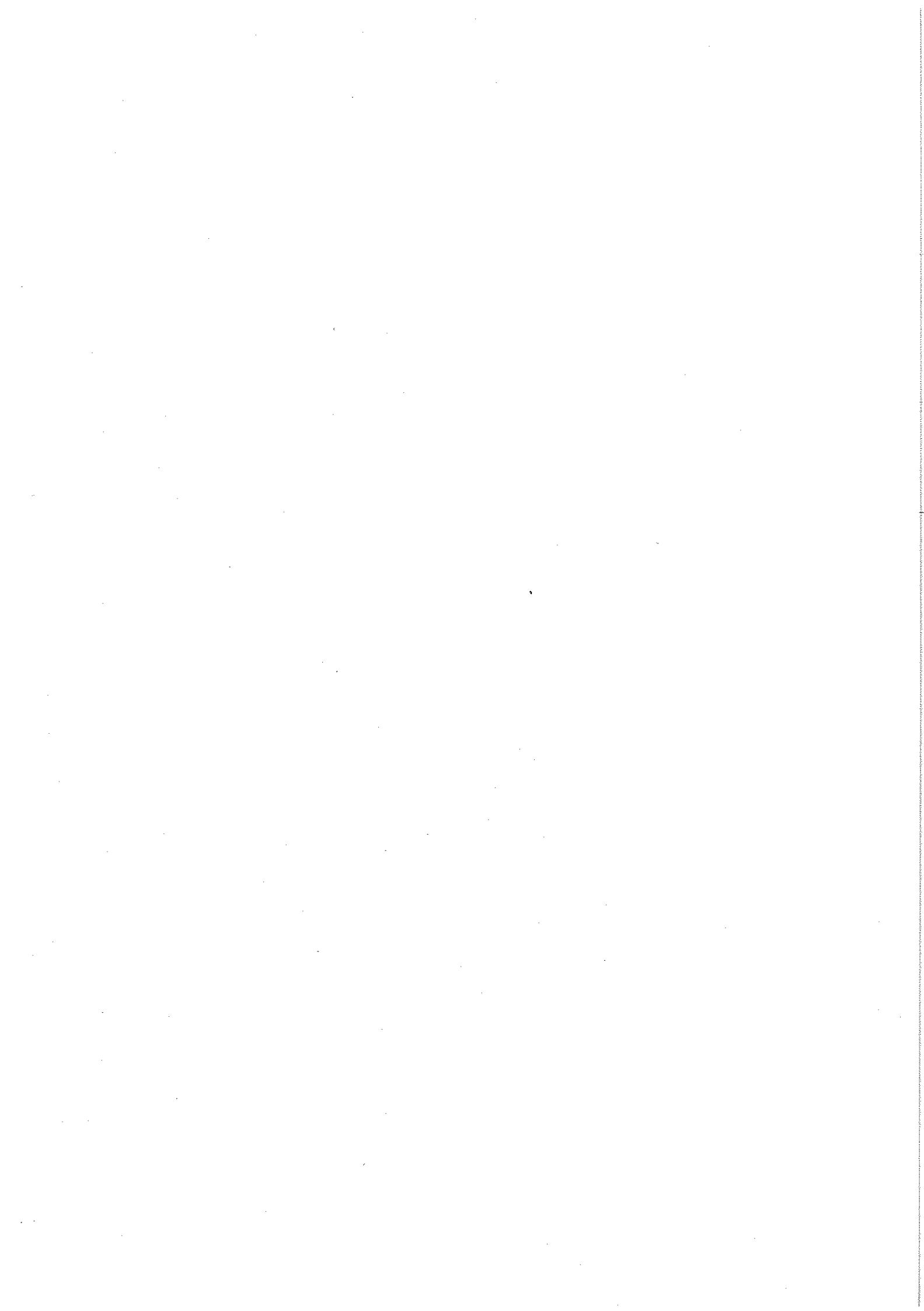
判決文では、被告は原告クラスに対して、～ドルを支払えと記載される。そしてその後にどのような方法で分配されるのか、クレームの手続が記載されることとなる。また余剰が生じた場合の処理の仕方も記載される。判決では必ず総額が記載される。そうでないと、被告側としても金額が確定しないので困ることとなる。これは和解の場合においても同様である。

## 7 クラスアクション制度の評価、意見について

クラスアクションは社会の弱者にとって非常に重要なツールといえる。個別訴訟では費用も時間もかかる。また、個々の事件では相手方の会社の経営方針までを変えることはできない。

例えばウォルマートは世界のどの会社に比べても、数多く訴えられている会社であり、毎年、多くの事件で敗訴している。しかし、これら個別の敗訴事案を、ウォルマートは、ビジネスコストとしか捉えていない。もし会社の経営方針を変え、かつ大多数の人を助けようと思ったらクラスアクションしかない方法はない。1つ1つの事件が小さすぎて訴訟事件にするのが適当でないような場合において、クラスアクションは違法行為に対する1つの抑制機能となる。

反面、クラスアクションというツールは非常に力があるから濫用もされる危険性がある。子供に玉の入った鉄砲を持たせてはいけない。悪い人にもしかり。弁護士の中にはクラスアクションを使って自分たちの利益を考えている人もいる。そもそも誰がクラス原告の代理人となるかは裁判官がチェックする。したがって、誰がクラスアクションを起こすか見定められないことは裁判官の責任である。しかし、濫用があるからといって、クラスアクションをなくすということに結びつける必要は全くない。



# 資料



## 連邦民事訴訟規則 23条

(大高友一弁護士による仮訳)

### 23条 クラスアクション

#### (a)項 クラスアクションの必須要件

あるクラスの一人または一人以上の構成員は、以下の要件を満たすときに限り、全てのクラス構成員のために、代表当事者として訴え、または訴えられることができる。

- (1)当該クラスの規模が大きく、全ての構成員を併合して訴訟を行うことが実務的にみて可能ではないこと
- (2)当該クラスに共通の法的もしくは事実レベルの共通の争点があること
- (3)代表当事者の請求もしくは抗弁が、当該クラスの典型的な請求ないし抗弁であること
- (4)代表当事者が公平かつ適切に当該クラスの利益を擁護できること

#### (b)項 追行可能なクラスアクション

訴訟は、前記(a)項の要件を満たし、さらに以下の要件のいずれかを満たすときに、クラスアクションとして追行されることができる。

- (1)当該クラスの個々の構成員が個別に訴訟を追行することによって、以下のような危険が生じると考えられる場合
  - (A)訴訟を提起した個々のクラス構成員のために、クラスの相手方当事者にとって相矛盾する基準を示すことになるような一貫性のないもしくは様々な判断がなされる危険
  - (B)事実上の問題として他のクラス構成員の利益を害しうるような、もしくは本質的に他のクラス構成員の利益を損なうような判断が、訴訟を提起した個々のクラス構成員のためになされる危険
- (2)クラスの相手方当事者が、当該クラスに対して広く共通する作為ないしは不作為をしており、それゆえ、当該クラスに関して、全体として適当な差止による最終的救済をなす場合、もしくは付隨的に宣言的救済をなす場合
- (3)クラスの構成員に共通して存する法的もしくは事実レベルの争点が、個々の構成員にのみ関係するいかなる争点よりも優越しており、クラスアクションによることが、他のとりうる可能な手段よりも、当該紛争に対する公平かつ効率的な判断にとって、手段として優れていると裁判所が判断する場合。その判断に関連する事項は、以下のとおりである。
  - (A)各クラス構成員が個別に訴訟追行や防御を行った場合における、そのクラス構成員の利益
  - (B)その紛争に関して、すでにクラス構成員により開始されている全ての訴訟の規模及びその内容
  - (C)そのクラスに関わる請求についての訴訟を特定の法廷に集中させることの望ましさの有無
  - (D)クラスアクションとして運営していく上で生じる可能性のある困難

#### (c)項 クラス認証に関する決定による判断（クラス代理人の指定、告知及びクラス構成員、判決、複合クラス、サブクラス）

- (1)(A)ある者が、あるクラスの代表として、訴えもしくは訴えられている場合、裁判所は、その訴訟をクラスアクションとして認証するかどうかにつき、実務上可能な早期の段階において、決定により判断しなければならない。
- (B)クラスアクションとして認証する決定は、そのクラス、請求内容、争点及び抗弁を特定し、23条(g)項によるクラス代理人を指定するものでなくてはならない。
- (C)23条(c)(1)による決定は、最終判決までの間であれば、変更ないし修正が可能である。
- (2)(A)裁判所は、23条(b)項(1)ないし(2)により認証されたクラスにおいて、当該クラスに対する適切な告知を指示することができる。
- (B)裁判所は、23条(b)項(3)により認証されたクラスにおいて、合理的な努力により特定することが可能な全ての構成員に対する個別通知を含む、クラス構成員に対する、その時の状況の下で実務上可能な最善の告知を指示しなければならない。その告知においては、以下の事項を、平易かつ容易に理解される言語をもって、正確かつ明瞭に記載しなければならない。
- ・その訴訟の内容
  - ・認証されたクラスの定義
  - ・クラスの請求、争点、抗弁
  - ・クラス構成員は、希望する場合には、代理人を通じて出廷が可能であること
  - ・裁判所は、脱退を望む全ての構成員をクラスから除外すること。何時までにどのように脱退の申出を行うことが可能かについても記載すること。
  - ・23条(c)項(3)により、クラス構成員は、クラスアクションの判決の効果に拘束されること
- (3)(b)項(1)もしくは(b)項(2)の規定によるクラスアクションとして追行された訴訟の判決は、当該クラスの勝訴、敗訴を問わず、裁判所が当該クラスの構成員と判断した者を対象とする。(b)項(3)の規定によるクラスアクションとして追行された訴訟の判決は、当該クラスの勝訴、敗訴を問わず、(c)項(2)の規定による告知がなされ、除外を要求せず、裁判所が当該クラスの構成員と判断した者を対象とする。
- (4)それが適切であるならば、(A)特定の争点に関してクラスアクションとして訴訟を提起し追行されること、(B)一つのクラスをサブクラスに分割し、それぞれのサブクラスをクラスとして扱うことができる。この場合、この条文の規定は、それぞれのクラスに対して解釈適用される。

#### (d)項 訴訟行為に関する決定

この条文が適用される訴訟行為に関して、裁判所は、以下のような適切な決定をなすことができる。

- (1)手続の進行に関する判断、もしくは証拠や主張の提出における不必要的重複や錯綜を避けるための指示
- (2)クラス構成員の擁護もしくは公平な訴訟運営のために、クラス構成員の一部もしくは全員に対して、訴訟がいかなる段階にあるか、判決の効力が及ぶことが予定されている範囲、もしくはクラス構成員が代表者を公平で適切と判断しているかどうかにつき表明する機会、請求や抗弁を追加して提出する機会、訴訟に参加する機会に関する告知を、裁判所が指示する方法でなすことの要求
- (3)代表当事者や訴訟参加者に条件を課すこと
- (4)不在者を代表して行う主張を除外するように訴答を修正し、以後の訴訟をその内容に従って進行させるようにする要求

(5)その他、同様の訴訟手続上の問題の取扱いに関すること  
これらの決定は、連邦民事訴訟規則 16 条(※)による決定とともに出すことができ、いつでも変更、修正が可能である。

(※) 事実審理前における日程調整や進行管理等に対する裁判所の訴訟指揮権に関する条文

#### (e)項 和解、訴えの取下げ、撤回

- (1)(A)全ての和解、訴えの取下げ、認証されたクラスに関する請求ないし争点、抗弁の撤回には、裁判所の承認が必要である。
- (B)裁判所は、提案された和解、訴えの取下げ、請求等の撤回に拘束されることになる全てのクラス構成員に対して、合理的な方法による告知を指示しなければならない。
- (C)裁判所は、ヒアリングを行い、当該和解や訴えの取下げ、請求等の撤回が公平かつ合理的で適切であると判断した場合に限り、クラス構成員を拘束することになる和解や訴えの取下げ、請求等の撤回を承認することができる。
- (2)23 条(e)項(1)による和解や訴えの取下げ、請求等の撤回の承認を求める当事者は、当該提案された和解や訴えの取下げ、請求等の撤回に関連して作成された全ての合意に関する文書を提出しなければならない。
- (3)23 条(b)項(3)によりすでにクラスアクションとして認証された訴訟において、裁判所は、個々のクラス構成員で以前に除外を求める機会を得たものの除外を求めなかつた者に対して、除外を要求する新たな機会を付与しない限り、和解の承認を拒否することができる。
- (4)(A)クラス構成員は、誰でも、23 条(e)項(1)(A)による裁判所の承認が必要な和解提案や訴えの取下げ、請求等の撤回に対して異議を述べることができる。
- (B)23 条(e)項(4)(A)によりなされた異議は、裁判所の承認があったときのみ、撤回ができる。

#### (f)項 控訴

控訴裁判所は、この条文により地方裁判所がなしたクラス認証を認める決定もしくは否定する決定に対する控訴を、当該決定がなされてのち 10 日以内に申立がなされた場合に限り、その裁量により許すことができる。

#### (g)項 クラス代理人

- (1)クラス代理人の指定
  - (A)法令による別段の定めがない限り、クラス認証を行う裁判所は、クラス代理人を指定しなければならない。
  - (B)クラス代理人として指定された弁護士は、公平かつ適切に当該クラスの利益を代表しなければならない。
  - (C)クラス代理人の指定において、裁判所は、
    - (i)以下の点を考慮しなければならない。
      - ・代理人が、当該訴訟の潜在的請求を特定し調査する際ににおいてなした成果
      - ・クラスアクションやその他の複雑訴訟、当該訴訟で主張されている類型の請求における代理人の経験
      - ・その案件に適用される法に関する代理人の知識
      - ・当該クラスを代表するために代理人が提供できる資源
    - (ii)当該クラスの利益を公平かつ適切に代表しうる代理人の能力に関連する他

の事項を考慮することができる。

- (iii)代理人予定者に対して、指定をするために必要なあらゆる事項に関する情報の提供を求め、弁護士報酬や非課税費用に関する条件を提案するよう指示することができる。
- (iv)その他、指定に関連した決定をなすことができる。

## (2)指定手続

- (A)裁判所は、当該訴訟をクラスアクションとして認証するかどうかの判断をするまでの間、当該推定クラスを代表して行動する暫定代理人を指名することができる。
- (B)クラス代理人指定に対する候補者が一人しかいない場合、裁判所は、候補者が 23 条(g)項(1)(B)及び(C)の規定により適切である場合に限り、当該候補者を指定できる。一人以上の候補者がクラス代理人としての指定を求めている場合には、裁判所は、当該クラスの利益を最も良く代表しうる候補者を指定しなければならない。
- (C)クラス代理人を指定する決定において、23 条(h)項に基づく弁護士費用や非課税費用の裁定に関する条件も規定することができる。

## (h)項 弁護士報酬裁定

クラスアクションとして認証された訴訟において、裁判所は、法及び当事者間の合意により認められた合理的な弁護士報酬及び非課税費用につき、以下の条件で裁定することができる。

### (1)弁護士報酬裁定の申立

弁護士報酬及び非課税費用の裁定の要求は、この項の規定に従い、裁判所の設定した期限までに、54 条(d)項(2)（※1）の規定により、申立によって行わなければならない。申立の告知は全ての当事者に対してなされなければならない、クラス代理人の申立により、合理的な方法によってクラス構成員に対してもなされなければならない。

### (2)申立に対する異議

クラス構成員もしくは弁護士報酬等の支払を求められている当事者は、申立に対する異議を述べることができる。

### (3)ヒアリング及び判断

裁判所はヒアリングを開催することができる。また、裁判所は、事実を判断し、52 条(a)項（※2）の規定に基づき、申立に対する法的判断を示さなければならない。

### (4)特別裁判所主事もしくは下級判事への委託

裁判所は、裁定額に関する問題につき、特別裁判所主事もしくは下級判事に対して、54 条(d)項(2)(D)（※3）の規定により、委託をすることができる。

（※1）弁護士報酬に関する規定

（※2）裁判所のなす判決等の判断に関する基本規定

（※3）裁判所が、弁護士報酬に関して特別裁判所主事もしくは下級判事へ委託するローカルルールを定めることができるとする規定

# 連邦民事訴訟規則 23 條 (原文)

## Federal Rules of Civil Procedure

### Rule 23. Class Actions

#### (a) Prerequisites to a Class Action.

One or more members of a class may sue or be sued as representative parties on behalf of all only if (1) the class is so numerous that joinder of all members is impracticable, (2) there are questions of law or fact common to the class, (3) the claims or defenses of the representative parties are typical of the claims or defenses of the class, and (4) the representative parties will fairly and adequately protect the interests of the class.

#### (b) Class Actions Maintainable.

An action may be maintained as a class action if the prerequisites of subdivision (a) are satisfied, and in addition:

(1) the prosecution of separate actions by or against individual members of the class would create a risk of

(A) inconsistent or varying adjudications with respect to individual members of the class which would establish incompatible standards of conduct for the party opposing the class,

or

(B) adjudications with respect to individual members of the class which would as a practical matter be dispositive of the interests of the other members not parties to the adjudications or substantially impair or impede their ability to protect their interests; or

(2) the party opposing the class has acted or refused to act on grounds generally applicable to the class, thereby making appropriate final injunctive relief or corresponding declaratory relief with respect to the class as a whole; or

(3) the court finds that the questions of law or fact common to the members of the class predominate over any questions affecting only individual members, and that a class action is superior to other available methods for the fair and efficient adjudication of the controversy. The matters pertinent to the findings include: (A) the interest of members of the class in individually controlling the prosecution or defense of separate actions; (B) the extent and nature of any litigation concerning the controversy already commenced by or against members of the class; (C) the desirability or undesirability of concentrating the litigation of the claims in the particular forum; (D) the difficulties likely to be encountered in the management of a class action.

#### (c) Determining by Order Whether to Certify a Class Action; Appointing Class Counsel; Notice and Membership in Class; Judgment; Multiple Classes and Subclasses.

(1) (A) When a person sues or is sued as a representative of a class, the court must — at an early practicable time — determine by order whether to certify the action as a class action..

(B) An order certifying a class action must define the class and the class claims, issues, or defenses, and must appoint class counsel under Rule 23(g).

(C) An order under Rule 23(c)(1) may be altered or amended before final judgment.

(2) (A) For any class certified under Rule 23(b)(1) or (2), the court may direct appropriate notice to the class.

(B) For any class certified under Rule 23(b)(3), the court must direct to class members the best notice practicable under the circumstances, including individual notice to all members who can be identified through reasonable effort. The notice must concisely and clearly state in plain, easily understood language:

the nature of the action,  
the definition of the class certified,  
the class claims, issues, or defenses,

that a class member may enter an appearance through counsel if the member so desires, that the court will exclude from the class any member who requests exclusion, stating when and how members may elect to be excluded, and  
the binding effect of a class judgment on class members under Rule 23(c)(3).

(3) The judgment in an action maintained as a class action under subdivision (b)(1) or (b)(2), whether or not favorable to the class, shall include and describe those whom the court finds to be members of the class. The judgment in an action maintained as a class action under subdivision (b)(3), whether or not favorable to the class, shall include and specify or describe those to whom the notice provided in subdivision (c)(2) was directed, and who have not requested exclusion, and whom the court finds to be members of the class.

(4) When appropriate (A) an action may be brought or maintained as a class action with respect to particular issues, or (B) a class may be divided into subclasses and each subclass treated as a class, and the provisions of this rule shall then be construed and applied accordingly.

**(d) Orders in Conduct of Actions.**

In the conduct of actions to which this rule applies, the court may make appropriate orders: (1) determining the course of proceedings or prescribing measures to prevent undue repetition or complication in the presentation of evidence or argument; (2) requiring, for the protection of the members of the class or otherwise for the fair conduct of the action, that notice be given in such manner as the court may direct to some or all of the members of any step in the action, or of the proposed extent of the judgment, or of the opportunity of members to signify whether they consider the representation fair and adequate, to intervene and present claims or defenses, or otherwise to come into the action; (3) imposing conditions on the representative parties or on intervenors; (4) requiring that the pleadings be amended to eliminate therefrom allegations as to representation of absent persons, and that the action proceed accordingly; (5) dealing with similar procedural matters. The orders may be combined with an order under Rule 16, and may be altered or amended as may be desirable from time to time.

**(e) Settlement, Voluntary Dismissal, or Compromise.**

(1) (A) The court must approve any settlement, voluntary dismissal, or compromise of the claims, issues, or defenses of a certified class.

(B) The court must direct notice in a reasonable manner to all class members who would be bound by a proposed settlement, voluntary dismissal, or compromise.

(C) The court may approve a settlement, voluntary dismissal, or compromise that would bind class members only after a hearing and on finding that the settlement, voluntary dismissal, or compromise is fair, reasonable, and adequate.

(2) The parties seeking approval of a settlement, voluntary dismissal, or compromise under Rule 23(e)(1) must file a statement identifying any agreement made in connection with the proposed settlement, voluntary dismissal, or compromise.

(3) In an action previously certified as a class action under Rule 23(b)(3), the court may refuse to approve a settlement unless it affords a new opportunity to request exclusion to

individual class members who had an earlier opportunity to request exclusion but did not do so.

(4) (A) Any class member may object to a proposed settlement, voluntary dismissal, or compromise that requires court approval under Rule 23(e)(1)(A).

(B) An objection made under Rule 23(e)(4)(A) may be withdrawn only with the court's approval.

**(f) Appeals.**

A court of appeals may in its discretion permit an appeal from an order of a district court granting or denying class action certification under this rule if application is made to it within ten days after entry of the order. An appeal does not stay proceedings in the district court unless the district judge or the court of appeals so orders.

**(g) Class Counsel.**

(1) Appointing Class Counsel.

(A) Unless a statute provides otherwise, a court that certifies a class must appoint class counsel.

(B) An attorney appointed to serve as class counsel must fairly and adequately represent the interests of the class.

(C) In appointing class counsel, the court

(i) must consider:

the work counsel has done in identifying or investigating potential claims in the action,

counsel's experience in handling class actions, other complex litigation, and claims of the type asserted in the action,

counsel's knowledge of the applicable law, and

the resources counsel will commit to representing the class;

(ii) may consider any other matter pertinent to counsel's ability to fairly and adequately represent the interests of the class;

(iii) may direct potential class counsel to provide information on any subject pertinent to the appointment and to propose terms for attorney fees and nontaxable costs; and

(iv) may make further orders in connection with the appointment.

(2) Appointment Procedure.

(A) The court may designate interim counsel to act on behalf of the putative class before determining whether to certify the action as a class action.

(B) When there is one applicant for appointment as class counsel, the court may appoint that applicant only if the applicant is adequate under Rule 23(g)(1)(B) and (C). If more than one adequate applicant seeks appointment as class counsel, the court must appoint the applicant best able to represent the interests of the class.

(C) The order appointing class counsel may include provisions about the award of attorney fees or nontaxable costs under Rule 23(h).

**(h) Attorney Fees Award.**

In an action certified as a class action, the court may award reasonable attorney fees and nontaxable costs authorized by law or by agreement of the parties as follows:

(1) Motion for Award of Attorney Fees.

A claim for an award of attorney fees and nontaxable costs must be made by motion under Rule 54(d)(2), subject to the provisions of this subdivision, at a time set by the court. Notice of the motion must be served on all parties and, for motions by class counsel, directed to class members in a reasonable manner.

(2) Objections to Motion.

A class member, or a party from whom payment is sought, may object to the motion.

(3) Hearing and Findings.

The court may hold a hearing and must find the facts and state its conclusions of law on the motion under Rule 52(a).

(4) Reference to Special Master or Magistrate Judge.

The court may refer issues related to the amount of the award to a special master or to a magistrate judge as provided in Rule 54(d)(2)(D).

(資料2)

## 2005年クラスアクション公正法（原文）

### An Act

To amend the procedures that apply to consideration of interstate class actions to assure fairer outcomes for class members and defendants, and for other purposes.

Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled,

### SECTION 1. SHORT TITLE; REFERENCE; TABLE OF CONTENTS.

- (a) SHORT TITLE- This Act may be cited as the 'Class Action Fairness Act of 2005'.
- (b) REFERENCE- Whenever in this Act reference is made to an amendment to, or repeal of, a section or other provision, the reference shall be considered to be made to a section or other provision of title 28, United States Code.
- (c) TABLE OF CONTENTS- The table of contents for this Act is as follows:

Sec. 1. Short title; reference; table of contents.

Sec. 2. Findings and purposes.

Sec. 3. Consumer class action bill of rights and improved procedures for interstate class actions.

Sec. 4. Federal district court jurisdiction for interstate class actions.

Sec. 5. Removal of interstate class actions to Federal district court.

Sec. 6. Report on class action settlements.

Sec. 7. Enactment of Judicial Conference recommendations.

Sec. 8. Rulemaking authority of Supreme Court and Judicial Conference.

Sec. 9. Effective date.

### SEC. 2. FINDINGS AND PURPOSES.

- (a) FINDINGS- Congress finds the following:

(1) Class action lawsuits are an important and valuable part of the legal system when they permit the fair and efficient resolution of legitimate claims of numerous parties by allowing the claims to be aggregated into a single action against a defendant that has allegedly caused harm.

(2) Over the past decade, there have been abuses of the class action device that have--

(A) harmed class members with legitimate claims and defendants that have acted responsibly;

(B) adversely affected interstate commerce; and

(C) undermined public respect for our judicial system.

(3) Class members often receive little or no benefit from class actions, and are sometimes harmed, such as where--

(A) counsel are awarded large fees, while leaving class members with coupons or other awards of little or no value;

(B) unjustified awards are made to certain plaintiffs at the expense of other class members; and

(C) confusing notices are published that prevent class members from being able to fully understand and effectively exercise their rights.

(4) Abuses in class actions undermine the national judicial system, the free flow of interstate commerce, and the concept of diversity jurisdiction as intended by the framers of the United States Constitution, in that State and local courts are--

(A) keeping cases of national importance out of Federal court;

(B) sometimes acting in ways that demonstrate bias against out-of-State defendants; and

(C) making judgments that impose their view of the law on other States and bind the rights of the residents of those States.

(b) PURPOSES- The purposes of this Act are to--

(1) assure fair and prompt recoveries for class members with legitimate claims;

(2) restore the intent of the framers of the United States Constitution by providing for Federal court consideration of interstate cases of national importance under diversity jurisdiction; and

(3) benefit society by encouraging innovation and lowering consumer prices.

### **SEC. 3. CONSUMER CLASS ACTION BILL OF RIGHTS AND IMPROVED PROCEDURES FOR INTERSTATE CLASS ACTIONS.**

(a) IN GENERAL- Part V is amended by inserting after chapter 113 the following:

#### **CHAPTER 114--CLASS ACTIONS**

**Sec.**

`1711. Definitions.

`1712. Coupon settlements.

`1713. Protection against loss by class members.

`1714. Protection against discrimination based on geographic location.

`1715. Notifications to appropriate Federal and State officials.

`Sec. 1711. Definitions

`In this chapter:

`(1) CLASS- The term 'class' means all of the class members in a class action.

`(2) CLASS ACTION- The term 'class action' means any civil action filed in a district court of the United States under rule 23 of the Federal Rules of Civil Procedure or any civil action that is removed to a district court of the United States that was originally filed under a State statute or rule of judicial procedure authorizing an action to be brought by 1 or more representatives as a class action.

`(3) CLASS COUNSEL- The term 'class counsel' means the persons who serve as the attorneys for the class members in a proposed or certified class action.

`(4) CLASS MEMBERS- The term 'class members' means the persons (named or unnamed) who fall within the definition of the proposed or certified class in a class action.

`(5) PLAINTIFF CLASS ACTION- The term 'plaintiff class action' means a class action in which class members are plaintiffs.

`(6) PROPOSED SETTLEMENT- The term 'proposed settlement' means an agreement regarding a class action that is subject to court approval and that, if approved, would be binding on some or all class members.

`Sec. 1712. Coupon settlements

`(a) CONTINGENT FEES IN COUPON SETTLEMENTS- If a proposed settlement in a class action provides for a recovery of coupons to a class member, the portion of any attorney's fee award to class counsel that is attributable to the award of the coupons shall be based on the value to class members of the coupons that are redeemed.

`(b) OTHER ATTORNEY'S FEE AWARDS IN COUPON SETTLEMENTS-

`(1) IN GENERAL- If a proposed settlement in a class action provides for a recovery of coupons to class members, and a portion of the recovery of the coupons is not used to determine the attorney's fee to be paid to class counsel, any attorney's fee award shall be based upon the amount of time class counsel reasonably expended working on the action.

``(2) COURT APPROVAL- Any attorney's fee under this subsection shall be subject to approval by the court and shall include an appropriate attorney's fee, if any, for obtaining equitable relief, including an injunction, if applicable. Nothing in this subsection shall be construed to prohibit application of a lodestar with a multiplier method of determining attorney's fees.

``(c) ATTORNEY'S FEE AWARDS CALCULATED ON A MIXED BASIS IN COUPON SETTLEMENTS- If a proposed settlement in a class action provides for an award of coupons to class members and also provides for equitable relief, including injunctive relief--

``(1) that portion of the attorney's fee to be paid to class counsel that is based upon a portion of the recovery of the coupons shall be calculated in accordance with subsection (a); and

``(2) that portion of the attorney's fee to be paid to class counsel that is not based upon a portion of the recovery of the coupons shall be calculated in accordance with subsection (b).

``(d) SETTLEMENT VALUATION EXPERTISE- In a class action involving the awarding of coupons, the court may, in its discretion upon the motion of a party, receive expert testimony from a witness qualified to provide information on the actual value to the class members of the coupons that are redeemed.

``(e) JUDICIAL SCRUTINY OF COUPON SETTLEMENTS- In a proposed settlement under which class members would be awarded coupons, the court may approve the proposed settlement only after a hearing to determine whether, and making a written finding that, the settlement is fair, reasonable, and adequate for class members. The court, in its discretion, may also require that a proposed settlement agreement provide for the distribution of a portion of the value of unclaimed coupons to 1 or more charitable or governmental organizations, as agreed to by the parties. The distribution and redemption of any proceeds under this subsection shall not be used to calculate attorneys' fees under this section.

``Sec. 1713. Protection against loss by class members

``The court may approve a proposed settlement under which any class member is obligated to pay sums to class counsel that would result in a net loss to the class member only if the court makes a written finding that nonmonetary benefits to the class member substantially outweigh the monetary loss.

``Sec. 1714. Protection against discrimination based on geographic location

``The court may not approve a proposed settlement that provides for the payment of greater sums to some class members than to others solely on the basis that the class members to whom the greater sums are to be paid are located in closer geographic proximity to the court.

``Sec. 1715. Notifications to appropriate Federal and State officials

``(a) DEFINITIONS-

`(1) APPROPRIATE FEDERAL OFFICIAL- In this section, the term 'appropriate Federal official' means--

`(A) the Attorney General of the United States; or

`(B) in any case in which the defendant is a Federal depository institution, a State depository institution, a depository institution holding company, a foreign bank, or a nondepository institution subsidiary of the foregoing (as such terms are defined in section 3 of the Federal Deposit Insurance Act (12 U.S.C. 1813)), the person who has the primary Federal regulatory or supervisory responsibility with respect to the defendant, if some or all of the matters alleged in the class action are subject to regulation or supervision by that person.

`(2) APPROPRIATE STATE OFFICIAL- In this section, the term 'appropriate State official' means the person in the State who has the primary regulatory or supervisory responsibility with respect to the defendant, or who licenses or otherwise authorizes the defendant to conduct business in the State, if some or all of the matters alleged in the class action are subject to regulation by that person. If there is no primary regulator, supervisor, or licensing authority, or the matters alleged in the class action are not subject to regulation or supervision by that person, then the appropriate State official shall be the State attorney general.

`(b) IN GENERAL- Not later than 10 days after a proposed settlement of a class action is filed in court, each defendant that is participating in the proposed settlement shall serve upon the appropriate State official of each State in which a class member resides and the appropriate Federal official, a notice of the proposed settlement consisting of--

`(1) a copy of the complaint and any materials filed with the complaint and any amended complaints (except such materials shall not be required to be served if such materials are made electronically available through the Internet and such service includes notice of how to electronically access such material);

`(2) notice of any scheduled judicial hearing in the class action;

`(3) any proposed or final notification to class members of--

`(A)(i) the members' rights to request exclusion from the class action; or

`(ii) if no right to request exclusion exists, a statement that no such right exists; and

`(B) a proposed settlement of a class action;

`(4) any proposed or final class action settlement;

`(5) any settlement or other agreement contemporaneously made between class counsel and counsel for the defendants;

`(6) any final judgment or notice of dismissal;

`(7)(A) if feasible, the names of class members who reside in each State and the estimated

proportionate share of the claims of such members to the entire settlement to that State's appropriate State official; or

``(B) if the provision of information under subparagraph (A) is not feasible, a reasonable estimate of the number of class members residing in each State and the estimated proportionate share of the claims of such members to the entire settlement; and

``(8) any written judicial opinion relating to the materials described under subparagraphs (3) through (6).

``(c) DEPOSITORY INSTITUTIONS NOTIFICATION-

``(1) FEDERAL AND OTHER DEPOSITORY INSTITUTIONS- In any case in which the defendant is a Federal depository institution, a depository institution holding company, a foreign bank, or a non-depository institution subsidiary of the foregoing, the notice requirements of this section are satisfied by serving the notice required under subsection (b) upon the person who has the primary Federal regulatory or supervisory responsibility with respect to the defendant, if some or all of the matters alleged in the class action are subject to regulation or supervision by that person.

``(2) STATE DEPOSITORY INSTITUTIONS- In any case in which the defendant is a State depository institution (as that term is defined in section 3 of the Federal Deposit Insurance Act (12 U.S.C. 1813)), the notice requirements of this section are satisfied by serving the notice required under subsection (b) upon the State bank supervisor (as that term is defined in section 3 of the Federal Deposit Insurance Act (12 U.S.C. 1813)) of the State in which the defendant is incorporated or chartered, if some or all of the matters alleged in the class action are subject to regulation or supervision by that person, and upon the appropriate Federal official.

``(d) FINAL APPROVAL- An order giving final approval of a proposed settlement may not be issued earlier than 90 days after the later of the dates on which the appropriate Federal official and the appropriate State official are served with the notice required under subsection (b).

``(e) NONCOMPLIANCE IF NOTICE NOT PROVIDED-

``(1) IN GENERAL- A class member may refuse to comply with and may choose not to be bound by a settlement agreement or consent decree in a class action if the class member demonstrates that the notice required under subsection (b) has not been provided.

``(2) LIMITATION- A class member may not refuse to comply with or to be bound by a settlement agreement or consent decree under paragraph (1) if the notice required under subsection (b) was directed to the appropriate Federal official and to either the State attorney general or the person that has primary regulatory, supervisory, or licensing authority over the defendant.

``(3) APPLICATION OF RIGHTS- The rights created by this subsection shall apply only to class members or any person acting on a class member's behalf, and shall not be construed to limit any other rights affecting a class member's participation in the settlement.

``(f) RULE OF CONSTRUCTION- Nothing in this section shall be construed to expand the authority of, or impose any obligations, duties, or responsibilities upon, Federal or State officials.''

``(b) TECHNICAL AND CONFORMING AMENDMENT- The table of chapters for part V is amended by inserting after the item relating to chapter 113 the following:  
1711'.

#### **SEC. 4. FEDERAL DISTRICT COURT JURISDICTION FOR INTERSTATE CLASS ACTIONS.**

``(a) APPLICATION OF FEDERAL DIVERSITY JURISDICTION- Section 1332 is amended--

``(1) by redesignating subsection (d) as subsection (e); and

``(2) by inserting after subsection (c) the following:

``(d)(1) In this subsection--

``(A) the term `class' means all of the class members in a class action;

``(B) the term `class action' means any civil action filed under rule 23 of the Federal Rules of Civil Procedure or similar State statute or rule of judicial procedure authorizing an action to be brought by 1 or more representative persons as a class action;

``(C) the term `class certification order' means an order issued by a court approving the treatment of some or all aspects of a civil action as a class action; and

``(D) the term `class members' means the persons (named or unnamed) who fall within the definition of the proposed or certified class in a class action.

``(2) The district courts shall have original jurisdiction of any civil action in which the matter in controversy exceeds the sum or value of \$5,000,000, exclusive of interest and costs, and is a class action in which--

``(A) any member of a class of plaintiffs is a citizen of a State different from any defendant;

``(B) any member of a class of plaintiffs is a foreign state or a citizen or subject of a foreign state and any defendant is a citizen of a State; or

``(C) any member of a class of plaintiffs is a citizen of a State and any defendant is a foreign state or a citizen or subject of a foreign state.

``(3) A district court may, in the interests of justice and looking at the totality of the circumstances, decline to exercise jurisdiction under paragraph (2) over a class action in which greater than one-third but less than two-thirds of the members of all proposed plaintiff classes in the aggregate and the primary defendants are citizens of the State in which the action was originally filed based on consideration of--

- ``(A) whether the claims asserted involve matters of national or interstate interest;
- ``(B) whether the claims asserted will be governed by laws of the State in which the action was originally filed or by the laws of other States;
- ``(C) whether the class action has been pleaded in a manner that seeks to avoid Federal jurisdiction;
- ``(D) whether the action was brought in a forum with a distinct nexus with the class members, the alleged harm, or the defendants;
- ``(E) whether the number of citizens of the State in which the action was originally filed in all proposed plaintiff classes in the aggregate is substantially larger than the number of citizens from any other State, and the citizenship of the other members of the proposed class is dispersed among a substantial number of States; and
- ``(F) whether, during the 3-year period preceding the filing of that class action, 1 or more other class actions asserting the same or similar claims on behalf of the same or other persons have been filed.

``(4) A district court shall decline to exercise jurisdiction under paragraph (2)--

- ``(A)(i) over a class action in which--
    - ``(I) greater than two-thirds of the members of all proposed plaintiff classes in the aggregate are citizens of the State in which the action was originally filed;
    - ``(II) at least 1 defendant is a defendant--
      - ``(aa) from whom significant relief is sought by members of the plaintiff class;
      - ``(bb) whose alleged conduct forms a significant basis for the claims asserted by the proposed plaintiff class; and
      - ``(cc) who is a citizen of the State in which the action was originally filed; and
    - ``(III) principal injuries resulting from the alleged conduct or any related conduct of each defendant were incurred in the State in which the action was originally filed; and
    - ``(ii) during the 3-year period preceding the filing of that class action, no other class action has been filed asserting the same or similar factual allegations against any of the defendants on behalf of the same or other persons; or
  - ``(B) two-thirds or more of the members of all proposed plaintiff classes in the aggregate, and the primary defendants, are citizens of the State in which the action was originally filed.
- ``(5) Paragraphs (2) through (4) shall not apply to any class action in which--

`(A) the primary defendants are States, State officials, or other governmental entities against whom the district court may be foreclosed from ordering relief; or

`(B) the number of members of all proposed plaintiff classes in the aggregate is less than 100.

`(6) In any class action, the claims of the individual class members shall be aggregated to determine whether the matter in controversy exceeds the sum or value of \$5,000,000, exclusive of interest and costs.

`(7) Citizenship of the members of the proposed plaintiff classes shall be determined for purposes of paragraphs (2) through (6) as of the date of filing of the complaint or amended complaint, or, if the case stated by the initial pleading is not subject to Federal jurisdiction, as of the date of service by plaintiffs of an amended pleading, motion, or other paper, indicating the existence of Federal jurisdiction.

`(8) This subsection shall apply to any class action before or after the entry of a class certification order by the court with respect to that action.

`(9) Paragraph (2) shall not apply to any class action that solely involves a claim--

`(A) concerning a covered security as defined under 16(f)(3) of the Securities Act of 1933 (15 U.S.C. 78p(f)(3)) and section 28(f)(5)(E) of the Securities Exchange Act of 1934 (15 U.S.C. 78bb(f)(5)(E));

`(B) that relates to the internal affairs or governance of a corporation or other form of business enterprise and that arises under or by virtue of the laws of the State in which such corporation or business enterprise is incorporated or organized; or

`(C) that relates to the rights, duties (including fiduciary duties), and obligations relating to or created by or pursuant to any security (as defined under section 2(a)(1) of the Securities Act of 1933 (15 U.S.C. 77b(a)(1)) and the regulations issued thereunder).

`(10) For purposes of this subsection and section 1453, an unincorporated association shall be deemed to be a citizen of the State where it has its principal place of business and the State under whose laws it is organized.

`(11)(A) For purposes of this subsection and section 1453, a mass action shall be deemed to be a class action removable under paragraphs (2) through (10) if it otherwise meets the provisions of those paragraphs.

`(B)(i) As used in subparagraph (A), the term 'mass action' means any civil action (except a civil action within the scope of section 1711(2)) in which monetary relief claims of 100 or more persons are proposed to be tried jointly on the ground that the plaintiffs' claims involve common questions of law or fact, except that jurisdiction shall exist only over those plaintiffs whose claims in a mass action satisfy the jurisdictional amount requirements under subsection (a).

`(ii) As used in subparagraph (A), the term 'mass action' shall not include any civil action in which--

'(I) all of the claims in the action arise from an event or occurrence in the State in which the action was filed, and that allegedly resulted in injuries in that State or in States contiguous to that State;

'(II) the claims are joined upon motion of a defendant;

'(III) all of the claims in the action are asserted on behalf of the general public (and not on behalf of individual claimants or members of a purported class) pursuant to a State statute specifically authorizing such action; or

'(IV) the claims have been consolidated or coordinated solely for pretrial proceedings.

'(C)(i) Any action(s) removed to Federal court pursuant to this subsection shall not thereafter be transferred to any other court pursuant to section 1407, or the rules promulgated thereunder, unless a majority of the plaintiffs in the action request transfer pursuant to section 1407.

'(ii) This subparagraph will not apply--

'(I) to cases certified pursuant to rule 23 of the Federal Rules of Civil Procedure; or

'(II) if plaintiffs propose that the action proceed as a class action pursuant to rule 23 of the Federal Rules of Civil Procedure.

'(D) The limitations periods on any claims asserted in a mass action that is removed to Federal court pursuant to this subsection shall be deemed tolled during the period that the action is pending in Federal court.'

(b) CONFORMING AMENDMENTS-

(1) Section 1335(a)(1) is amended by inserting 'subsection (a) or (d) of before 'section 1332'.

(2) Section 1603(b)(3) is amended by striking '(d)' and inserting '(e)'.

**SEC. 5. REMOVAL OF INTERSTATE CLASS ACTIONS TO FEDERAL DISTRICT COURT.**

(a) IN GENERAL- Chapter 89 is amended by adding after section 1452 the following:

'Sec. 1453. Removal of class actions

'(a) DEFINITIONS- In this section, the terms 'class', 'class action', 'class certification order', and 'class member' shall have the meanings given such terms under section 1332(d)(1).

'(b) IN GENERAL- A class action may be removed to a district court of the United States in accordance with section 1446 (except that the 1-year limitation under section 1446(b) shall not apply), without regard to whether any defendant is a citizen of the State in which

the action is brought, except that such action may be removed by any defendant without the consent of all defendants.

**(c) REVIEW OF REMAND ORDERS-**

**(1) IN GENERAL-** Section 1447 shall apply to any removal of a case under this section, except that notwithstanding section 1447(d), a court of appeals may accept an appeal from an order of a district court granting or denying a motion to remand a class action to the State court from which it was removed if application is made to the court of appeals not less than 7 days after entry of the order.

**(2) TIME PERIOD FOR JUDGMENT-** If the court of appeals accepts an appeal under paragraph (1), the court shall complete all action on such appeal, including rendering judgment, not later than 60 days after the date on which such appeal was filed, unless an extension is granted under paragraph (3).

**(3) EXTENSION OF TIME PERIOD-** The court of appeals may grant an extension of the 60-day period described in paragraph (2) if--

**(A)** all parties to the proceeding agree to such extension, for any period of time; or

**(B)** such extension is for good cause shown and in the interests of justice, for a period not to exceed 10 days.

**(4) DENIAL OF APPEAL-** If a final judgment on the appeal under paragraph (1) is not issued before the end of the period described in paragraph (2), including any extension under paragraph (3), the appeal shall be denied.

**(d) EXCEPTION-** This section shall not apply to any class action that solely involves--

**(1)** a claim concerning a covered security as defined under section 16(f)(3) of the Securities Act of 1933 (15 U.S.C. 78p(f)(3)) and section 28(f)(5)(E) of the Securities Exchange Act of 1934 (15 U.S.C. 78bb(f)(5)(E));

**(2)** a claim that relates to the internal affairs or governance of a corporation or other form of business enterprise and arises under or by virtue of the laws of the State in which such corporation or business enterprise is incorporated or organized; or

**(3)** a claim that relates to the rights, duties (including fiduciary duties), and obligations relating to or created by or pursuant to any security (as defined under section 2(a)(1) of the Securities Act of 1933 (15 U.S.C. 77b(a)(1)) and the regulations issued thereunder).'.

**(b) TECHNICAL AND CONFORMING AMENDMENTS-** The table of sections for chapter 89 is amended by adding after the item relating to section 1452 the following:

**'1453. Removal of class actions.'**

**SEC. 6. REPORT ON CLASS ACTION SETTLEMENTS.**

**(a) IN GENERAL-** Not later than 12 months after the date of enactment of this Act, the

Judicial Conference of the United States, with the assistance of the Director of the Federal Judicial Center and the Director of the Administrative Office of the United States Courts, shall prepare and transmit to the Committees on the Judiciary of the Senate and the House of Representatives a report on class action settlements.

(b) **CONTENT**- The report under subsection (a) shall contain--

(1) recommendations on the best practices that courts can use to ensure that proposed class action settlements are fair to the class members that the settlements are supposed to benefit;

(2) recommendations on the best practices that courts can use to ensure that--

(A) the fees and expenses awarded to counsel in connection with a class action settlement appropriately reflect the extent to which counsel succeeded in obtaining full redress for the injuries alleged and the time, expense, and risk that counsel devoted to the litigation; and

(B) the class members on whose behalf the settlement is proposed are the primary beneficiaries of the settlement; and

(3) the actions that the Judicial Conference of the United States has taken and intends to take toward having the Federal judiciary implement any or all of the recommendations contained in the report.

(c) **AUTHORITY OF FEDERAL COURTS**- Nothing in this section shall be construed to alter the authority of the Federal courts to supervise attorneys' fees.

#### **SEC. 7. ENACTMENT OF JUDICIAL CONFERENCE RECOMMENDATIONS.**

Notwithstanding any other provision of law, the amendments to rule 23 of the Federal Rules of Civil Procedure, which are set forth in the order entered by the Supreme Court of the United States on March 27, 2003, shall take effect on the date of enactment of this Act or on December 1, 2003 (as specified in that order), whichever occurs first.

#### **SEC. 8. RULEMAKING AUTHORITY OF SUPREME COURT AND JUDICIAL CONFERENCE.**

Nothing in this Act shall restrict in any way the authority of the Judicial Conference and the Supreme Court to propose and prescribe general rules of practice and procedure under chapter 131 of title 28, United States Code.

#### **SEC. 9. EFFECTIVE DATE.**

The amendments made by this Act shall apply to any civil action commenced on or after the date of enactment of this Act.

Speaker of the House of Representatives.

Vice President of the United States and  
President of the Senate.

END

## カリフォルニア州 民事訴訟法

(大高友一弁護士による仮訳)

### 382条

共同原告となるべき者の同意が得られない場合には、その理由を訴状に記載した上で、その者を被告とすることができます。また、多くの者の共通もしくは一般的な利益が争点となっており、またその当事者の数が非常に多く、それらの者全員を裁判所に呼出すのが実務上困難である様な場合においては、一人もしくは一人以上の者が、全員の利益のために、訴えもしくは訴えられることができる。

### 384条

- (a)項 クラスアクション訴訟において支払われなかった残余につき、訴訟の本質的な目的により合致するような方法、もしくは全てのカリフォルニア州民の正義を促進するような方法により可能な範囲で分配されるようにすることが、立法府が本条の規定を定めた目的である。立法府は、州弁護士により集められた資金を本条の規定に従い前記のような目的で使用することは、公共の利益に叶うものであり、資金の適切な利用であり、そして公共及び政府の最も重要な目的に一致するものであると判断する。
- (b)項 (c)項に定める場合を除き、裁判所は、382条の規定によるクラスアクション訴訟における判決をなす前に、判決に従って支払われるべき金員が全てのクラス構成員に対して全て支払われたときに、全てのクラス構成員に支払われるであろう金員の総額を定めなければならない。また、裁判所は、クラス構成員に対して実際に支払われた総額を、当事者が裁判所に報告する期限を定めなければならない。この報告がなされた後に、裁判所は、支払われなかった残余の額及びこれに対する最初の判決がなされた日からの法定利息を、当該クラスもしくは同様の状況にある人びとに利益を与える事業または訴訟の本質的な目的に合致するような立法を促進する事業を行っている非営利組織や財団、児童支援活動、または貧困者に対する市民法的サービスを提供する非営利組織に支払うよう、被告に対して求める内容に判決を修正しなければならない。裁判所は、カリフォルニア州法によりなされた州間もしくは連邦の事件における未払残余の分配については、カリフォルニア州の消費者に適切な相応の利益が与えられるようを行う。
- (c)項 本条の規定は、政府に関する法律集 811.2 条に規定する公共団体に対するクラスアクション訴訟、政府に関する法律集 811.4 条に規定する公務員に対するクラスアクション訴訟に対しては適用されない。また、本条の規定は、クラスアクション訴訟において、これらの訴訟における残余の一部もしくは全部に対して適用可能なエクイティ上のサイプレ賠償を妨げる趣旨ものではない。

## カリフォルニア州 民事訴訟法（原文）

### CODE OF CIVIL PROCEDURE

382. If the consent of any one who should have been joined as plaintiff cannot be obtained, he may be made a defendant, the reason thereof being stated in the complaint; and when the question is one of a common or general interest, of many persons, or when the parties are numerous, and it is impracticable to bring them all before the court, one or more may sue or defend for the benefit of all.

384. (a) It is the intent of the Legislature in enacting this section to ensure that the unpaid residuals in class action litigation are distributed, to the extent possible, in a manner designed either to further the purposes of the underlying causes of action, or to promote justice for all Californians. The Legislature finds that the use of funds collected by the State Bar pursuant to this section for these purposes is in the public interest, is a proper use of the funds, and is consistent with essential public and governmental purposes.

(b) Except as provided in subdivision (c), prior to the entry of any judgment in a class action established pursuant to Section 382, the court shall determine the total amount that will be payable to all class members, if all class members are paid the amount to which they are entitled pursuant to the judgment. The court shall also set a date when the parties shall report to the court the total amount that was actually paid to the class members. After the report is received, the court shall amend the judgment to direct the defendant to pay the sum of the unpaid residue, plus interest on that sum at the legal rate of interest from the date of entry of the initial judgment, to nonprofit organizations or foundations to support projects that will benefit the class or similarly situated persons, or that promote the law consistent with the objectives and purposes of the underlying cause of action, to child advocacy programs, or to nonprofit organizations providing civil legal services to the indigent. The court shall ensure that the distribution of any unpaid residual derived from multistate or national cases brought under California law shall provide substantial or commensurate benefit to California consumers.

(c) This section shall not apply to any class action brought against any public entity, as defined in Section 811.2 of the Government Code, or against any public employee, as defined in Section 811.4 of the Government Code. However, this section shall not be construed to abrogate any equitable *cy pres* remedy which may be available in any class action with regard to all or part of the residue.

(資料4)

## カリフォルニア州民法 1750条以下(抄)

### 「消費者の法的救済に関する法律」

(大高友一弁護士による仮訳)

1750条 本章は、「消費者の法的救済に関する法律」として引用することができる。

1751条 消費者による本章の規定についての権利放棄は、公序に反するものであり、効力を有せず無効である。

1752条 本章の規定は、排他的なものではない。本章における規定の違反もしくは本章における規定により定められた行為に対して与えられるいかなる救済も、他の法令の規定の違反ないし定められた行為に対して与えられる救済ないし手続に付加して与えられるものである。本章のいかなる規定も、司法長官に法令上もしくはコモンロー上与えられる権利及び他の者がクラスアクション訴訟を提起することを制限するものではない。消費者により本章第3節(1770条よりはじまる)の規定により提起されたクラスアクションは、本章第4節(1780条から始まる)の規定により排他的に規律される。ただし、このことは、消費者が本章の規定を用いずにクラスアクション訴訟を提起する法令ないしコモンロー上の権利を奪うものではない。本章に規定された行為ないし慣行がコモンローによる訴因ないし他の法令違反をも構成する場合には、消費者は、当該法により与えられる救済ないし手続において、当該コモンロー上及び法令上の訴因を主張することができる。

1753条 本章のある規定、もしくはある者やある状況への本章の規定の適用が違憲であると判断された場合でも、本章の他の規定、適用が違憲とされた規定の他の者及び他の状況への適用には影響を及さない。

1754条 本章の規定は、不動産ないし所有権の取引を伴うかどうかに関わらず、住宅もしくは商業、工業目的の企業のための建築物の建設、売買、建築請負取引には適用されない。また、当該取引に伴う宅地造成を含む不動産の売買にも適用されない。

1755条 本章の規定は、本章の規定に反する広告や宣伝等を行った新聞、雑誌、放送局、看板、宣伝広告等(※例示、非限定)の広告媒体のオーナーや従業員には適用されない。ただし、当該欺瞞的手法、行為ないし慣行等が1770条の規定により違法とされたことを当該オーナーや従業員が知っていたことが判明した場合はその限りではない。

1756条 本章の実体規定及び手続規定は、1971年1月1日以後に提起された訴訟に限り適用する。

1760条 本章は、消費者を不公正で欺瞞的な事業者の慣行から消費者を保護し、そのような保護を確保するために効果的で経済的な手続を提供するという本章の本質的な目的を促進するように、偏見無く解釈適用されなければならない。

1761条 本章において、

(a)項 「商品(goods)」とは、主として個人、家族、家庭のための使用目的で

売買ないしリースされた有形動産をいう。これらの商品と交換可能な証券やクーポンも含む。また、売買の時点もしくはその後において不動産に附合し不動産の一部となった商品（取外し可能であるか否かは問わない）も含む。

- (b)項 「役務 (services)」とは、商業目的を除く、労働、作業、役務をいう。商品の売買ないし修理に伴い提供される役務を含む。
- (c)項 「者 (person)」とは、個人、組合、企業、制限責任会社、協会、その他組織化されたグループをいう。
- (d)項 「消費者 (consumer)」とは、売買もしくはリースにより、商品や役務を個人、家族、家庭のために取得しましたは取得しようとする個人をいう。
- (e)項 「取引 (transaction)」とは、消費者とその他の人との間でなされる合意 (agreement) をいう。当該合意が、訴訟により強制執行可能な契約であるかを問わない。また、取引に至る過程及びその履行過程を含む。
- (f)項 「高齢者 (senior citizen)」とは、65歳以上の人をいう。
- (g)項 「障害者 (Disabled person)」とは、身体的もしくは精神的な障害により、一つ以上の主要な生活活動に実質的な制限がある人をいう。
- (1) この項において、「身体的もしくは精神的な障害」とは、以下に掲げるものをいう。
- A 以下に掲げる身体機能の一つ以上に実質的な影響を与える身体的疾患、条件、外貌損傷及び身体構造上の欠損。  
神経系、筋骨格系、特殊感覚器、音声器官を含む呼吸器官、心臓血管、消化器、泌尿生殖器、血管及びリンパ管、皮膚及び内分泌腺
- B 精神遅滞、器質脳症候群、情緒的ないし精神的疾病、特定学習障害などの精神的ないし身体的疾患  
「身体的もしくは精神的な障害」には、肢体不自由、視覚障害、言語障害、聴覚障害、脳性麻痺、てんかん、筋ジストロフィー、多発性硬化症、癌、心臓疾患、糖尿病、知的障害、情緒的疾患などを含み、また、これらに限られない。
- (2) 「主要な生活活動」とは、自分自身の世話、手作業を行うこと、歩行、知覚、聴覚、会話、呼吸、学習及び労働のような機能をいう。
- (h)項 「訪問販売 (Home solicitation)」とは、消費者からの申出によりなされた場合を除き、消費者の主たる住居においてなされた取引をいう。消費者が広告に反応することは、訪問販売にはあたらない。

## 1770条

- (a)項 消費者に対して商品や役務を売買ないしリースし、または売買ないしリースしようとする取引において、何者かによってなされた以下に掲げる不公正な競争方法、不公正もしくは欺瞞的な行為もしくは慣行は、違法である。
- (1) 商品や役務を他の商品や役務と偽る  
(2) 商品や役務の原産地、後援、承認や認証についての不実表示  
(3) 第三者との提携関係、関連性、連想、第三者による認証についての不実表示  
(4) 商品や役務に関連した地理的由来について、欺瞞的な表示ないし指定をすること  
(5) 商品や役務に、実際にはない後援や承認、特徴がある、実際には使われていない原料が含まれている、実際にはない利用方法や利益や量を表示すること、またある人に実際にはない後援、承認、地位、提携関係、関連性があると表示すること  
(6) 商品が、本当は不合理に品質が低下し、変更され、条件変更され、再生

もしくは中古品であるにもかかわらず、オリジナルもしくは新しいと表示すること

- (7) 商品や役務が、実際とは異なるにもかかわらず、特定の水準、品質、等級を有していると表示すること。商品が、実際とは異なるにもかかわらず、一定の仕様を備えていると表示すること。
- (8) 虚偽もしくは誤認を与えるような事実の表示により、他の商品や役務もしくは事業者を中傷すること
- (9) 広告したとおりには販売する意図がないにもかかわらず、商品や役務の広告をすること
- (10) 合理的に予測できる需要に対して供給する意図がないにもかかわらず、商品や役務の広告をすること。ただし、当該広告において数量に限りがあることを明らかにしている場合はその限りではない。
- (11) 販売時には組立てがされていないということを明確に表示しないで、家具の広告をすること
- (12) 組立済の同一の家具が購入可能な場合において、組立済家具の価格を明確に表示しないで、未組立家具の広告をすること
- (13) 価格値引を行うか否か、どのような場合に行うか、その額に関する事実について、虚偽ないしは誤認を与えるような記載をすること
- (14) 取引により実際とは異なるもしくは法により禁じられている権利や救済もしくは義務をあたえるかのような表示をすること
- (15) 必要ではない時にも、部品や交換ないし修理が必要であると表示すること
- (16) 実際にはそうではないのに、以前の記載に従って、取引の目的物が供給されると表示すること
- (17) 取引の消費の結果として生じる条件により消費者が報償金や割引その他の経済的利益を得られると表示すること
- (18) 消費者との取引の最終条件を交渉する販売員や代理人、エージェントの権限について不実表示すること
- (19) 契約に不当な条項を挿入すること
- (20) 製品が特定の価格に一定の割合を加算した価格で提供されると広告すること。ただし、以下の場合を除く。
  - (1) その広告における商品よりも大きなサイズの商品につき、価格総額が当該広告（価格タグ、展示、媒体広告を含む）により定る場合
  - (2) その特定の価格に一定の割合を加算した価格が、売主のコストによる利幅もしくは当該製品の卸売価格からの利幅を示している場合。ただし、この規定は、売上の 50%以上が広告に規定された価格によりなされている場合において、会員もしくは企業に関する法律集第 1 章第 3 節（12000 条以下）による組合組織に対してのみなされる事業者による店舗内広告には適用されない。
- (21) 第 1.7 章第 4 節（1797.8 条以下）に違反してなされた商品の売買及びリース
- (22)(A)電話をかけた者もしくはかけた者を代表する組織の名前、住所、電話番号を回答できるよう最初に録音ではない直接の音声で案内すること無しに、もしくは録音メッセージを聞かせることの事前の同意を得ないで、希望してもいない事前に録音されたメッセージにより電話で伝すること
- (B)この項の規定は、電話をかける者や組織がすでに関係を構築済みである事業者もしくは消費者、その他の者にたいする宣伝メッセージ、すでに存在する義務の履行としてなされる架電、受け手からの要求によりなされる架電に対しては適用しない。

(23) 1761 条(h)項により定義される自宅勧誘のうち、高齢者である消費者に対してなされ、自宅リフォームのためになされる負債のためにその消費者の主たる住居に負担を課するようなものであって、合衆国法律集第 15 章 1639 条(h)ないし(i)項もしくは連邦規制法律集第 12 章 226.32 条(e)項に反するもの。第三者はこの規定により責任を負わない。ただし、(1)自宅勧誘をした者と第三者との間に代理店関係があった場合、(2)第三者が不公正ないし欺瞞的な取引を実際に知っていたか、参加していたような場合はこの限りではない。自宅勧誘取引において適正な事業遂行を行っている第三者はこの項の規定の責任を負わない。

(b)項 (略)

## 1780 条

- (a)項 ある者が 1770 条により違法とされる手法、行為、慣行を行いもしくは行わせたことにより損害を受けた消費者は、その者に対して、以下に掲げる損害の回復を得るために訴えを提起することができる。
- (1) 現実の損害、ただしクラスアクション訴訟においては、認められる損害の総額が 1000 ドルを下回ることがない。
  - (2) 当該手法、行為、慣行をやめるよう求める決定
  - (3) 財産の原状回復
  - (4) 懲罰賠償
  - (5) 裁判所が適切とみなす救済方法
- (b)項 1761 条(f)項及び(g)項に規定する高齢者もしくは障害者である消費者は、以下の場合において、(a)項に基づく訴えの一部として、(a)に定める救済に加えて、5000 ドル以内の損害を求め、また認められ得る。
- (1) 当該消費者が被告の行為により現実に精神的、感情的、経済的損害を受けたと事実認定者が判断し、
  - (2) 3345 条(b)項に規定される要件の一つ以上を満たすと事実認定者が積極的に判断し、
  - (3) 追加的賠償が適当と事実認定者が判断した場合
- 1781 条によるクラスアクション訴訟により高齢者や障害者が提起したクラスアクション訴訟の判決においては、事実認定者が前記の要件を満たすと判断した場合に、各クラス構成員に当該追加賠償が認められる。
- (c)項 (a)項(b)項による訴訟は、被告の居住する地のカウンティ、被告の主たる事務所のある地のカウンティ、被告が事業を行っている地のカウンティ、当該取引もしくは当該取引の実質的構成要素がなされた地のカウンティにおいて、提起することができる。
- (以下、略)
- (d)項 裁判所は、本条の規定により提起された訴訟における勝訴原告に対して訴訟費用や弁護士費用を償還しなければならない。原告の訴えの提起が善意に基づくものとは認められないと裁判所が判断した場合には、合理的な弁護士費用を勝訴被告に対して償還することができる。

## 1781 条

- (a)項 1780 条の規定により訴えを起すことのできる消費者は、当該違法手法、行為、慣行が同様の状況にある他の消費者にも損害を生じさせている場合において、自分自身及び当該他の消費者を代表して、損害の回復及び 1780 条に規定される他の救済を得るために訴えを提起することができる。
- (b)項 裁判所は、以下の条件が全て満たされる場合に限り、当該クラスの全ての構成員を代表して当該訴えを追行させることを許可する。
- (1) 当該クラスの全ての構成員を裁判所に出廷させることが実務的に不可能

であること

- (2) 当該クラスに共通する法律上もしくは事実レベルの争点が、実質的に同一であり、個々の構成員に関連する争点よりも優越していること
- (3) 当該代表原告の請求原因及び抗弁が、当該クラスにおける請求原因及び抗弁の典型であること
- (4) 当該代表原告が公平かつ適切に当該クラスの利益を擁護するであろうこと

(c)項 ヒアリング開催時間と場所が少なくとも 10 日前には相手方当事者に告知されていることを条件として、裁判所は、関係事実を述べる宣誓供述書を添えた一方当事者からの申立により、以下の点を当該訴訟につき判断をするためのヒアリングを開催する。

- (1) (b)項によるクラスアクションが適切か
- (2) 当該クラスの請求の判決のために、(d)項による公告告知が必要か
- (3) 当該訴訟に実体がないか、もしくは当該訴訟に対する抗弁が全く存在しないか

民事訴訟法 437c 条に基づく申立権は、(a)項に基づくクラスアクションとして提起された訴訟においては認められない。

(d)項 当該訴訟がクラスアクションとして許可された場合には、裁判所は各当事者に対して当該クラスの各構成員に告知をするよう指示することができる。

個別通知を行うことが不合理なほど費用がかかる場合、もしくは当該クラスの全ての当事者に対して個別に通知を行うことが不可能であると思われる場合においては、告知を行うことを要求された当事者は、裁判所の同意を得て、前述の告知を、政府に関する法律集 6064 条の規定に従い、問題となった取引がなされたカウンティ全体に流通する新聞において公告することにより行うことができる。

(e)項 (d)項により要求される告知においては、以下の事項が含まれていなければならない。

- (1) 構成員が定められた期日までに要求した場合には、裁判所は当該構成員をクラスから除外すること
- (2) 判決の効力は、勝訴敗訴にかかわらず、除外を要求しなかった全ての構成員に及ぶこと
- (3) 除外を要求しなかった構成員は、希望するならば、代理人を通じて出廷が可能であること

(f)項 クラスアクション訴訟においては、裁判所の承認がない限り、訴えの取下げ、和解、主張の撤回は許されない。また、(d)項に基づく告知を受け除外を要求しなかった各構成員に対して、訴えの取下げ、和解、主張の撤回の告知が、裁判所の指示する方法によりなされなければならない。

(g)項 クラスアクションにおける判決においては、告知がなされ除外を要求しなかった者及び裁判所が当該クラスの構成員であると判断する者を掲げなければならない。(d)項に基づく個別の告知を受け除外を要求しなかった各構成員に対して、当該判決の最善の告知が、裁判所の指示する方法によりなされなければならない。

## 1782 条

(a)項 本章の規定により損害賠償を求める訴えを提起しようとする消費者は、訴えを提起する 30 日以上前において、以下の事項を行わなければならぬ。

- (1) 1770 条により違法とされる手法、行為、慣行を行い、または行われたとされる者に対する、当該 1770 条違反事実の告知

(2) 当該相手方に対する、1770 条違反とされる商品ないしサービスのは是正、修補、交換もしくは修正の要求

この告知は、書面により、配達証明つき内容証明郵便によって、当該取引がなされた場所もしくは相手方のカリフォルニア州内における主要事業所、これらのいずれに対しても実際の告知がなしえないであろう時は、カリフォルニア州国務長官に対してなされなければならない。

(b) 項 (c) 項に規定する場合を除き、前記告知が受領された後 30 日以内に、当該消費者に対して、適切な是正、修補、交換もしくは修正がなされ、もしくは合理的な期間内になされることが合意された場合においては、1780 条の規定による損害賠償を求める訴訟は進行することができない。

(c) 項 1770 条により違法とされる手法、行為もしくは慣行を行い、もしくは行われたとされる者によって、以下の要件が全て存在すると示された場合においては、1781 条の規定による損害賠償を求める訴訟は進行することができない。

(1) 同様の状況にある全ての消費者が特定されたか、そのような消費者を特定する合理的な努力がなされたこと

(2) 特定された全ての消費者に対して、消費者の要望に従い、適切な是正、修補、交換もしくは修正を行う旨の告知がなされたこと

(3) 消費者から要望された当該是正、修補、交換もしくは修正がすでになされたか、合理的期間内になされるであろうこと

(4) 違法である手法、行為もしくは慣行をすでに中止したか、即時の中止が不可能であるか、合理的でない費用を要する場合においては、合理的な期間内に中止されるであろうこと

(d) 項 1770 条の各条項により差止救済を求める訴訟は、(a) 項の規定を遵守することなく、提起することができる。差止救済を求める訴訟の開始から 30 日を経過した後、もしくは (a) 項の規定を遵守した後においては、消費者は、裁判所の許可を要せず、損害賠償の要求をその訴状に追加することができる。差止救済を求める訴状に損害賠償の要求が追加される場合には、(b) 項(c) 項の適当な規定が適用される。

(e) 項 要求を受けた者による本条の規定に従おうとする試みは、妥協に向けた提案と解釈され、証拠法 1152 条による証拠とはならない。さらに、要求に従おうとする試みがなされたによって、1770 条により違法とされる行為や慣行を行っていたことを認めたものとはみなされない。本条の規定に従ったこともしくは従おうとしたことの証拠は、悪意ではなかったこと示す目的、もしくは本条の規定に従っていたことを示す目的のために、被告により提出されうる。

**1783 条** 1770 条の各条項による訴訟は、当該手法、行為、慣行がなされた日から 3 年以内に開始されなければならない。

**1784 条** 1770 条により違法とされる手法、行為、慣行に基づく訴えにおいて、当該手法、行為、慣行を行い、または行われたとされる者が、(a) 当該違反が故意ではなく、誠意ある間違いにより生じたものであって、この間違いを回避しようと合理的な手続をとったにもかかわらず生じたものであることを証明し、(b) 適切な是正、修補、交換もしくは 1782 条の規定に従った商品や役務の補償を行った場合には、損害賠償は認められない。

**カリフォルニア州民法 1750 条以下 (原文)**  
**「消費者の法的救済に関する法律」**

**CALIFORNIA CIVIL CODE**  
**SECTION 1750 et seq**  
**Consumers Legal Remedies Act**

1750. This title may be cited as the Consumers Legal Remedies Act.

1751. Any waiver by a consumer of the provisions of this title is contrary to public policy and shall be unenforceable and void.

1752. The provisions of this title are not exclusive. The remedies provided herein for violation of any section of this title or for conduct proscribed by any section of this title shall be in addition to any other procedures or remedies for any violation or conduct provided for in any other law.

Nothing in this title shall limit any other statutory or any common law rights of the Attorney General or any other person to bring class actions. Class actions by consumers brought under the specific provisions of Chapter 3 (commencing with Section 1770) of this title shall be governed exclusively by the provisions of Chapter 4 (commencing with Section 1780); however, this shall not be construed so as to deprive a consumer of any statutory or common law right to bring a class action without resort to this title. If any act or practice proscribed under this title also constitutes a cause of action in common law or a violation of another statute, the consumer may assert such common law or statutory cause of action under the procedures and with the remedies provided for in such law.

1753. If any provision of this title or the application thereof to any person or circumstance is held to be unconstitutional, the remainder of the title and the application of such provision to other persons or circumstances shall not be affected thereby.

1754. The provisions of this title shall not apply to any transaction which provides for the construction, sale, or construction and sale of an entire residence or all or part of a structure designed for commercial or industrial occupancy, with or without a parcel of real property or an interest therein, or for the sale of a lot or parcel of real property, including any site preparation incidental to such sale.

1755. Nothing in this title shall apply to the owners or employees of any advertising medium, including, but not limited to, newspapers, magazines, broadcast stations, billboards and transit ads, by whom any advertisement in violation of this title is published or disseminated, unless it is established that such owners or employees had knowledge of the deceptive methods, acts or practices declared to be unlawful by Section 1770.

1756. The substantive and procedural provisions of this title shall only apply to actions filed on or after January 1, 1971.

1760. This title shall be liberally construed and applied to promote its underlying purposes, which are to protect consumers against unfair and deceptive business practices and to provide efficient and economical procedures to secure such protection.

1761. As used in this title:

(a) "Goods" means tangible chattels bought or leased for use primarily for personal, family, or household purposes, including certificates or coupons exchangeable for these goods, and including goods which, at the time of the sale or subsequently, are to be so affixed to real property as to become a part of real property, whether or not severable therefrom.

(b) "Services" means work, labor, and services for other than a commercial or business use, including services furnished in connection with the sale or repair of goods.

(c) "Person" means an individual, partnership, corporation, limited liability company, association, or other group, however organized.

(d) "Consumer" means an individual who seeks or acquires, by purchase or lease, any goods or services for personal, family, or household purposes.

(e) "Transaction" means an agreement between a consumer and any other person, whether or not the agreement is a contract enforceable by action, and includes the making of, and the performance pursuant to, that agreement.

(f) "Senior citizen" means a person who is 65 years of age or older.

(g) "Disabled person" means any person who has a physical or mental impairment which substantially limits one or more major life activities.

(1) As used in this subdivision, "physical or mental impairment" means any of the following:

A. Any physiological disorder or condition, cosmetic disfigurement, or anatomical loss substantially affecting one or more of the following body systems: neurological; musculoskeletal; special sense organs; respiratory, including speech organs; cardiovascular; reproductive; digestive; genitourinary; hemic and lymphatic; skin; or endocrine.

B. Any mental or psychological disorder, such as mental retardation, organic brain syndrome, emotional or mental illness, and specific learning disabilities. The term "physical or mental impairment" includes, but is not limited to, such diseases and conditions as orthopedic, visual, speech and hearing impairment, cerebral palsy, epilepsy, muscular dystrophy, multiple sclerosis, cancer, heart disease, diabetes, mental retardation, and emotional illness.

(2) "Major life activities" means functions such as caring for one's self, performing manual tasks, walking, seeing, hearing, speaking, breathing, learning, and working.

(h) "Home solicitation" means any transaction made at the consumer's primary residence, except those transactions initiated by the consumer. A consumer response to an advertisement is not a home solicitation.

1770.

(a) The following unfair methods of competition and unfair or deceptive acts or practices undertaken by any person in a transaction intended to result or which results in the sale or lease of goods or services to any consumer are unlawful:

(1) Passing off goods or services as those of another.

(2) Misrepresenting the source, sponsorship, approval, or certification of goods or services.

(3) Misrepresenting the affiliation, connection, or association with, or certification by, another.

(4) Using deceptive representations or designations of geographic origin in connection with goods or services.

(5) Representing that goods or services have sponsorship, approval, characteristics, ingredients, uses, benefits, or quantities which they do not have or that a person has a

sponsorship, approval, status, affiliation, or connection which he or she does not have.

(6) Representing that goods are original or new if they have deteriorated unreasonably or are altered, reconditioned, reclaimed, used, or secondhand.

(7) Representing that goods or services are of a particular standard, quality, or grade, or that goods are of a particular style or model, if they are of another.

(8) Disparaging the goods, services, or business of another by false or misleading representation of fact.

(9) Advertising goods or services with intent not to sell them as advertised.

(10) Advertising goods or services with intent not to supply reasonably expectable demand, unless the advertisement discloses a limitation of quantity.

(11) Advertising furniture without clearly indicating that it is unassembled if that is the case.

(12) Advertising the price of unassembled furniture without clearly indicating the assembled price of that furniture if the same furniture is available assembled from the seller.

(13) Making false or misleading statements of fact concerning reasons for, existence of, or amounts of price reductions.

(14) Representing that a transaction confers or involves rights, remedies, or obligations which it does not have or involve, or which are prohibited by law.

(15) Representing that a part, replacement, or repair service is needed when it is not.

(16) Representing that the subject of a transaction has been supplied in accordance with a previous representation when it has not.

(17) Representing that the consumer will receive a rebate, discount, or other economic benefit, if the earning of the benefit is contingent on an event to occur subsequent to the consummation of the transaction.

(18) Misrepresenting the authority of a salesperson, representative, or agent to negotiate the final terms of a transaction with a consumer.

(19) Inserting an unconscionable provision in the contract.

(20) Advertising that a product is being offered at a specific price plus a specific percentage of that price unless (1) the total price is set forth in the advertisement, which may include, but is not limited to, shelf tags, displays, and media advertising, in a size larger than any other price in that advertisement, and (2) the specific price plus a specific percentage of that price represents a markup from the seller's costs or from the wholesale price of the product. This subdivision shall not apply to in-store advertising by businesses which are open only to members or cooperative organizations organized pursuant to Division 3 (commencing with Section 12000) of Title 1 of the Corporations Code where more than 50 percent of purchases are made at the specific price set forth in the advertisement.

(21) Selling or leasing goods in violation of Chapter 4 (commencing with Section 1797.8) of Title 1.7.

(22)

(A) Disseminating an unsolicited prerecorded message by telephone without an unrecorded, natural voice first informing the person answering the telephone of the name of the caller or the organization being represented, and either the address or the telephone number of the caller, and without obtaining the consent of that person to listen to the prerecorded message.

(B) This subdivision does not apply to a message disseminated to a business associate, customer, or other person having an established relationship with the person or organization making the call, to a call for the purpose of collecting an existing obligation, or to any call generated at the request of the recipient.

(23) The home solicitation, as defined in subdivision (h) of Section 1761, of a consumer who is a senior citizen where a loan is made encumbering the primary residence of that consumer for the purposes of paying for home improvements and where the transaction is part of a pattern or practice in violation of either subsection (h) or (i) of Section 1639 of Title 15 of the United States Code or subsection (e) of Section 226.32 of Title 12 of the Code of Federal Regulations.

A third party shall not be liable under this subdivision unless (1) there was an agency relationship between the party who engaged in home solicitation and the third party or (2) the third party had actual knowledge of, or participated in, the unfair or deceptive transaction. A third party who is a holder in due course under a home solicitation transaction shall not be liable under this subdivision.

(b)

(1) It is an unfair or deceptive act or practice for a mortgage broker or lender, directly or indirectly, to use a home improvement contractor to negotiate the terms of any loan that is secured, whether in whole or in part, by the residence of the borrower and which is used to finance a home improvement contract or any portion thereof. For purposes of this subdivision, "mortgage broker or lender" includes a finance lender licensed pursuant to the California Finance Lenders Law (Division 9 (commencing with Section 22000) of the Financial Code), a residential mortgage lender licensed pursuant to the California Residential Mortgage Lending Act (Division 20 (commencing with Section 50000) of the Financial Code), or a real estate broker licensed under the Real Estate Law (Division 4 (commencing with Section 10000) of the Business and Professions Code).

(2) This section shall not be construed to either authorize or prohibit a home improvement contractor from referring a consumer to a mortgage broker or lender by this subdivision. However, a home improvement contractor may refer a consumer to a mortgage lender or broker if that referral does not violate Section 7157 of the Business and Professions Code or any other provision of law. A mortgage lender or broker may purchase an executed home improvement contract if that purchase does not violate Section 7157 of the Business and Professions Code or any other provision of law. Nothing in this paragraph shall have any effect on the application of Chapter 1 (commencing with Section 1801) of Title 2 to a home improvement transaction or the financing thereof.

1780.

(a) Any consumer who suffers any damage as a result of the use or employment by any person of a method, act, or practice declared to be unlawful by Section 1770 may bring an action against such person to recover or obtain any of the following:

(1) Actual damages, but in no case shall the total award of damages in a class action be less than one thousand dollars (\$1,000).  
(2) An order enjoining such methods, acts, or practices.  
(3) Restitution of property.  
(4) Punitive damages.  
(5) Any other relief which the court deems proper.

(b) Any consumer who is a senior citizen or a disabled person, as defined in subdivisions (f) and (g) of Section 1761, as part of an action under subdivision (a), may seek and be awarded, in addition to the remedies specified therein, up to five thousand dollars (\$5,000) where the trier of fact (1) finds that the consumer has suffered substantial physical, emotional, or economic damage resulting from the defendant's conduct, (2) makes an affirmative finding in regard to one or more of the factors set forth in subdivision (b) of Section 3345, and (3) finds that an additional award is appropriate. Judgment in a class action by senior citizens or disabled persons under Section 1781 may award each class

member such an additional award where the trier of fact has made the foregoing findings.

(c) An action under subdivision (a) or (b) may be commenced in the county in which the person against whom it is brought resides, has his or her principal place of business, or is doing business, or in the county where the transaction or any substantial portion thereof occurred.

If within any such county there is a municipal or justice court, having jurisdiction of the subject matter, established in the city and county or judicial district in which the person against whom the action is brought resides, has his or her principal place of business, or is doing business, or in which the transaction or any substantial portion thereof occurred, then such court is the proper court for the trial of such action. Otherwise, any municipal or justice court in such county having jurisdiction of the subject matter is the proper court for the trial thereof.

In any action subject to the provisions of this section, concurrently with the filing of the complaint, the plaintiff shall file an affidavit stating facts showing that the action has been commenced in a county or judicial district described in this section as a proper place for the trial of the action. If a plaintiff fails to file the affidavit required by this section, the court shall, upon its own motion or upon motion of any party, dismiss any such action without prejudice.

(d) The court shall award court costs and attorney's fees to a prevailing plaintiff in litigation filed pursuant to this section. Reasonable attorney's fees may be awarded to a prevailing defendant upon a finding by the court that the plaintiff's prosecution of the action was not in good faith.

1781.

(a) Any consumer entitled to bring an action under Section 1780 may, if the unlawful method, act, or practice has caused damage to other consumers similarly situated, bring an action on behalf of himself and such other consumers to recover damages or obtain other relief as provided for in Section 1780.

(b) The court shall permit the suit to be maintained on behalf of all members of the represented class if all of the following conditions exist:

(1) It is impracticable to bring all members of the class before the court.

(2) The questions of law or fact common to the class are substantially similar and predominate over the questions affecting the individual members.

(3) The claims or defenses of the representative plaintiffs are typical of the claims or defenses of the class.

(4) The representative plaintiffs will fairly and adequately protect the interests of the class.

(c) If notice of the time and place of the hearing is served upon the other parties at least 10 days prior thereto, the court shall hold a hearing, upon motion of any party to the action which is supported by affidavit of any person or persons having knowledge of the facts, to determine if any of the following apply to the action:

(1) A class action pursuant to subdivision (b) is proper.

(2) Published notice pursuant to subdivision (d) is necessary to adjudicate the claims of the class.

(3) The action is without merit or there is no defense to the action.

A motion based upon Section 437c of the Code of Civil Procedure shall not be granted in any action commenced as a class action pursuant to subdivision (a).

(d) If the action is permitted as a class action, the court may direct either party to notify each member of the class of the action.

The party required to serve notice may, with the consent of the court, if personal

notification is unreasonably expensive or it appears that all members of the class cannot be notified personally, give notice as prescribed herein by publication in accordance with Section 6064 of the Government Code in a newspaper of general circulation in the county in which the transaction occurred.

(e) The notice required by subdivision (d) shall include the following:

(1) The court will exclude the member notified from the class if he so requests by a specified date.

(2) The judgment, whether favorable or not, will include all members who do not request exclusion.

(3) Any member who does not request exclusion, may, if he desires, enter an appearance through counsel.

(f) A class action shall not be dismissed, settled, or compromised without the approval of the court, and notice of the proposed dismissal, settlement, or compromise shall be given in such manner as the court directs to each member who was given notice pursuant to subdivision (d) and did not request exclusion.

(g) The judgment in a class action shall describe those to whom the notice was directed and who have not requested exclusion and those the court finds to be members of the class. The best possible notice of the judgment shall be given in such manner as the court directs to each member who was personally served with notice pursuant to subdivision (d) and did not request exclusion.

1782.

(a) Thirty days or more prior to the commencement of an action for damages pursuant to the provisions of this title, the consumer shall do the following:

(1) Notify the person alleged to have employed or committed methods, acts or practices declared unlawful by Section 1770 of the particular alleged violations of Section 1770.

(2) Demand that such person correct, repair, replace or otherwise rectify the goods or services alleged to be in violation of Section 1770.

Such notice shall be in writing and shall be sent by certified or registered mail, return receipt requested, to the place where the transaction occurred, such person's principal place of business within California, or, if neither will effect actual notice, the office of the Secretary of State of California.

(b) Except as provided in subdivision (c), no action for damages may be maintained under the provisions of Section 1780 if an appropriate correction, repair, replacement or other remedy is given, or agreed to be given within a reasonable time, to the consumer within 30 days after receipt of such notice.

(c) No action for damages may be maintained under the provisions of Section 1781 upon a showing by a person alleged to have employed or committed methods, acts or practices declared unlawful by Section 1770 that all of the following exist:

(1) All consumers similarly situated have been identified, or a reasonable effort to identify such other consumers has been made.

(2) All consumers so identified have been notified that upon their request such person shall make the appropriate correction, repair, replacement or other remedy of the goods and services.

(3) The correction, repair, replacement or other remedy requested by such consumers has been, or, in a reasonable time, shall be, given.

(4) Such person has ceased from engaging, or if immediate cessation is impossible or unreasonably expensive under the circumstances, such person will, within a reasonable time, cease to engage, in such methods, act, or practices.

(d) An action for injunctive relief brought under the specific provisions of Section 1770

may be commenced without compliance with the provisions of subdivision (a). Not less than 30 days after the commencement of an action for injunctive relief, and after compliance with the provisions of subdivision (a), the consumer may amend his complaint without leave of court to include a request for damages. The appropriate provisions of subdivision (b) or (c) shall be applicable if the complaint for injunctive relief is amended to request damages.

(e) Attempts to comply with the provisions of this section by a person receiving a demand shall be construed to be an offer to compromise and shall be inadmissible as evidence pursuant to Section 1152 of the Evidence Code; furthermore, such attempts to comply with a demand shall not be considered an admission of engaging in an act or practice declared unlawful by Section 1770. Evidence of compliance or attempts to comply with the provisions of this section may be introduced by a defendant for the purpose of establishing good faith or to show compliance with the provisions of this section.

1783. Any action brought under the specific provisions of Section 1770 shall be commenced not more than three years from the date of the commission of such method, act, or practice.

1784. No award of damages may be given in any action based on a method, act, or practice declared to be unlawful by Section 1770 if the person alleged to have employed or committed such method, act, or practice

(a) proves that such violation was not intentional and resulted from a bona fide error notwithstanding the use of reasonable procedures adopted to avoid any such error and

(b) makes an appropriate correction, repair or replacement or other remedy of the goods and services according to the provisions of subdivisions (b) and (c) of Section 1782.

## 弁護士委任契約書例

### 弁護士代理に関する合意書

本書をもって、Girard Gibbs 法律事務所 LLP (以下「弁護士」という。) が

Jane Doe

(以下「依頼者」という) を、「請求」に関わる「企業」に対する「依頼者」の訴えにつき、代理することにつき合意した。

「弁護士」は、下記の条項及び条件により、「依頼者」を代理することに同意する。

1. 「弁護士」は、「依頼者」のために、「弁護士」によって提起された訴訟において、同様の状況にある消費者によるクラスの認証が得られるよう、最善の努力を行う。
2. 当該訴訟がクラスアクションとして認証された場合、「依頼者」は、クラス構成員の一員として、クラスアクションに適用される規律に従い、当該クラスアクションの全部ないしは一部に対するいかなる和解提案に対しても、承認し、反対し、意見を述べる権利を有し、また、「弁護士」に生じた当該訴訟における実費の補填及び弁護士報酬の裁定に関するいかなる申立に対しても、承認し、反対し、意見を述べる権利を有する。当該訴訟がクラスアクションとして認証され、判決によると和解によるとを問わず原告クラスの為に金銭的賠償が得られた場合には、「弁護士」は、裁判所に対して、実費の補填及び弁護士報酬につき、金銭的賠償の他にもしくはこれに加えて被告に負担させるよう求める。
3. 「弁護士」の努力が最終的に「依頼者」の金銭的な賠償に結びつかなかつた場合には、「弁護士」は「依頼者」に実費の補填及び弁護士報酬を請求することができない。
4. 「依頼者」は、クラス代表者の任務について、「弁護士」と十分な話し合いを行い、「依頼者」をクラス構成員の一人とする原告クラスのクラス代表者として行動することに同意する。「依頼者」は、「弁護士」がこの訴訟の結果につき何らの約束をしていないこと、及び「弁護士」が提供したいかなる意見もこの訴訟の結果を保証するものではないことを承認する。
5. この同意は、両当事者間における完全合意を構成する。この合意の発行日以前になされた他の合意書、文書、約束は、両当事者を拘束しない。

日付 : \_\_\_\_\_

署名 : \_\_\_\_\_

Daniel C. Girard  
GIRARD GIBBS LLP

日付 : \_\_\_\_\_

署名 : \_\_\_\_\_

Jane Doe

# GIRARD GIBBS LLP

Attorneys at Law

601 California Street, 14th Floor | San Francisco, CA 94108-2805  
Tel: 415.981.4800 | Fax: 415.981.4846 | [www.girardgibbs.com](http://www.girardgibbs.com)

## ATTORNEY REPRESENTATION AGREEMENT

It is hereby agreed that the law firm of Girard Gibbs, A Limited Liability Partnership (hereinafter "ATTORNEYS"), shall represent

Jane Doe

(hereinafter "CLIENT") with regard to CLIENT'S claims against COMPANY in connection with CLAIM.

ATTORNEYS agree to represent CLIENT on the following terms and conditions:

1. ATTORNEYS shall undertake and use their best efforts to obtain certification of a class of similarly situated consumers in an action to be filed by ATTORNEYS on behalf of CLIENT.
2. In the event that the action is certified as a class action, CLIENT will retain the right, as a class member, under the rules applicable to class actions to approve, oppose, or comment upon any proposed settlement of all or part of the class action, and to approve, oppose or comment upon any application for reimbursement of costs and award of attorneys' fees made therein by ATTORNEYS. If the action is certified as a class action, and if a monetary recovery is obtained therein for the plaintiff class, either by settlement or judgment, ATTORNEYS will apply to the court for reimbursement of their costs and payment of their fees by defendants out of, or in addition to, such recovery.
3. In no event shall ATTORNEYS be entitled to reimbursement of costs or payment of attorneys' fees by CLIENT if ATTORNEYS' efforts do not ultimately result in a monetary recovery by CLIENT.
4. CLIENT has discussed with ATTORNEYS the duties of class representatives and agrees to serve as a Class Representative for the plaintiff class of which CLIENT is a member. CLIENT acknowledges that ATTORNEYS have made no promises about the outcome of this action and that any opinion offered by ATTORNEYS in the future will not constitute a guaranty about the outcome of this action.

5. This Agreement contains the entire agreement of the parties. No other agreement, statement, or promise made on or before the effective date of this Agreement will be binding on the parties.

DATED: \_\_\_\_\_

By: \_\_\_\_\_

Daniel C. Girard  
**GIRARD GIBBS LLP**

DATED: \_\_\_\_\_

By: \_\_\_\_\_

Jane Doe

## クラスアクション訴訟の訴状例 (i-pod 事件)

(Girard Gibbs 法律事務所から提供されたものを河原田幸子弁護士が要約訳)

サンメテオ郡カリフォルニア上位裁判所

iPod 事件

クラスアクション

併合された下記に基づく損害賠償請求及びエクイティ上の救済請求

1. 消費者の法的救済に関する法律 (1750条以下) 違反
2. 不正競争法 (事業者・専門家法律集 17200条以下) に反する不法且つ不公正で詐欺的な商法
3. 虚偽広告法 (事業者及び専門家法律集 17500条以下) に反する虚偽広告

### I. 序文 (以下、本文を適宜要約したものである。以後同じ。)

Apple 社は、今日の市場において、最もよく知られ且つ売上第 1 位を誇る MP3 プレイヤーの iPod を製造、販売しており、宣伝広告媒体において、iPod が、技術的に非常に進化し、洗練された MP3 プレイヤーであること、また、消費者は、iPod により、何年にもわたって、自分の音楽コレクションを蓄積し、これを聞くことができるとして公表している。

また、Apple 社は、iPod が再充電可能なリチウムイオン電池 (以下「本件電池」という。) を備えており、モデルにもよるが、10 時間の連続再生ができるようデザインされていること、本件電池は製品寿命の続く限り使用可能となるようデザインされていること、iPod は、少なくとも 27 年間にわたって使用可能であり、いつでもどこでも毎日使用するために設計されているとも広告している。

しかし、Apple 社の広告に反して、iPod は、宣伝広告に謳われている 10 時間の半分しか連続再生ができず、iPod 所有者は、1 年足らずの内に、電池の能力が著しく下がったり、電池が完全に使えなくなったりという経験をしている。

顧客が Apple 社に iPod の電池に関する苦情を申し出ると、Apple 社は、当初、顧客に対して、iPod を返却し且つ電池交換のために最大 200 ドルの費用を払うか、全く新しいものを買う必要があると説明した。しかし、どの広告媒体や取扱説明書にも、このような説明は記載されていない。

そこで、原告は、彼ら自身のため、また彼らと同様の状況にある全ての人たために、さらに一般の合衆国市民のために、iPod の広告及び販売に関する被告 Apple 社の行為及び不作為が、消費者の法的救済に関する法律 1750 条以下、不正競争法 (事業者・専門家法律集 17200 条以下)、虚偽広告法 (事業者及び専門家法律集 17500 条以下) に違反している旨申し立てるとともに、損害賠償並びに、取消、原状回復、不当利得の吐き出しを含むエクイティ (衡平法) 上の宣言的救済 (宣言的判決) を請求する。

### II. 裁判権と裁判地

この裁判所は、本訴訟について、カリフォルニア憲法第 6 編第 10 章、及び民事訴訟法典 410.10 条に基づき裁判権を有する。

Apple 社は、カリフォルニアの会社であり、カリフォルニアに本部を置き、カリフォルニアにおいて営業活動を行うことを登録しており、当該裁判所は、Apple 社に対する裁判権を有する。

裁判地は、民事訴訟法典 395 条により、この裁判所が適切である。

### III. 当事者

各原告について、居住地並びに原告が iPod を購入及び（又は）所有していることが記載されている。

また、被告 Apple 社が、カリフォルニアの住所地に本部を置くカリフォルニアの会社であることが記載されている。

### IV. 実体的主張

1 iPod は、今日の市場において売上第 1 位を誇る MP3 プレイヤーである。

第 1 世代の iPod は 5GB で 399 ドル、第 2 世代では 5GB で 399 ドルまたは 10GB で 499 ドル、最新世代では 5GB で 299 ドル、10GB で 399 ドル、20GB で 499 ドルで小売されている。

他方、Apple 社は、2003 年の第四半期において、336,000 台の iPod を出荷し、四半期の売上としては記録となる 121,000,000 ドルの収入をあげたと発表した。ちなみに、iPod が紹介された 2001 年 10 月以来、Apple 社は、世界中で 140 万台以上の iPod を販売している。

2 Apple 社は、iPod は 8 時間から 10 時間の連続演奏が可能であるという誤った宣伝をしている。

例えば、第 1 世代の iPod の場合、Apple 社は、本件電池を充電することによって、iPod では 10 時間の連続再生が可能であると広告しており、第 2 世代、第 3 世代の iPod でも、Apple 社は同様の広告を行っており、同社の CEO であるスティーブ・ジョブズは、このような説明を確認している。

しかし、モデルの如何を問わず、iPod の本件電池は、広告に謳われた時間の連続再生を可能にするものではなかった。

実際に、iPod 所有者は、Apple 社に対して、iPod の電池は広告通りに稼働しない（広告の半分程度であるとか、3、4 時間しか稼働しないとか）と苦情を申し出た。

Apple 社内部の検討会議においても、この問題に関する言及が多数寄せられていた。

3 Apple 社は、iPod とその電池は数年にもわたって稼働するという誤った宣伝をしている。

しかし、現実には、Apple 社の説明する期間どおり、iPod の電池は稼働していない。およそ 12 ヶ月から 18 ヶ月が過ぎると、iPod 所有者は、電池機能の著しい低下及び（又は）完全な電池機能の喪失を経験している。

消費者は、インターネットのウェブサイト上に、iPod の電池に関する苦情を掲載し、Apple 社内の検討会議においてさえ、この問題が取り上げられていた。

4 Apple 社は、1 年を超えて iPod を稼働させ続けるためには、顧客がかなりの費用負担を強いられるという内容を公表しなかった。

顧客が Apple 社に、iPod の電池の機能低下や機能喪失について苦情を申し出ると、Apple 社は、顧客に対して、200 ドル或いはそれ以上の費用を払って iPod を修理するか、新しい iPod を買う必要があると回答していた。

しかし、Apple 社による広告媒体等には、購入者は自分で電池を交換しないようという警告がなされていた。

2003年11月、Apple社は、ようやく公的に電池の問題を認め、正式な iPod 電池交換プログラムを開始した。電池交換プログラム以前は、iPod には 90 日という限定された保証しかなく、その後も、保証期間は 1 年間に延長されるに過ぎなかった。

iPod 電池交換プログラムを使うには、99 ドルと配送料として 6.95 ドル、合計 105.95 ドルが必要となる。

しかし、iPod の宣伝広告媒体において、Apple 社は、購入者に対して、1 年を経過した iPod を使い続けていくためにかなりの費用が必要となることを明らかにしないまま、iPod が技術的に進んだ MP 3 プレイヤーであることばかりを強調してきた。

原告が訴訟を提起して初めて、Apple 社は宣伝広告媒体において、iPod の電池は、充電サイクルに限界があり、定期的に交換する必要があることを明示するようになった。

5 Apple 社は、前述の iPod 電池の不具合から多額の利益を得ている。

#### V クラスアクションの主張

原告は、本訴訟をクラスアクションとして提起し、初めにクラスを下記のとおり定義する。

##### 記

Apple 社の iPod を所有する全ての人。但し、クラスからは、次の人に除く。即ち、Apple 社、Apple 社が利益を支配しうるあらゆる実体、Apple 社の役員、法的代理人、相続人、承継人、Apple 社の財産の譲受人並びに本訴訟に関与した全ての裁判官とその家族。

1 クラスの多数性—カリフォルニア州民事訴訟法 382 条、カリフォルニア州民法 1781 条(b)項(1)、連邦民事訴訟規則 23 条(a)項(1)

Apple 社は、2001 年 10 月の iPod 発売以来、140,000,000 台の iPod を販売しており、クラス構成員が多数であることは明らかである。正確な数や構成員の住所を原告が知ることは不可能であるが、この点は、被告 Apple 社の有する記録から明らかにすることが可能である。この訴訟が係属していることのクラス構成員に対する通知は、速達郵便か電子メール及び必要であれば公告により行うことができる。

2 事実と法律に関する共通性の存在と優越性—カリフォルニア州民事訴訟法 382 条、カリフォルニア州民法 1781 条(b)項(2)、連邦民事訴訟規則 23 条(a)項(2)、(b)項(3)

事実及び法律に関する共通の問題が、全てのクラス構成員の間に存在し、これらの問題は、個人の構成員のみに影響する問題よりも優越するものである。

共通の法律及び事実に関する問題として、a. Apple 社は、iPod の交換不可能で再充電可能なリチウムイオン電池が、通常使用時において、8 時間から 10 時間の連続演奏が可能なものであると誤って広告したのかどうか、b. Apple 社は、iPod が毎日、いつでも、どこでも使用できるようデザインされていると誤って広告したのかどうか、など、計 13 項目の問題が列挙されている。

3 典型性—カリフォルニア州民法 1781 条(b)項(3)、連邦民事訴訟規則 23 条(a)項(3)

原告はそれぞれ Apple 社の iPod を購入及び（又は）所有している者であるから、原告の請求は、クラス構成員の請求として典型的なものである。

4 適切代表性—カリフォルニア州民法 1781 条(b)項(4)、連邦民事訴訟規則 23 条(a)項(4)

原告の利益は、代表するクラス構成員の利益と衝突するものではないから、クラス構成員の代表として適切である。

また、原告は、能力があり複雑形態の訴訟に精通した代理人弁護士をつけています。

以上より、クラス構成員の利益は、原告と代理人によって、公正かつ適切に守られていく。

5 優越性—民事訴訟法典 382 条、連邦民事訴訟規則 23 条(b)項(3)

このクラスアクションは、原告やクラスメンバーが取りうる他の手段に優位している。

各クラス構成員が蒙った損害は限られたものだが、各クラス構成員が、個人個人で、被告の誤った行動を効果的に是正していくことは不可能であるし、仮に、個々人が訴訟をしたとしても、裁判所は対応しきれないだろう。

他方、クラスアクションは、運営上の問題は少なくして、1つの裁判所による包括的な訴訟指揮によって、訴訟経済に資するものである。

### 請求

第1の請求原因：消費者の法的救済に関する法律（1750条以下）違反

第2の請求原因：不正競争法（事業者・専門家法律集17200条以下）に反する不法且つ不公正で詐欺的な商法

第3の請求原因：虚偽広告法（事業者及び専門家法律集17500条以下）に反する虚偽広告

### VI 請求趣旨申立

- a. 提案されたクラスを認証し、原告と原告代理人を前記クラスの代表と定める旨の決定
- b. 宣言的救済、原状回復、不当利得の吐き出しの決定
- c. iPod の販売及び販売後のサポートにより得た金銭について擬制信託を課する旨の決定
- d. Apple 社は、iPod の電池に問題があると判明している iPod 購入者に対する告知を行う旨の決定
- e. Apple 社は、iPod 製品を購入した顧客に対して、無償で適切な電池交換サービスを提供する旨の決定
- f. 被告に対して、本訴訟で述べた被告の不法な行為を差し止める旨の決定
- g. 判決前及び判決後の利息を与える旨の決定
- h. 原告が合理的な弁護士報酬と訴訟に要した費用（専門家証人の費用を含む）の支払を受ける旨の決定
- i. 裁判所が適切と考える他の救済方法を原告に与える旨の決定

陪審員による審理（トライアル）を要求すること

日付

署名

1 Eric H. Gibbs (State Bar No. 178658)  
2 Karen L. Hindin (State Bar No. 172226)  
3 Rosemary M. Rivas (State Bar No. 209147)  
4 **GIRARD GIBBS & De BARTOLOMEO LLP**  
5 601 California Street, Suite 1400  
6 San Francisco, California 94108  
7 Telephone: (415) 981-4800  
8 Facsimile: (415) 981-4846

9 Steven N. Williams (State Bar No. 175489)  
10 Elizabeth C. Pritzker (State Bar No. 146267)  
11 Niki B. Okcu (State Bar No. 229345)  
12 **COTCHETT, PITRE, SIMON & McCARTHY**  
13 San Francisco Airport Office Center  
14 840 Malcolm Road, Suite 200  
15 Burlingame, California 94010  
16 Telephone: (650) 697-6000

17 Counsel for Plaintiffs

18 [Additional Counsel Listing On Signature Page]

19 **SUPERIOR COURT OF THE STATE OF CALIFORNIA**

20 **COUNTY OF SAN MATEO**

21 Coordination Proceeding Special Title      }      Judicial Council Coordination Proceeding No. 4335  
22 (Rule 1550 (b))      }  
23 **IPOD CASES**      }  
24 Included Actions:      }  
25 LISA CHIN, etc. v. APPLE COMPUTER,      }  
26 INC.      }  
27 ANDREW E. WESTLEY, etc. v. APPLE      }  
28 COMPUTER, INC.      }  
29 CASEY HUGHES, etc. v. APPLE      }  
30 COMPUTER, INC.      }  
31 BRENDA KEEGAN, etc. v. APPLE      }  
32 COMPUTER, INC.      }  
33 COURTNEY CRAFT, etc. v. APPLE      }  
34 COMPUTER, INC.      }  
35 STEVE YAMIN, etc. v. APPLE      }  
36 COMPUTER, INC.      }  
37 SAM WAGYA, etc. v. APPLE      }  
38 COMPUTER, INC.      }

39      }  
40      }  
41      }  
42      }  
43      }  
44      }  
45      }  
46      }  
47      }  
48      }  
49      }  
50      }  
51      }  
52      }  
53      }  
54      }  
55      }  
56      }  
57      }  
58      }  
59      }  
60      }  
61      }  
62      }  
63      }  
64      }  
65      }  
66      }  
67      }  
68      }  
69      }  
70      }  
71      }  
72      }  
73      }  
74      }  
75      }  
76      }  
77      }  
78      }  
79      }  
80      }  
81      }  
82      }  
83      }  
84      }  
85      }  
86      }  
87      }  
88      }  
89      }  
90      }  
91      }  
92      }  
93      }  
94      }  
95      }  
96      }  
97      }  
98      }  
99      }  
100      }  
101      }  
102      }  
103      }  
104      }  
105      }  
106      }  
107      }  
108      }  
109      }  
110      }  
111      }  
112      }  
113      }  
114      }  
115      }  
116      }  
117      }  
118      }  
119      }  
120      }  
121      }  
122      }  
123      }  
124      }  
125      }  
126      }  
127      }  
128      }  
129      }  
130      }  
131      }  
132      }  
133      }  
134      }  
135      }  
136      }  
137      }  
138      }  
139      }  
140      }  
141      }  
142      }  
143      }  
144      }  
145      }  
146      }  
147      }  
148      }  
149      }  
150      }  
151      }  
152      }  
153      }  
154      }  
155      }  
156      }  
157      }  
158      }  
159      }  
160      }  
161      }  
162      }  
163      }  
164      }  
165      }  
166      }  
167      }  
168      }  
169      }  
170      }  
171      }  
172      }  
173      }  
174      }  
175      }  
176      }  
177      }  
178      }  
179      }  
180      }  
181      }  
182      }  
183      }  
184      }  
185      }  
186      }  
187      }  
188      }  
189      }  
190      }  
191      }  
192      }  
193      }  
194      }  
195      }  
196      }  
197      }  
198      }  
199      }  
200      }  
201      }  
202      }  
203      }  
204      }  
205      }  
206      }  
207      }  
208      }  
209      }  
210      }  
211      }  
212      }  
213      }  
214      }  
215      }  
216      }  
217      }  
218      }  
219      }  
220      }  
221      }  
222      }  
223      }  
224      }  
225      }  
226      }  
227      }  
228      }  
229      }  
230      }  
231      }  
232      }  
233      }  
234      }  
235      }  
236      }  
237      }  
238      }  
239      }  
240      }  
241      }  
242      }  
243      }  
244      }  
245      }  
246      }  
247      }  
248      }  
249      }  
250      }  
251      }  
252      }  
253      }  
254      }  
255      }  
256      }  
257      }  
258      }  
259      }  
260      }  
261      }  
262      }  
263      }  
264      }  
265      }  
266      }  
267      }  
268      }  
269      }  
270      }  
271      }  
272      }  
273      }  
274      }  
275      }  
276      }  
277      }  
278      }  
279      }  
280      }  
281      }  
282      }  
283      }  
284      }  
285      }  
286      }  
287      }  
288      }  
289      }  
290      }  
291      }  
292      }  
293      }  
294      }  
295      }  
296      }  
297      }  
298      }  
299      }  
300      }  
301      }  
302      }  
303      }  
304      }  
305      }  
306      }  
307      }  
308      }  
309      }  
310      }  
311      }  
312      }  
313      }  
314      }  
315      }  
316      }  
317      }  
318      }  
319      }  
320      }  
321      }  
322      }  
323      }  
324      }  
325      }  
326      }  
327      }  
328      }  
329      }  
330      }  
331      }  
332      }  
333      }  
334      }  
335      }  
336      }  
337      }  
338      }  
339      }  
340      }  
341      }  
342      }  
343      }  
344      }  
345      }  
346      }  
347      }  
348      }  
349      }  
350      }  
351      }  
352      }  
353      }  
354      }  
355      }  
356      }  
357      }  
358      }  
359      }  
360      }  
361      }  
362      }  
363      }  
364      }  
365      }  
366      }  
367      }  
368      }  
369      }  
370      }  
371      }  
372      }  
373      }  
374      }  
375      }  
376      }  
377      }  
378      }  
379      }  
380      }  
381      }  
382      }  
383      }  
384      }  
385      }  
386      }  
387      }  
388      }  
389      }  
390      }  
391      }  
392      }  
393      }  
394      }  
395      }  
396      }  
397      }  
398      }  
399      }  
400      }  
401      }  
402      }  
403      }  
404      }  
405      }  
406      }  
407      }  
408      }  
409      }  
410      }  
411      }  
412      }  
413      }  
414      }  
415      }  
416      }  
417      }  
418      }  
419      }  
420      }  
421      }  
422      }  
423      }  
424      }  
425      }  
426      }  
427      }  
428      }  
429      }  
430      }  
431      }  
432      }  
433      }  
434      }  
435      }  
436      }  
437      }  
438      }  
439      }  
440      }  
441      }  
442      }  
443      }  
444      }  
445      }  
446      }  
447      }  
448      }  
449      }  
450      }  
451      }  
452      }  
453      }  
454      }  
455      }  
456      }  
457      }  
458      }  
459      }  
460      }  
461      }  
462      }  
463      }  
464      }  
465      }  
466      }  
467      }  
468      }  
469      }  
470      }  
471      }  
472      }  
473      }  
474      }  
475      }  
476      }  
477      }  
478      }  
479      }  
480      }  
481      }  
482      }  
483      }  
484      }  
485      }  
486      }  
487      }  
488      }  
489      }  
490      }  
491      }  
492      }  
493      }  
494      }  
495      }  
496      }  
497      }  
498      }  
499      }  
500      }  
501      }  
502      }  
503      }  
504      }  
505      }  
506      }  
507      }  
508      }  
509      }  
510      }  
511      }  
512      }  
513      }  
514      }  
515      }  
516      }  
517      }  
518      }  
519      }  
520      }  
521      }  
522      }  
523      }  
524      }  
525      }  
526      }  
527      }  
528      }  
529      }  
530      }  
531      }  
532      }  
533      }  
534      }  
535      }  
536      }  
537      }  
538      }  
539      }  
540      }  
541      }  
542      }  
543      }  
544      }  
545      }  
546      }  
547      }  
548      }  
549      }  
550      }  
551      }  
552      }  
553      }  
554      }  
555      }  
556      }  
557      }  
558      }  
559      }  
560      }  
561      }  
562      }  
563      }  
564      }  
565      }  
566      }  
567      }  
568      }  
569      }  
570      }  
571      }  
572      }  
573      }  
574      }  
575      }  
576      }  
577      }  
578      }  
579      }  
580      }  
581      }  
582      }  
583      }  
584      }  
585      }  
586      }  
587      }  
588      }  
589      }  
590      }  
591      }  
592      }  
593      }  
594      }  
595      }  
596      }  
597      }  
598      }  
599      }  
600      }  
601      }  
602      }  
603      }  
604      }  
605      }  
606      }  
607      }  
608      }  
609      }  
610      }  
611      }  
612      }  
613      }  
614      }  
615      }  
616      }  
617      }  
618      }  
619      }  
620      }  
621      }  
622      }  
623      }  
624      }  
625      }  
626      }  
627      }  
628      }  
629      }  
630      }  
631      }  
632      }  
633      }  
634      }  
635      }  
636      }  
637      }  
638      }  
639      }  
640      }  
641      }  
642      }  
643      }  
644      }  
645      }  
646      }  
647      }  
648      }  
649      }  
650      }  
651      }  
652      }  
653      }  
654      }  
655      }  
656      }  
657      }  
658      }  
659      }  
660      }  
661      }  
662      }  
663      }  
664      }  
665      }  
666      }  
667      }  
668      }  
669      }  
670      }  
671      }  
672      }  
673      }  
674      }  
675      }  
676      }  
677      }  
678      }  
679      }  
680      }  
681      }  
682      }  
683      }  
684      }  
685      }  
686      }  
687      }  
688      }  
689      }  
690      }  
691      }  
692      }  
693      }  
694      }  
695      }  
696      }  
697      }  
698      }  
699      }  
700      }  
701      }  
702      }  
703      }  
704      }  
705      }  
706      }  
707      }  
708      }  
709      }  
710      }  
711      }  
712      }  
713      }  
714      }  
715      }  
716      }  
717      }  
718      }  
719      }  
720      }  
721      }  
722      }  
723      }  
724      }  
725      }  
726      }  
727      }  
728      }  
729      }  
730      }  
731      }  
732      }  
733      }  
734      }  
735      }  
736      }  
737      }  
738      }  
739      }  
740      }  
741      }  
742      }  
743      }  
744      }  
745      }  
746      }  
747      }  
748      }  
749      }  
750      }  
751      }  
752      }  
753      }  
754      }  
755      }  
756      }  
757      }  
758      }  
759      }  
760      }  
761      }  
762      }  
763      }  
764      }  
765      }  
766      }  
767      }  
768      }  
769      }  
770      }  
771      }  
772      }  
773      }  
774      }  
775      }  
776      }  
777      }  
778      }  
779      }  
780      }  
781      }  
782      }  
783      }  
784      }  
785      }  
786      }  
787      }  
788      }  
789      }  
790      }  
791      }  
792      }  
793      }  
794      }  
795      }  
796      }  
797      }  
798      }  
799      }  
800      }  
801      }  
802      }  
803      }  
804      }  
805      }  
806      }  
807      }  
808      }  
809      }  
810      }  
811      }  
812      }  
813      }  
814      }  
815      }  
816      }  
817      }  
818      }  
819      }  
820      }  
821      }  
822      }  
823      }  
824      }  
825      }  
826      }  
827      }  
828      }  
829      }  
830      }  
831      }  
832      }  
833      }  
834      }  
835      }  
836      }  
837      }  
838      }  
839      }  
840      }  
841      }  
842      }  
843      }  
844      }  
845      }  
846      }  
847      }  
848      }  
849      }  
850      }  
851      }  
852      }  
853      }  
854      }  
855      }  
856      }  
857      }  
858      }  
859      }  
860      }  
861      }  
862      }  
863      }  
864      }  
865      }  
866      }  
867      }  
868      }  
869      }  
870      }  
871      }  
872      }  
873      }  
874      }  
875      }  
876      }  
877      }  
878      }  
879      }  
880      }  
881      }  
882      }  
883      }  
884      }  
885      }  
886      }  
887      }  
888      }  
889      }  
890      }  
891      }  
892      }  
893      }  
894      }  
895      }  
896      }  
897      }  
898      }  
899      }  
900      }  
901      }  
902      }  
903      }  
904      }  
905      }  
906      }  
907      }  
908      }  
909      }  
910      }  
911      }  
912      }  
913      }  
914      }  
915      }  
916      }  
917      }  
918      }  
919      }  
920      }  
921      }  
922      }  
923      }  
924      }  
925      }  
926      }  
927      }  
928      }  
929      }  
930      }  
931      }  
932      }  
933      }  
934      }  
935      }  
936      }  
937      }  
938      }  
939      }  
940      }  
941      }  
942      }  
943      }  
944      }  
945      }  
946      }  
947      }  
948      }  
949      }  
950      }  
951      }  
952      }  
953      }  
954      }  
955      }  
956      }  
957      }  
958      }  
959      }  
960      }  
961      }  
962      }  
963      }  
964      }  
965      }  
966      }  
967      }  
968      }  
969      }  
970      }  
971      }  
972      }  
973      }  
974      }  
975      }  
976      }  
977      }  
978      }  
979      }  
980      }  
981      }  
982      }  
983      }  
984      }  
985      }  
986      }  
987      }  
988      }  
989      }  
990      }  
991      }  
992      }  
993      }  
994      }  
995      }  
996      }  
997      }  
998      }  
999      }  
1000      }

FIRST AMENDED CONSOLIDATED COMPLAINT  
Judicial Council Coordination Proceeding No. 4355

1 Plaintiffs Lisa Chin, Courtney Craft, Casey Hughes, Brenda Keegan, Sam Wagya, Andrew  
2 Westley, and Steve Yamin, by and through their attorneys, based on their individual experience and the  
3 investigation of counsel, and on information and belief, allege on behalf of themselves, on behalf of all  
4 others similarly situated, and on behalf of the General Public of the United States as follows:

5 **I.**

6 **INTRODUCTION**

7 1. Apple Computer, Inc. ("Defendant" or "Apple") manufactures, markets, distributes and  
8 sells the iPod, a portable digital music player, known as an "MP3 player", which utilizes an internal hard  
9 drive to allow users to download, store and play music. Customers pay \$299 to \$499 for the iPod,  
10 depending on the model. The iPod is the most popular and best-selling MP3 player on the market today,  
11 beating out other rivals from manufacturers such as Dell and Panasonic.

12 2. In its marketing and promotional materials, Apple represents that the iPod is a  
13 technologically advanced and sophisticated MP3 player that will allow consumers to store and listen to  
14 their entire music collection for several years.

15 3. The iPod is advertised as containing a "rechargeable" lithium-ion battery that provides up  
16 to ten hours of continuous music playback, depending on the model. Apple represents that the iPod's  
17 rechargeable battery is designed to last for the life of the product. Apple also represents that the iPod  
18 can be expected to last at least 27 years.

19 4. Apple further advertises that the iPod is designed for daily use, anywhere and anytime.  
20 For instance, Apple advertises that the iPod is the first MP3 player to hold 2,000 songs, allowing users to  
21 take their entire music collection with them, wherever they go. Additionally, Apple advertises that the  
22 iPod fits easily into a clothes pocket, allowing users to travel with their music, whether hiking, running  
23 or mountain biking. Apple's advertisements state that the iPod is "all about freedom. The freedom to  
24 enjoy your entire music collection, anytime, anywhere."

25 5. Contrary to Apple's representations, the iPod only provides about half of the promised ten  
26 hours of continuous music playback. Furthermore, iPod owners experience a substantial decrease in  
27 battery performance or complete battery loss within as little as one year.

28 6. When customers complained to Apple about the iPod's battery decrease or loss, Apple

1 initially told that they must return the iPod and pay a fee of up to \$200 to replace the battery, or told  
2 them to buy an entirely new unit. Nowhere in any of its promotional materials or owner's manuals did  
3 Apple disclose that the iPod battery is of limited use, or that the purchaser must incur significant future  
4 costs to maintain the utility of, or to use, the iPod for any reasonable period of time.

5       7. Apple Vice-President of Worldwide Producing Marketing, Phillip Schiller, explained the  
6 corporate attitude that led to Apple's failure to disclose the material attribute about the Ipod's battery by  
7 telling The New York Times "[c]onsumers [] don't care about technical specs; they care about how many  
8 songs it holds, how quickly they can transfer them, how good the sound quality is."

9       8. Plaintiffs allege, on behalf of themselves, on behalf of all others similarly situated, and  
10 on behalf of the general public of the United States, that Defendant's actions and omissions in  
11 connection with the marketing and sale of the iPod violate the Consumers Legal Remedies Act, §§ 1750  
12 et seq., the Unfair Competition Law, Bus. & Prof. Code §§ 17200 et seq. and the False Advertising Act,  
13 Bus. & Prof. Code §§ 17500 et seq. Accordingly, on behalf of themselves and on behalf of the general  
14 public of the United States, Plaintiffs seek damages, declaratory and equitable relief, including  
15 rescission, restitution, and disgorgement.

III.

#### **JURISDICTION AND VENUE**

18        9.     This action asserts claims under the Consumers Legal Remedies Act §§ 1750 et  
19     seq., the Unfair Competition Law, Business and Professions Code §§ 17200 et seq., and the False  
20     Advertising Law, Business and Professions Code §§ 17500 et seq. This Court has jurisdiction over this  
21     action under Article 6, section 10 of the California Constitution and Code of Civil Procedure § 410.10.

22 10. This Court has jurisdiction over Apple, as Apple is a California corporation, maintains its  
23 headquarters in California, is registered to conduct business within California, conducts substantial  
24 business within California, and the conduct alleged in herein occurred in and/or emanated from  
25 California.

26        11.      Venue is proper in this Court under Code of Civil Procedure section 395, because,  
27 among other things, Apple maintains its headquarters in Santa Clara County, California, most if not all  
28 of the events complained of herein occurred in or emanated from Santa Clara County, California, and

Defendant conducts substantial business within Santa Clara County, California.

III.

## PARTIES

12. Plaintiff Lisa Chin is a resident of San Mateo, California. Lis Chin purchased and/or owns an Apple iPod.

13. Plaintiff Courtney Craft is a resident of Melrose, Massachusetts. Courtney Craft purchased and/or owns an Apple iPod.

14. Plaintiff Casey Hughes is a resident of Los Angeles, California. Casey Hughes purchase and/or owns an Apple iPod.

15. Plaintiff Brenda Keegan is a resident of Oakland, California. Brenda Keegan purchased and/or owns an Apple iPod.

16. Plaintiff Sam Wagya is a resident of Los Angeles, California. Sam Wagya purchased and/or owns an Apple iPod.

17. Plaintiff Andrew Westley is a resident of San Francisco, California. Andrew Westley purchased and/or owns an Apple iPod.

18. Plaintiff Steve Yamin is a resident of \_\_\_\_\_, Steve Yamin purchased and/or owns an Apple iPod.

19. Defendant Apple Computer, Inc. is a California corporation with its headquarters located at 1 Infinite Loop, Cupertino, California 95014.

20. Plaintiffs are ignorant of the true names and capacities of Defendants sued herein as Does 1-100, inclusive, and therefore sue these Defendants by such fictitious names. Plaintiffs will amend this complaint to allege their true names and capacities when ascertained. Plaintiffs are informed and believe and thereon allege that each of the fictitiously-named Defendants is an agent, co-actor, employee, or affiliate of Apple, responsible in some manner for the unlawful conduct herein alleged, and may be served with process within the state of California.

21. Unless otherwise stated, Apple and Does 1-100 are referred to collectively herein as "Defendant."

1  
2  
3  
IV.

2  
3  
SUBSTANTIVE ALLEGATIONS

4  
5  
The iPod Is The Number One Selling MP3 Player

6  
7  
8  
22. Apple's iPod is the Number One selling MP3 player on the market today, beating out  
other manufacturers such as Dell and Panasonic.

9  
10  
11  
23. The first generation of iPods, offering a 5GB hard drive, retailed at \$399. Apple's  
second generation models retailed at \$399 for a 5GB hard drive or \$499 for a 10GB hard drive. The  
current generation of iPods retail at \$299 for 5GB, \$399 for 10GB, and \$499 for 20GB.

12  
13  
14  
24. Apple announced at its 2003 Fourth Quarter Conference that it shipped 336,000 iPods for  
\$121 million in revenue, setting a quarterly record. Since introducing the iPod in October 2001, Apple  
has sold more than 1.4 million units worldwide.

15  
16  
17  
18  
19  
20  
Apple Misrepresents That The iPod Offers 8-10 Hours Of Continuous Play.

21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
25. In its marketing and advertising materials, Apple advertises that the iPod provides  
numerous hours of continuous play, depending on the model.

26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
50. For instance, upon introducing the first generation iPods in October 2001, Apple  
advertised the iPod as providing ten hours of continuous music playback, powered by its rechargeable  
lithium ion battery. Similarly, Apple advertised the second generation iPod's rechargeable lithium ion  
battery as providing ten hours of continuous music playback. With the third generation iPod, Apple  
advertised that the iPod's rechargeable lithium ion battery provides more than eight hours of continuous  
music playback.

51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100  
27. On Apple's website, Apple posted the following information in the Frequently Asked  
Questions (FAQ) section:

101  
102  
103  
104  
105  
106  
107  
108  
109  
110  
111  
112  
113  
114  
115  
116  
117  
118  
119  
120  
121  
122  
123  
124  
125  
126  
127  
128  
129  
130  
131  
132  
133  
134  
135  
136  
137  
138  
139  
140  
141  
142  
143  
144  
145  
146  
147  
148  
149  
150  
151  
152  
153  
154  
155  
156  
157  
158  
159  
160  
161  
162  
163  
164  
165  
166  
167  
168  
169  
170  
171  
172  
173  
174  
175  
176  
177  
178  
179  
180  
181  
182  
183  
184  
185  
186  
187  
188  
189  
190  
191  
192  
193  
194  
195  
196  
197  
198  
199  
200  
201  
202  
203  
204  
205  
206  
207  
208  
209  
210  
211  
212  
213  
214  
215  
216  
217  
218  
219  
220  
221  
222  
223  
224  
225  
226  
227  
228  
229  
220  
221  
222  
223  
224  
225  
226  
227  
228  
229  
230  
231  
232  
233  
234  
235  
236  
237  
238  
239  
230  
231  
232  
233  
234  
235  
236  
237  
238  
239  
240  
241  
242  
243  
244  
245  
246  
247  
248  
249  
240  
241  
242  
243  
244  
245  
246  
247  
248  
249  
250  
251  
252  
253  
254  
255  
256  
257  
258  
259  
250  
251  
252  
253  
254  
255  
256  
257  
258  
259  
260  
261  
262  
263  
264  
265  
266  
267  
268  
269  
260  
261  
262  
263  
264  
265  
266  
267  
268  
269  
270  
271  
272  
273  
274  
275  
276  
277  
278  
279  
270  
271  
272  
273  
274  
275  
276  
277  
278  
279  
280  
281  
282  
283  
284  
285  
286  
287  
288  
289  
280  
281  
282  
283  
284  
285  
286  
287  
288  
289  
290  
291  
292  
293  
294  
295  
296  
297  
298  
299  
290  
291  
292  
293  
294  
295  
296  
297  
298  
299  
300  
301  
302  
303  
304  
305  
306  
307  
308  
309  
300  
301  
302  
303  
304  
305  
306  
307  
308  
309  
310  
311  
312  
313  
314  
315  
316  
317  
318  
319  
310  
311  
312  
313  
314  
315  
316  
317  
318  
319  
320  
321  
322  
323  
324  
325  
326  
327  
328  
329  
320  
321  
322  
323  
324  
325  
326  
327  
328  
329  
330  
331  
332  
333  
334  
335  
336  
337  
338  
339  
330  
331  
332  
333  
334  
335  
336  
337  
338  
339  
340  
341  
342  
343  
344  
345  
346  
347  
348  
349  
340  
341  
342  
343  
344  
345  
346  
347  
348  
349  
350  
351  
352  
353  
354  
355  
356  
357  
358  
359  
350  
351  
352  
353  
354  
355  
356  
357  
358  
359  
360  
361  
362  
363  
364  
365  
366  
367  
368  
369  
360  
361  
362  
363  
364  
365  
366  
367  
368  
369  
370  
371  
372  
373  
374  
375  
376  
377  
378  
379  
370  
371  
372  
373  
374  
375  
376  
377  
378  
379  
380  
381  
382  
383  
384  
385  
386  
387  
388  
389  
380  
381  
382  
383  
384  
385  
386  
387  
388  
389  
390  
391  
392  
393  
394  
395  
396  
397  
398  
399  
390  
391  
392  
393  
394  
395  
396  
397  
398  
399  
400  
401  
402  
403  
404  
405  
406  
407  
408  
409  
400  
401  
402  
403  
404  
405  
406  
407  
408  
409  
410  
411  
412  
413  
414  
415  
416  
417  
418  
419  
410  
411  
412  
413  
414  
415  
416  
417  
418  
419  
420  
421  
422  
423  
424  
425  
426  
427  
428  
429  
420  
421  
422  
423  
424  
425  
426  
427  
428  
429  
430  
431  
432  
433  
434  
435  
436  
437  
438  
439  
430  
431  
432  
433  
434  
435  
436  
437  
438  
439  
440  
441  
442  
443  
444  
445  
446  
447  
448  
449  
440  
441  
442  
443  
444  
445  
446  
447  
448  
449  
450  
451  
452  
453  
454  
455  
456  
457  
458  
459  
450  
451  
452  
453  
454  
455  
456  
457  
458  
459  
460  
461  
462  
463  
464  
465  
466  
467  
468  
469  
460  
461  
462  
463  
464  
465  
466  
467  
468  
469  
470  
471  
472  
473  
474  
475  
476  
477  
478  
479  
470  
471  
472  
473  
474  
475  
476  
477  
478  
479  
480  
481  
482  
483  
484  
485  
486  
487  
488  
489  
480  
481  
482  
483  
484  
485  
486  
487  
488  
489  
490  
491  
492  
493  
494  
495  
496  
497  
498  
499  
490  
491  
492  
493  
494  
495  
496  
497  
498  
499  
500  
501  
502  
503  
504  
505  
506  
507  
508  
509  
500  
501  
502  
503  
504  
505  
506  
507  
508  
509  
510  
511  
512  
513  
514  
515  
516  
517  
518  
519  
510  
511  
512  
513  
514  
515  
516  
517  
518  
519  
520  
521  
522  
523  
524  
525  
526  
527  
528  
529  
520  
521  
522  
523  
524  
525  
526  
527  
528  
529  
530  
531  
532  
533  
534  
535  
536  
537  
538  
539  
530  
531  
532  
533  
534  
535  
536  
537  
538  
539  
540  
541  
542  
543  
544  
545  
546  
547  
548  
549  
540  
541  
542  
543  
544  
545  
546  
547  
548  
549  
550  
551  
552  
553  
554  
555  
556  
557  
558  
559  
550  
551  
552  
553  
554  
555  
556  
557  
558  
559  
560  
561  
562  
563  
564  
565  
566  
567  
568  
569  
560  
561  
562  
563  
564  
565  
566  
567  
568  
569  
570  
571  
572  
573  
574  
575  
576  
577  
578  
579  
570  
571  
572  
573  
574  
575  
576  
577  
578  
579  
580  
581  
582  
583  
584  
585  
586  
587  
588  
589  
580  
581  
582  
583  
584  
585  
586  
587  
588  
589  
590  
591  
592  
593  
594  
595  
596  
597  
598  
599  
590  
591  
592  
593  
594  
595  
596  
597  
598  
599  
600  
601  
602  
603  
604  
605  
606  
607  
608  
609  
600  
601  
602  
603  
604  
605  
606  
607  
608  
609  
610  
611  
612  
613  
614  
615  
616  
617  
618  
619  
610  
611  
612  
613  
614  
615  
616  
617  
618  
619  
620  
621  
622  
623  
624  
625  
626  
627  
628  
629  
620  
621  
622  
623  
624  
625  
626  
627  
628  
629  
630  
631  
632  
633  
634  
635  
636  
637  
638  
639  
630  
631  
632  
633  
634  
635  
636  
637  
638  
639  
640  
641  
642  
643  
644  
645  
646  
647  
648  
649  
640  
641  
642  
643  
644  
645  
646  
647  
648  
649  
650  
651  
652  
653  
654  
655  
656  
657  
658  
659  
650  
651  
652  
653  
654  
655  
656  
657  
658  
659  
660  
661  
662  
663  
664  
665  
666  
667  
668  
669  
660  
661  
662  
663  
664  
665  
666  
667  
668  
669  
670  
671  
672  
673  
674  
675  
676  
677  
678  
679  
670  
671  
672  
673  
674  
675  
676  
677  
678  
679  
680  
681  
682  
683  
684  
685  
686  
687  
688  
689  
680  
681  
682  
683  
684  
685  
686  
687  
688  
689  
690  
691  
692  
693  
694  
695  
696  
697  
698  
699  
690  
691  
692  
693  
694  
695  
696  
697  
698  
699  
700  
701  
702  
703  
704  
705  
706  
707  
708  
709  
700  
701  
702  
703  
704  
705  
706  
707  
708  
709  
710  
711  
712  
713  
714  
715  
716  
717  
718  
719  
710  
711  
712  
713  
714  
715  
716  
717  
718  
719  
720  
721  
722  
723  
724  
725  
726  
727  
728  
729  
720  
721  
722  
723  
724  
725  
726  
727  
728  
729  
730  
731  
732  
733  
734  
735  
736  
737  
738  
739  
730  
731  
732  
733  
734  
735  
736  
737  
738  
739  
740  
741  
742  
743  
744  
745  
746  
747  
748  
749  
740  
741  
742  
743  
744  
745  
746  
747  
748  
749  
750  
751  
752  
753  
754  
755  
756  
757  
758  
759  
750  
751  
752  
753  
754  
755  
756  
757  
758  
759  
760  
761  
762  
763  
764  
765  
766  
767  
768  
769  
760  
761  
762  
763  
764  
765  
766  
767  
768  
769  
770  
771  
772  
773  
774  
775  
776  
777  
778  
779  
770  
771  
772  
773  
774  
775  
776  
777  
778  
779  
780  
781  
782  
783  
784  
785  
786  
787  
788  
789  
780  
781  
782  
783  
784  
785  
786  
787  
788  
789  
790  
791  
792  
793  
794  
795  
796  
797  
798  
799  
790  
791  
792  
793  
794  
795  
796  
797  
798  
799  
800  
801  
802  
803  
804  
805  
806  
807  
808  
809  
800  
801  
802  
803  
804  
805  
806  
807  
808  
809  
810  
811  
812  
813  
814  
815  
816  
817  
818  
819  
810  
811  
812  
813  
814  
815  
816  
817  
818  
819  
820  
821  
822  
823  
824  
825  
826  
827  
828  
829  
820  
821  
822  
823  
824  
825  
826  
827  
828  
829  
830  
831  
832  
833  
834  
835  
836  
837  
838  
839  
830  
831  
832  
833  
834  
835  
836  
837  
838  
839  
840  
841  
842  
843  
844  
845  
846  
847  
848  
849  
840  
841  
842  
843  
844  
845  
846  
847  
848  
849  
850  
851  
852  
853  
854  
855  
856  
857  
858  
859  
850  
851  
852  
853  
854  
855  
856  
857  
858  
859  
860  
861  
862  
863  
864  
865  
866  
867  
868  
869  
860  
861  
862  
863  
864  
865  
866  
867  
868  
869  
870  
871  
872  
873  
874  
875  
876  
877  
878  
879  
870  
871  
872  
873  
874  
875  
876  
877  
878  
879  
880  
881  
882  
883  
884  
885  
886  
887  
888  
889  
880  
881  
882  
883  
884  
885  
886  
887  
888  
889  
890  
891  
892  
893  
894  
895  
896  
897  
898  
899  
890  
891  
892  
893  
894  
895  
896  
897  
898  
899  
900  
901  
902  
903  
904  
905  
906  
907  
908  
909  
900  
901  
902  
903  
904  
905  
906  
907  
908  
909  
910  
911  
912  
913  
914  
915  
916  
917  
918  
919  
910  
911  
912  
913  
914  
915  
916  
917  
918  
919  
920  
921  
922  
923  
924  
925  
926  
927  
928  
929  
920  
921  
922  
923  
924  
925  
926  
927  
928  
929  
930  
931  
932  
933  
934  
935  
936  
937  
938  
939  
930  
931  
932  
933  
934  
935  
936  
937  
938  
939  
940  
941  
942  
943  
944  
945  
946  
947  
948  
949  
940  
941  
942  
943  
944  
945  
946  
947  
948  
949  
950  
951  
952  
953  
954  
955  
956  
957  
958  
959  
950  
951  
952  
953  
954  
955  
956  
957  
958  
959  
960  
961  
962  
963  
964  
965  
966  
967  
968  
969  
960  
961  
962  
963  
964  
965  
966  
967  
968  
969  
970  
971  
972  
973  
974  
975  
976  
977  
978  
979  
970  
971  
972  
973  
974  
975  
976  
977  
978  
979  
980  
981  
982  
983  
984  
985  
986  
987  
988  
989  
980  
981  
982  
983  
984  
985  
986  
987  
988  
989  
990  
991  
992  
993  
994  
995  
996  
997  
998  
999  
990  
991  
992  
993  
994  
995  
996  
997  
998  
999  
1000  
1001  
1002  
1003  
1004  
1005  
1006  
1007  
1008  
1009  
1000  
1001  
1002  
1003  
1004  
1005  
1006  
1007  
1008  
1009  
1010  
1011  
1012  
1013  
1014  
1015  
1016  
1017  
1018  
1019  
1010  
1011  
1012  
1013  
1014  
1015  
1016  
1017  
1018  
1019  
1020  
1021  
1022  
1023  
1024  
1025  
1026  
1027  
1028  
1029  
1020  
1021  
1022  
1023  
1024  
1025  
1026  
1027  
1028  
1029  
1030  
1031  
1032  
1033  
1034  
1035  
1036  
1037  
1038  
1039  
1030  
1031  
1032  
1033  
1034  
1035  
1036  
1037  
1038  
1039  
1040  
1041  
1042  
1043  
1044  
1045  
1046  
1047  
1048  
1049  
1040  
1041  
1042  
1043  
1044  
1045  
1046  
1047  
1048  
1049  
1050  
1051  
1052  
1053  
1054  
1055  
1056  
1057  
1058  
1059  
1050  
1051  
1052  
1053  
1054  
1055  
1056  
1057  
1058  
1059  
1060  
1061  
1062  
1063  
1064  
1065  
1066  
1067  
1068  
1069  
1060  
1061  
1062  
1063  
1064  
1065  
1066  
1067  
1068  
1069  
1070  
1071  
1072  
1073  
1074  
1075  
1076  
1077  
1078  
1079  
1070  
1071  
1072  
1073  
1074  
1075  
1076  
1077  
1078  
1079  
1080  
1081  
1082  
1083  
1084  
1085  
1086  
1087  
1088  
1089  
1080  
1081  
1082  
1083  
1084  
1085  
1086  
1087  
1088  
1089  
1090  
1091  
1092  
1093  
1094  
1095  
1096  
1097  
1098  
1099  
1090  
1091  
1092  
1093  
1094  
1095  
1096  
1097  
1098  
1099  
1100  
1101  
1102  
1103  
1104  
1105  
1106  
1107  
1108  
1109  
1100  
1101  
1102  
1103  
1104  
1105  
1106  
1107  
1108  
1109  
1110  
1111  
1112  
1113  
1114  
1115  
1116  
1117  
1118  
1119  
1110  
1111  
1112  
1113  
1114  
1115  
1116  
1117  
1118  
1119  
1120  
1121  
1122  
1123  
1124  
1125  
1126  
1127  
1128  
1129  
1120  
1121  
1122  
1123  
1124  
1125  
1126  
1127  
1128  
1129  
1130  
113

1 your music continuously on six round-trip flights between San Francisco and Tokyo and never hear the  
2 same song twice."

3 29. Whatever the model, Apple's iPod's rechargeable lithium ion battery does not  
4 provide the advertised number of continuous music playback hours. For instance, according to ZDNet,  
5 the third generation iPod only provides eight hours of continuous play with the button backlighting and  
6 Equalizer turned off, and the volume limited to fifty percent. Otherwise, according to ZDNet, the iPod  
7 only provides about six hours of continuous play, or between 25% to 40% less than that advertised by  
8 Apple.

9 30. Indeed, iPod owners complain that the iPod does not provide the hours of music playback  
10 advertised by Apple, before depleting the battery. For instance, consumers have complained that the  
11 iPod provides only half the advertised eight or ten hours of continuous music playback advertised by  
12 Apple. Other iPod owners complain that the iPod only provides about three to four hours of continuous  
13 music playback.

14 31. Even Apple's own internal discussion boards (<http://discussions.info.apple.com>) are  
15 replete with references to this battery problem:

16 I've been a big fan of the iPod for a few years now - starting w/a G1 10GB, moving up to  
17 a to a G2 20GB, and presently the 3G 40GB. I love being able to take all of my music  
18 with me everywhere. However, recently my love for my iPod has been fading like its 3G  
battery. What's the point of having hours and hours of music @ your disposal if you can  
only listen to 4-6 hours worth (and in some cases no more than 2.5)?

19 \*\*\*

20 I am an owner of an iPod among other players..... if it was up to me i would get the rio  
21 karma right now sorry apple .. invent a better battery.....\$500 dollar device that dies  
22 under six hours is pathetic and unacceptable you can flame me all you want ....i own a  
15GB 3<sup>rd</sup> gen ipod..... and I'm getting ready to sell it ... why have 40gigs of mp3s when  
they'll day before u can listen to 1/4 of that.

23 \*\*\*

24 I have a 1st Gen iPod, and it has not been holding a charge. It shuts down between uses,  
25 but I only get about 3 hours total play out of it before it needs to be recharged.

26 \*\*\*

27 I noticed that my battery is only good for about 4 hours. Is this normal? It is known to  
28 last for a good eight hours. My ipod is only 2 months old too!! Please give me advice on  
what I should do to resolve this.

\* \* \*

I have the 40 gig ipod and not only does the battery only last for around 4-5 hours, it discharges when it's not in use. If I leave off its docking cradle for more than 20 hours the battery will be completely dead. The hold switch is always on and its in its case. This renders the ipod useless for traveling because it's always dead whether I've been using it or not.

\*\*\*

I too have the same problem. My iPod has never lasted more than three hours. I even converted all the songs to mp3 to aac as apple says the aac format is smaller in size and increases battery life. That did not work either.

\* \* \*

I get approximately 4 hours maximum playing time. I have the extended Apple Care (18 months left, so I'm not worried) and I'm sure the battery will be close to 0 well before the end of Apple Care. Battery lasting the life of the iPod?!

六

I have sent my iPod (20GB Dock Connector) in for battery repairs and have received it earlier this week. Now, my iPod battery lasts only 3 hours, 1 more than it did before I sent it in.

六

I never expected to have the battery last a full 8 hours, but the most I've ever gotten out of it is 1 1/2 hours.

卷之三

I just recently bought a 20gb iPod and the most time I get on a charge is about 4 hours. I don't use the backlight or equalizer but this doesn't seem to help.

卷之三

I just bought a 15gb ipod less than 30-days ago and do NOT get more than 3-4 hrs on a charge as well! I do NOT use the equalizer, barely the backlight, and I ALWAYS put on hold when NOT using the ipod. I do use one playlist, but I don't see how using a playlist will run the battery down faster. This is very disappointing and I think I will take it back to the store where I purchased the product to determine what needs to be next.

### **Apple Misrepresents That The iPod And Its Battery Will Operate For Several Years.**

32. In its advertising and marketing materials, Apple represented that the iPod is a technologically advanced and sophisticated MP3 player that will last for many years and can be used by consumers as a permanent storage and listening device for their entire music collection.

33. For instance, in the iPod User Guide, Apple states with respect to the bottom iPod®

FIRST AMENDED CONSOLIDATED COMPLAINT  
Judicial Council Coordination Proceeding No. 4355

1 removable battery was designed to last for the life of the product."

2 34. Additionally, Apple advertised on its website:

3 **New 20GB and 40GB models**

4 Smaller than ever (just 0.62 inches thick), the iPod fits comfortably in the palm of your  
5 hand and slips easily into your pocket – and your life. At 5.6 ounces, it weighs less than 2  
6 Compact Discs, and even many cell phones. And yet the iPod gives you a huge 10GB,  
7 20GB, or 40 GB hard drive – big enough to hold 10,000 songs. Do the math: that's four  
8 weeks of music – played continuously, 24/7 – or one new song a day for the next 27  
9 years. (Emphasis added).

10 35. Contrary to Apple's representations, the iPod's battery does not last as long as Apple  
11 claims. Approximately after one year to 18 months, or less, iPod owners experience a substantial  
12 decrease in battery function and/or complete battery loss.

13 36. iPod owners complain that after a year, the iPod battery only holds a charge for less than  
14 half of the ten hours of continuous play promised by Apple. Others complain that after a year, their iPod  
15 battery will not hold a charge for more than one hour. Still others report that after a year, their iPod  
16 battery will not hold a charge at all. Overall, consumers complain that given the cost of the iPod and  
17 Apple's representations, they expected longer battery functionality.

18 37. Consumers have made the following complaints on Internet websites and  
19 even on Apple's own discussion board:

20 I bought a 10GB iPod 18 months ago. I never got the advertised battery charge.  
21 Now I only get 45 minutes. Tech support states the battery is only good for 500 charges.  
22 \$100 to replace the battery. In my mind that is definitely not product support. That is  
23 trying to bleed the consumer dry. I expected better from Apple.

24 \*\*\*

25 My warranty has expired and my battery has died! I purchased an original iPod  
26 (5G) during Christmas of 2001 with great expectations. The iPod is great, but the new  
27 battery technology comes with some risk. Apple has neglected its obligation to educate us  
28 about the new Lithium-Ion Polymer battery that is in the iPod.

29 \*\*\*

30 In September of 2003 the battery in my first generation ipod would hold a charge for no  
31 longer than one hour. I brought the iPod into the Apple store in Manhattan for repair and  
32 was told they do not currently offer a battery replacement program and my best option  
33 was to buy a new ipod. I then called the Apple Care 800 number regarding this issue and  
34 was told the same. I then sent my ipod to the Apple Executive office addressed to Steve  
35 Jobs with a note explaining my situation and requesting a replacement battery. The  
36 Apple Executive office contacted me via telephone to explain that Apple does not repair  
37 or replace dead ipod batteries and that it was policy of the company to recommend to the

1 customer to purchase a new ipod when the battery fails. I then looked into and purchased  
2 a third party replacement battery, this battery was not endorsed by Apple. After the  
3 complicated installation my ipod did not work at all, even when it was plugged in. I then  
4 purchased a new ipod for \$400.00.

5 \*\*\*

6 My battery is dead after 12 months . . . I'm going to bite the bullet and send my iPod in  
7 for battery replacement. So yesterday I follow the instructions carefully filling out  
8 whatever forms I need to. Under service request selection is a selection for battery  
9 change. I continue to fill out forms, questionnaires, etc. Finally I get an error page and  
10 can go no further. I do this several times, even closing my browser, again following all  
11 their rules. Nothing works.

12 **Apple Failed To Disclose That Customers Will Incur Significant  
13 Costs To Continue Operating The iPod After One Year.**

14 38. When customers called Apple to complain about their iPod's decreased battery function  
15 or complete battery loss, Apple initially informed these customers that they would need to either pay  
16 \$200 or more to repair the iPod or simply buy a new unit.

17 39. Meanwhile, Apple's marketing materials warned customers not to attempt to replace the  
18 battery themselves. For instance, the iPod user guide states, "Do not attempt to remove iPod's battery."  
19 The User Guide also warned iPod owners:

20 Do not make repairs yourself.

21 Warning Do not attempt to open your iPod or power adapter, disassemble it, or remove the  
22 battery. You run the risk of electric shock and voiding the limited warranty. No user-servicable  
parts are inside.

23 40. In November 2003, Apple finally publicly recognized the "battery" problem and  
24 implemented an Official iPod Battery Replacement Program. Prior to its official battery program, the  
25 iPod carried a 90-day limited warranty. Apple then extended the warranty to one-year before ultimately  
26 implementing the replacement battery program.

27 41. The iPod battery replacement program provides, "If your iPod fails to hold a charge and  
28 it's more than a year old, you may need a new battery. Click Continue to order iPod battery service for  
29 \$99USD. This program is not available in Europe at this time." Apple also charges \$6.95 for shipping,  
30 placing the total replacement cost of the battery at \$105.95. Apple then guarantees the materials and  
31 workmanship for only ninety days, so that if, after ninety days, customers experience a substantial loss in  
32 battery performance, they have to pay \$105.95 again. Apple also warns customers who seek to replace  
33

1 their iPod's battery through Apple: "iPod equipment that is sent in for battery service or service requiring  
2 other repairs will be replaced with functionally equivalent new, used, or refurbished iPod equipment.  
3 You will not receive the same iPod that was sent in for service."

4 42. In its advertising and marketing materials, Apple failed to disclose to consumers that they  
5 would incur significant costs to continue using the iPod for more than one year, or that they would have  
6 to buy a new unit, which range between \$299 and \$499. Rather, Apple represented to the public that the  
7 iPod was a technologically advanced MP3 player, with the ability to store and listen to thousands of  
8 songs for several years. It was not until after Plaintiffs filed their lawsuits that Apple began disclosing  
9 in its advertisements and marketing materials that the iPod's rechargeable batteries have a limited  
10 number of charge cycles and will eventually need to be replaced.

11 Apple Profits From The iPod's Battery Failure.

12 43. Apple profits from the problems experienced by customers whose iPods lose a substantial  
13 reduction or complete loss of battery performance.

14 44. As discussed above, Apple initially told customers who complained that their only  
15 recourse was to either spend \$200 or more to repair the iPod or simply to buy a new unit. Thus, many  
16 customers bought a new unit, thereby increasing Apple's sales and market share in the MP3 market.

17 45. Apple also profits by selling the AppleCare Protection Plan (the "Plan"), which costs  
18 \$59.00. The Plan extends the one-year warranty to two years. The Plan is touted as providing "Peace of  
19 mind at home or on the road." The Plan is "available for all iPod models within their one-year limited  
20 warranty that connect to either Macintosh computers or Windows PCs." Thus, customers who complain  
21 about the iPod's battery performance are advised to buy the Plan, which generates additional revenue for  
22 Apple. The Plan, however, only offers repair or replacement services for battery depletion of 50 percent  
23 or more from original specification.

24  
25 V.

26 CLASS ACTION ALLEGATIONS

27 46. Plaintiffs bring this action on behalf of themselves, on behalf of all others similarly  
28

1 situated, and on behalf of the General Public of the United States (the "Class"), initially defined as: All  
2 persons who own an Apple iPod. Excluded from the Class is Apple, any entity in which Apple has  
3 a controlling interest, any officers or directors of Apple, the legal representatives, heirs,  
4 successors, and assigns of Apple, and any Judge assigned to this action, and his or her family.

5 47. This action has been brought and may be properly maintained, pursuant to the  
6 provisions of the California Code of Civil Procedure section 382, California Civil Code section 1781,  
7 and Rule 23 of the Federal Rules of Civil Procedure, and case law thereunder, to which the California  
8 trial courts have been directed by the California Supreme Court to look for guidance.

9 48. Numerosity of the Class -- Code Civ. Proc. § 382; Civ. Code § 1781(b)(1); Fed. R.  
10 Civ. P. 23(a)(1): Members of the Class are so numerous that their individual joinder herein is  
11 impracticable. Defendant is the Number One manufacturer and seller of MP3 players, having 8,000  
12 retail points of distribution worldwide. Since introducing the iPod in October 2001, Apple has sold 1.4  
13 million iPods. The precise number of Class members and their addresses are unknown to Plaintiff, but  
14 can be obtained from the Defendant's records. Class members may be notified of the pendency of this  
15 action by first-class or electronic mail, supplemented (if deemed necessary or appropriate by the Court)  
16 by published notice.

17 49. Existence and Predominance of Common Questions of Fact and Law -- Code Civ.  
18 Proc. § 382; Civ. Code § 1781(b)(2); Fed. R. Civ. P. 23(a)(2); 23(b)(3): Common questions of law and  
19 fact exist as to all members of the Class. These questions predominate over the questions affecting only  
20 individual Class members. These common legal and factual questions include:

- 21 a. Whether Apple falsely advertised that the iPod's non-replaceable rechargeable  
22 lithium ion battery would provide eight to ten hours of continuous play in normal use;
- 23 b. Whether Apple falsely advertised that the iPod was designed for daily use,  
anywhere, anytime;
- 24 c. Whether Apple falsely advertised the performance of the iPod, namely, that the  
25 iPod's non-replaceable, rechargeable lithium ion battery is designed to last for the life of the iPod;
- 26 d. Whether Apple falsely advertised the performance of the iPod; namely, that it  
27 would operate for at least 27 years;

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8 e. Whether Apple falsely told customers whose iPod's lithium-ion battery  
9 substantially or completely ceased performing after one year that the appropriate remedy was to purchase  
10 a new iPod;

11 f. Whether Apple failed to disclose, inadequately disclosed, or concealed that the  
12 iPod's non-replaceable, rechargeable lithium ion battery would provide eight to ten hours of continuous  
13 music playback only when used under certain conditions, i.e., at fifty percent of the maximum volume;

14 g. Whether Apple failed to disclose, inadequately disclosed, or concealed that after  
15 one-year, the iPod's non-replaceable, rechargeable lithium battery would substantially or completely lose  
16 its functionality;

17 h. Whether Apple failed to disclose, inadequately disclosed, or concealed that after  
18 one-year, customers would incur significant costs to maintain the iPod's operation;

19 i. Whether Apple had knowledge or should have known that the iPod's non-  
20 replaceable, rechargeable lithium ion battery would substantially or completely lose its functionality after  
21 only one year of use;

22 j. Whether Apple's advertisements concerning the iPod's non-replaceable,  
23 rechargeable, lithium ion battery have the capacity or tendency to deceive or mislead the public;

24 k. Whether Apple's misconduct alleged herein violated the Consumers Legal  
25 Remedies Act, Civil Code §§ 1750 et seq., the Unfair Competition Law, Business And Professions Code  
§§ 17200 et seq., and the False Advertising Act, Business And Professions Code §§ 17500 et seq.;

l. Whether Plaintiffs and class members are entitled to injunctive relief; and

m. Whether Plaintiffs and class members are entitled to restitution and/or  
26 disgorgement.

50. **Typicality** -- Civ. Code § 1781(b)(3); Fed. R. Civ. P. 23(a)(3): Plaintiffs' claims are  
typical of the claims of the members of the Class because Plaintiffs each purchased and/or own an Apple  
iPod.

51. **Adequacy** -- Civ. Code § 1781(b)(4); Fed. R. Civ. P. 23(a)(4): Plaintiffs are adequate  
representatives of the Class because their interests do not conflict with the interest of the members of the  
Class Plaintiffs seek to represent. Plaintiffs have retained counsel competent and experienced in

complex class action litigation and Plaintiffs intend to prosecute this action vigorously. The interests of members of the Class will be fairly and adequately protected by Plaintiffs and their counsel.

52. **Superiority** -- Code Civ. Proc. § 382; Fed. R. Civ. P. 23(b)(3): The class action is superior to other available means for the fair and efficient adjudication of Plaintiffs and class members' claims. The damages suffered by each individual Class member may be limited. Damages of such magnitude are small given the burden and expense of individual prosecution of the complex and extensive litigation necessitated by Defendant's conduct. Further, it would be virtually impossible for the members of the Class individually to redress effectively the wrongs done to them. Even if the members of the Class themselves could afford such individual litigation, the court system could not. Individualized litigation presents a potential for inconsistent or contradictory judgments. Individualized litigation increases the delay and expense to all parties and the court system presented by the complex legal and factual issues of the case. By contrast, the class action device presents far fewer management difficulties, and provides the benefits of single adjudication, economy of scale, and comprehensive supervision by a single court.

53. In the alternative, the Class may be certified because:

16 a. the prosecution of separate actions by the individual members of the Class would  
17 create a risk of inconsistent or varying adjudication with respect to individual Class members which  
18 would establish incompatible standards of conduct for Defendant;

19 b. the prosecution of separate actions by individual Class members would create a  
20 risk of adjudications with respect to them which would, as a practical matter, be dispositive of the  
21 interests of other Class members not parties to the adjudications, or substantially impair or impede their  
22 ability to protect their interests; and

23 c. Defendant has acted or refused to act on grounds generally applicable to the Class,  
24 thereby making appropriate final and injunctive relief with respect to the members of the Class as a  
25 whole.

CLAIMS

## **FIRST CAUSE OF ACTION**

### **(Violation of the Consumers Legal Remedies Act)**

54. Plaintiffs, on behalf of themselves and all others similarly situated, reallege as if fully set forth, each and every allegation set forth herein.

55. Defendant is a "person" within the meaning of Civil Code sections 1761(c) and 1770, and provides "goods" within the meaning of California Civil Code sections 1761(b) and 1770.

56. Plaintiffs and members of the class are "consumers" within the meaning of Civil Code sections 1761(d) and 1770, and have engaged in a "transaction" within the meaning of Civil Code sections 1761(e) and 1770.

57. As set forth herein, Defendant's acts, practices, representations, omissions, and courses of conduct with respect to promotion, marketing, and sales of its iPod product violates section 1770 of the Consumers Legal Remedies Act in that: (a) Defendant represents that its goods have sponsorship, approval, characteristics, uses or benefits which they do not have; (b) Defendant advertises its goods with intent not to sell them as advertised; (c) Defendant represents that a transaction confers or involves rights, remedies, or obligations which it does not have or involve; and (d) Defendant represents that its goods have been supplied in accordance with a previous representation when it has not.

58. The business practices engaged in by Defendant that violates the Consumers Legal Remedies Act include, but are not limited to, the following:

a. Advertising or otherwise representing that the iPod provides between eight and ten hours of continuous play, when it does not.

b. Advertising or otherwise representing that the iPod is designed and intended for daily use, anywhere and anytime, when it is not;

c. Advertising or otherwise representing that the iPod's non-replaceable, rechargeable lithium ion battery is designed to last the life of the iPod, when it is not;

d. Advertising or otherwise representing that the iPod and will operate for at least 27 years, when it does not;

e. Advertising or otherwise representing that the iPod's rechargeable lithium ion

1 battery will provide eight to ten hours of continuous music playback without disclosing, inadequately  
2 disclosing, or concealing the conditions necessary to meet the eight to ten hour standard;

3 f. Failing to disclose, inadequately disclosing, or concealing that after  
4 one year, the iPod's non-replaceable, rechargeable lithium battery will substantially or completely lose its  
5 functionality; and

6 g. Advising customers whose iPods have lost substantial or complete battery charge  
7 that their remedy is to purchase a new iPod.

8 59. On January 13, 2004, Plaintiffs served Defendant with the notice prescribed by  
9 California Civil Code section 1782(a). True and correct copies of the notice served by Plaintiffs are  
10 attached to this complaint together as Exhibit A.

11 60. Pursuant to the provisions of California Civil Code § 1780, Plaintiffs seek relief in  
12 the form of actual and punitive damages plus interest thereon an order enjoining Defendant from the  
13 unlawful practices described herein, as well as recovery of attorneys fees and costs of litigation.

14 **SECOND CAUSE OF ACTION**

15 (Unlawful, Unfair and Fraudulent Business Practices In Violation Of Bus. & Prof. Code §§ 17200  
16 *et seq.*)

17 61. Plaintiffs, on behalf of themselves and all others similarly situated, reallege as if fully set  
18 forth, each and every allegation set forth herein.

19 62. The acts and practices engaged in by Defendant, and described herein, constitute  
20 unlawful, unfair and/or fraudulent business practices, in that (1) Defendant's practices, as described  
21 herein, violate the statutes set forth herein, and/or (2) the justification for Defendant's conduct is  
22 outweighed by the gravity of the consequences to Plaintiffs, Class members, and the General Public,  
23 and/or (3) Defendant's conduct is immoral, unethical, oppressive, unscrupulous or substantially injurious  
24 to Plaintiffs, Class members, and the General Public, and/or (4) the conduct of Defendant, as well as its  
25 advertising and written and oral promotional materials and all other written and oral promotional  
26 statements, advertising materials, and efforts undertaken and disseminated by Defendant constitutes  
27 fraudulent, untrue or misleading advertising in that such conduct or advertising has a tendency to deceive  
28 Plaintiffs, Class members, and the General Public. Such conduct violates Business and Professions

Code §§ 17200 et seq.

63. Defendant's unlawful, unfair, fraudulent and deceptive business acts and practices are described herein and include, but are not limited to, the following:

a. Violating the Consumers Legal Remedies Act, Civil Code sections 1750 et seq., as alleged herein;

b. Violating the False Advertising Act, Business And Professions Code §§ 17500 et seq., as alleged herein;

c. Advertising or otherwise representing that the iPod provides between eight and ten hours of continuous play, when it does not;

d. Advertising or otherwise representing that the iPod is designed and intended for daily use, anywhere and anytime, when it is not;

e. Advertising or otherwise representing that the iPod's non-replaceable, rechargeable lithium ion battery is designed to last the life of the iPod, when it is not:

f. Advertising or otherwise representing that the iPod and its battery will operate for at least 27 years, when it does not;

g. Advertising or otherwise representing that the iPod's rechargeable lithium ion battery will provide eight to ten hours of continuous music playback without disclosing, inadequately disclosing, or concealing the conditions necessary to meet the eight to ten hour standard;

h. Failing to disclose, inadequately disclosing, or concealing that after one-year, the iPod's non-replaceable, rechargeable lithium battery will substantially or completely lose its functionality; and

i. Failing to disclose, inadequately disclosing, or concealing that after one-year, customers will incur significant costs to continue operating and using the iPod; and

j. Advising customers whose iPods have lost substantial or complete battery charge that their remedy is to purchase a new iPod.

64. Plaintiffs and class members are therefore entitled to equitable relief, including restitution of all fees, disgorgement of all profits accruing to Defendant because of its unlawful, unfair and fraudulent, and deceptive practices, attorneys fees and costs, declaratory relief, and a permanent

injunction enjoining Defendant from its unlawful, unfair, fraudulent and deceitful activity.

### **THIRD CAUSE OF ACTION**

(For False Advertising In Violation of Cal. Bus. & Prof. Code § 17500 et seq.)

65. Plaintiffs, on behalf of themselves and all others similarly situated, reallege as if fully set forth, each and every allegation set forth herein.

66. Defendant's acts, conduct, and practices, as alleged herein, constitute false advertising in violation of Business and Professions Code sections 17500 *et seq.* Among other things, Defendant has, with the intent directly or indirectly of selling iPods, made or disseminated or caused to be made or disseminated before the public in this state, or made or disseminated or caused to be made or disseminated from this state before the public in other states, in standardized written and electronic form, statements concerning the iPod which (1) were untrue or misleading, and which were known, or which by the exercise of reasonable care should have been known, to be untrue or misleading, or (2) which were made as part of a plan or scheme not to sell iPods as advertised.

67. As a direct and proximate result of Defendant's false advertising practices as alleged herein, Defendant has: (a) sold more units of iPods than it otherwise could have; (b) charged inflated prices for iPods, unjustly enriching itself thereby; (c) charged and retained fees for providing battery replacement service that they otherwise would not have been able to charge or retain; and (d) wrongfully collected payment from customers for new iPods.

68. Pursuant to Business and Professions Code section 17535, Plaintiff therefore seeks rescission, restitution and disgorgement of all monies Defendant obtained through its wrongful activities; an order that Apple provide without charge appropriate battery replacement service to purchasers of iPods; an injunction prohibiting Defendant from continuing in its wrongful practices; attorneys' fees and costs of the litigation; and such other and further relief as the Court may deem appropriate.

VI.

### PRAYER FOR RELIEF.

WHEREFORE, Plaintiffs, on their own behalf, on behalf of all others similarly situated, and on behalf of the General Public of the United States, prays for judgment as follows:

- 1 a. For an order certifying the proposed plaintiff class herein under section 382 of the Civil  
2 Procedure Code and section 1781 of the Civil Code, and appointing Plaintiffs and their counsel of record  
3 to represent said Class;
- 4 b. For an order awarding declaratory relief, restitution, and disgorgement;
- 5 c. For an order imposing a constructive trust upon monies received from the marketing, sale  
6 and after-sale support of iPods;
- 7 d. For an order that Apple notify iPod purchasers of known battery problems with the iPod;
- 8 e. For an order that Apple provide without charge appropriate battery replacement service to  
9 customers who purchased the iPod product;
- 10 f. For an order enjoining Defendant from its wrongful conduct, as alleged herein;
- 11 g. For an order awarding pre-judgment and post-judgment interest;
- 12 h. For an order awarding Plaintiffs reasonable attorneys' fees and costs of suit, including  
13 expert witness fees; and
- 14 i. For an order awarding such other and further relief as this Court may deem just and  
15 proper.

16 **JURY TRIAL DEMANDED**

17 Plaintiffs hereby demand a trial by jury on all claims so triable.

18 **GIRARD GIBBS & De BARTOLOMEO LLP**

21 Dated: \_\_\_\_\_, 2004

22 By: \_\_\_\_\_  
23 Eric H. Gibbs

24 Karen L. Hindin  
25 Rosemary M. Rivas  
601 California Street, Suite 1400  
San Francisco, California 94108  
Telephone: (415) 981-4800  
Facsimile: (415) 981-4846

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
COTCHETT, PITRE, SIMON & McCARTHY

Dated: \_\_\_\_\_, 2004

By: \_\_\_\_\_  
Steven N. Williams

Elizabeth C. Pritzker  
Niki B. Okcu  
San Francisco Airport Office Center  
840 Malcolm Road, Suite 200  
Burlingame, California 94010  
Telephone: (650) 697-6000

(資料7)

## クラス認証の決定例

マサチューセッツ地区 連邦地方裁判所

民事訴訟事件番号：99-12007-EFH

原告 パワーズ法律事務所,P.C.(Powers Law Offices,P.C.)

被告 ケーブル・アンド・ワイヤレス USA (CABLE&WIRELESS USA,INC.)

## 決 定

2003年5月29日

ハーリントン主任判事

審理の結果、当裁判所は、原告のクラス認証の申立を認めるが、下記のとおりクラスを限定する。

### 記

過去及び現在の全てのケーブル・アンド・ワイヤレス USA の顧客のうち、1998年5月31日を始期、2001年7月31日を終期とする期間内に（これが「クラス期間（Class Period）」である。）、C&W によって、C&W に事前登録されていない電話回線について「Presubscribed Interexchange Carrier Charge」（PICC と名付けられた料金算定方法）に基づき課金された顧客。

当裁判所は、いわゆる「過剰に課金」されたグループを含めるような形で広くクラス認証することを拒否する。なぜなら、先に述べたグループの潜在的構成員の請求について検討するに、代表原告 Powers Law Offices,P.C.のクラスだけは、連邦民事訴訟規則 23(a)項(3)と(4)の典型性（typicality）及び適切代表性（adequacy）の要件を満たさないからである。

については、前記のとおり決定する。

（署名）エドワード・F.ハーリントン  
エドワード・F.ハーリントン  
合衆国地方裁判所主任判事

UNITED STATES DISTRICT COURT  
DISTRICT OF MASSACHUSETTS

POWERS LAW OFFICES, P.C.,

Plaintiff

v.

CABLE & WIRELESS USA, INC.,

Defendant

CIVIL ACTION NO.:  
99-12007-EFH

ORDER

May 29, 2003

HARRINGTON, S.D.J.

After hearing, the Court grants Plaintiff's Motion for Class Certification but limiting the class as follows:

all former and current Cable & Wireless USA customers who, during the period beginning March 31, 1998 and ending July 31, 2001 (the "Class Period"), were assessed a Presubscribed Interexchange Carrier Charge by C&W for a telephone line which was not presubscribed to C&W during the period for which the charge was assessed.

The Court declines to certify a class broad enough to encompass the so-called "Excessive Rate" group because with regard to the claims of potential members of said group, the lone class representative in this case, Powers Law Offices, P.C., does not satisfy the Rule 23(a)(3) and (4) typicality and adequacy requirements.

SO ORDERED.

/s/ Edward F. Harrington

EDWARD F. HARRINGTON  
United States Senior District Judge

## (資料8) オプトアウト告知書

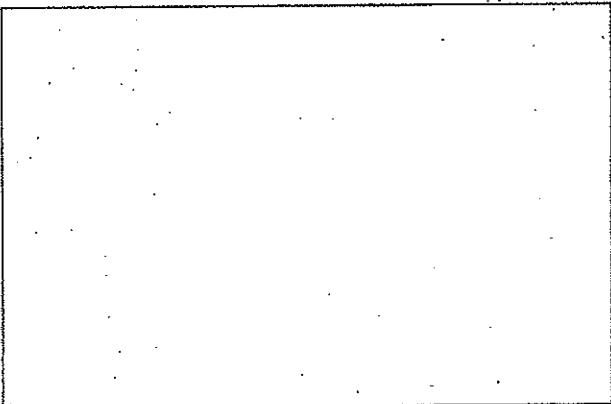
PLACE  
POSTAGE  
HERE

SILVERADO CLASS ACTION LITIGATION  
THE GARDEN CITY GROUP, INC.  
10 West Fifth Street, 31st Floor  
Los Angeles, California 90013

### - LEGAL NOTICE -

SUPERIOR COURT OF THE STATE OF CALIFORNIA  
COUNTY OF LOS ANGELES

General Motors	Case No. JCCP 4396
Notice Relates To:	Notice of Pendency of Class Action
Plaintiff v. General Motors Corp.	Judge: Hon. Peter D. Lichtman Court: Central Civil West Dept: CCW 322



### 10. All California owners and lessees of 1999-2003 Chevrolet Silverados equipped with 4.8L, 5.3L, 6.0L or 8.1L engines

#### What This Case Is About:

A class action lawsuit is brought by Plaintiff Jason Anderson and General Motors ("GM"). Plaintiff claims that:

GM has an "Engine Knock Noise Adjustment Program" that provides subject Silverado owners and lessees with an extended warranty, GM Protection Plan ("GMPP"), or other benefits for free when they complain of engine "knock, ping or slap" noise.

GM failed to tell all owners and lessees of the subject vehicles that they might be eligible to participate in the alleged Adjustment Program.

GM's conduct violates California's "Secret Warranty" Law, Cal. Civ. Code § 1795.90 et seq., and the California Unfair Competition Law, Cal. Bus. & Prof. Code § 17200 et seq.

Denies Plaintiff's claims, and contends that it lawfully assisted a percentage of Silverado owners and lessees whose trucks make a particular type of engine knock noise at cold start-up to drive away within a few seconds. GM contends this type of noise has no adverse effect on the durability, reliability, or performance of the engine. GM contends it has given assistance in the form of free GMPPs or other goodwill measures to promote customer satisfaction, and that its goodwill measures do not constitute a "secret warranty" or "adjustment program" under California law.

The Court has made no determination whether Plaintiff's or GM's contentions are correct. This Notice is not an expression by the Court of any opinion or wrongdoing.

#### Class Action Status:

The case has been certified as a class action by the Los Angeles County Superior Court on behalf of the following Class:

- All California owners and lessees of 1999-2003 Chevrolet Silverados equipped with 4.8L, 5.3L, 6.0L or 8.1L engines who
- (1) Have an engine "knock, ping or slap" noise in their vehicles; AND
  - (2) Were not given notice of the condition giving rise to or the terms and conditions of GM's Engine Knock Noise Adjustment Program.

If you live in California, own or lease one or more of these vehicles, have a knock, ping or slap noise in your engine, and did not receive notice of the alleged Engine Knock Noise Adjustment Program, you are part of the Class, unless you exclude yourself.

#### Your Legal Rights May Be Affected:

Your legal rights may be affected whether you act or don't act. The purpose of this Notice is to inform you, as a potential Class Member, of the lawsuit and your rights and options in the case.

#### Your Rights and Options in this Case:

1. **Do Nothing.** You will be part of this lawsuit and must accept the outcome of this case whether it is in favor of the Class or GM. You do not have to pay for the attorneys who represent the Class in the action.

Read this Notice Carefully. More information can be found on the reverse side of this Notice.

[1]

**Stay in the Class but get your own lawyer.** You will still be part of this lawsuit but, if you wish, you can hire your own lawyer at your own expense.

**Exclude Yourself.** This is your only option if you do not wish to be part of this lawsuit, or you if want to bring your own lawsuit against GM at your own expense. You must mail a letter, postmarked by no later than **August 15, 2007**, excluding yourself from the Class.

Excluding yourself means the outcome, whether favorable to GM or Plaintiff, will not be binding on you. This means you will not have the right to receive any money or other relief the Class may be awarded. It also means you may not be bound by any agreement in favor of GM.

To exclude yourself from the Class, mail a letter saying you want to exclude yourself from this lawsuit, *In Re General Motors Cases (In re GM)*, Case No. JCCP 4396. Your letter should include:

- Your full name and address.
- Your Vehicle Identification Number or VIN.
- Your signature.

**Mail your letter to:** Silverado Class Action Litigation, Girard Gibbs LLP, 601 California Street, 14<sup>th</sup> Floor, San Francisco, CA 94108.

**Deadline: August 15, 2007.** Your letter requesting exclusion must be postmarked by this date.

### **Some Common Questions:**

**When will I know whether my vehicle has an engine knock, ping or slap" noise?**

Your vehicle may have an engine "knock, ping or slap" noise if you or your service technician hears or has heard a knock, ping, slap, ping or ticking sound in your engine. The sound may go away as the engine warms up.

**When will I know whether I was given notice of the condition giving rise to or the terms and conditions of GM's alleged "Engine Knock Noise Adjustment Program"?**

If you complained to GM about an engine knock, ping or slap noise in your vehicle and received or were offered a free or reduced-cost GM Protection Plan ("GMPP"), extended warranty, or other benefits in response to your complaint, then you were given notice of the alleged Adjustment Program.

**When will I find out whether I am eligible for an extended warranty, GM Protection Plan ("GMPP"), or other benefits?**

A trial date has not been set in this case, but should be scheduled by the Court shortly. It is possible that the Plaintiff will win the case, settle the case, or lose the case at trial or before then.

Class Counsel can not predict or guarantee the outcome of the case.

If you would like periodic updates concerning the status of the case, please provide your e-mail address by visiting [www.girardgibbs.com/silverado](http://www.girardgibbs.com/silverado) and filling out the form. You can also write us at the address below.

### **How Can I Learn More About This Case?**

This Notice is only a summary. For more information about the case, go to [www.girardgibbs.com/silverado](http://www.girardgibbs.com/silverado). Or, mail or email your questions to Class Counsel:

**Silverado Class Action Litigation**  
Elizabeth C. Pritzker, Esq.  
**GIRARD GIBBS LLP**  
601 California Street, 14<sup>th</sup> Floor  
San Francisco, CA 94108  
Telephone: (415) 981-4800  
[silverado@girardgibbs.com](mailto:silverado@girardgibbs.com)

You can also look at documents related to the case by going to the following location during business hours:

**Clerk of the Court**  
Central Civil West Courthouse  
600 South Commonwealth Ave.  
Los Angeles, CA 90005.

**Please DO NOT call or write the Court or General Motors with questions about this lawsuit.**

(資料9) 和解告知書

SUPERIOR COURT OF THE STATE OF CALIFORNIA  
COUNTY OF SAN MATEO

ordination Proceeding Special Title  
ile 1550(b))

Judicial Council Coordination Proceeding No. 4355

RE IPOD CASES

NOTICE OF PENDENCY AND PROPOSED  
SETTLEMENT OF CLASS ACTION

0: ALL PERSONS OR ENTITIES RESIDING IN THE UNITED STATES WHO PURCHASED OR OBTAINED  
A NEW FIRST, SECOND, OR THIRD GENERATION IPOD ON OR BEFORE MAY 31, 2004:

THIS NOTICE AFFECTS YOUR RIGHTS.  
PLEASE READ THE COMPLETE NOTICE CAREFULLY.

The above-captioned proceeding ("Litigation") is pending before the Superior Court of California for San Mateo County ("Court"). In the Litigation, Plaintiffs Lisa Chin, Andrew Westley, Courtney Craft, Joseph Smiley, Brenda Keegan, Sylvia Kieta, Sam Wagya, and Steve Yamin ("Representative Plaintiffs") claim that the Apple iPod Digital Music Player ("iPod") did not have the battery life represented and/or that the battery's capacity to take and hold a charge substantially diminished over time. Defendant Apple Computer, Inc. ("Apple") has denied the Representative Plaintiffs' allegations and asserted various affirmative defenses in the Litigation.

The Court has conditionally ruled that the Litigation may be maintained on behalf of the following Class:

All persons or entities residing in the United States who purchased or obtained a First, Second, or Third Generation iPod on or before May 31, 2004.

Excluded from the Class are Apple; any entity in which Apple has a controlling interest; Apple's directors, officers, and employees; Apple's legal representatives, successors, and assigns; any Judge to whom the Litigation is assigned and the members of his or her immediate family; and all persons and entities who timely and validly request exclusion from the Class in compliance with the requirements set forth in this Notice.

The above definition of those persons who fall within or are excluded from the Class is referred to in this Notice as "the Class Definition."

PURPOSE OF THIS NOTICE

The purpose of this Notice is to inform you, as a potential Class Member, of (a) the existence of the Litigation; (b) a proposed Class Action Settlement of the Litigation, described below; and (c) your rights with respect to the proposed Settlement. Those rights include the right to be excluded from the Class and the Settlement. If you are a Class Member and do not request exclusion in compliance with the procedures and deadline set forth below, you will remain in the Class and be bound by the terms of the Settlement.

Plaintiffs' Counsel have investigated and evaluated the claims asserted in the Litigation and have determined that the proposed Settlement is fair, reasonable, and adequate for the Class as a whole, in light of the benefits of the settlement and the disadvantages of continuing the Litigation. The proposed Settlement is a compromise of disputed claims and does not mean that Apple has any liability as alleged in the Litigation. Apple has denied and continues to deny any wrongdoing or liability on its part.

DEFINITIONS

The following defined terms are used in this Settlement and this Notice.

- **First Generation iPod:** First Generation iPods (iPod) are white and have a mechanical scroll wheel that physically turns and a Firewire port with no cover.
- **Second Generation iPod:** Second Generation iPods (iPod Touchwheel) are white and have a touchwheel that does not physically turn and a Firewire port with a cover.
- **Third Generation iPod:** Third Generation iPods (iPod with Dock Connector) are white and have a touchwheel that does not physically turn, a horizontal row of control buttons, and a dock connector.
- **"Battery Failure"** means that the capacity of an iPod's battery to hold an electrical charge has dropped to four hours or less of continuous audio playback, with earbuds attached, with respect to the Third Generation iPod, or five hours or less of continuous audio playback, with earbuds attached, with respect to the First Generation iPod and the Second Generation iPod.
- **"Store Credit"** means a credit in the amount of \$50 redeemable toward the purchase of any Apple-branded products or services (except iTunes downloads, iTunes Music Store Cards, iTunes Gift Certificates, or any other product redeemable for iTunes downloads or cash) at either The Apple Store (Online) or at a kiosk (a computer linked to The Apple Store (Online)) located in a "brick and mortar" Apple retail store, issued as a discount code number. Store Credit may be transferred once but may not be aggregated or redeemed for cash. Store Credit may be used to purchase multiple products but, in all instances, the full value of the Store Credit must be used up or exhausted in a single transaction. Store Credit does not apply to any shipping, handling and sales tax charges applicable. Store Credit will expire eighteen (18) months after the date of issuance.

**"Battery Replacement Program"** or **"BRP"** means a service policy and/or program implemented and maintained by Apple, under which Apple will replace a consumer's iPod with an iPod of similar or better quality if the battery's ability to hold an electrical charge has diminished. The price currently charged by Apple for iPod replacement under the Battery Replacement Program is \$99.00, plus a shipping fee of \$6.95, for a total cost of \$105.95.

**"APP"** means the AppleCare Protection Plan For iPod, a program that extends the 90-day complimentary single-incident phone support and one-year warranty on an iPod for a period of up to two years from the date of purchase. At this time, the price charged by Apple for the APP is \$59.00.

SETTLEMENT BENEFITS FOR CLASS MEMBERS

If the Settlement is approved, Apple will make the benefits described below available to Class Members. Class Members may receive only one of the benefits described below for each iPod owned or purchased.

A. Benefits for Class Members Who Purchased or Obtained a New Third Generation iPod

If you are a Class Member who purchased or obtained a new Third Generation iPod on or before May 31, 2004:

Apple will extend the one-year limited warranty on that iPod for one additional year solely to cover Battery Failures. If the

iPod experiences or has experienced Battery Failure during the one-year extension period, and you submit a valid claim, you have the option of either:

- returning the iPod to Apple, which will, in its sole discretion, send you either a battery replacement or a replacement iPod at no charge to you (except for shipping and handling fees applicable under Apple's iPod limited warranty, which will be paid by the Class Member); or
- receiving a Store Credit in the amount of \$50.00 by mail.

**B. Benefits for Class Members Who Purchased or Obtained a New First or Second Generation iPod**

If you purchased or obtained a new First or Second Generation iPod on or before May 31, 2004 that experienced a Battery Failure within two years of purchase, and you submit a valid claim, you will be mailed, at your option, either:

- a Store Credit in the amount of \$50.00, or
- a payment in the form of a check for \$25.00.

**C. Compensation for Class Members Who Already Paid for Battery Replacement**

If you are a Class Member who purchased or obtained a new First, Second, or Third Generation iPod on or before May 31, 2004 that experienced a Battery Failure within two years of purchase and paid for service for that iPod under the Battery Replacement Program before June 3, 2005, and you submit a valid claim, you will be mailed a check for 50 percent (50%) of the amount you paid for the battery or iPod replacement (exclusive of any shipping and sales tax charged).

**D. Benefits for Class Members Who Already Obtained Battery Replacement or Repair under the AppleCare Protection Plan for iPod**

If you are a Class Member who: (1) purchased or obtained a new First, Second, or Third Generation iPod on or before May 31, 2004; (2) purchased the APP for that iPod before June 3, 2005; and (3) obtained a replacement or repair for a Battery Failure under that APP at any time, you are entitled to a check for \$25.00. You need not submit a claim to receive this payment. Apple will search its records for all Class Members who are entitled to this compensation and will have a \$25.00 check mailed to each such Class Member it locates.

**E. Continuation of Battery Replacement Program**

Apple will keep its Battery Replacement Program in force for Class Members through at least September 30, 2006, and agrees that it will not raise the price charged to Class Members from the price and shipping fee currently charged by Apple under the program.

**F. Claims Process**

Only one settlement benefit is available for each qualifying iPod. To make a claim, complete and submit the enclosed Claim Form in compliance with the instructions set forth on the Claim Form, along with any required documentation. You must submit a Claim Form for each iPod owned or purchased. You have the option of submitting your claim by mail or electronically. If you submit your claim by mail, sign and send the original of the Claim Form and a copy of any required documentation, and keep copies for your records. If you submit your claim electronically, sign the Claim Form, scan and send it and any required documentation as a single portable document format (pdf) file and keep the original documents for your records. Failure to keep a copy of your Claim Form and proof of purchase documents may result in denial of your claim if the version electronically submitted is not received or readable.

**G. Claims Deadline**

For Third Generation iPod Claims for battery or iPod replacement, the postmark deadline for submitting a claim by mail and the transmission deadline for submitting a claim electronically is (a) two years after the original purchase date of the iPod for which you are making the claim, or (b) September 30, 2005, whichever is later.

For all other claims, the postmark deadline for submitting a claim by mail and the transmission deadline for submitting a claim electronically is September 30, 2005.

**DISMISSAL OF LITIGATION AND RELATED LAWSUIT, ENTRY OF JUDGMENT, AND RELEASE OF CLAIMS**

If the Court approves the proposed settlement, it will enter a judgment that will dismiss the Litigation with prejudice as to all Class Members, except those Class Members who request to be excluded from the Settlement. Furthermore, if the Court enters the judgment, the proposed New York state class action, *Mosley v. Apple Computer, Inc.*, which is currently pending in the United States District Court for the Southern District of New York as Case No. 7-04-cv-5773 ("Mosley Action"), and which asserts allegations against Apple similar to those asserted in this Litigation, will be dismissed with prejudice by the named plaintiff in that lawsuit ("Mosley Plaintiff"). All people and entities who meet the Class Definition and do not validly and timely request exclusion from the Class will be forever barred from prosecuting their own lawsuits, and they and their heirs, executors, administrators, representatives, agents, partners, successors, and assigns shall be deemed to have fully released and forever discharged the Released Persons (defined below) from all Released Claims (defined below).

"Released Persons" means Apple Computer, Inc. and, whether or not specifically named in the Litigation or Mosley Action, each of its past or present directors, officers, employees, agents, shareholders, attorneys, advisors, consultants, representatives, partners, affiliates, parents, subsidiaries, joint venturers, independent contractors, wholesalers, resellers, distributors, retailers, related companies, and divisions, and each of their predecessors, successors, heirs and assigns.

"Released Claims" means any and all liabilities, claims, cross-claims, causes of action, rights, actions, suits, debts, liens, contracts, agreements, damages, restitution, disgorgement, costs, attorneys' fees, losses, expenses, obligations or demands, of any kind whatsoever that the Releasing Persons may have or may have had, whether in arbitration, administrative, or judicial proceedings, whether as individual claims or as claims asserted on a class basis or on behalf of the general public, whether known or unknown, suspected or unsuspected, threatened, asserted or unasserted, actual or contingent, liquidated or unliquidated, that were alleged or could have been alleged in the Litigation or in the Mosley Action, regarding the iPod battery, including without limitation, claims relating to any alleged defect, misrepresentation, or failure to disclose regarding the iPod battery or the iPod

battery's life, lifespan, playtime or charge-holding capacity in iPods bought or obtained by Representative Plaintiffs, the Mosley Plaintiff, or Class Members on or before May 31, 2004. Notwithstanding the foregoing, Released Claims shall not include any claims for personal injury. By operation of the judgment, all Class Members shall be deemed to have waived any and all provisions, rights, and benefits conferred by section 1542 of the California Civil Code or any comparable statutory or common law provision of any other jurisdiction with respect to the Released Claims. Section 1542 reads as follows:

Certain Claims Not Affected By General Release: A general release does not extend to claims which the creditor does not know or suspect to exist in his favor at the time of executing the release, which if known by him must have materially affected his settlement with the debtor.

Although the releases granted under the proposed settlement are not general releases, all Class Members nonetheless expressly acknowledge that they are waiving the protections of section 1542 and of any comparable statutory or common law provision of any other jurisdiction.

#### **COSTS AND ATTORNEYS' FEES AND EXPENSES**

From the inception of these lawsuits beginning in 2003 to the present, Plaintiffs' Counsel have not received any payment for their services in prosecuting the lawsuit, nor have they been reimbursed for any out-of-pocket expenses. If the Court approves the proposed settlement, Plaintiffs' Counsel will ask the Court to award them attorneys' fees and out-of-pocket expenses in the amount of \$2,768,000. Apple has agreed not to oppose an award that does not exceed \$2,768,000. In addition, Plaintiffs' Counsel will ask the Court to award a \$1,500 incentive payment to each of the Class representatives, in addition to the benefits to which they are entitled under the settlement, for their time and effort related to the Litigation. Finally, Apple has agreed to pay all costs of mailed and published notice to the Class, as well as the costs of administering the Settlement.

Any awards of attorneys' fees, expenses, and incentive payments will be paid separately from, and will not reduce, the benefits provided to Class Members under the settlement. Under no circumstances will Class Members be personally liable for any attorneys' fees or expenses of Plaintiffs' Counsel or incentive payments to the Class representatives.

#### **RIGHTS AND OPTIONS OF CLASS MEMBERS**

If you meet the Class Definition set forth at the start of this Notice, you have the following rights and options:

##### **A. Remain a Class Member**

1. If you do not request exclusion from the Class, you will remain a Class Member. Your interests in connection with the proposed Settlement will be represented by the Plaintiffs and their counsel. You will not be charged for the services of the Plaintiffs' Counsel.

Plaintiffs' Counsel include the following attorneys and law firms, who serve as Plaintiffs' Co-Lead Counsel:

Eric H. Gibbs  
Girard Gibbs & De Bartolomeo LLP  
601 California Street, Suite 1400  
San Francisco California 94108

Steven N. Williams,  
Elizabeth C. Pritzker  
Cotchett, Pitre, Simon & McCarthy  
San Francisco Airport Office Center  
840 Malcolm Road, Suite 200  
Burlingame, California 94010

Apple is represented in the Litigation by:

James P. Bennett  
Penelope A. Prevolos,  
Andrew D. Muhlbach,  
Morrison & Foerster LLP  
425 Market Street  
San Francisco, California 94105

2. If the Settlement is approved by the Court and the judgment becomes final, you will be entitled to the benefits described in section III above.
3. As a Class Member, you will be bound by any judgment or other disposition of this Litigation, even if you do not submit a claim or take advantage of any of the benefits of the Settlement. Furthermore, you and your heirs, executors, administrators, representatives, agents, partners, successors, and assigns will be deemed to have agreed to the terms of the release described in section IV above.

##### **B. Objections to or Comments on the Settlement**

As a Class Member, you have the right to object to or comment in support of the proposed Settlement, the proposed award of attorneys' fees and expenses, or the proposed payment of incentive awards to the Representative Plaintiffs and the Mosley Plaintiff. The procedure for doing so is explained in section VII.B below.

##### **C. Request Exclusion**

You have the right to request exclusion from the Class. If you request exclusion from the Class, you will not be bound by any judgment or settlement of the Litigation, and you will not receive the benefits of the Settlement. If you wish to be excluded from the Class, you must submit a written, signed request for exclusion, by First-Class mail, stating (1) your name, address, and telephone number; (2) the reference "In re iPod Cases, Judicial Council Coordination Proceeding No. 4355"; (3) the serial number, if available, of each iPod you purchased or obtained that brings you within the Class definition, or if the serial number is not available, the approximate date you purchased or obtained the iPod and whether it is First, Second, or Third Generation; and (4) that you wish to be excluded from the Class. Requests for exclusion must be mailed to both of Plaintiffs' Co-Lead Counsel at the addresses listed in section VI.A.1 above; postmarked no later than July 29, 2005. If you submit a request for exclusion that does not comply with these requirements, your request will be deemed invalid, and you will not be excluded from the Class.

#### D. Retain Your Own Attorney and Seek Intervention

You have the right to consult and/or retain an attorney of your choice, at your own expense, to advise you regarding the Settlement and your rights in connection with the Settlement. You also have the right, either personally or through an attorney retained by you, at your own expense, to seek to intervene in the Litigation.

#### FAIRNESS HEARING

##### A. Time, Place, and Purpose of Hearing

A Fairness Hearing will be held on Thursday, August 25, 2005, at 1:30 p.m., before the Honorable Beth Labson Freeman, Judge of the Superior Court, at the Superior Court of California for San Mateo County, Hall of Justice and Records, 400 County Center, Redwood City, California 94063, to determine: (1) whether the proposed settlement of the Litigation on the terms set forth in the Settlement Agreement is fair, reasonable, and adequate for the Class as a whole and should be granted final approval; (2) whether the certification of the Class should be made final; (3) whether the Court should enter the proposed judgment dismissing the Litigation with prejudice; (4) whether the Court should grant the application of Plaintiffs' Counsel for attorneys' fees and reimbursement of expenses and, if so, in what amount; and (5) whether the Court should grant the request for incentive awards to the Representative Plaintiffs and the Mosley Plaintiff and, if so, in what amount. Class Members need not attend the Fairness Hearing.

##### B. Procedure for Objecting to or Commenting in Support of the Settlement

###### 1. Written Objections or Comments

If you are a Class Member, you have the right to submit written objections to or comments in support of the proposed Settlement, the proposed award of attorneys' fees and expenses, or the proposed payment of incentive awards to the Representative Plaintiffs and the Mosley Plaintiff. To do so, you must submit a written statement setting forth: (1) your name, address, and telephone number; (2) the reference "*In re iPod Cases*, Judicial Council Coordination Proceeding No. 4355"; (3) the serial number, if available, of each iPod you purchased or obtained that brings you within the Class definition, or if the serial number is not available, the approximate date you purchased or obtained the iPod and whether it is First, Second, or Third Generation; and (4) your objections, comments and any supporting arguments, to:

Clerk of the Court  
Superior Court of California for San Mateo County  
Hall of Justice and Records  
400 County Center  
Redwood City, CA 94063

You must also mail copies of your entire written submission to Plaintiffs' Co-Lead Counsel and Apple's counsel at the addresses listed in section VI.A.1 above. To be considered by the Court, your objections or supporting comments must be actually received by the Clerk of the Court, Plaintiffs' Co-Lead Counsel, and Apple's counsel, and not merely postmarked, no later than July 29, 2005. You cannot both request exclusion and make an objection. Only those who remain in the Class may make an objection.

###### 2. Presentation of Objections and Supporting Comments at Fairness Hearing

You may also attend the Fairness Hearing, either personally or through an attorney retained by you, at your own expense, and ask to be heard by the Court on your comments. If you wish to do so, you must submit your objections or comments in writing in compliance with section VI.B.1 above and include in your comments a statement that you intend to appear and wish to be heard at the Fairness Hearing.

#### ADDITIONAL INFORMATION

If the Settlement is not granted final approval, or if the Settlement is granted final approval but the judgment does not become final, the certification of the Class will be vacated and the Litigation will proceed as though no proposed Settlement had been reached.

Any questions you may have about the matters described in this Notice should be directed in writing to either of Plaintiffs' Co-Lead Counsel listed in section VI.A.1 above. You may also send questions by e-mail to Plaintiffs' Co-Lead Counsel at [IPodSettlement@girardgibbs.com](mailto:IPodSettlement@girardgibbs.com). Please do not direct any questions to the Court. Copies of the Settlement Agreement and the pleadings and other documents filed in the Litigation are on file at the Superior Court of California for San Mateo County, and may be examined and copied during regular office hours at the Office of the Clerk of the Court, Superior Court of California for San Mateo County, Hall of Justice and Records, 400 County Center, Redwood City, California 94063.

#### DEADLINES

Remember:

- If you wish to be excluded from the Class, you must mail your written request for exclusion, postmarked no later than July 29, 2005, to both of Plaintiffs' Co-Lead Counsel at the addresses listed in section VI.A.1 above.
- If you wish to submit objections or supportive comments, you must submit them in writing to the Clerk of the Court at the address listed in section VII.B.1, with copies to both of Plaintiffs' Co-Lead Counsel and Apple's counsel at the addresses listed in section VI.A.1 above, such that they are received no later than July 29, 2005.
- If you wish to seek to intervene in the Litigation, you must do so no later than July 29, 2005.
- For Third Generation iPod Claims for battery replacement, the deadline for submitting this claim either by electronic or U.S. mail is (a) two years after the original purchase date of the iPod for which you are making the claim, or (b) September 30, 2005, whichever is later.
- For all other Claims, the deadline for submitting a claim by electronic or U.S. mail is September 30, 2005.

FILED: May 12, 2005

BY ORDER OF THE SUPERIOR COURT  
OF CALIFORNIA FOR SAN MATEO COUNTY

Apple iPod Claims Administrator  
P.O. Box 6175  
Novato, CA 94948-6175

**CLAIM FORM**  
(Please Print or Type)

**PERSONAL INFORMATION**

Name: \_\_\_\_\_

Address: \_\_\_\_\_

City: \_\_\_\_\_ State: \_\_\_\_\_ Zip Code: \_\_\_\_\_

(        )  
Area Code      Daytime Telephone Number

(        )  
Area Code      Evening Telephone Number

Please provide the following information, which will be treated as confidential. Any compensation that Apple provides in response to your claim will be issued to the name and street address you provide. Please print clearly in blue or black ink.

iPod Serial Number: (located on back of iPod)

E-mail (if available):

**THIRD GENERATION IPOD CLAIM** (check all boxes that apply)

I bought or obtained a new Third Generation iPod on or before May 31, 2004, and still had it on June 2, 2005. During my ownership of the iPod, it experienced a Battery Failure more than one year after the date of its original purchase and within two years after the date of original purchase. (For example, if you purchased the iPod on February 1, 2003 and experienced a Battery Failure between January 31, 2004 and February 1, 2005, you may submit a claim.)

I read and made reasonable best efforts to follow the iPod battery test instructions included in Section IV of the Instructions and believe that my iPod experienced a "Battery Failure."

► I request (check only one of the following):

replacement of the iPod's battery or (at Apple's discretion) a replacement iPod. [DO NOT SEND IN YOUR IPOD. Unless your claim is rejected by the Claims Administrator, you will be contacted with instructions on how to return your iPod and where to remit the applicable shipping and handling charges.]  
or

a \$50 Store Credit redeemable toward the purchase of any Apple-branded products or services (except iTunes downloads, iTunes Music Store Cards, iTunes Gift Certificates, or any other product redeemable for iTunes downloads or cash) at The Apple Store (Online) or at a kiosk (a computer linked to The Apple Store (Online)) located in a "bricks and mortar" Apple retail store. Store Credits may be transferred once but may not be aggregated with other Store Credits or redeemed for cash. Store Credits may be used to purchase multiple products but, in all instances, the full \$50 credit must be used up or exhausted in a single transaction. Store Credit does not apply to any shipping, handling or sale tax charges applicable. Store Credit will expire within eighteen (18) months after the date of issuance.

► I enclose proof of purchase of the iPod, in the form of the original or a photocopy of (check one and enclose the requested documentation):

the invoice or receipt that reflects the purchase of the iPod  
or

a cancelled check that reflects the purchase of the iPod  
or

a credit or debit card statement that identifies the transaction as the purchase of the iPod [Underline, circle, or highlight the iPod purchase transaction on your statement. You may cross out, white-out, or otherwise redact the card number and any transactions other than the iPod purchase.]  
or

a check, credit card statement or debit card statement that does not specifically identify the transaction as one for the purchase of the iPod. I declare under penalty of perjury that the transaction reflected on the check or statement was for the purchase of an iPod. [Underline, circle, or highlight the iPod purchase transaction on your statement. You may cross out, white-out, or otherwise redact the card number and any transactions other than the iPod purchase.]

**FIRST OR SECOND GENERATION IPOD CLAIM** (complete all blanks and check all boxes that apply)

- I bought or obtained a new First or Second Generation iPod on or before May 31, 2004. During my ownership of the iPod, it experienced a Battery Failure within two years after the date of its original purchase.
- I read and made reasonable best efforts to follow the iPod battery test instructions included in Section IV of the Instructions and believe that my iPod experienced a "Battery Failure."
- I bought or obtained the iPod on or about (month/year):   /
- My iPod experienced a Battery Failure on or about (month/year):   /
- I did not receive battery repair service for this Battery Failure under Apple's iPod limited warranty.
- I request (check only one of the following):
- \$25, issued in the form of a check payable to me,
- or**
- a \$50 Store Credit redeemable toward the purchase of any Apple-branded products or services (except iTunes downloads, iTunes Music Store Cards, iTunes Gift Certificates, or any other product redeemable for iTunes downloads or cash) at The Apple Store (Online) or at a kiosk (a computer linked to The Apple Store (Online)) located in a "bricks and mortar" Apple retail store. Store Credits may be transferred once but may not be aggregated with other Store Credits or redeemed for cash. Store Credits may be used to purchase multiple products but, in all instances, the full \$50 credit must be used up or exhausted in a single transaction. Store Credit does not apply to any shipping, handling or sale tax charges applicable. Store Credit will expire within eighteen (18) months after the date of issuance.

**BATTERY REPLACEMENT PROGRAM CLAIM** (complete all blanks and check all boxes that apply)

- I bought or obtained a First, Second or Third Generation iPod on or before May 31, 2004. During my ownership of the iPod, I paid for service under Apple's Battery Replacement Program ("BRP").
- I bought or obtained the iPod on or about (month/year):   /
- My iPod experienced a Battery Failure on or about (month/year):   /
- I paid for BRP on or about (month/year):   /
- I request payment (by check) in an amount equal to 50% of the amount I paid for battery replacement service under the BRP (exclusive of any shipping and sales tax charged).

**CERTIFICATION**

Please read, date, and sign the statement below [required for all claims].

By signing and dating this form below, I acknowledge that I have read the Release set forth in the Class Notice, and understand that upon receipt of my benefit, the Settlement Agreement and Release and the Final Judgment entered in this action will be binding on me, my agents and heirs, and any other person or entity with authority to act on my behalf.

I state under penalty of perjury that the information provided above is true and correct to the best of my knowledge and belief.

---

Date

---

Signature

**REMINDER**

Please note the following deadlines for postmarking or e-mailing your Claim Form and supporting documentation:

For Third Generation Claims for battery replacement, the deadline for submitting this claim is (a) two years after the original purchase date of the iPod for which you are making the claim, or (b) September 30, 2005, whichever is later.

For all other claims, the deadline for submitting a claim is September 30, 2005.

If you have any questions while completing the Claim Form please contact the Claims Administrator at 1-888-385-3085.

(資料10) インパクトファンドの支援対象一覧

THE  
**IMPACT  
FUND**

**GRANTS**

**Grants Rewarded (July 1, 2006 - June 30, 2007)**

**Poverty - Total given \$24,500**

**Case Not Yet Filed**

**Applicant: The Project on Economic, Social and Culture Rights**

**Amount: \$7,500**

Proposed action against Wal-Mart's Mexican operation for failing to pay child laborers.

**Bzdawka v. Milwaukee Co.**

**Applicant: Pledi Law Office**

**Amount: \$10,000**

Challenge to low reimbursement rates for in home providers for severely disabled medicaid recipients.

**Mary Carr v. Patricia Wilson-Coker, Commissioner of the State of Connecticut Dept. of Social Services**

**Applicant: Connecticut Legal Services, Inc. (CLS)**

**Amount: \$7,000**

Action against Connecticut for its failure to provide dental services to medical beneficiaries.

**Environmental Justice - Total given \$60,000**

**Dine CARE v. Arizona Public Service**

**Applicant: Dine CARE**

**Amount: \$10,000**

Action against operators of a coal-burning plant in the Navajo homeland.

**Tewa Women United v. Department of Energy**

**Applicant: Western Environmental Law Center**

**Amount: \$10,000**

Potential case against Los Alamos Natural Laboratory for releasing contaminants into the Rio Grande and ground water.

**Colonias Development Council v. Rhino Environmental Services, Inc.**

**Applicant: Colonias Development Council**

**Amount: \$10,000**

A challenge to a waste disposal permit in Chaparral, New Mexico, a mostly poor and Latino area.

**The Community of Cleveland, NM v. Sangre de Cristo Gravel Products.**

**Applicant: The Community of Cleveland, NM**

**Amount: \$2,500**

A challenge to the attempt to open a gravel plant in a poor, Hispanic area.

**CARD v. Washington TRU Solutions, Inc.; DOE; and NMED**

**Applicant: Citizens for Alternatives to Radioactive Dumping**

**Amount:** \$7,500  
Environmental justice challenge to disposal of radioactive waste.

**In Re: International Uranium Corp.: Revised 11(e)(2) Materials License Amendment #2**

**Applicant:** Energy Minerals Law Center

**Amount:** \$10,000

Challenge to license to allow processing and disposal of 32,000 tons of radioactive waste in White Mesa, Utah.

**Environmental Law Foundation, Our Children's Earth Foundation, Communities for a Better Environment v. Laidlaw Transit**

**Applicant:** Communities for a Better Environment

**Amount:** \$10,000

Suit against school bus operators for diesel emissions in violation of proposition 65 which requires notice of toxic exposure.

**Human & Civil Rights – Total given \$95,000**

**Medina v. Station Casinos, Inc.**

**Applicant:** Equal Rights Advocates

**Amount:** \$10,000

Suit to protect female employees of the Thunder Valley Casino in rural Placer County, California from sexual harassment, discrimination and violations of wage and hour laws. While the Casino is Native owned, it is managed by a non-Native Las Vegas corporation.

**Clark K. v. Willden**

**Applicant:** National Center for Youth Law

**Amount:** \$10,000

Class action against Nevada officials for failing to protect the health and safety of foster children in its child welfare system.

**Lozano v. City of Hazleton**

**Applicant:** Puerto Rican Legal Defense & Education Fund

**Amount:** \$5,000

Action against Hazleton's extreme anti-immigration law.

**Nicolasa Ramos v. Alberto Gonzalez**

**Applicant:** Centro Legal, Inc.

**Amount:** \$5,000

Proposed litigation against Immigration and Customs Enforcement (I.C.E.) for raids of Swift Co. meat plant that resulted in unconstitutional searches, seizures and due process violations of worker's rights.

**Al-haramain Islamic Foundation, Inc. v. Bush**

**Applicant:** Steven Goldberg

**Amount:** \$15,000

Challenge to Bush Administration's warrantless electronic surveillance program.

**Jeff D. v. Kempthorne**

**Applicant:** Belodoff Law Office

**Amount:** \$3,000

Action to enforce a class settlement that improves community-based services to children with severe emotional disturbances.

**Roubideaux v. Department of Corrections and Rehabilitation**

**Applicant: Brancart & Brancart**

**Amount: \$15,000**

Class action on behalf of female inmates in the custody of the North Dakota Department of Corrections and Rehabilitation alleging discrimination against female inmates in the provision of facilities and services on the basis of gender.

**Tapia v. Dugger**

**Applicant: Oficina Legal del Pueblo Unido d.b.a Texas Civil Rights Project (TCRP)**

**Amount: \$7,000**

Suit against "for-profit" prison officials and US Marshals Service in western Texas, whose female inmate was raped and committed suicide.

**Bowers v. City of Philadelphia**

**Applicant: Pennsylvania Institutional Law Project**

**Amount: \$10,000**

Class Action to challenge intake procedures for persons arrested in Philadelphia, which lead to overcrowded and inadequate jail facilities.

**Potential Case to Enforce ADA**

**Applicant: Access Living of Metropolitan Chicago**

**Amount: \$10,000**

Action against State officials on behalf of Cook County nursing home residents denied community placements.

**Orantes-Hernandez v. Smith**

**Applicant: National Immigration Law Center**

**Amount: \$5,000**

Defense of injunction in Orantes case which protects rights to counsel, legal materials and communication of detained assylees.

## (資料11) インパクトファンドの関与訴訟一覧

### THE IMPACT FUND =

#### LITIGATION and AMICUS BRIEFS

The Impact Fund is currently involved in ground-breaking litigation, including the largest civil rights class action lawsuit in history, *Dukes v. Wal-Mart*. In addition, The Impact Fund maintains an active amicus docket on cases affecting civil and human rights, with a focus on key issues for employment discrimination class action cases.

#### LITIGATION

##### **Dukes v. Wal-Mart Stores, Inc.**

**(U.S. District Court, No. District of Cal.)**

The Ninth Circuit Court of Appeals affirmed United States District Judge Martin J. Jenkins's certification of this nationwide gender discrimination lawsuit as a class action on February 6, 2007. This is the largest civil rights class action lawsuit ever. The suit charges that Wal-Mart discriminates against its female retail employees in pay and promotions into management. The class includes more than 2 million current and former female employees of Wal-Mart retail stores in the U.S., including Wal-Mart Discount Stores, Supercenters, Neighborhood Markets, and Sam's Club's. Wal-Mart has filed a request for review by the entire Ninth Circuit.

##### **Ellis v. Costco Wholesale Corp.**

**(U.S District Court, No. District of Cal)**

Filed in August 2004, this nationwide glass ceiling class action lawsuit charges Costco with failure to promote women to management positions in their retail warehouses. The proposed class consists of current and former female Costco workers across America who have been subjected to gender discrimination in promotion to warehouse manager and assistant manager positions. Only one in six Costco managers are women, yet its workforce is nearly 50% female. United States District Judge Marilyn Hall Patel granted Plaintiffs' motion for class certification on January 12th, 2007. The Ninth Circuit Court of Appeals will consider Costco's appeal of this ruling.

##### **Parra v. Basha's, Inc.**

**(U.S. District Court, Arizona)**

This case alleges that the grocery store chain maintained a pay policy that discriminated against Latino workers in its Food City stores. From at least 1998, the written pay scale for Food City's predominantly Hispanic workers was lower in most job positions than the identical job positions in the Bashas' and A.J.'s stores, held by predominantly white workers. Statistical analysis also demonstrates that, within Food City Stores, Hispanic employees have consistently been paid less than their white counterparts in similar positions. The case also alleges that the working conditions (in terms of safety and sanitation) within Food City were inferior to those of Bashas' and A.J.'s stores. The court certified the working conditions claim but denied class certification of the unequal pay claim. The Ninth Circuit Court of Appeals has accepted plaintiffs' appeal of the denial of class certification on the equal pay claim.

**Moeller v. Taco Bell**

**(U.S. District Court, No. District of Cal.)**

This disability class action against Taco Bell Corp. challenges accessibility barriers at California Taco Bell restaurants for persons who use wheelchairs or scooters. The barriers include, for example, queue lines that are too narrow for persons who use wheelchairs, inaccessible restrooms, service counters and dining areas, and insufficient accessible parking. The Impact Fund joined the litigation team for this case, which was originally filed by Tim Fox and Amy Robertson. The case has been certified as a class action. A motion for partial summary judgement was recently filed by the plaintiffs.

**Glover v. Potter**

**(EEOC Administrative)**

This nationwide disability class action challenged the U.S. Postal Service's practice of denying promotions to injured workers in so-called "rehabilitation" positions. A \$61 million global settlement has been reached to resolve 7500 claims of discrimination. This is the largest disability discrimination settlement in history.

**Sepulveda v. Wal-Mart Stores, Inc. Opening, Reply**

**(9th Circuit Court of Appeals)**

The Impact Fund is handling the appeal of a denial of class certification in this overtime class action, which alleges that assistant managers in California were improperly classified as exempt from overtime laws.

**AMICUS BRIEFS**

**Olson v. Auto Club of Southern California**

**(California Supreme Court, filed May 1, 2007)**

This brief, written by The Impact Fund and 24 other civil liberties, civil rights, legal services, and environmental organizations, argues that expert fees should be recoverable as part of private attorney general attorneys fees.

**Vasquez v. The Superior Court**

**(California Supreme Court filed February 15, 2007)**

The Impact Fund filed this amicus brief on behalf of civil rights and legal services groups in this private attorneys general attorneys-fees case addressing whether a pre-litigation settlement demand must be made as a condition for recovering fees.

**Gunther v. Lin**

**(California Supreme Court, filed November 28, 2006)**

The Impact Fund filed a request to "depublish" a court of appeal decision which held that intentional discrimination must be proven in a disability claim under California's Unruh Civil Rights Act.

**Capitol People First v. Department of Developmental Services  
(California Court of Appeal, filed September 27, 2006)**

This brief, written by The Impact Fund on behalf of itself and seven other civil rights organizations, argues that class certification is appropriate in cases seeking system-wide injunctive relief regardless of the different needs of individual class members.

**City of Clarita v. US Department of Interior  
(9th Circuit, filed May 23, 2007)**

The Impact Fund filed this amicus brief on behalf of itself and Public Advocates against the imposition of sanction in the form of attorney fees against a plaintiff in an unsuccessful environmental case.

**Mendez v. City of San Bernadino  
(9th Circuit, filed May 24, 2007)**

The Impact Fund filed this amicus brief on behalf of itself and the Lawyers Committee for Civil Rights of the San Francisco Bay Area, arguing that a district court improperly denied fees to a successful police misconduct plaintiff because the request "shocked the conscience."

# COSTCO CLASS WEBSITE

- ▶ Case Developments
- ▶ FAQs
- ▶ Attorney Profiles
- ▶ Sign Up
- ▶ Home
- ▶ For the Press
- ▶ Privacy Notice
- ▶ Disclaimer
- ▶ Contact Us

## **Costco Gender Discrimination Class Action Lawsuit**

Are you a current or former female employee of Costco who sought advancement to management?

- Have you been denied promotion to assistant manager or general manager positions?
- Have you hit the "glass ceiling"?
- Have you been denied merchandising assignments?

If you answered yes to any of these questions, now you can do something about it. You may have legal claims in a class action sex discrimination suit against Costco.

Our legal team is interested in learning of experiences of female workers at Costco warehouses across the nation. Please click [here](#) to contact an attorney on the Costco gender discrimination case or you may call us toll free at 1-866-501-2300.

### **About the Costco Lawsuit**

A nationwide employment discrimination class action lawsuit has been filed against Costco Wholesale Corporation. The suit charges that Costco operates a "glass ceiling" at the store-management level which precludes women from obtaining promotion to assistant manager and general manager positions. On Thursday, January 11, 2007, Judge Marilyn H. Patel certified the class finding that three current and former Costco employees may represent all women employed by Costco in the United States denied promotion to assistant and/or general manager positions since January 3, 2002.

To learn more about the lawsuit, click [here](#) or visit our Frequently Asked Questions page.

### **NEWS FLASH!**

On January 12, 2007, the Court granted Plaintiffs' Motion for Class Certification and certified a class consisting of all current and former female CostCo employees nationwide who have been denied promotion to General Manager or Assistant Manager or denied promotions to Senior Staff positions since January

3, 2002.

The Judge has issued a Stipulation and order regarding declarations signed by a number of class members at Costco's request. The order states that the declarations may not be used against the class members to limit their remedies in this case and that statements in the declarations to the effect that Costco did not engage in gender discrimination are withdrawn.

### Media Resources

Please click [here](#) to read press releases and other information for members of the media.

[Case Developments](#) | [FAQs](#) | [Attorney Profiles](#) | [Sign Up](#) | [Home](#) | [For the Press](#) | [Privacy Notice](#) | [Disclaimer](#)

# WAL-MART CLASS WEBSITE

- ▶ Case Developments
- ▶ FAQs
- ▶ Attorney Profiles
- ▶ Update Address
- ▶ Home
  
- ▶ For the Press
- ▶ Contact Us

## - Attention -

present and former *female employees* of  
Wal-Mart or Sam's Club:

- Have you been denied career opportunities in management?
- Have you been denied equal pay for equal work?
- Have you been getting the run-around about promotions or raises?
- Have you hit the glass ceiling?

If you worked for Wal-Mart at any time since December 26, 1998, you may have legal claims in a **class action sex discrimination lawsuit against Wal-Mart**.  
[Learn more!](#)

## NEWS FLASH

Newsflash: Court of Appeals Affirms Class Certification.

If you have information that can help the investigation or if you believe that you may have been discriminated against, please sign up on this site or call toll free 1-877-WOMAN-WM (966-2696).

Si Ud. desea información en Español sobre esta demanda de la acción de clase contra Wal-Mart, por favor llámenos al (800) 839-4372.

**CAUTION: LAWYERS NOT ASSOCIATED WITH THIS CASE ARE CLAIMING TO REPRESENT WAL-MART WOMEN - DON'T BE FOOLED. More**

You may also be interested in the [Costco gender discrimination class action lawsuit](#).

[Case Developments](#) | [FAQs](#) | [Attorney Profiles](#) | [For the Press](#) | [Contact Us](#) | [Home](#)

## Girard Gibbs 法律事務所からの追加回答

### 1. 当方から Girard Gibbs 法律事務所への質問 1

I'd like to ask you some questions about Class Notice for our research report we're writing and I thank you if you can e-mail me back.

It is generally said that when individual class notice is given to class members, they can be identified through reasonable effort.

So,

1. How does the attorney of the plaintiffs identify each member and actually send the legal notice to the appropriate name and address?

2. For example, as for the Anderson vs GM case(your office offered us the Legal Notice of it), how do you actually identify and find each member?

I believe that Discovery is one of the best way, but I'd like to know the actual way.

### 2. Girard Gibbs 法律事務所から当方への回答 1

Your question regarding class notice is a good one. Usually, the easiest way for plaintiff to identify class members is using defendants' own records or, sometimes, records that are available from public agencies.

For example, if the class action involves a product defect or a false billing scheme, one can identify class members using defendants' billing records. This is easy if the product is the type of product consumers buy directly from the manufacturer or a recognized distributor, such as an automobile, medical device (pace maker, bone implant, etc.) or iPod. It is more difficult if the product is one that is widely sold through third party retail stores, such as a music CD containing copyrighted material or a toy that contains lead paint. In this second scenario, a court may prefer to provide notice to the class using some method other than direct notice, for example, by posting the notice to an internet website with links that are likely to drive class members to that site.

In the Anderson v. General Motors case, which involves a secret warranty/product defect in Silverado trucks, we have another avenue of information available to us. The Department of Motor Vehicles has name and mailing address information for all class members who have the particular vehicle. So, we asked for a court order directing the Department of Motor Vehicles to provide that information to the claims administrator, who was able to use that information to mail class notice to those vehicle owners in the class.

Discovery is available for this purpose as well. However, corporations are often reluctant to turn over their customer information which they view as proprietary. If necessary, however, a plaintiff may seek that information in discovery and request that it be turned over under a protective order that limits the use of that information. Or, the plaintiff can ask that the information be given to the claims administrator for the purpose of mailing class notice to the members of the class.

### 3. 当方から Girard Gibbs 法律事務所への質問 2

1.> Your question regarding class notice is a good one. Usually, the easiest way for plaintiff to identify class members is using defendants' own records or,

Does 'using defendants' own records' mean that you can get defendants' own records by Discovery?

Or can you get them by another way?

2.> It is more difficult if the product is one that is widely sold through third party retail stores, such as a music CD containing copyrighted material or a toy that contains lead paint. In this second scenario, a court may prefer to provide notice to the class using some method other than direct notice, for example, by posting the notice to an internet website with links that are likely to drive class members to that site.

According to the Eisen case in the federal supreme court, you need to provide direct notices to the class members in any class action cases.

May federal court allow to use some method other than direct notice?  
or is that kind of way allowed just only by state court?

And have you been allowed to provide notice to the class using some method other than direct notice by federal court?

#### 4. Girard Gibbs 法律事務所から当方への回答 2

1. Yes, you are correct. Most of the time, one learns the identity of class members through the discovery process. I want to clarify, however, that while discovery allows this inquiry, often a defendant will not want to share the identities of its customers with the plaintiff. Also, in the United States, the law recognizes that individual customers have privacy rights concerning their personal financial information and, to some extent, their home addresses.

To accommodate the competing needs of the plaintiff (who needs the information to give notice to the class) and the individual customers (who have a right to privacy and the right to be left alone), the defendant will provide the identify of class members either to a neutral third party, such as the court or a settlement administrator, or the defendant will provide that information to the plaintiff under a discovery arrangement or protective order that strictly limits the use of the defendant's clients' private information (for example, to be used solely for the purpose of providing class notice and for no other purpose).

2. Direct notice by mail is presumed to be effective notice, but it is not always possible. Many state and federal courts will allow class notice to go to the class in other ways. Direct notice by email, for example, is appropriate and less costly (and for that reason, is sometimes preferred) if email addresses of class members are known. If email notice is not available, however, and the cost of providing notice is so expensive that it would not leave any money to give class members the benefits of settlement, then courts have a lot of discretion to order some alternative form of class notice. This may include the use of an internet website with appropriate links and search engine tools that are likely to drive class members to the site; publication notice in newspapers and periodicals; placing the notice in retail store outlets; among other examples.

3. We used a combination of email notice and website posting with links to search engines in the Sony-BMG CD Technologies Litigation. This form of class notice was approved by the federal district court for the Southern District of New York. The website is no longer active.